

労働保険料徴収法

早回し過去問論点集 2024年版

法改正情報

■ 令和5年 本試験対策としての大きな法改正は現時点ではありません。

■ 令和4年 本試験対策としての大きな法改正は現時点ではありません。

■ 令和2年4月1日施行

- ①64歳以上の者に対する雇用保険料の徴収免除の廃止。
- ②「時効の中断」が「時効の更新の効力」に改正
- ③時効の起算点が客観的な表現に改正
「これらを行行使することができる時から」が追加

■ 令和2年3月

- ①複数事業労働者に対する新たな保険給付を労災保険法において創設することに伴い、複数事業労働者の場合における労災保険率の算定方法について規定
- ②労災保険率の算定方法に「複数業務要因災害」を追加

労働保険料徴収法

[法 39 条他] 事業 3

[法 3 条・4 条] 保険関係の成立 7

[法 4 条の 2] 保険関係の成立の届出等 9

[整備法 5] 労災保険に係る暫定任意適用事業 16

[法附則 2 条] 雇用保険に係る暫定任意適用事業 25

[法 5 条] 保険関係の消滅 28

[法 7 条則 6 条] 有期事業の一括 32

[法 8 条 1 項] 請負事業の一括 46

[法 8 条の 2] 下請負事業の分離 57

[法 9 条] 継続事業の一括 61

[法 11 条 1 項] 一般保険料他 70

[法 11 条 3 項] 賃金総額の特例 90

[法 12 条 2 項] 労災保険料率 95

[法 12 条 4 項他] 雇用保険料率 98

[法 11 条の 2] 免除対象高年齢労働者（令和 2 年 4 月 1 日 法改正により廃止） 104

[法 13 条 14 条] 特別加入保険料 106

[法 15 条] 概算保険料 119

[法 18 条] 概算保険料の延納 130

[則 28 条] 有期事業の延納 145

[法 16 条、則 30 条] 増加概算保険料及び増加概算保険料の延納 148

[法 17 条] 概算保険料の追加徴収 154

[法 19 条] 確定保険料の申告・納付 159

[則 36・37 条] 還付及び充当 170

[法 22 条] 印紙保険料他 177

[法 26 条] 特例納付保険料 190

[法 21 条 2] 口座振替 197

[法 15 条 3 項・法 19 条 4 項・法 25 条 1 項] 印紙保険料の認定決定 202

[法 27 条] 督促 210

[法 29 条] 滞納処分等 215

[法 28 条] 延滞金 217

[法 12 条 3 項他] 労災保険のメリット制 227

[法 12 条の 2] 労災保険の特例（特例メリット制） 240

[法 20 条] 有期事業のメリット制 242

[法 33 条他] 労働保険事務組合 246

[則 62 条] 委託事業主の範囲 254

[法 33 条 1 項] 労働保険事務組合 委託業務の範囲.....	257
[法 34 条] 労働保険事務組合に対する通知等.....	263
[法 35 条] 労働保険事務組合の責任等.....	265
[整備法 23 条] 労働保険事務組合の報奨金制度	268
[費用の負担]	271
[法 37 条] 不服申し立て 平成 28 年 4 月 法改正により削除.....	274
[法 41 条他] 雑則	280
[計算問題]	290

[法 39 条他] 事業

[出題実績] ○択一式 (H21) ◎選択式

H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
—	—	—	〇〇	—	—	—	—	—	〇	—	—	—

□ **労働保険徴収法は、労働保険の事業の効率的な運営を図るため、労働保険の保険関係の成立及び消滅、労働保険料の納付の手続、労働保険事務組合等に関し必要な事項を定めている。**

[正解 R2年-雇用8D]

【POINT】

労働保険料徴収法 1 条の趣旨からの出題です。

この法律は、**労働保険の事業の効率的な運営を図るため、労働保険の保険関係の成立及び消滅、労働保険料の納付の手続、労働保険事務組合等に関し必要な事項を定めるものとする。**

□ **事業の期間が予定される事業であっても、その期間が厚生労働省令が定める期間を超えるものは、継続事業である。**

[誤り H16年-災8A]

⇒このような規定はないため誤り。

【POINT】

読みにくい問題の場合には、後ろから（述語から）確認していきます。
設問の結論の部分は、「**継続事業である。**」になります。

次に主語を確認していきます。

主語は、「**事業の期間が予定されている事業**」つまり、有期事業のことになります。

「厚生労働省令で定める一定期間を超える有期事業は、継続事業である。」という規定がそもそもないので誤りになります。

□ 継続事業として保険関係が成立している事業であっても、事業の再編等のため、厚生労働省令が定める期間内に事業が終了することが確定するにいたったときは、その保険年度の次の保険年度の初日からは、有期事業となる。

[誤り H16年-災8B]

⇒このような規定はないため誤り。

【POINT】

前問と同じように、論点が掴みにくい問題です。
 述語（結論）には、「有期事業となる。」とあります。
 つまり、問題文は、有期事業に関する問題です。

論点は、「その保険年度の次の保険年度の初日からは、有期事業である。」
 ということになりますが、
 そもそも、「次の保険年度の初日から有期事業になるような事業は存在しません。」

□ 労働者が1人でも雇用される事業については、原則としてすべて雇用保険の適用事業となるが、常時5人未満の労働者を雇用する事業（法人である事業主の事業を除く。）については、当分の間、業種を問わず、雇用保険の任意適用事業とすることとされている。

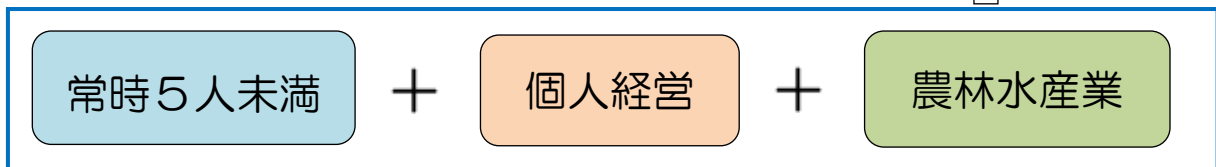
[誤り H19年-雇9C]

⇒「個人経営の農林水産業は」

【POINT】

前半の論点は、雇用保険法5条「労働者が雇用される事業を適用事業とする。」ということ
 で正しい論点になります。

後半は、「任意適用事業」を論点にしています。
 常時5人未満の労働者を雇用する事業で個人経営の農林水産業は、暫定任意適用事業になるため設問は誤りになります。



□ 労働保険徴収法及び労働保険徴収法施行規則には、労災保険に係る労働保険の保険関係及び雇用保険に係る労働保険の保険関係ごとに別個の事業とみなして労働保険徴収法を適用する事業（いわゆる二元適用事業）として、都道府県及び市町村の行う事業、農林水産の事業及び厚生労働大臣が事業主の申請に基づき認可した事業が規定されている。

[誤り H19年-雇9B]

⇒「及び厚生労働大臣が事業主の申請に基づき認可した事業」を削除すれば正しい。

【POINT】

二元適用事業には、「事業主が申請し厚生労働大臣の認可による事業」という規定はないので誤りです。

一元適用事業	二元適用事業
労災保険と雇用保険の保険関係を一の保険関係として扱い、適用や保険料の徴収等を一元的に処理する事業 ⇒一般的な会社	労災保険と雇用保険を別個の保険関係として扱い、適用や保険料の徴収等の事務を二元的（バラバラに）処理する事業



[二元適用事業]…5つ

- ① 都道府県及び市町村が行う事業
- ② 都道府県に準ずる事業及び市町村に準ずるものの行う事業
- ③ 港湾労働法の港湾運送の事業
- ④ 農林、畜産、養蚕、水産の事業（船員が雇用される事業を除く）
- ⑤ 建設の事業

■ 国の行う事業は、⇒一元適用事業

（国の行う事業は、労災保険法が適用されていないので、二元適用事業にはなりません。）

□ 東京、横浜、名古屋、大阪、神戸及び関門の港湾（その水域は、港湾労働法施行令別表で定める区域とする。）における港湾労働法第2条第2号の港湾運送の行為を行う事業は、当該事業を労災保険に係る保険関係及び雇用保険に係る保険関係ごとに別個の事業とみなして労働保険徴収法が適用される。

[正解 H21年-災10B]

二元適用事業

□ 立木の伐採の事業は、労働保険徴収法において一元適用事業に該当する。

[誤り H21年-災10E]

⇒「二元適用事業に該当する。」

□ 労働保険徴収法は、労働保険の適用徴収の一元化を目的として制定されたものであるが、都道府県及び市町村の行う事業については、労災保険と雇用保険とで適用労働者の範囲が異なるため、両保険ごとに別個の事業とみなして同法を適用することとしている。

[正解 H26年-雇8B]

【POINT】

都道府県及び市町村が行う事業は、労災保険と雇用保険を別個の事業として扱う二元適用事業になります。

□ 国の行う事業（「国の直営事業」及び「労働基準法別表第 1 に掲げる事業を除く官公署の事業」）については、二元適用事業とはならない。

[正解 H26年-雇8C]

【POINT】

国の行う事業

（「国の直営事業」及び「労働基準法別表第1に掲げる事業を除く官公署の事業」）

労災保険	雇用保険
国家公務員災害補償法を適用。 ⇒労災保険法は適用しない。	（原則）雇用保険法適用しない。 （例外）臨時、非常勤の者に雇用保険が適用。

■ 国の行う事業は、労働者災害補償保険法を適用しません。
 そもそも、労災、雇用を別個とする適用の概念がないため、二元適用事業に含まれていません。

[法3条・4条] 保険関係の成立

[出題実績] ○択一式 ◎選択式

H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
—	—	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—

[法3条]

労災保険法第3条第1項の適用事業の事業主については、その事業が開始された日に、その事業につき労災保険に係る労働保険の保険関係が成立する。

[法4条]

雇用保険法第5条第1項の適用事業の事業主については、その事業が開始された日に、その事業につき雇用保険に係る保険関係が成立する。

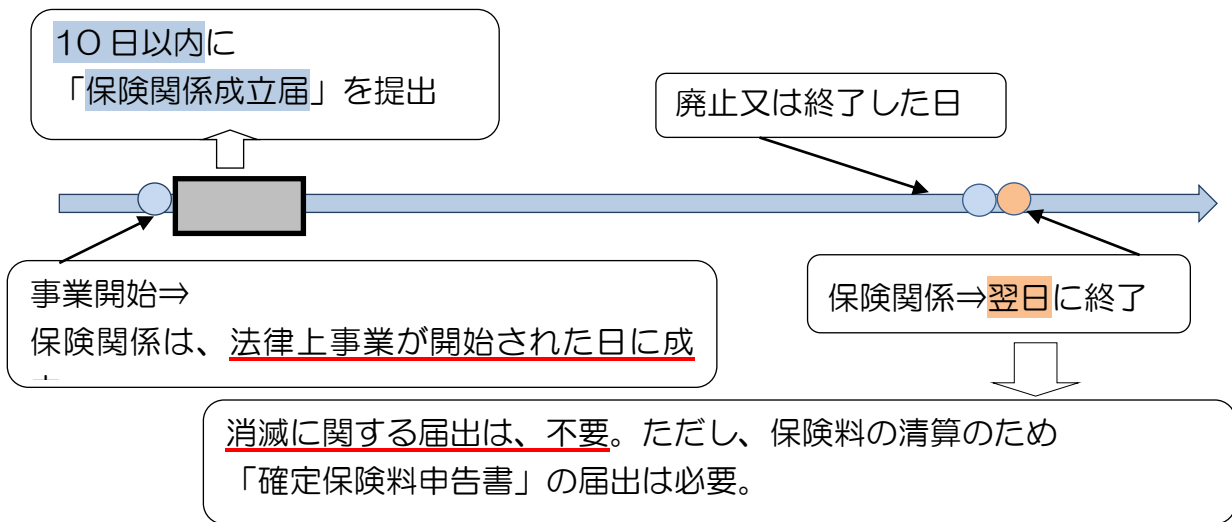
□ 労働保険の保険関係は、適用事業の事業主が、その事業が開始された日から10日以内に保険関係成立届を所轄労働基準監督署長又は所轄公共職業安定所長に提出することによって成立する。

[誤り H25年-災9B]

⇒ 「事業が開始された日に法律上当然に成立する。」

【POINT】

保険関係の流れ



保険関係が成立したら、手続きとして、適用事業の事業主が、その事業が開始された日から10日以内に「保険関係成立届」を所轄労働基準監督署長又は所轄公共職業安定所長に提出する必要があります。

「保険関係成立届」を提出することにより保険関係が成立するのではなく、事業を開始した日に法律上当然に成立します。

□ 労災保険の適用事業又は雇用保険の適用事業に該当する事業については、当該事業に係る事業主が、労働保険徴収法の規定に基づき、労災保険又は雇用保険に係る労働保険の保険関係の成立を政府に届け出ることにより、労災保険又は雇用保険に係る労働保険の保険関係が成立する。

[誤り H19年-雇9A]

⇒「その事業が開始された日又は暫定任意適用事業が適用事業に該当するに至った日に法律上当然に」

【POINT】

設問の場合、保険関係の成立に関しては、法律上当然に成立するので政府に対して届け出は必要ありません。

ただし、行政としては、保険関係成立日や事業の種類、事業主の氏名、名称、住所を把握する必要があるため、保険関係が成立した日から10日以内に（翌日起算）「保険関係成立届」を所轄労働基準監督署長又は所轄公共職業安定所長に提出する必要があります。

□ 農業の事業で、労災保険暫定任意適用事業に該当する事業が、使用労働者数の増加により労災保険法の適用事業に該当するに至った場合には、その日に、当該事業につき労災保険に係る労働保険の保険関係が成立する。

[正解 H27年-災8E]

【POINT】

労災保険暫定任意適用事業に該当する事業が設問のような形で適用事業に該当した場合、「その日」に労災保険の保険関係が成立します。

□ 労災保険に係る労働保険の保険関係は、労災保険法の適用事業が開始された日の翌日に成立する。

[誤り H15年-災8A]

⇒「開始された日に成立する。」

□ 労災保険の適用事業の事業主については、その事業が開始された日に、その事業につき労災保険に係る労働保険の保険関係（以下この間において「保険関係」という。）が成立する。

[正解 H18年-災8A]

[法 4 条の 2] 保険関係の成立の届出等

[出題実績] ○択一式 (H20、21) ◎選択式

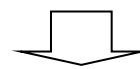
H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
○	—	○	—	○	○○	○	—	○○	—	—	○	—

□ 事業の期間が予定されており、かつ、保険関係が成立している事業の事業主は、当該事業の予定されている期間に変更があったときは、その変更を生じた日の翌日から起算して 10 日以内に、①労働保険番号、②変更を生じた事項とその変更内容、③変更の理由、④変更年月日を記載した届書を所轄労働基準監督署長又は所轄公共職業安定所長に提出することによって届け出なければならない。

[正解 R4年-雇10C]

【POINT】

■設問の場合、保険関係成立後に、事業の内容、名称等の変更があった場合の届出に関する内容です。



保険関係成立時	保険関係成立後
事業開始の最初の届出	事業主の氏名又は名称及び住所又は所在地、名称に変更
保険関係が成立した日から 10 日以内に	変更を生じた日の翌日から起算して 10 日以内
「保険関係成立届」	「名称・所在地等変更届」
注 1 …保険関係の提出先	所轄労働基準監督署長又は所轄公共職業安定所長

■「名称・所在地等変更届」届出が必要な場合

厚生労働省令で定める事項

- ①事業主の氏名又は名称及び住所又は所在地
- ②事業の名称
- ③事業の行われる場所
- ④事業の種類
- ⑤有期事業にあっては、事業の予定される期間

■「名称・所在地等変更届」に下記を記載

- ①労働保険番号
- ②変更を生じた事項とその変更内容
- ③変更の理由
- ④変更年月日

【POINT】

■注1 「保険関係成立届出」の提出先

一元適用事業		二元適用事業	
労働保険事務組合への委託		労災保険	雇用保険
なし	あり		
監督署長	職安所長	監督署長	職安所長

監督署長⇒「所轄労働基準監督署長」

職安所長⇒「所轄公共職業安定所長」

□ 労働保険の保険関係が成立した事業の事業主は、その成立した日から10日以内に、法令で定める事項を政府に届け出ることとなっているが、**有期事業**にあつては、**事業の予定される期間**も届出の事項に含まれる。

[正解 R1年-災10才]

【POINT】

継続事業・有期事業…共通

法4条の2（保険関係の成立の届出等）

保険関係が成立した事業の事業主は、その成立した日から10日以内に、その成立した日、事業主の氏名又は名称及び住所、事業の種類、事業の行われる場所その他厚生労働省令で定める事項を政府に届け出なければならない。

則4条（保険関係の成立の届出）

法第4条の2第1項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 事業の名称
- 二 事業の概要
- 三 事業主の所在地
- 四 事業に係る労働者数
- 五 事業の期間が**予定される事業**（以下「**有期事業**」という。）にあつては、**事業の予定される期間**

□ **労働保険の保険関係が成立している事業の事業主は、**保険関係の成立の届出に係る事項のうち所定の事項に変更があつたときは、変更を生じた日の翌日から起算して10日以内に、その旨を政府に届け出なければならない。

[正解 H15年-災8E]

□ 労働保険の保険関係が成立している事業にあって、事業の名称に変更があったときは、その事業主は、当該変更の生じた日の翌日から起算して 10 日以内に所定の届出書を政府に提出しなければならない。

[正解 H16 年-雇 10B]

□ 労働保険の保険関係が成立した事業の事業主は、その成立した日から起算して 15 日以内に、所定の事項を政府に届け出なければならない。

[誤り H15 年-災 8C]

⇒「その成立した日（の翌日）から起算して 10 日以内に」

【POINT】

条文では、「保険関係成立届」は、保険関係が成立した日から 10 日以内ですが、起算は翌日起算になります。

□ 労災保険の保険関係が成立した事業の事業主は、その成立した日から 10 日以内に、所定の事項を政府に届け出なければならない。

[正解 H18 年-災 8E]

【POINT】

■期間計算の起算日（民法 140 条）

原則	例外
翌日起算 (初日不算入の原則)	その期間の初日が午前零時から始まる場合 ⇒初日を算入

■問題文には、「翌日起算」という文言が入っていませんが、民法上の初日不算入の原則により正解になります。(問題文には、敢えて記載していません。)

□ 労働保険の保険関係が成立した事業の事業主は、その成立した日から 20 日以内に、保険関係成立届を所轄労働基準監督署長又は所轄公共職業安定所長に提出しなければならない。

[誤り H20 年-雇 8C]

⇒「その成立した日から 10 日以内に」

□ 労働保険の保険関係が成立した事業の事業主は、その成立した日の翌日から起算して 10 日以内に、労働保険徴収法施行規則第 1 条第 1 項に定める区分に従い、保険関係成立届を所轄労働基準監督署長又は所轄公共職業安定所長に提出しなければならない。

[正解 H21 年-災 10A]

□ **名称、所在地等変更届は**、労働保険の保険関係が成立している事業の事業主が、その氏名又は名称及び住所等の事項に変更があった場合に、その変更が生じた日の当日から起算して10日以内に所轄労働基準監督署長又は所轄公共職業安定所長に提出しなければならない。

[誤り H25年-災9C]

⇒「その変更が生じた日の翌日から起算して10日以内」

【POINT】	
■届出	
「保険関係成立届」	「名称・所在地等変更届」
保険関係が成立した日から10日以内 (翌日起算)	変更が生じた日の翌日から起算して10日以内
所轄労働基準監督署長又は所轄公共職業安定所長	

□ **労働保険の保険関係が成立している事業の法人事業主は**、その代表取締役に異動があった場合には、その氏名について変更届を所轄労働基準監督署長又は所轄公共職業安定所長に提出しなければならない。

[誤り H29年-災9D]

⇒「変更に関する届け出は不要である。」

【POINT】	
■労働基準法10条(使用者)	
この法律で使用者とは、 <u>事業主又は事業の経営担当者</u> その他その事業の労働者に関する事項について、 <u>事業主のために行為をするすべての者</u> をいう。	
<u>事業主</u>	事業の経営主体であり、個人経営の場合はその個人、法人経営の場合は法人そのもの つまり、法人の場合は 株式会社〇〇〇が事業主そのもの
<u>事業の経営担当者</u>	法人の代表者や取締役 事業経営に関して権限と責任を負う者 (代表取締役)
<u>その他その事業の労働者に関する事項について、事業主のために行為をするすべての者</u>	中間管理職等、指揮監督等について権限を与えられ、事業主のために行為をするすべての者 (人事部長、工場長等)
■事業主である会社そのものの名称や住所、事業の種類等に変更があった場合は、届け出が必要になりますが、設問にある代表者の異動の際には、届け出は不要です。	

□ 建設の有期事業を行う事業主は、当該事業に係る労災保険の保険関係が成立した場合には、その成立した日の翌日から起算して 10 日以内に保険関係成立届を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

[正解 H27 年-災 9A]

【POINT】

有期事業の場合は、「成立した日の翌日から起算して 10 日以内」ということで正解です。

□ 建設の事業に係る事業主は、労災保険に係る保険関係が成立するに至ったときは労災保険関係成立票を見やすい場所に掲げなければならないが、当該事業を一時的に休止するときは、当該労災保険関係成立票を見やすい場所から外さなければならない。

[誤り R1 年-災 10イ]

⇒後半の論点のような規定はないので誤り。(前半の論点は正解)

□ 労災保険に係る労働保険の保険関係が成立しているすべての事業の事業主は、労災保険関係成立票を見易い場所に掲げなければならない。

[誤り H19 年-災 10A]

⇒「建設の事業の事業主は」

【POINT】

■ 労災保険関係成立票

建設現場の入り口に掲示されているものです。

労災保険関係成立票	
保険関係成立年月日	平成 年 月 日
労働保険番号	
事業の期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで
事業主の住所氏名	
注文者の氏名	
事業主代理人の氏名	

□ 労災保険に係る保険関係が成立している事業のうち建設の事業の事業主は、労災保険関係成立票を見易い場所に掲げなければならない。

[正解 H21 年-災 8D]

□ 一元適用事業であって労働保険事務組合に事務処理を委託しないもののうち雇用保険に係る保険関係のみが成立する事業は、保険関係成立届を所轄公共職業安定所長に提出することとなっている。

[正解 R1年-災10ア]

【POINT】

■ 保険関係成立届の提出先

設問は、下記表の④に該当します。

所轄労働基準監督署長	所轄公共職業安定所長
①一元適用+委託無し	③一元適用+委託あり
②二元適用+労災保険	④一元適用+委託無し+雇用保険
	⑤二元適用+雇用保険

(覚え方)

- まず、①と③を覚えます。

単純に、一元適用事業で労働保険事務組合に委託しているか、委託していないかで判断。
(委託無しの場合は、監督署。委託ありの場合は、ハローワーク。

- 次に②、④、⑤ですが、労災保険の場合は、監督署。雇用保険の場合は、ハローワーク。

□ 一元適用事業であって労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託しないもの（雇用保険にかかる保険関係のみが成立している事業を除く。）に関する保険関係成立届の提出先は、所轄労働基準監督署長である。（①に該当）

[正解 H28年-雇8A]

【POINT】

所轄労働基準監督署長	所轄公共職業安定所長
①一元適用+委託無し	③一元適用+委託あり
②二元適用+労災保険	④一元適用+委託無し+雇用保険
	⑤二元適用+雇用保険

□ 一元適用事業であって労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託するものに関する保険関係成立届の提出先は、所轄公共職業安定所長である。

[正解 H28年-雇8B]

【POINT】

所轄労働基準監督署長	所轄公共職業安定所長
①一元適用+委託無し	③一元適用+委託あり
②二元適用+労災保険	④一元適用+委託無し+雇用保険
	⑤二元適用+雇用保険

□ 労働保険の保険関係成立届は、一元適用事業であって労働保険事務組合に事務処理を委託する事業の場合には、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

[誤り H23年-雇9A]

⇒「所轄公共職業安定所長」

【POINT】

所轄労働基準監督署長	所轄公共職業安定所長
①一元適用+委託無し	③一元適用+委託あり
②二元適用+労災保険	④一元適用+委託無し+雇用保険
	⑤二元適用+雇用保険

[整備法 5] 労災保険に係る暫定任意適用事業

[出題実績] ○択一式 (H21) ◎選択式

H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
〇〇	—	—	—	〇〇	—	〇〇	—	〇〇	—	〇〇	—	—

□ 労災保険暫定任意適用事業に該当する事業が、事業内容の変更（事業の種類の変化）、使用労働者数の増加、経営組織の変更等により、労災保険の適用事業に該当するに至ったときは、その該当するに至った日の翌日に、当該事業について労災保険に係る保険関係が成立する。

[誤り R3年-災8A]

⇒「該当するに至った日に」

【POINT】

労災保険の適用事業に該当するに至ったその日の労災保険事故にも対応可能です。

□ 保険関係の成立及び消滅に関して、労災保険に任意加入しようとする任意適用事業の事業主は、任意加入申請書を所轄労働基準監督署長を経由して所轄都道府県労働局長に提出し、厚生労働大臣の認可があった日の翌日に、当該事業について労災保険に係る保険関係が成立する。

[誤り R3年-災8B]

⇒「厚生労働大臣の認可があった日に」

【POINT】

■ 暫定任意適用事業所の保険関係の成立

労災保険	雇用保険
■ 申請要件 ⇒事業主の加入意思のみ	■ 申請要件 ⇒事業主の加入意思+労働者の2分の1以上の同意
■ 申請義務が発生する場合 ⇒労働者の過半数が希望	■ 申請義務が発生する場合 ⇒労働者の2分の1以上が希望
■ 提出書類 ⇒任意加入申請書	■ 提出書類 ⇒任意加入申請書+労働者の同意書
厚生労働大臣の認可があった日に保険関係が成立 （認可の権限は、所轄都道府県労働局長に委任）	
■ 提出先 所轄都道府県労働局長 （所轄労働基準監督署長経由）	■ 提出先 所轄都道府県労働局長 （所轄公共職業安定所長経由）

□ 保険関係の成立及び消滅に関して、**労災保険に加入する以前に労災保険暫定任意適用事業において発生した業務上の傷病に関して、当該事業が労災保険に加入した後に事業主の申請により特例として行う労災保険の保険給付が行われることとなった労働者を使用する事業である場合、当該保険関係が成立した後 1 年以上経過するまでの間は脱退が認められない。**

[誤り R3年-災8C]

⇒「**特別保険料の徴収期間を経過するまでの間は脱退が認められない。**」

【POINT】

■ 暫定任意適用事業所の保険関係の消滅

労災保険	雇用保険
<p>■ 申請要件 ⇒事業主の意思+①~③の要件 ①保険関係が成立した後 1 年を経過していること ②労働者の過半数の同意を得ること ③特別保険料の徴収期間を経過していること</p>	<p>■ 申請要件 ⇒事業主の意思+労働者の4分の3以上の同意</p>
<p>■ 提出書類 ⇒保険関係消滅申請書+労働者の同意書</p>	
<p>厚生労働大臣の認可があった日の翌日に保険関係が消滅 (認可の権限は、所轄都道府県労働局長に委任)</p>	
<p>■ 提出先 所轄都道府県労働局長 (所轄労働基準監督署長経由)</p>	<p>■ 提出先 所轄都道府県労働局長 (所轄公共職業安定所長経由)</p>

■ **保険関係の成立前に発生した業務上の負傷**

労災保険に係る保険関係の成立前に発生した業務上の負傷又は疾病につき労働基準法第75条の療養補償を行っている労働者に対して、負傷又は疾病が労災保険に係る保険関係の成立後に発生したものとみなして、労災保険法の規定により、保険給付を行うことができる制度。

⇒通常の保険料+**特別保険料**

特別保険料の支払いが終わらない限り保険関係を消滅できない。

□ 保険関係の成立及び消滅に関して、労災保険に係る保険関係の消滅を申請しようとする労災保険暫定任意適用事業の事業主は、保険関係消滅申請書を所轄労働基準監督署長を経由して所轄都道府県労働局長に提出し、厚生労働大臣の認可があった日の翌日に、当該事業についての保険関係が消滅する。

[正解 R3年-災8D]

【POINT】

保険関係の消滅は、厚生労働大臣の認可があった日の翌日。

□ 保険関係の成立及び消滅に関して、労災保険暫定任意適用事業の事業者がなした保険関係の消滅申請に対して厚生労働大臣の認可があったとき、当該保険関係の消滅に同意しなかった者については労災保険に係る保険関係は消滅しない。

[誤り R3年-災8E]

⇒「労災保険に係る保険関係は消滅する。」

【POINT】

同意しなかった者についても消滅するので誤りです。

消滅に関しては、成立に比べてハードルを上げています。

■ 申請要件

⇒事業主の意思+①～③の要件

- ①保険関係が成立した後 1 年を経過していること
- ②労働者の過半数の同意を得ること
- ③特別保険料の徴収期間を経過していること

□ 労災保険暫定任意適用事業の事業主が、その事業に使用される労働者の同意を得ずに労災保険に任意加入の申請をした場合、当該申請は有効である。

[正解 R1年-災10ウ]

【POINT】

暫定任意適用事業の労災保険・雇用保険加入申請			
労災保険		雇用保険	
原則	例外	原則	例外
事業者の加入意思のみで申請可能	労働者の過半数の希望 ↓ 事業主に加入申請の義務	事業者の加入意思 + 労働者の2分の1以上の同意	労働者の2分の1以上の希望 ↓ 事業主に加入申請の義務

労働者の同意は不要
(労働者は保険料の負担がないため)

雇用保険の場合は、労働者にも保険料の負担があるため、労働者の同意や希望が必要

□ 労災保険に係る保険関係が成立している労災保険暫定任意適用事業の事業主が、労災保険に係る保険関係の消滅を申請する場合、保険関係消滅申請書に労働者の同意を得たことを証明することができる書類を添付する必要はない。

[誤り R1年-災10工]

⇒「必要がある。」

【POINT】									
■ 保険関係の消滅の申請									
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="text-align: center;">労災保険</th> <th style="text-align: center;">雇用保険</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> 事業主 ⇨ 監督署 ⇨ 労働局 </td> <td style="text-align: center;"> 事業主 ⇨ 職安 ⇨ 労働局 </td> </tr> </table>	労災保険	雇用保険	事業主 ⇨ 監督署 ⇨ 労働局	事業主 ⇨ 職安 ⇨ 労働局	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="text-align: center;">労災保険</th> <th style="text-align: center;">雇用保険</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> ①労働者の過半数の同意 ②労災保険関係成立後1年を経過 ③特別保険料の徴収期間が経過 </td> <td style="text-align: center;"> ①労働者4分の3以上の同意 </td> </tr> </table>	労災保険	雇用保険	①労働者の過半数の同意 ②労災保険関係成立後1年を経過 ③特別保険料の徴収期間が経過	①労働者4分の3以上の同意
労災保険	雇用保険								
事業主 ⇨ 監督署 ⇨ 労働局	事業主 ⇨ 職安 ⇨ 労働局								
労災保険	雇用保険								
①労働者の過半数の同意 ②労災保険関係成立後1年を経過 ③特別保険料の徴収期間が経過	①労働者4分の3以上の同意								
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">保険関係消滅申請書</div>	+	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">同意書</div>							
※監督署⇒所轄労働基準監督署長 ※職安⇒所轄公共職業安定所長 ※労働局⇒所轄都道府県労働局長									

□ 農業の事業で、労働者を常時4人使用する民間の個人事業主は、使用する労働者2名の同意があるときには、労災保険の任意加入の申請をしなければならない。

[誤り H27年-災8A]

⇒「使用する労働者の過半数の希望があるときには」

もしくは

⇒「3名以上の労働者の希望があるときには」

<p>【POINT】</p> <p>労災保険暫定任意適用事業の事業主は、その事業に使用される労働者の過半数が希望するときは、労災保険の任意加入の申請をしなければならないので誤りになります。</p> <p>設問では、4人の労働者なので3名以上（過半数）が希望した場合には、労災保険の任意加入の申請が必要です。</p>

【POINT】	
■ 暫定任意適用事業に係わる保険関係の成立（徴収法附則 2 条）	
労災保険	雇用保険
事業主が加入の申請をし、厚生労働大臣の認可があった日に保険関係が成立する。	
● 成立…その日 ● 廃止・終了…翌日	
労働者の同意 ⇒不要	労働者の同意 ⇒使用労働者の 2 分の 1 以上の同意
使用労働者の過半数が加入を希望 ⇒加入申請が必要	使用労働者の 2 分に 1 以上が加入を希望 ⇒加入申請が必要
所轄労働基準監督署長経由 所轄都道府県労働局長に提出	所轄公共職業安定所長経由 所轄都道府県労働局長に提出
添付書類⇒なし	添付書類 ⇒労働者の 2 分の 1 以上の同意証明

□ 農業の事業で、民間の個人事業主が労災保険の任意加入の申請を行うためには、任意加入申請書に労働者の同意を得たことを証明する書類を添付して、所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。

[誤り H27 年-災 8B]

⇒「労災保険任意加入申請書を」

【POINT】
労災保険の任意加入の申請については、労働者の同意は不要なので誤りです。

□ 農業の事業で、民間の個人事業主が労災保険の任意加入の申請を行った場合、所轄都道府県労働局長の認可があった日の翌日に、その事業につき労災保険に係る労働保険の保険関係が成立する。

[誤り H27 年-災 8C]

⇒「認可があった日に」

【POINT】
労災保険暫定任意適用事業の事業主は、その者が労災保険の加入の申請をし、厚生労働大臣の認可（都道府県労働局長に権限委任）があった日に、その事業につき労災保険に係る保険関係が成立します。

□ 労災保険暫定任意適用事業の事業主については、労災保険の加入の申請をし、厚生労働大臣の認可があった日に、労災保険に係る労働保険の保険関係が成立する。この場合において、当該申請書には、労働者の過半数の同意を得たことを証明することができる書類を添付する必要はない。

[正解 H21年-災9A]

【POINT】

労災保険の保険料は、全て事業主が負担するので、労働者に対する同意は不要です。

□ 労災保険暫定任意適用事業の事業主は、その事業に使用される労働者の過半数が希望するときは、労災保険の任意加入の申請をしなければならず、この申請をしないときは、6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられる。

[誤り H29年-災9C]

⇒「罰則の規定は設けられていない。」

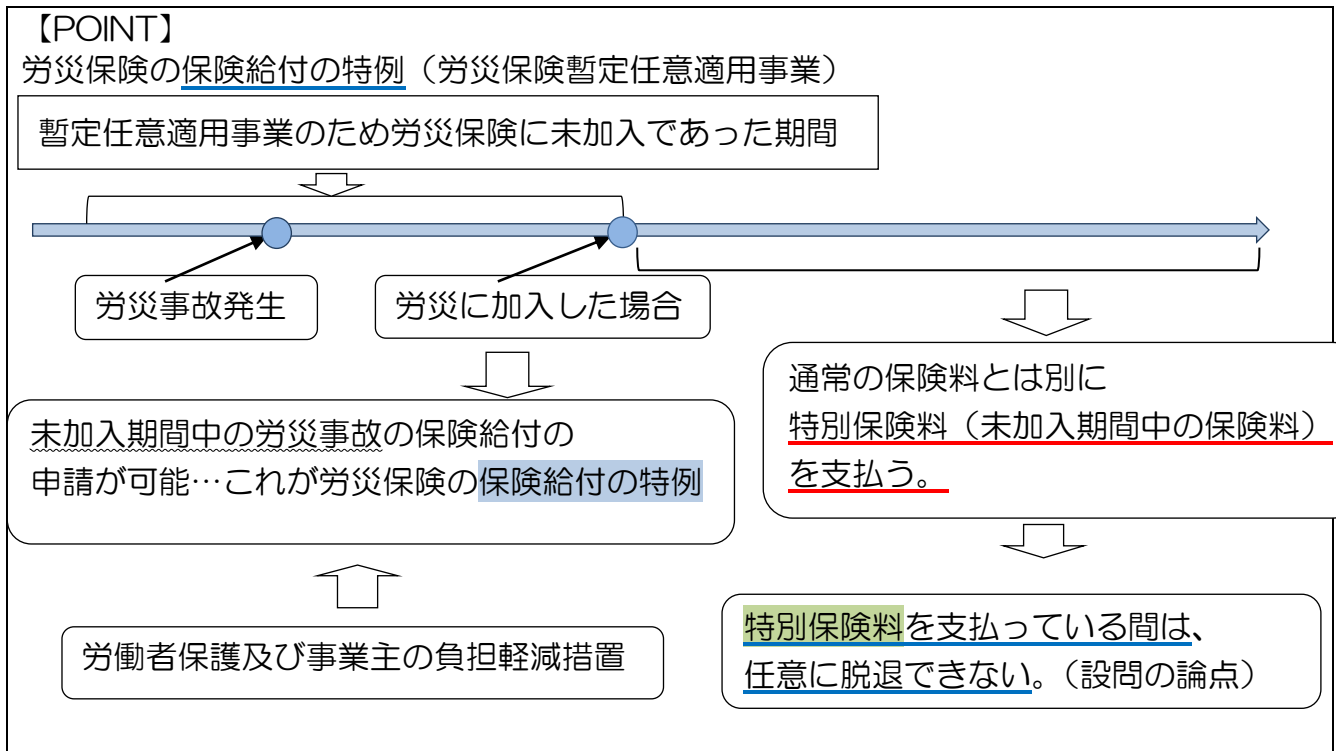
【POINT】

擬制任意適用事業に関する問題です。

労災保険法	雇用保険法
労働者の過半数が労災保険の加入を希望する場合 ⇒事業主に加入申請義務発生	労働者の <u>2分の1以上</u> が雇用保険の加入を希望する場合 (労働者の2分の1以上の同意必要) ⇒事業主に加入申請義務発生
加入しなかった場合 ⇒罰則の規定なし 罰則がなくても、万一労災保険事故が生じた場合には、使用者に労働基準法による災害補償の責任が生じます。	加入しなかった場合 ⇒ <u>6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金</u>

□ 労災保険の保険給付の特例が行なわれることとなった労働者を使用する労災保険暫定任意適用事業の事業主は、当該保険給付の費用に充てるための特別保険料を徴収する一定の期間を経過するまでの間は、労働者の過半数の同意を得たときであっても、当該事業の労災保険に係る保険関係の消滅の申請をすることができない。

[正解 H23年-災9B]



□ 労災保険に係る保険関係が成立している労災保険暫定任意適用事業の事業主が、当該保険関係の消滅の申請をし、厚生労働大臣の認可があった日の翌日に、その事業についての当該保険関係が消滅する。この場合において、当該申請書には、当該事業に使用される労働者の過半数の同意を得たことを証明することができる書類を添付する必要がある。

[正解 H21年-災9C]

□ 労災保険の適用事業が、使用労働者数の減少により、労災保険暫定任意適用事業に該当するに至ったときは、その翌日に、その事業につき所轄都道府県労働局長による任意加入の認可があったものとみなされる。

[正解 H29年-災9B]



□ 労災保険の保険関係が成立している事業が、その使用する労働者の数の減少により労災保険暫定任意適用事業に該当するに至ったときには、遅滞なく、任意加入申請書を所轄都道府県労働局長に提出し、その認可を受けなければならない。

[誤り H23年-雇9E]

⇒ 「その翌日に任意加入の申請の認可があったものとみなされる。」

□ 労災保険の保険関係が成立している事業がその使用する労働者の数の減少により労災保険暫定任意適用事業に該当するに至ったときは、その翌日に、その事業につき労災保険の加入につき厚生労働大臣の認可があったものとみなされる。

[正解 H18年-災8C]

[法附則 2 条] 雇用保険に係る暫定任意適用事業

[出題実績] ○択一式 (H21) ◎選択式

H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	○○	—

□ 雇用保険法第 6 条に該当する者を含まない 4 人の労働者を雇用する民間の個人経営による農林水産の事業（船員が雇用される事業を除く。）において、**当該事業の労働者のうち 2 人が雇用保険の加入を希望した場合、事業主は任意加入の申請をし、認可があったときに、当該事業に雇用される者全員につき雇用保険に加入することとなっている。**

[正解 R4年-雇10A]

【POINT】

「労働者 4 人」＋「個人経営」＋「農林水産業」ということで、雇用保険の暫定任意適用事業の内容になります。

■ 暫定任意適用事業

労災保険	雇用保険
事業主の加入意思のみ	事業主の加入意思 ＋労働者の 1 / 2 以上の同意
申請義務⇒労働者の過半数が希望	申請義務⇒労働者の 1 / 2 以上が希望
任意加入申請書	任意加入申請書＋労働者の同意書

□ 雇用保険の適用事業に該当する事業が、事業内容の変更、使用労働者の減少、経営組織の変更等により、雇用保険暫定任意適用事業に該当するに至ったときは、その翌日に、自動的に雇用保険の任意加入の認可があったものとみなされ、事業主は雇用保険の任意加入に係る申請書を所轄公共職業安定所長を経由して所轄都道府県労働局長に改めて提出することとされている。

[誤り R4年-雇10B]

⇒「改めて提出する必要はない。」

【POINT】

暫定任意適用事業の手続きに関する問題です。

後半の論点が誤り。雇用保険の適用事業に該当する事業が、事業内容の変更等により、雇用保険暫定任意適用事業に該当するに至った場合は

⇒その翌日に、自動的に雇用保険の任意加入の認可があったものとみなします。

従って、雇用保険の任意加入に係る申請書の提出は不要になります。

■ 暫定任意適用事業

労災保険の暫定任意適用事業	雇用保険の暫定任意適用事業
①常時 5 人未満の個人経営の農業・畜産業・養蚕業 ②労働者を常時使用せず、かつ、年間使用延労働者数が 300 人未満の個人経営の林業 ③労働者数 5 人未満の個人経営の水産（総トン数 5 トン未満の漁船による事業等）の事業	常時 5 人未満の労働者を雇用する個人経営の農林業・畜産業・養蚕業又は水産業（船員が雇用さえる事業を除く）

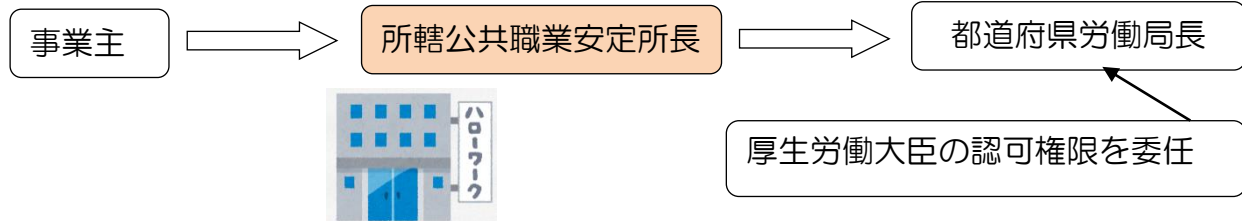
□ 雇用保険暫定任意適用事業の事業主が雇用保険の加入の申請をする場合において、当該申請に係る厚生労働大臣の認可権限は都道府県労働局長に委任されているが、この任意加入申請書は所轄公共職業安定所長を経由して提出する。

[正解 H28年-雇8C]

【POINT】

雇用保険暫定任意適用事業の事業主が雇用保険の加入の申請をする場合

経由



□ 労働保険徴収法では、雇用保険暫定任意適用事業の事業主は、その事業に使用される労働者の2分の1以上が雇用保険の加入を希望するときは、雇用保険の加入の申請をしなければならないとされており、この規定に違反した事業主に対する罰則が定められている。

[正解 H21年-災9E]

【法5条】 保険関係の消滅

[出題実績] ○択一式 (H21) ◎選択式

H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
○	—	—	○	○	○○	○○	—	—	—	—	—	—

□ 厚生労働大臣の認可を受けて労災保険に係る保険関係が成立した後 1 年を経過していない労災保険暫定任意適用事業の事業主は、当該保険関係の消滅の申請を行うことができない。[正解 H21 年-災 9B]

【POINT】

■ 暫定任意適用事業

労災保険に係る保険関係消滅要件	雇用保険に係る保険関係消滅要件
下記①～③の <u>全ての要件を満たしていること</u> ① 労働者の過半数の同意を得ること。 ② 保険関係が成立した後 <u>1 年を経過</u> していること (設問の場合) ③ <u>特別保険料が徴収される場合には、特別保険料の徴収期間を経過していること</u> 。	① 労働者の <u>4 分の 3 以上の同意</u>

労災保険に任意加入していなかった期間中の労災事故に対する保険料

② 事業主の都合のいい期間だけ労災保険に加入することを防止するために、少なくとも 1 年を経過していることが必要です。

□ 雇用保険に係る保険関係が成立している雇用保険暫定任意適用事業の事業主が、当該保険関係の消滅の申請をし、厚生労働大臣の認可があった日の翌日に、その事業についての当該保険関係が消滅する。この場合において、当該申請書には、その事業に使用される労働者の 2 分の 1 以上の同意を得たことを証明することができる書類を添付する必要がある。[誤り H21 年-災 9A]

⇒ 「労働者の 4 分の 3 以上の同意を得たことを証明することができる書類を添付する必要がある。」

□ **雇用保険暫定任意適用事業の事業主は、当該事業に係る保険関係を消滅させようとする場合、当該事業の保険関係が成立した後 1 年を経過していることに加え、当該事業の労働者の過半数の同意があれば、保険関係の消滅の申請をして所轄都道府県労働局長の認可を受けた上で、当該事業に係る保険関係を消滅させることができる。**

[誤り H23 年-災 9D]

⇒「当該事業の保険関係が成立した後 1 年を経過していることに加え」を削除。

⇒「労働者の 4 分の 3 以上の同意」

【POINT】
 労災保険の暫定任意適用事業の消滅要件と絡めた問題です。

□ **保険関係の成立している事業は、その事業の廃止又は終了の日の翌日に、その事業についての保険関係は法律上当然に消滅するが、例えば法人の場合、その法人が解散したからといって直ちにその事業が廃止されたことにはならず、特別の事情がない限りその清算終了の日の翌日に保険関係が消滅するとされている。**

[正解 H26 年-雇 8A]

【POINT】

■ 法人の場合の保険関係の終了

法人の場合、この間に税金関係や債権債務者との清算を行います。当然、残務処理等で労働者が労務に服することがあるので、保険関係を維持することは可能です。

(解散登記に関する流れ)
 解散登記 (法務局) ⇒ 官報に公告 (世間に会社を閉じることを周知… 2 カ月間) ⇒ 清算終了 (法務局)

□ 労災保険に係る労働保険の保険関係は、当該保険関係が成立している事業が廃止され、又は終了した日に消滅する。

[誤り H15年-災8B]

⇒「廃止され又は終了した日の翌日に消滅する。」

□ 労働保険の保険関係が消滅した事業の事業主は、その消滅した日の翌日から起算して15日以内に、所定の事項を政府に届け出なければならない。

[誤り H15年-災8D]

⇒「保険関係消滅の届出は不要である。」

【POINT】

保険関係の消滅に関する届出そのものは、存在しません。

ただし、労働保険の清算が必要になり、「確定保険料申告書」の申告・納付が必要になります。

(書類上は、下記のように「労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書」と一体型の書類になっています。)

「確定保険料申告書」の記載事項の中に「事業廃止年月日」の記載する項目があるので、行政は、保険関係の消滅を把握することができます。

□ 労災保険の保険関係が成立している事業が廃止され、又は終了したときは、その事業についての保険関係は、その翌日に消滅する。

[正解 H18年-災8E]

□ 労働保険の保険関係が成立している事業の事業主は、当該事業を廃止したときは、当該事業に係る保険関係廃止届を所轄労働基準監督署長又は所轄公共職業安定所長に提出しなければならず、この保険関係廃止届が受理された日の翌日に、当該事業に係る労働保険の保険関係が消滅する。

[誤り H29年-災9A]

⇒「廃止した日の翌日に」

【POINT】

事業が廃止又は終了したときは、法律上当然に保険関係が消滅するので、特に消滅に関する届け出はありません。

(「保険関係廃止届」という書類は存在しません。)

ただし、確定保険料の申告・納付の手続きは必要になります。

□ 労働保険の保険関係が成立している暫定任意適用事業の事業主は、その保険関係の消滅の申請を行うことができるが、労災保険暫定任意適用事業と雇用保険暫定任意適用事業で、その申請要件に違いはない。

[誤り H29年-災9E]

⇒「相違はある。」

【POINT】

頻出問題です。

労災保険暫定任意適用事業と雇用保険暫定任意適用事業で、その申請要件の違いを明確に把握する必要があります。

□ 農業の事業で、労災保険関係が成立している労災保険暫定任意適用事業の事業主が当該事業を廃止した場合には、当該労災保険暫定任意適用事業に係る保険関係の消滅の申請をすることにより、所轄都道府県労働局長の認可があった日の翌日に、その事業につき労災保険に係る労働保険の保険関係が消滅する。

[誤り H27年-災8D]

⇒「その事業についての保険関係は、事業を廃止した日の翌日に法律上当然に消滅するため、保険関係消滅の申請手続きは不要である。」

【POINT】

保険関係が成立している事業が廃止又は終了したときは、その事業についての保険関係は、その翌日に消滅します。

法律上当然に消滅するので申請は不要になります。

【法7条則6条】 有期事業の一括

〔出題実績〕 ○択一式（H20、21） ◎選択式

H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
〇〇	〇	〇	—	—	〇〇	—	—	—	—	〇〇	〇	—

【POINT】

有期事業一括の要件

2以上の事業が下記の要件に該当する場合、徴収法の規定の適用に関しては、その全部を一の事業とみなす。

- ① 事業主が同一人であること。
- ② それぞれの事業が建設の事業または立木の伐採の事業であること。
- ③ それぞれの事業の規模が、概算保険料に相当する額が、160万円未満であって、かつ、
●建設の事業においては、請負金額（消費税等相当額を除いた額）が1億8,000万円未満、
●立木の伐採の事業においては、素材の見込生産量が1,000立方メートル未満であること。
- ④ それぞれの事業が、事業の種類を同じくすること。
- ⑤ それぞれの事業（機械装置の組立て又は据付け事業は除く。→全国どこでも可能）に係る保険料納付の事務所が同一で、かつ、それぞれの事業が、その一括事務所の所在地を管轄する都道府県労働局の管轄区域、またはそれと隣接する都道府県労働局の管轄区域内で行われるものであること。

平成31年 法改正

地域要件（一括されるそれぞれの事業が一定の地域的範囲（隣接する都道府県等）で行われること）が廃止。

□ 二以上の有期事業が一括されて一の事業として労働保険徴収法の規定が適用される事業の事業主は、確定保険料申告書を提出する際に、前年度中又は保険関係が消滅した日までに終了又は廃止したそれぞれの事業の明細を記した一括有期事業報告書を所轄都道府県労働局歳入徴収官に提出しなければならない。

[正解 R4年-災8C]

【POINT】

2以上の有期事業の一括に関する問題です。

徴収法上「有期事業」とは、保険関係は、労災保険のみ。
対象は、建設の事業又は立木の伐採の事業

■有期事業の一括に関する手続き

一括有期事業を開始したとき	確定保険料の申告 又は 保険関係が消滅（終了又は廃止）した時
（提出書類） 「保険関係成立届」	（提出書類） 「一括有期事業報告書」
（提出先） 所轄労働基準監督署長	（提出先） 所轄歳入徴収官 （所轄労働基準監督署長経由）
（期限） 一括有期事業を開始した日から 10 日以内	（期限） 次の保険年度の6月1日から40日以内 又は 保険関係消滅日から 50 日以内

「一括有期事業報告書」の提出期限は、確定保険料申告書の提出期限と同じ（7月10日まで）

□ 有期事業の一括が行われるには、当該事業の概算保険料の額（労働保険徴収法第 15 条第 2 項第 1 号又は第 2 号の労働保険料を算定することとした場合における当該労働保険料の額）に相当する額が 160 万円未満でなければならない。

[正解 R3年-災 10A]

【POINT】

有期事業の一括が行われる事業は「建設の事業」と「立木の伐採の事業」

■ 有期事業の一括が行われる要件は

建設の事業	立木の伐採
概算保険料の額に相当する額が 160 万円未満	
かつ	
請負金額が 1 億 8 千万円未満であること。	素材の見込生産量が 1,000 立方メートル未満であること

（ ）の中にある（労働保険徴収法第 15 条第 2 項第 1 号又は第 2 号の労働保険料を算定することとした場合における当該労働保険料の額）の個所での正誤は考えにくく、下記の論点のみで判断可能な問題です。

有期事業の一括が行われるには、当該事業の概算保険料の額に相当する額が 160 万円未満でなければならない。

□ 有期事業の一括が行われる要件の一つとして、それぞれの事業が、労災保険に係る保険関係が成立している事業であり、かつ建設の事業又は立木の伐採の事業であることが定められている。

[正解 R3年-災 10B]

【POINT】

有期事業の一括の対象に関する基本的な問題です。

有期事業の一括は、「それぞれの事業が、労災保険に係る保険関係が成立している事業のうち、建設の事業であり、又は立木の伐採の事業であること」になります。

□ 建設の事業に有期事業の一括が適用されるには、それぞれの事業の種類を同じくすることを要件としているが、事業の種類が異なっていたとしても、労災保険率が同じ事業は、事業の種類を同じくするものとみなして有期事業の一括が適用される。

[誤り R3年-災10C]

⇒ 「事業の種類（別表第1（労災保険率表）に掲げる事業の種類）を同じくすることが要件の一つとされている。」

【POINT】

労災保険率表には、「林業」、「漁業」、「鉱業」、「建設事業」、「製造業」、「運輸業」、「電気・ガス・水道又は熱供給の事業」、「その他の事業」に分かれており、さらにそれぞれの事業が54区分に分類されています。

（労災保険率…1,000分の88～1,000分の2.5）

「建設事業」に関しては、さらに

- 水道発電施設、道路新設施設、舗装工事業、鉄道又は軌道新設事業、建設事業（既設建築物設備工事業を除く）、既設建築物設備工事業、機械装置の組み立て又は据付けの事業、その他の建設事業に分かれており、それぞれ労災保険率が設定されています。

「建設の事業」の有期事業の一括が可能なのは、建設の事業の中でも「労災保険率が同じ」であることが前提になります。

□ 同一人がX株式会社とY株式会社の代表取締役就任している場合、代表取締役が同一人であることは、有期事業の一括が行われる要件の一つである「事業主が同一人であること」に該当せず、有期事業の一括は行われません。

[正解 R3年-災10D]

【POINT】

事業主の定義は、下記になります。

個人事業の場合	法人の場合
代表者	法人そのもの (代表取締役ではない)

設問の場合

事業主…X株式会社 代表取締役（社労太郎）	事業主…Y株式会社 代表取締役（社労太郎）

株式会社等の法人の場合の「事業主」とは、法人そのものであって、代表取締役（社労太郎）ではありません。

上記の場合は、事業主が異なるので、有期事業の一括の対象外になります。

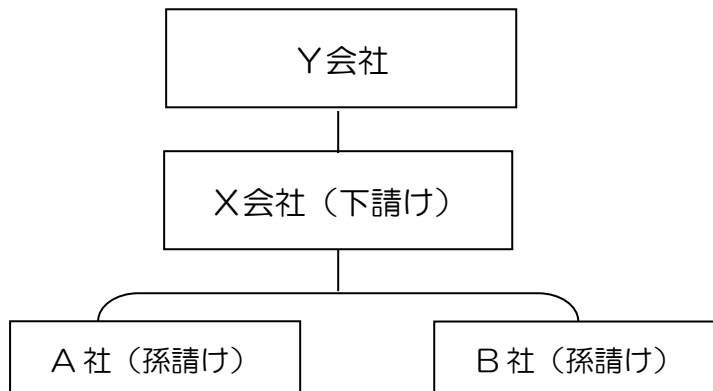
したがって、「事業主が同一人であること」の要件を満たさないため、有期事業の一括を行うことはできません。

□ X会社がY会社の下請として施工する建設の事業は、その事業の規模及び事業の種類が有期事業の一括の要件を満たすものであっても、X会社が元請として施工する有期事業とは一括されない。

[正解 R3年-災10E]

【POINT】

■建設の事業の場合



上記の場合、孫請けであるA社、B社は、Y会社が元請となる請負事業の一括とされます。

□ 有期事業の一括の対象は、それぞれの事業が、労災保険に係る保険関係が成立している事業のうち、建設の事業であり、又は土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽植、栽培、採取若しくは伐採の事業その他農林の事業とされている。

[誤り H28年-災8A]

⇒「又は立木の伐採の事業である。」

【POINT】

徴収法の事業の中で有期事業とは、建設の事業と立木の伐採の事業の2つだけです。

□ 有期事業の一括の対象となる事業に共通する要件として、それぞれの事業の規模が、労働保険徴収法による概算保険料を算定することとした場合における当該保険料の額が160万円未満であり、かつ期間中に使用する労働者数が常態として30人未満であることとされている。

[誤り H28年-災8B]

⇒「建設の事業に関しては、請負金額が1億8千万円未満であること。立木の伐採の事業に関しては、素材の見込生産量が1,000立方メートル未満であることとされている。」

【POINT】

後半の要件はないので誤り。

建設の事業	立木の伐採の事業
概算保険料の額に相当する額が160万円未満、かつ、 請負金額が1億8千万円未満であること。	概算保険料の額に相当する額が160万円未満、かつ、 素材の見込生産量が1,000立方メートル未満であること。

□ 労働保険徴収法第7条に定める有期事業の一括の要件を満たす事業は、事業主が一括有期事業開始届を所轄労働基準監督署長に届け出ることにより有期事業の一括が行われ、その届出は、それぞれの事業が開始された日の属する月の翌月10日までにしなければならないとされている。

〔誤り H28年-災8C〕(H31年 法改正)

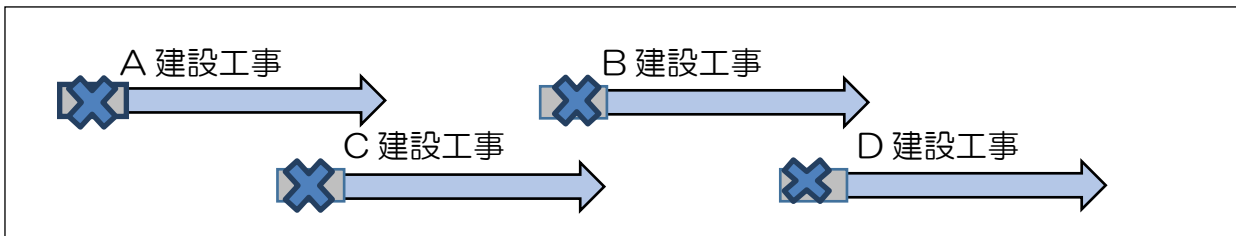
⇒「法律上当然に有期事業の一括が行われる。」

【POINT】

有期事業の一括は、一定の要件に該当する場合には 法律上当然に行われるので届出は不要です。

平成31年 法改正 「一括有期事業開始届」の内容は、他の届出による確認項目と重複するので廃止

ただし、下記の届出・報告が必要になります。



■届出…法改正により廃止

→それぞれの事業を開始した日の属する月の翌月10日までに「一括有期事業開始届」を所轄労働基準監督署長に提出。

「保険関係成立届」は、A 建設工事（当初の事業）に提出すれば、個々の事業ごとに提出する必要はありません。

7月10日まで（年度更新）

■報告

次の保険年度の6月1日から起算して40日以内又は保険関係が消滅した日から起算して50日以内に「一括有期事業報告書」を所轄都道府県労働局歳入徴収官に提出

□ 当初、独立の有期事業として保険関係が成立した事業が、その後、事業の規模が変動し有期事業の一括のための要件を満たすに至った場合は、その時点から有期事業の一括の対象事業とされる。

[誤り H28年-災8D]

⇒「当初のまま、独立した有期事業とされる。」

【POINT】

有期事業の一括として、一つの事業とみなす。

A 建設現場

B 建設現場

C 建設現場

D 建設現場

それぞれの事業規模…概算保険料の額が 160 万円未満 かつ 請負金額 1 億 8,000 万円未満

有期事業の一括…法律上当然に一括

(設問の主旨)

A 建設現場は、当初、概算保険料が 160 万円以上のため独立した事業（有期事業の一括の対象事業ではない。）

その後、事業規模が縮小し、有期事業の一括の対象事業の要件に該当

概算保険料の額が 160 万円未満 かつ 請負金額 1 億 8,000 万円未満

規模の変更があっても、一括の対象とされずに、当初の独立した事業の扱いのままになります。

(逆の場合…事業規模が増加)

B 建設現場の事業規模が増加して、概算保険料の額が 160 万円以上になった場合

⇒ B 建設現場は、独立することなく、当初のまま、有期事業の一括の対象

□ 有期事業の一括とされた建設の事業について、一括されている一の事業について事業開始後の規模の変更等により労働保険徴収法施行規則第 6 条の有期事業の一括の要件に該当しなくなった場合でも、有期事業の一括の対象とならない独立の有期事業として取り扱われない。

[正解 H23 年-災 10D]

【POINT】

一括された個々の事業が、事業規模の変更等により一括の要件に該当しなくなった場合でも、独立の有期事業として取り扱いません。

つまり、当初のままです。(あらためてその事業を一括から除外する必要はありません。)

□ 有期事業の一括が行われると、その対象とされた事業はその全部が一つの事業とみなされ、みなされた事業に係る労働保険徴収法施行規則による事務については、労働保険料の納付の事務を行うこととなる一つの事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長及び労働基準監督署長が、それぞれ、所轄都道府県労働局長及び所轄労働基準監督署長となる。

[正解 H28 年-災 8E]

□ 有期事業の一括は法律上一定の要件に該当する場合には当然に行われるものであり、事業主からの申請、都道府県労働局長による承認は不要である。

[正解 H24 年-災 8D]

□ 二以上の事業が次の要件に該当する場合には、徴収法の適用については、その全部が一の事業とみなされる。

[誤り H15 年-災 9B]

- (1) 事業主が同一人であること。
- (2) それぞれの事業が、事業の期間が予定される事業であること。
- (3) それぞれの事業の規模が、厚生労働省令で定める規模以下であること。
- (4) それぞれの事業が、他のいずれかの事業の全部又は一部と同時に進行すること。
- (5) いずれの事業も数次の請負によって行われるものでないこと。
- (6) その他厚生労働省令で定める要件に該当すること。

⇒ (5) を削除すれば正しい。

□ 二以上の有期事業が徴収法の適用について一の事業とみなされる場合には、労働保険料の申告・納付に関しては継続事業として扱われる。

[正解 H16 年-災 8D]

□ 事業主が同一人である二以上の有期事業について、それぞれの事業の規模が厚生労働省令で定める規模以下であり、それぞれの事業が他のいずれかの事業の全部又は一部と同時に行われ、かつ、厚生労働省令で定める要件に該当する場合には、徴収法の適用については、それらの事業の全部が一の事業とみなされる。

[正解 H17年-災10B]

□ 事業主が同一人である二以上の有期事業がそれぞれ他のいずれかの有期事業の全部又は一部と同時に行われ、かつ、それぞれの事業が厚生労働省令で定める要件に該当する場合には、徴収法の適用については、その全部が一の事業とみなされる。

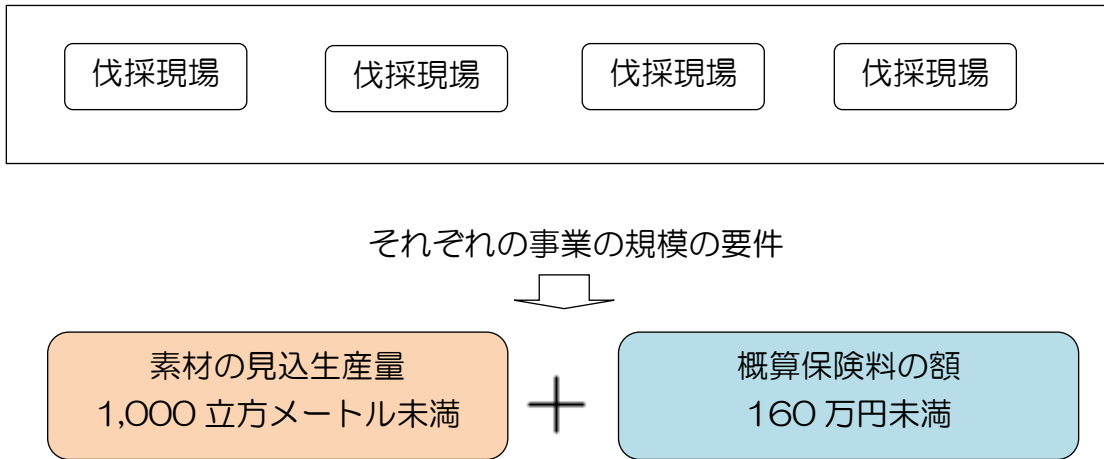
[正解 H18年-災9C]

□ 労働保険徴収法第7条（有期事業の一括）の規定の要件に該当する立木の伐採の事業の規模は、素材の見込生産量が1,000立方メートル未満で、かつ、概算保険料の額に相当する額が160万円未満のものである。

[正解 H21年-災10C]

【POINT】

下記のそれぞれの立木の伐採現場の規模が一定要件未満であれば、有期事業の一括として法律上当然に「一つの事業」とみなす

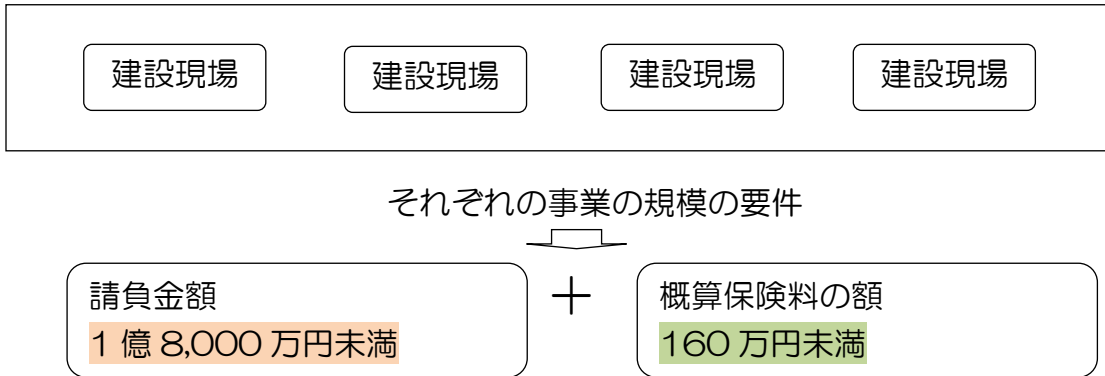


□ 労働保険徴収法第7条（有期事業の一括）の規定の要件に該当する建設の事業の規模は、請負金額（一定の場合には、所定の計算方法による。）が1億8千万円未満で、かつ、概算保険料の額に相当する額が160万円未満のものである。

[正解 H21年-災10D]

【POINT】

下記のそれぞれの建設の現場の規模が一定要件未満であれば、有期事業の一括として法律上当然に「一つの事業」とみなす



□ 有期事業の一括の要件としては、それぞれの事業に係る労働保険料の納付の事務が一の事務所で取り扱われることが必要であるとされているが、当該事業の施工に当たるものの、労働保険料の申告及び納付事務を行う事務能力を有しない事務所については、当該事務所を統括管理する事務所のうち、当該事業に係る労働保険料の申告及び納付事務を実際に行う直近上位の事務所を一括事務所として取り扱うこととされている。

[正解 H23年-災10E]

□ 有期事業の一括の要件としては、機械装置の組立て又は据付けの事業にあっては、それぞれの事業が、一括事務所の所在地を管轄する都道府県労働局又はこれと隣接する都道府県労働局の管轄区域（厚生労働大臣が指定する都道府県労働局の管轄区域を含む。）内で行われることが必要である。

[誤り H23年-災10A]（平成31年 法改正）

⇒「地域要件（一括されるそれぞれの事業が一定の地域的範囲（隣接する都道府県等）で行われること）が廃止された。」

【POINT】	
機械装置の組立て又は据付けの事業 以外 の事業	機械装置の組立て又は据付けの事業の事業
それぞれの事業が、一括事務所の所在地を管轄する都道府県労働局又はこれと隣接する都道府県労働局の管轄区域（厚生労働大臣が指定する都道府県労働局の管轄区域を含む。）内で行われることが必要	地域的制限なし（全国どこでも可能）

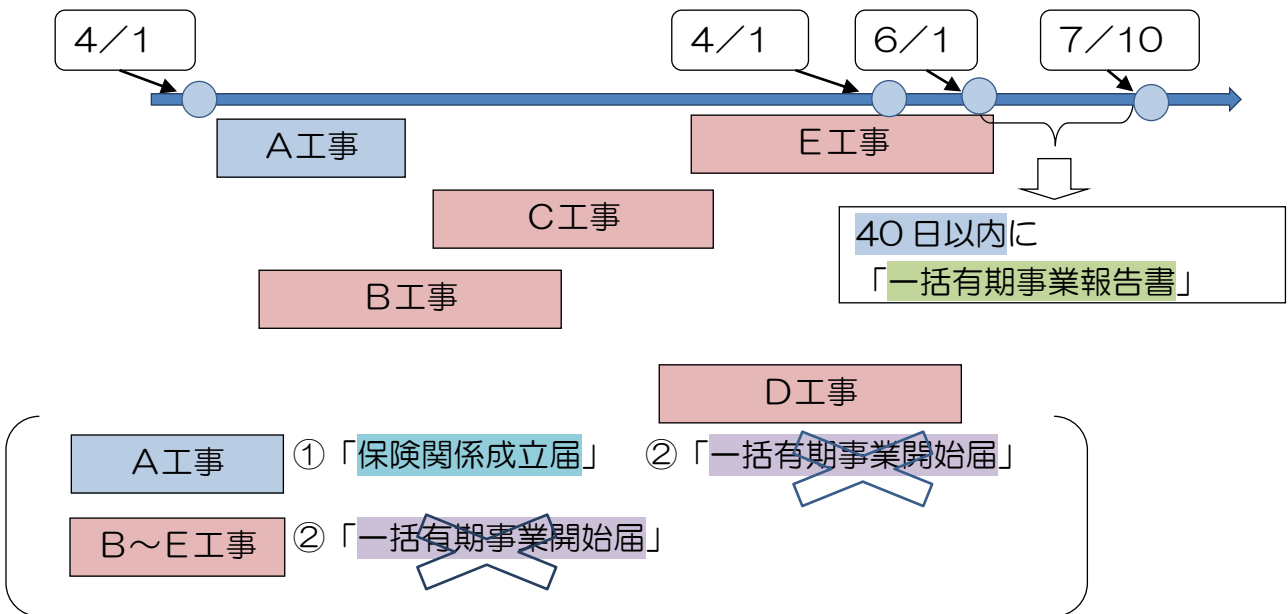
□ 一括される有期事業についての事業主は、それぞれの事業を開始したときは、その開始の日から10日以内に、一括有期事業開始届を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

[誤り H17年-災10E] (平成31年 法改正)

⇒「法改正により一括有期事業開始届の届出が不要になった。」

【POINT】

■一括有期事業に係る届出



■一括有期事業を開始したとき⇒保険関係が成立した日から10日以内(翌日起算)に「保険関係成立届」を提出(通常と同様)

■一括の対象となるそれぞれの事業を開始したとき(現場の工事が開始されたとき)
⇒開始の日の属する月の翌月10日までに「一括有期事業開始届」を所轄労働基準監督署長に提出

■事業報告として⇒「一括有期事業報告書」を次の保険年度の6月1日から起算して40日以内又は保険関係が消滅した日から50日以内に所轄都道府県労働局歳入徴収官に提出

□ 一括有期事業開始届は、一括有期事業についての事業主がそれぞれの事業を開始した場合に、その開始の日の属する月の末日までに、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

[誤り H25年-災9D] (平成31年 法改正)

⇒ 「届け出が不要になった。」

□ 労働保険徴収法第7条の規定により一の事業とみなされる有期事業についての事業主は、それぞれの事業を開始したときは、その開始の日の属する月の翌月末日までに、一括有期事業開始届を提出しなければならない。

[誤り H20年-雇8D] (平成31年 法改正)

⇒ 「の提出は不要になった。」

□ 一括有期事業報告書は、前年度中又は保険関係が消滅した日までに終了又は廃止したそれぞれの一括された事業の明細を報告するものであり、確定保険料申告書の提出に加え、所轄都道府県労働局歳入徴収官に提出しなければならない。

[正解 H23年-雇9C]

[法 8 条 1 項] 請負事業の一括

[出題実績] ○択一式 (H21) ◎選択式

H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
—	—	—	—	〇〇	—	—	—	—	〇〇	—	—	〇〇

□ 事業主が同一人である 2 以上の事業（有期事業以外の事業に限る。）であって、労働保険徴収法施行規則第 10 条で定める要件に該当するものに関し、当該事業主が当該 2 以上の事業について成立している保険関係の全部又は一部を一の保険関係とすることを継続事業の一括という。

[正解 R5年-災 10A]

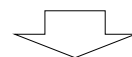
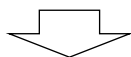
【POINT】

「継続事業の一括」に関しては、労災保険及び雇用保険の保険関係に係る制度。本来ならば、個々の事業所ごとに行う保険関係の事務を、簡素化を図るために、厚生労働大臣の認可を受けることにより、保険関係を一括する制度になります。

（通常、本社に一括）

■一括認可後の手続き

継続事業の一括の認可を受けた事業主	
指定事業に係る手続き	指定事業以外に係る手続き
「名称・所在地等変更届」	「継続被一括事業名称・所在地変更届」
変更が生じた日の翌日から起算して 10 日以内	遅滞なく
所轄労働基準監督署長 又は 所轄公共職業安定所長	<u>指定事業に係る所轄都道府県労働局長</u> （所轄労働基準監督署長又は 所轄公共職業安定所長 経由）



要件に該当した場合 「増加概算保険料申告書」	指定事業以外は、保険関係が消滅するため 「確定保険料申告書」を提出し、 被一括事業所の労働保険料の清算を行う。
---------------------------	---

□ 継続事業の一括に当たって、労災保険に係る保険関係が成立している事業のうち二元適用事業と、一元適用事業であって労災保険及び雇用保険の両保険に係る保険関係が成立している事業とは、一括できない。

[正解 R5年-災 10B]

【POINT】

継続事業の一括に当たって、二元適用事業と一元適用事業は、一括できない。

■ 継続事業の要件

- ① それぞれの事業について事業主が同一人であること
- ② 継続事業であること
- ③ 成立している保険関係が同一であること
 - 二元適用事業であって労災保険に係る保険関係が成立している事業
 - 二元適用事業であって雇用保険に係る保険関係が成立している事業
 - 一元適用事業であって労災保険及び雇用保険に係る保険関係が成立しているもの
- ④ 労災保険率表における事業の種類を同じくすること

□ 継続事業の一括に当たって、雇用保険に係る保険関係が成立している事業のうち二元適用事業については、それぞれの事業が労災保険率表による事業の種類を同じくしている必要はない。

[誤り R5年-災 10C]

⇒「事業の種類を同じくしている必要はある。」

【POINT】

■ 継続事業の要件

- ①それぞれの事業について事業主が同一人であること
- ②継続事業であること
- ③成立している保険関係が同一であること
 - ・二元適用事業であって労災保険に係る保険関係が成立している事業
 - ・二元適用事業であって雇用保険に係る保険関係が成立している事業
 - ・一元適用事業であって労災保険及び雇用保険に係る保険関係が成立しているもの
- ④労災保険率表における事業の種類を同じくすること

■ 労災保険率表…事業の種類（54 区分）

最高	最低
1,000 分の 88	1,000 分の 2.5
↓	↓
<ul style="list-style-type: none"> ・ 金属鉱業、非金属鉱業（石炭石鉱業又はドロマイト鉱業を除く）又は石灰鉱業 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原油又は天然ガス鉱業 ・ 電気機械器具製造業 ・ 計量器、光学機械、時計等製造業 ・ 通信業、放送業、新聞業又は出版業 ・ 金融業、保険業又は不動産業

□ 暫定任意適用事業にあつては、**継続事業の一括の申請前に労働保険の保険関係が成立していなくとも、任意加入の申請と同時に一括の申請をして差し支えない。**

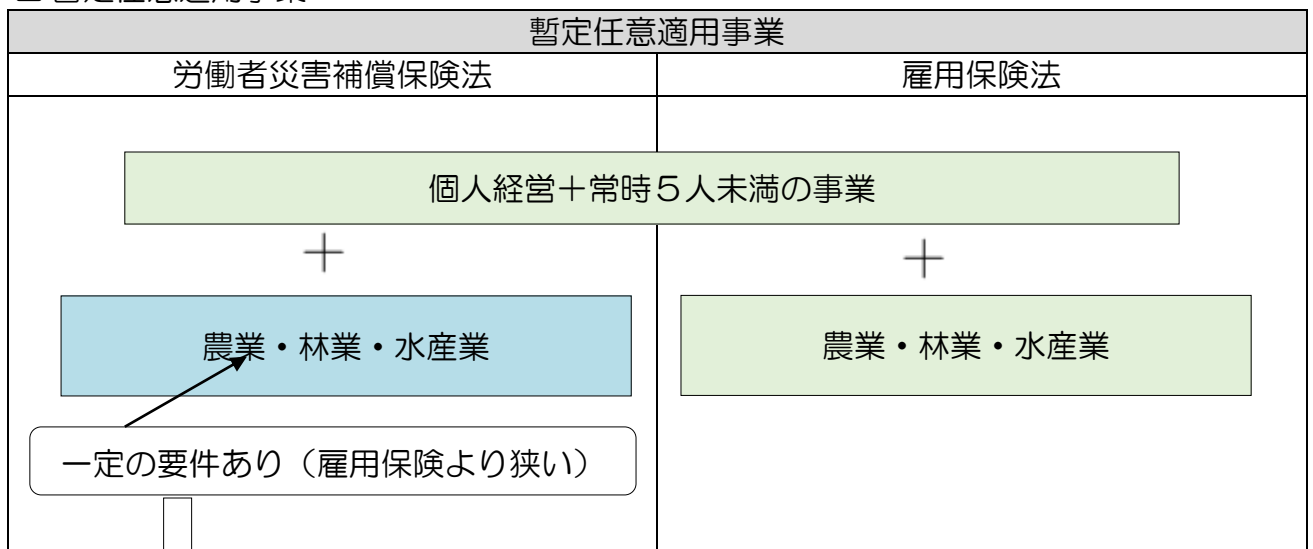
[正解 R5年-災 10D]

【POINT】

労災保険+雇用保険の保険関係

「任意加入の申請」と同時に「一括の申請」が可能なので正解です。

■ 暫定任意適用事業



■ 労働者災害補償保険法の農業・林業・水産業の範囲（個人経営）

農業	林業	水産業
常時5人未満で、下記に該当しない場合 ①一定の危険又は有害業務 ②事業主が特別加入している場合	労働者を常時使用せず、かつ、年間使用延べ労働者数 300人未満	常時5人未満で、下記に該当する場合 ①総トン数5トン未満の漁船 ②主として、河川、湖沼又は特定水面で操業する漁船

□ 労働保険徴収法第9条の継続事業の一括の認可を受けようとする事業主は、 所定の申請書を同条の規定による厚生労働大臣の一の事業の指定を受けることを希望する事業に係る所轄都道府県労働局長に提出しなければならないが、 指定される事業は当該事業主の希望する事業と必ずしも一致しない場合がある。

[正解 R5年-災10E]

【POINT】

■ 前半の論点…正解

継続事業の一括にかかる厚生労働大臣の認可を受けようとする事業主は、所定の申請書を、同条の規定による指定を受けることを希望する事業に係る所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。

一般的には「本社」等の中枢

■ 後半の論点

継続事業の一括にかかる事業主の希望する事業が、厚生労働大臣の認可の基準を満たさない場合には、 指定される事業は当該事業主の希望する事業と必ずしも一致しないことがある。

労働保険事務を的確に処理することができると認められる事業

□ 請負事業の一括は、 労災保険に係る保険関係が成立している事業のうち、建設の事業又は立木の伐採の事業が 数次の請負によって行われるものについて適用される。

[誤り R2年-災8A]

⇒「立木の伐採の事業を削除したら正解」

【POINT】

頻出の問題です。

「請負事業の一括」というキーワードを見れば、瞬時に下記の項目を想起することが必要です。

- 労災保険
- 数次の請負による建設の事業
- 規模不問
- 法律上当然に一括

□ 請負事業の一括は、元請負人が、請負事業の一括を受けることにつき所轄労働基準監督署長に届け出ることによって行われる。

[誤り R2年-災8B]

⇒「法律上当然に行われる。」

【POINT】

(法8条1項)

労災保険に係る保険関係が成立している事業のうち建設の事業が数次の請負によって行なわれる場合には、徴収法の規定の適用については、法律上当然に、その事業を一の事業とみなし、元請負人のみを当該事業の事業主とする。

□ 請負事業の一括が行われ、その事業を一の事業とみなして元請負人のみが当該事業の事業主とされる場合、請負事業の一括が行われるのは、「労災保険に係る保険関係が成立している事業」についてであり、「雇用保険に係る保険関係が成立している事業」については行われ~~ない~~。

[正解 R2年-災8C]

【POINT】

雇用保険に係る保険関係については、請負事業の一括の対象にはなりません。

□ 請負事業の一括が行われ、その事業を一の事業とみなして元請負人のみが当該事業の事業主とされる場合、元請負人は、その請負に係る事業については、下請負をさせた部分を含め、そのすべてについて事業主として保険料の納付の義務を負い、更に労働関係の当事者として下請負人やその使用する労働者に対して使用者となる。

[誤り R2年-災8D]

⇒「義務を負う。」

⇒更に以降の規定はない。

【POINT】

後半の「労働関係の当事者として…使用者となる。」という規定はないので誤りになります。

□ 請負事業の一括が行われると、元請負人は、その請負に係る事業については、下請負をさせた部分を含め、そのすべてについて事業主として保険料の納付等の義務を負わなければならないが、元請負人がこれを納付しないとき、所轄都道府県労働局歳入徴収官は、下請負人に対して、その請負金額に応じた保険料を納付するよう請求することができる。

[誤り R2年-災8E]

⇒後段のような規定はない。

【POINT】

後半のような規定はないので誤りです。

請負事業の一括が行われた場合（要件に該当すれば法律上当然に一括）

⇒元請負人の中心業務は、労働保険料の申告及び納付になります。

下記の業務に関しては、元請負人の業務にはならず、下請負人が行います。

- 雇用保険の被保険者に関する事務
- 労災保険及び雇用保険の給付に関する事務
- 印紙保険料の納付に関する事務（雇用保険に係る保険料）等

□ 立木の伐採の事業が数次の請負によって行われる場合には、労働保険徴収法の規定の適用については、それらの事業は一の事業とみなされ、元請負人のみが当該事業の事業主とされる。

[誤り H26年-災9A]

⇒「請負事業の一括は、行われない。」

【POINT】

請負事業の一括に関しては

数次の請負による建設の事業がキーワードになります。

□ 機械器具製造業の事業が数次の請負によって行われる場合には、労働保険徴収法の規定の適用については、それらの事業は一の事業とみなされ、元請負人のみが当該事業の事業主とされる。

[誤り H26年-災9B]

「請負事業の一括は、行われない。」

□ 厚生労働省令で定める事業が数次の請負によって行われる場合において、労災保険の保険関係に関し当該事業を一の事業とすることについて元請負人の認可申請があり、厚生労働大臣の認可があったときは、労働保険徴収法の規定の適用については、それらの事業は一の事業とみなされ、元請負人のみが当該事業の事業主とされる。

[誤り H26年-災9C]

⇒「法律上当然に、請負事業の一括が行われる。」

【POINT】

設問にある厚生労働省令で定める事業とは、建設の事業になり、建設の事業は、法律上当然に請負事業の一括が行われます。

設問にあるように元請人が申請し、認可を受けることはないので誤りです。

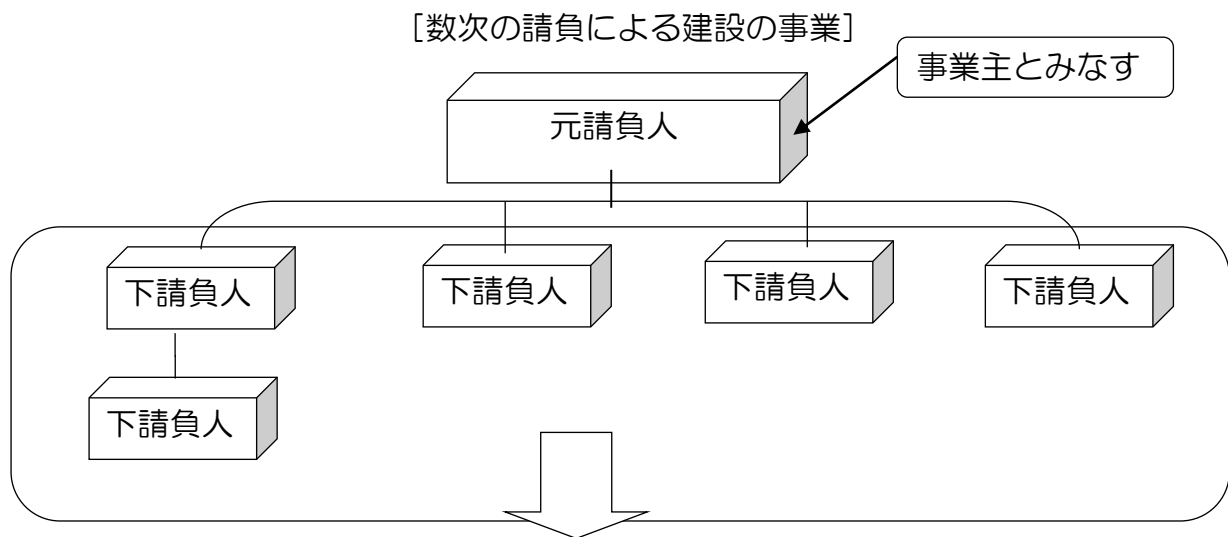
□ 労災保険の保険関係が成立している建設の事業が数次の請負によって行われる場合であって、労働保険徴収法の規定の適用については、元請負人のみが当該事業の事業主とされる場合においても、**雇用保険に係る保険関係については、元請負人のみが当該事業の事業主とされることなく、それぞれの事業ごとに労働保険徴収法が適用される。**

[正解 H26年-災9D]

【POINT】

■請負事業の一括

「請負事業の一括」「数次の請負」とくれば、
⇒**建設の事業**（厚生労働省令で定める事業）になります。



■労災保険の保険関係を「一の事業」とみなす。
■雇用保険に関しては、
⇒**それぞれの事業ごとに徴収法が適用される。**

□ 建設の事業及び立木の伐採の事業が数次の請負によって行われる場合には、徴収法の規定の適用については、その事業を一の事業とみなし、元請負人のみが当該事業の事業主となる。

[誤り H15年-災9A]

⇒「及び立木の伐採の事業」を削除すれば正しい。

【POINT】

請負事業の一括は、労災保険に係る保険関係が成立している建設の事業が数次の請負によって行われる場合です。

設問のように「立木の伐採」は含まれません。

「請負事業の一括」とくれば、建設の事業、数次の請負、というキーワードが出てきます。

□ 建設の事業、立木の伐採の事業その他厚生労働省令で定める事業が数次の請負によって行われる場合には、徴収法の適用については、その事業は一の事業とみなされ、元請負人のみが当該事業の事業主とみなされる。

[誤り H16年-災8C]

⇒「立木の伐採の事業その他厚生労働省令で定める事業」を削除すれば正しい。

□ 建設の事業又は立木の伐採の事業が数次の請負によって行われる場合には、徴収法の適用については、それらの事業が一の事業とみなされ、元請負人のみが当該事業の事業主となる。

[誤り H18年-災8D]

⇒「又は立木の伐採の事業」を削除すれば正しい。

□ 船舶製造の事業が数次の請負によって行われる場合には、徴収法の適用については、それらの事業は一の事業とみなされ、元請負人のみが当該事業の事業主とされる。

[誤り H17年-災10D]

⇒「建設の事業」

【POINT】

数次の請負とくれば、請負事業の一括の話になります。

請負事業の一括とくれば、建設の事業のことになります。

立木の伐採や船舶等々は含まれません。

□ 厚生労働省令で定める事業が数次の請負によって行われる場合において、労災保険の保険関係に関し当該事業を一の事業とすることについて元請負人の申出があったときは、その事業が一の事業とみなされ、当該元請負人のみが当該一の事業の事業主となる。

[誤り H18年-災9D]

⇒「法律上当然に一つの事業とみなされ、」

□ 労災保険の保険関係が成立している建設の事業が数次の請負によって行なわれる場合には、その事業を一の事業とみなし、元請負人のみをその事業の事業主としている。この場合において、雇用保険に係る保険関係については、元請負人のみをその事業の事業主とするのではなく、それぞれの事業ごとに労働保険徴収法が適用される。

[正解 H21年-災8A]

【POINT】

■ 労災保険、雇用保険の保険関係

労災保険の保険関係	雇用保険の保険関係
法律上当然に一括。	一括されない。 それぞれの事業毎に適用される。

[法 8 条の 2] 下請負事業の分離

[出題実績] ○択一式 (H20、21) ◎選択式

H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
—	—	—	○	○○	—	—	—	—	—	—	—	—

□ 厚生労働省令で定める事業が数次の請負によって行われる場合の元請負人及び下請負人が、下請負事業の分離の認可を受けようとするときは、保険関係が成立した日の翌日から起算して 10 日以内であれば、そのいずれかが単独で、当該下請負人を事業主とする認可申請書を所轄都道府県労働局長に提出して、認可を受けることができる。

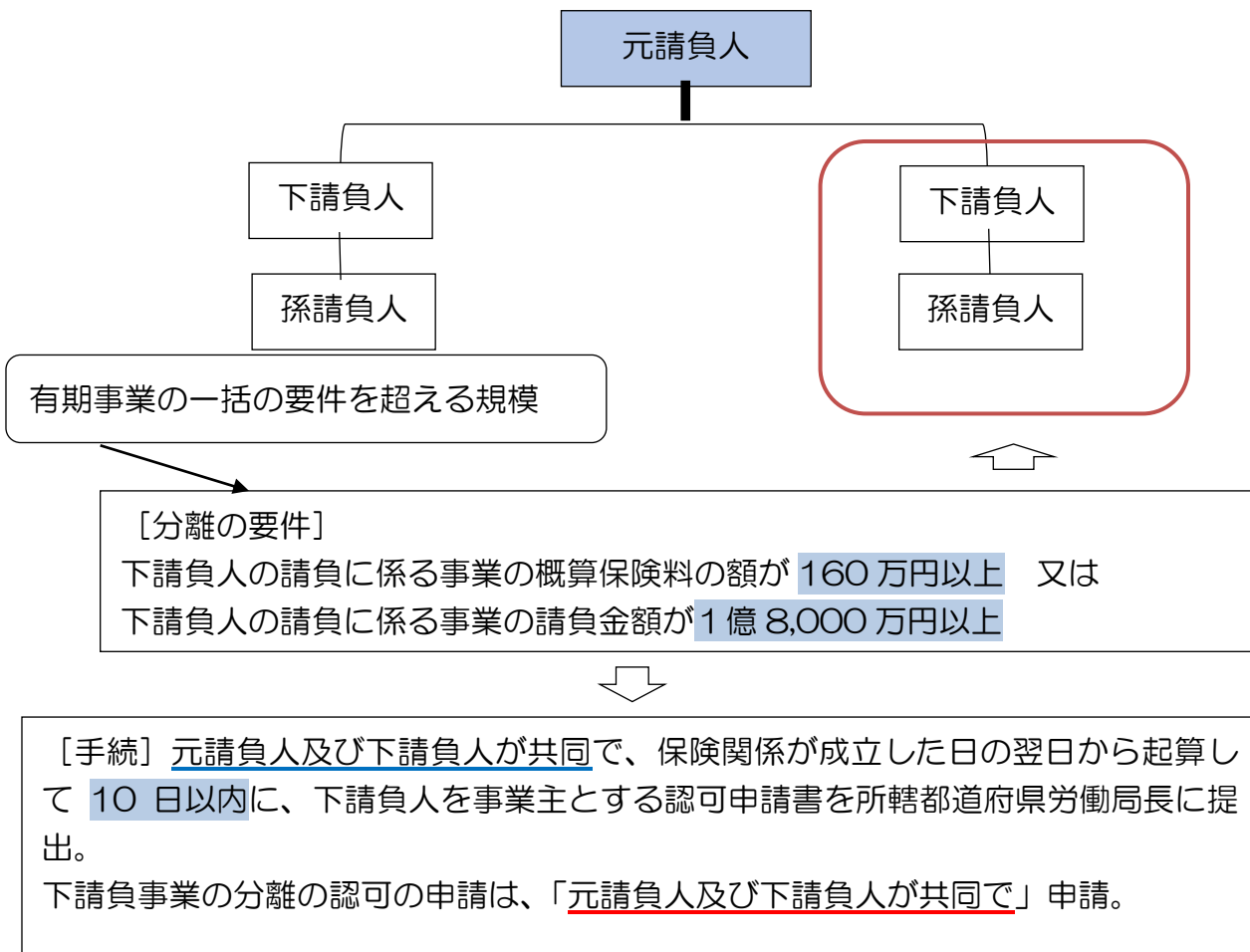
[誤り H27 年-災 10A]

⇒「元請負人及び下請負人が共同で」

【POINT】

■ 下請負事業の分離

趣旨：下請負事業が一定規模以上になった場合、下請負事業を分離させた方が実態に則すため、厚生労働大臣の認可を受けて、下請負人を元請負人とみなして徴収法を運用する制度。



□ 厚生労働省令で定める事業が数次の請負によって行われる場合の元請負人及び下請負人が、下請負事業の分離の認可を受けるためには、当該下請負人の請負に係る事業が建設の事業である場合は、その事業の規模が、概算保険料を算定することとした場合における概算保険料の額に相当する額が160万円未満、かつ、請負金額が1億8,000万円未満でなければならない。

[誤り H27年-災10B]

⇒「160万円以上、又は、請負金額が1億8,000万円以上でなければならない。」

【POINT】

数字に付帯する「未満」「以下」等の表現や「かつ」、「又は」にも注意が必要です。

□ 厚生労働省令で定める事業が数次の請負によって行われる場合の元請負人及び下請負人が、下請負事業の分離の認可を受けるためには、当該下請負人の請負に係る事業が立木の伐採の事業である場合は、その事業の規模が、素材の見込生産量が千立方メートル未満、かつ、請負金額が1億8,000万円未満でなければならない。

[誤り H27年-災10C]

【POINT】

請負事業の一括の対象となるのは、

⇒「労災保険に係る保険関係が成立している事業のうち建設の事業」。

つまり、「立木の伐採の事業」は、そもそも請負事業の一括の対象とはならないので、下請負事業の分離の対象にはなりません。

□ 厚生労働省令で定める事業が数次の請負によって行われる場合の下請負人を事業主とする認可申請書については、天災、不可抗力等の客観的理由により、また、事業開始前に請負方式の特殊性から下請負契約が成立しない等の理由により期限内に当該申請書を提出できない場合を除き、保険関係が成立した日の翌日から起算して10日以内に、所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。

[正解 H27年-災10D]

【POINT】

下請負人を事業主とする認可申請書については、10日以内に所轄都道府県労働局長に提出することが必要です。

□ 厚生労働省令で定める事業が数次の請負によって行われる場合の元請負人及び下請負人が、下請負事業の分離の認可を受けた場合、当該下請負人の請負に係る事業を一の事業とみなし、当該下請負人のみが当該事業の事業主とされ、当該下請負人以外の下請負人及びその使用する労働者に対して、労働関係の当事者としての使用者となる。

[誤り H27年-災10E]

⇒「徴収法上の保険料納付義務等の事業主であり、労働関係としての使用者ではない。」

【POINT】

下請負事業の分離は、あくまで徴収法上の保険料納付義務等の関係において事業主なので誤りになります。

□ 厚生労働省令で定める事業が数次の請負によって行われる場合であって、労働保険徴収法の規定の適用については、元請負人のみが当該事業の事業主とされる場合においても、元請負人の諾否にかかわらず、下請負人の申請に基づき厚生労働大臣の認可を受けることにより、当該下請負人が元請負人とみなされる。

[誤り H26年-災9E]

⇒「下請負事業の分離は、一定の要件を満たす事業所で、元請負人及び下請負人が申請することにより、」

□ 労災保険の保険関係が成立している建設の事業が数次の請負によって行われる場合には、その事業を一の事業とみなし、元請負人のみをその事業の事業主としている。この場合において、元請負人及び下請負人が、当該下請負人の請負に係る事業に関して、当該下請負人を事業主とする認可申請書を所轄都道府県労働局長に提出し、所轄都道府県労働局長の認可があったときは、当該請負に係る事業については、当該下請負人が元請負人とみなされる。

[正解 H21年-災8B]

【POINT】

下請負事業の分離

■分離の対象となる規模

「概算保険料に相当する額が160万円以上」 又は
「請負金額が1億8,000万円以上」

■手続

認可を受けようとする元請負人及び下請負人は、
保険関係が成立した日の翌日から起算して10日以内に

「下請負人を事業主とする認可申請書」を所轄都道府県労働局長に提出

□ 数次の請負によって行われる建設の事業については、徴収法の適用上それらの事業は一の事業とみなされ、元請負人のみが当該事業の事業主とされるのが原則であるが、下請負人のみの申請により、その請負に係る事業を一の事業とみなして下請負人のみを当該事業の事業主とすることについて厚生労働大臣の認可を受けたときは、元請負人の諾否にかかわらず、当該下請負人の請負に係る事業については、当該下請負人のみが事業主とされる。
[誤り H18年-災10C]

⇒「元請負人及び下請負人が共同で申請し」

【POINT】

元請負人と下請負人が共同で申請をします。
一方だけで申請をすることはできません。

□ 数次の請負によって行われる事業が一の事業とみなされ、元請負人のみが当該事業の事業主とされる場合においても、下請負人の申請に基づき厚生労働大臣が適当と認めるときは、元請負人の諾否にかかわらず、当該下請負に係る事業については、当該下請負人が元請負人とみなされる。

[誤り H18年-災9E]

⇒「元請負人及び下請負人が共同で申請し」

⇒「元請負人の諾否にかかわらず」は削除

【POINT】

元請負人と下請負人が共同で申請するので、元請負人の諾否ということはありません。

□ 労働保険徴収法第8条第2項の規定に基づき、下請負人をその請負事業の事業主とする認可を受けようとする元請負人及び下請負人は、やむを得ない理由がない限り、保険関係が成立した日の翌日から起算して30日以内に、下請負人を事業主とする認可申請書を所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。

[誤り H20年-雇8E]

⇒「10日以内に」

【POINT】

天災、不可抗力等の客観的な理由や下請負契約が成立しないような場合には、やむを得ない理由ということで、10日経過後でも申請書を提出することは可能です。

【法 9 条】 継続事業の一括

【出題実績】 ○択一式 (H21) ◎選択式

H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
〇〇	—	—	〇〇	—	〇	—	〇〇	—	—	—	—	—

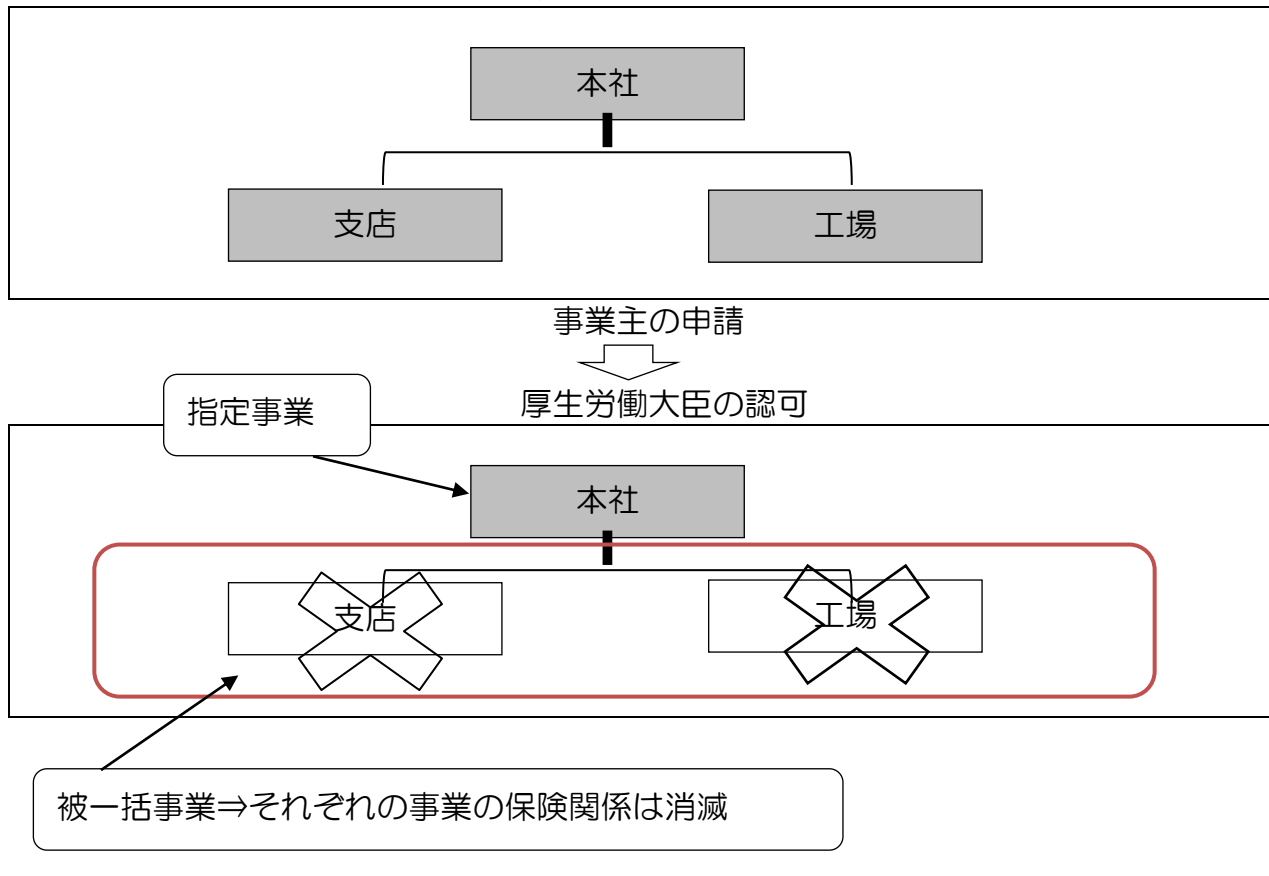
■ 継続事業の一括

【趣旨】

労災保険及び雇用保険の保険関係に係る制度。
本来ならば、個々の事業所ごとに行う保険関係の事務の簡素化を図るために、厚生労働大臣の認可を受けることにより、保険関係を一括する制度。(通常は、本社が指定事業)

行政の側から考えても、支店や工場ごとにバラバラに業務を行うより、窓口一本の方が、効率的に徴収業務を行えます。

[本来ならば、個々の事業所ごとに保険関係の事務を行う] ⇒ 事務処理が煩雑



□ 継続事業の一括について都道府県労働局長の認可があったときは、都道府県労働局長が指定する一の事業（以下本問において「指定事業」という。）以外の事業に係る保険関係は、消滅する。

〔正解 H30年-災8A〕

□ 継続事業の一括について都道府県労働局長の認可があったときは、被一括事業の労働者に係る労災保険給付（二次健康診断等給付を除く。）の事務や雇用保険の被保険者資格の確認の事務等は、その労働者の所属する被一括事業の所在地を管轄する労働基準監督署長又は公共職業安定所長がそれぞれの事務所掌に依って行う。

〔正解 H30年-災8B〕

【POINT】

指定事業	被一括事業
継続事業の一括の認可を受けた場合 ⇒徴収法の規定の適用については、一括して行うことができる。	左記の例外 ・ 労災保険及び雇用保険の受給に関する事務 ・ 雇用保険の被保険者に関する事務

□ 一括扱いの認可を受けた事業主が新たに事業を開始し、その事業をも一括扱いに含めることを希望する場合の継続事業一括扱いの申請は、当該事業に係る所轄都道府県労働局長に対して行う。

〔誤り H30年-災8C〕

⇒「指定事業に係る」

【POINT】

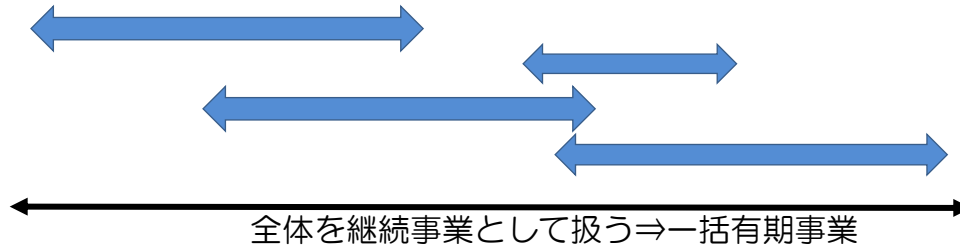
一括扱いの認可を受けた事業主が新たに事業を開始し、その事業をも一括扱いに含めることを希望する場合の継続事業一括扱いの申請は、指定事業に係る所轄都道府県労働局長に対して行います。

□ 2以上の有期事業が労働保険徴収法による有期事業の一括の対象になると、それらの事業が一括されて一の事業として労働保険徴収法が適用され、原則としてその全体が継続事業として取り扱われることになる。

[正解 H30年-災8D]

【POINT】

■有期事業の一括



法 12条3項のメリット制に関しては、注意が必要です。
 継続事業（一括有期事業を含む。）のメリット制と有期事業のメリット制

□ 一括されている継続事業のうち指定事業以外の事業の全部又は一部の事業の種類が変更されたときは、事業の種類が変更された事業について保険関係成立の手続きをとらせ、指定事業を含む残りの事業については、指定事業の労働者数又は賃金総額の減少とみなして確定保険料報告の際に精算することとされている。

[正解 H30年-災8E]

【POINT】

設問は、指定事業以外の事業の種類が変更になった場合、改めて保険関係の成立を行い、別個の事業として扱うこととなります。

当然、指定事業として、賃金総額や人数の減少が生じるので、「確定保険料申告書」（年度更新）により清算することとなります。

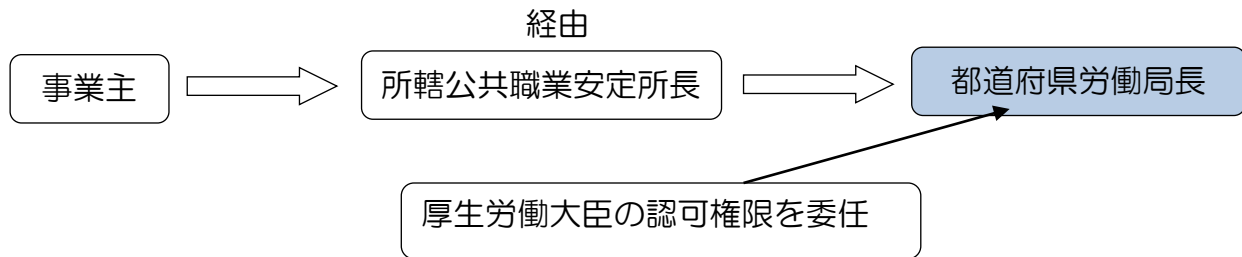
□ 一元適用事業であって労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託するものに関する継続事業の一括の認可に関する事務は、所轄公共職業安定所長が行う。

[誤り H28年-雇8E]

⇒「所轄都道府県労働局長が行う。」

【POINT】

■認可に関する事務⇒所轄都道府県労働局長



□ 継続事業の一括に関する厚生労働大臣の認可の要件の一つとして、「それぞれの事業が、事業の種類を同じくすること。」が挙げられているが、雇用保険に係る保険関係が成立している二元適用事業については、この要件を必要としない。

[誤り H26年-雇8D]

⇒「事業の種類を同じくすることが必要である。」

【POINT】

■継続事業の一括の要件

① それぞれの事業が、下記の一のみに該当すること

- ・二元適用事業であって労災保険に係る保険関係が成立している事業
- ・二元適用事業であって雇用保険に係る保険関係が成立している事業
- ・一元適用事業であって労災保険及び雇用保険に係る保険関係が成立しているもの

② それぞれの事業が、事業の種類を同じくすること
(労災保険率表における事業の種類が同じ)

□ 継続事業の一括に関する厚生労働大臣の認可があったときは、労働保険徴収法の規定の適用については、当該認可にかかる二以上の事業に使用されるすべての労働者は、これらの事業のうち厚生労働大臣が指定するいずれかの事業に使用される労働者とみなされる。

[正解 H26年-雇8E]

【POINT】

一般的には、本社が厚生労働大臣の指定する指定事業として徴収法に規定する業務を行います。

□ 事業主が同一人である二以上の継続事業について成立している保険関係を一の保険関係に一括するのに必要な要件は、すべての事業が一元適用事業であって労災保険及び雇用保険に係る保険関係が成立しており、かつ、労災保険率が同一であることである。

[誤り H16年-災8E]

⇒設問は2か所誤りがあります。

【POINT】

- ① 一元適用事業であっても、二元適用事業であっても要件に該当すれば可能。
- ② 労災保険料率そのものでなく、労災保険率表における事業の種類が同一であることが必要。

□ 事業主が同一人である二以上の継続事業については、一の都道府県内において行われるものに限り、当該事業主が当該二以上の事業について成立している保険関係の全部又は一部を一の保険関係とすることにつき都道府県労働局長の認可を受けたときは、徴収法の適用については、当該認可に係る二以上の事業に使用される労働者は、これらの事業のうち都道府県労働局長が指定するいずれか一の事業に使用される労働者とみなされ、また、当該一の事業以外の事業に係る保険関係は、消滅する。

[誤り H17年-災10A]

⇒「一の都道府県内において行われるものに限り」を削除すれば正しい。

【POINT】

継続事業の一括に関しては、地域的な制限や事業の規模という要件はないので誤りです。

継続事業は、一般的な会社であり、本社が東京で、全国各地に営業所や支店、工場がある場合が想定されます。

また、事業規模の大小（中小企業に限らない。）に関わらず、申請が可能です。

□ 継続事業と有期事業を含む二以上の事業の事業主が同一人であり、かつ、厚生労働省令で定める規模以下の有期事業がいずれかの継続事業の全部又は一部と同時に行われる場合において、事業主が当該有期事業の保険関係を当該継続事業の保険関係と一の保険関係とすることについて申請をし、厚生労働大臣の認可があったときは、当該認可に係る事業に使用されるすべての労働者は、厚生労働大臣の指定する一の継続事業に使用されるものとみなされる。

[誤り H18年-災9B]

⇒設問のような規定はないため誤り。

【POINT】

読みにくい設問ですが、論点としては、「継続事業の保険関係と有期事業の保険関係との一括が可能かどうか」という一点だけです。

当然、継続事業の保険関係と有期事業の保険関係は一括できません。

設問では、一括が可能ということを前提で問題文を作成しています。

□ 継続事業の一括の認可を受けようとする事業主は、継続事業一括申請書を指定事業として指定を受けることを希望する事業に係る所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。

[正解 H21年-雇8A]

□ 継続事業の一括の認可については、労災保険率表による事業の種類を同じくすることがその要件とされているが、雇用保険に係る保険関係が成立している二元適用事業の場合は、労災保険率表による事業の種類を同じくする必要はない。

[誤り H21年-雇8B]

⇒「同じくする必要がある。」

□ 継続事業の一括の認可を受けた指定事業の事業主は、その指定事業の名称又は当該事業の行われる場所に変更があったときは、遅滞なく、継続被一括事業名称・所在地変更届を指定事業に係る所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。

[誤り H21年-雇8C]

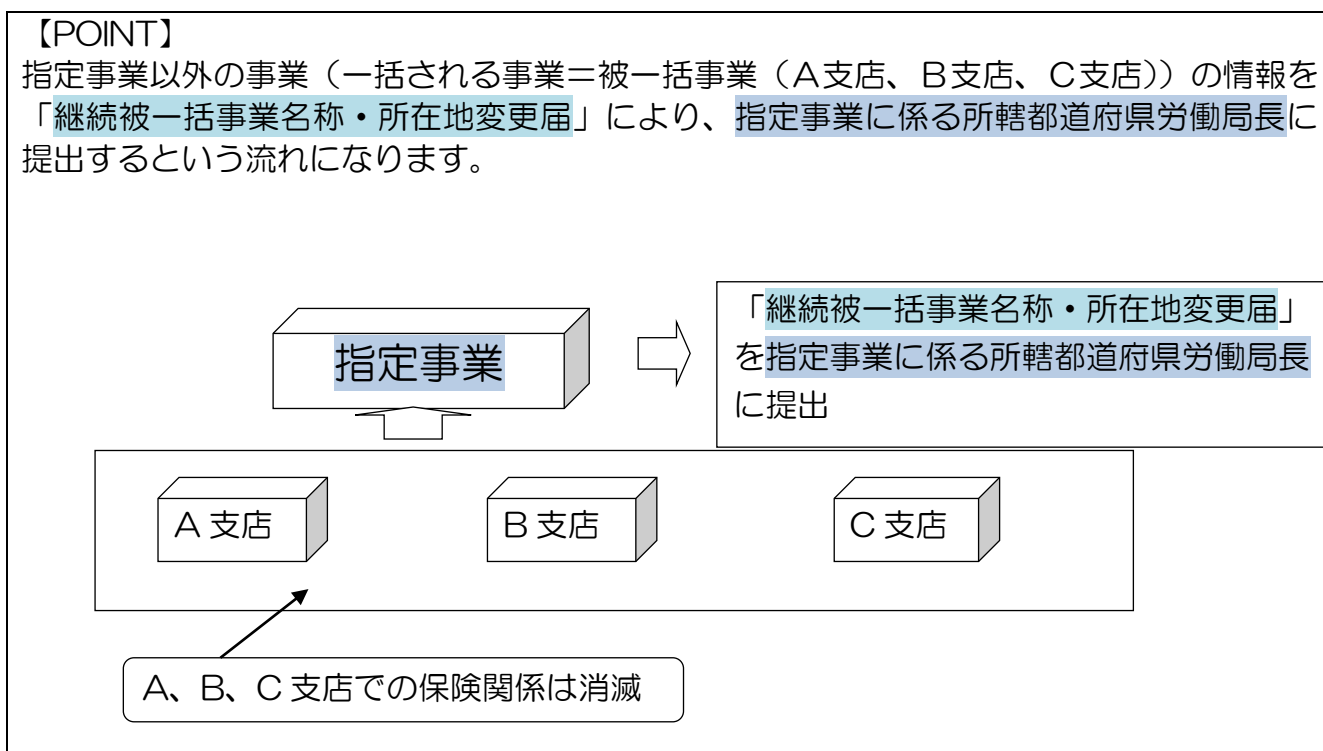
⇒ 「変更の翌日から起算して10日以内」

⇒ 「名称、所在地等変更届」

【POINT】

■ 継続事業の一括に係る届出書

継続事業一括申請書	継続被一括事業 名称・所在地変更届	名称、所在地等変更届
継続事業の申請	被一括事業の名称所在地等の変更	指定事業の所在地等の変更
提出期限⇒規定なし	遅滞なく	変更の翌日から10日以内
<u>指定を受けることを希望する事業に係る</u> 所轄都道府県労働局長	<u>指定事業に係る</u> 所轄都道府県労働局長	所轄労働基準監督署長 又は 所轄公共職業安定所長



□ 継続事業の一括の認可を受けた指定事業の事業主は、労災保険及び雇用保険の受給に関する事務並びに雇用保険の被保険者に関する事務について、当該指定事業の所在地を管轄する労働基準監督署長又は公共職業安定所長に対して一括して行うことができる。

[誤り H21年-雇8D]

⇒「各事業場ごとに行わなければならない。」

【POINT】

一括されるのは、労働保険料等の徴収法に関するものになるので、雇用保険の給付や被保険者に関する事務は一括されません。

□ 継続事業の一括の認可があったときは、当該二以上の事業に使用されるすべての労働者が指定事業に使用される労働者とみなされ、指定事業以外の事業の保険関係は消滅する。この場合、保険関係消滅申請書を提出することにより、労働保険料の確定精算の手続はすべて終了する。

[誤り H21年-雇8E]

⇒「確定保険料申告書」

【POINT】

指定事業	指定事業以外
「名称・所在地等変更届」	「継続被一括事業名称・所在地変更届」
所轄労働基準監督署長 又は 所轄公共職業安定所長	<u>指定事業に係る所轄都道府県労働局長</u> (所轄労働基準監督署長又は 所轄公共職業安定所長 経由)



「確定保険料申告書」を提出
被一括事業所の労働保険料の清算

□ 継続事業の一括の申請は、一元適用事業の場合は、それぞれの保険に係る保険関係ごとに個別に所轄都道府県労働局長に対して行わなければならない。

[誤り H23年-雇9D]

⇒「保険関係の全部又は一部の一括に係る指定を受けることを希望する事業（指定事業）が、所轄都道府県労働局長に対して行う。」

【POINT】一括のまとめ

有期事業の一括	継続事業の一括	請負事業の一括	下請負事業の分離
法律上当然	事業主の申請 + <u>厚生労働大臣の認可</u>	法律上当然	事業主の申請 + <u>厚生労働大臣の認可</u>
労災のみ	労災+雇用	労災のみ	
①建設の事業 ②立木の伐採の事業	一般的な事業	建設の事業のみ	
継続事業とみなされる。	指定事業に一括	元請負人のみをその事業の事業主とみなす。	独立した下請負人をその事業の事業主とする。
(原則) 地域制限あり (例外) 制限なし 機械装置の組立て又は据え付けの事業	地域制限なし		
規模要件あり	規模要件なし		規模要件あり



概算保険料の額が 160 万円未満 かつ

①建設の事業

⇒請負金額が1億8,000万円未満

②立木の伐採の事業

⇒素材の見込生産量が1,000㎡未満

概算保険料の額が 160 万円以上 又は

請負金額が1億8,000万円未満

[法 11 条 1 項] 一般保険料他

[出題実績] ○択一式 (H20) ◎選択式

H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
—	〇〇	—	〇〇	—	—	〇〇	〇	〇〇	〇	—	〇〇	〇

□ 政府は、労働保険の事業に要する費用にあてるため保険料を徴収するが、当該費用は、保険給付に要する費用、社会復帰促進等事業及び雇用安定等の事業に要する費用、事務の遂行に要する費用（人件費、旅費、庁費等の事務費）、その他保険事業の運営のために要する一切の費用をいう。

[正解 R4年-雇10D]

【POINT】

■労働保険料（法 10 条 1 項）

政府は、労働保険の事業に要する費用にあてるため保険料を徴収する。

保険給付に要する費用、社会復帰促進等事業及び雇用安定等の事業に要する費用、事務の遂行に要する費用（人件費、旅費、庁費等の事務費）、その他保険事業の運営のために要する一切の費用をいう。

□ 労働保険徴収法第 39 条第 1 項に規定する事業以外の事業（いわゆる一元適用事業）であっても、雇用保険法の適用を受けない者を使用するものについては、二元適用事業に準じ、当該事業を労災保険に係る保険関係及び雇用保険に係る保険関係ごとに別個の事業とみなして一般保険料の額を算定するが、一般保険料の納付（還付、充当、督促及び滞納処分を含む。）については、一元適用事業と全く同様である。

[正解 R4年-雇8A]

【POINT】

■前半の論点

⇒二元適用事業に準じ、当該事業を労災保険に係る保険関係及び雇用保険に係る保険関係ごとに別個の事業とみなして一般保険料の額を算定

例えば、全従業員数が 10 名

そのうち 1 週間の労働時間が 20 時間未満の者が 5 名（アルバイト）

労災保険の対象者の対象者 10 名	雇用保険の対象者 10 名
賃金総額⇒24 百万円 正社員（5名）…18 百万円 アルバイト（5名）6 百万円	賃金総額⇒18 百万円 （雇用保険の適用除外であるアルバイトは含めない。）

上記の場合の一般保険料の額は、労災保険と雇用保険の賃金総額が異なるので、労災保険、雇用保険を個別に算出します。

（別個の事業とみなして一般保険料の額を算定）

一般保険料	
労災保険	雇用保険
24 百万円×労災保険料率	18 百万円×雇用保険料率

■後半の論点

一般保険料の納付については、別個に扱う規定はなく、一元適用事業として納付を行います。

□ 労働者派遣事業により派遣される者は派遣元事業主の適用事業の「労働者」とされるが、在籍出向による出向者は、出向先事業における出向者の労働の実態及び出向元による賃金支払の有無にかかわらず、出向元の適用事業の「労働者」とされ、出向元は、出向者に支払われた賃金の総額を出向元の賃金総額の算定に含めて保険料を納付する。

[誤り R4年-雇8B]

⇒「出向の目的、出向につき行なった契約等に基づき労働関係の所在を判断して決定し、」

【POINT】

■前半の論点…労働者派遣事業に対する労働保険の適用

⇒労働者災害補償保険、雇用保険双方とも派遣元事業主の事業が適用事業とします。

■中盤の論点…在籍出向者に関する適用

⇒労災に関しては、労働の実態、雇用保険に関しては、主たる賃金を考慮して、出向の目的、出向につき行なった契約等に基づき、労働関係の所在を判断して決定します。

■後半の論点 出向元から出向者に支払われた賃金に関して、出向元事業主が、出向先事業の支払う賃金として、賃金総額に含めて保険料を納付。

□ A 及び B の 2 つの適用事業主に雇用される者 X が A との間で主たる賃金を受ける雇用関係にあるときは、X は A との雇用関係においてのみ労働保険の被保険者資格が認められることになり、労働保険料の算定は、A において X に支払われる賃金のみを A の賃金総額に含めて行い、B において X に支払われる賃金は B の労働保険料の算定における賃金総額に含めない。

[誤り R4年-雇8C]

⇒ 「A 及び B ともに、労働保険料の算定における賃金総額に含める。」

【POINT】

ダブルワーカーである者の労働保険料の算出に関する問題です。

■前半の論点（正解）

同時に 2 以上の雇用関係にある労働者については、当該 2 以上の雇用関係のうち一の雇用関係についてのみ被保険者となる。

その者が生計を維持するに必要な主たる賃金を受ける雇用関係とする。

■後半の論点（誤り）

A 社 B 社ともに、労働保険料の算定に含めて計算します。

■複数の会社で働いている者の労働保険（雇用保険と労災保険）の扱い

労災保険

甲社	乙社
甲社、乙社で、賃金の高低に関わらず、賃金総額に算入して労災保険料を算定	

雇用保険

甲社	乙社
生計を維持するに必要な主たる賃金を受ける雇用関係にある会社で加入	

【POINT】

■社会保険（健康保険及び厚生年金保険）

甲社	乙社
----	----

被保険者が同時に複数（2 か所以上）の適用事業所に使用されることとなった場合
⇒被保険者の届出により、主たる事業所を選択して管轄する年金事務所または保険者等を決定。

それぞれの事業所で受ける報酬月額を合算した月額により標準報酬月額を決定。

保険料は、決定した標準報酬月額による保険料額をそれぞれの事業所で受ける報酬月額に基づき按分し決定。

具体例⇒A社およびB社で勤務

A社（報酬 30万円）

B社（報酬 20万円）

「二以上事業所勤務届」を日本年金機構へ提出。

A社を選択した場合、健康保険、厚生年金の手続きの窓口になります。

保険料に関しては、A社+B社の報酬の合計（50万円）で標準報酬月額等級表にあてはめ、標準報酬月額を決定。

A社およびB社のそれぞれの保険料は、按分計算して算出。

■届出

⇒「事実発生から10日以内に」被保険者が

「健康保険・厚生年金保険被保険者所属選択・二以上事業所勤務届」を日本年金機構へ提出。

社会保険（健康保険及び厚生年金）の加入に関しては、「4分の3基準」がベースになります。

- ① 1週間の所定労働時間が20時間以上あること
- ② 報酬の月額が88,000円以上あること
- ③ 学生等でないこと
- ④ その他

一般的な労働者が、2社の社会保険（健康保険、厚生年金）に加入することは、「4分の3基準」から考えても、現実的ではありません。

2社以上を経営し、それぞれ報酬を得ている代表者や取締役等は、労働時間に縛られないので、2社での被保険者になることはありえます。

□ 事業主は、労災保険に係る保険関係のみが成立している事業について、保険年度又は事業期間の中途に、労災保険及び雇用保険に係る保険関係が成立している事業に該当するに至ったため、当該事業に係る一般保険料率が変更した場合、労働保険徴収法施行規則に定める要件に該当するときは、一般保険料率が変更された日の翌日から起算して 30 日以内に、変更後の一般保険料率に基づく労働保険料の額と既に納付した労働保険料の額との差額を納付しなければならない。

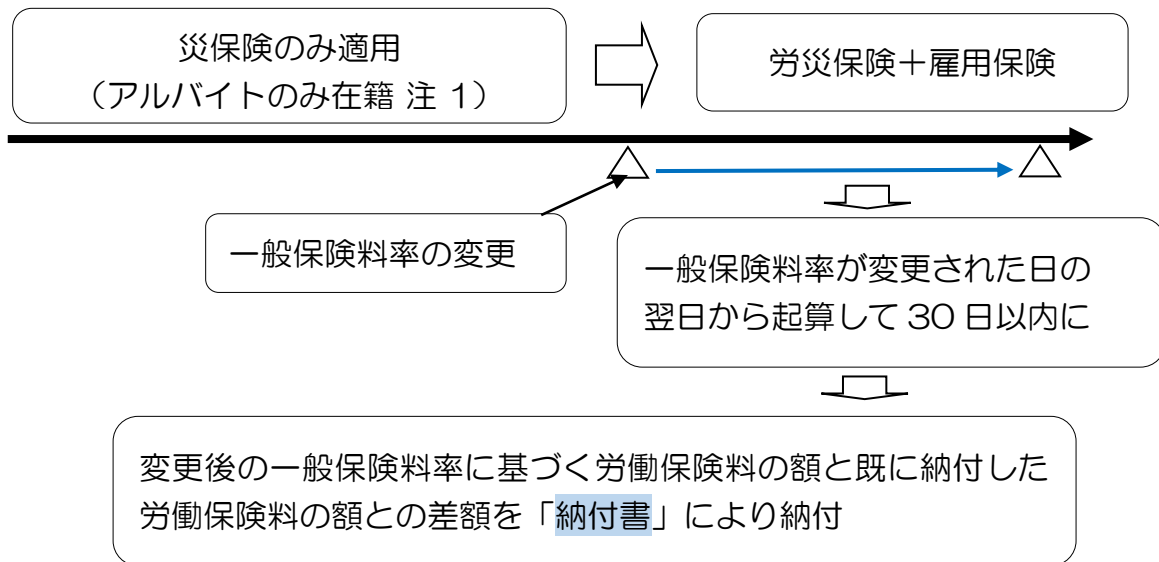
[正解 R4年-雇9B]

【POINT】

増加概算保険料に関する問題です。

賃金総額の見込額等が一定額以上増加

■設問の内容



■増加概算保険料…下記2パターン

賃金総額又は特別加入者に係る保険料算定額の総額の見込み額が増加した場合 (設問の場合)	一般保険料率の変更 (行政による変更)
増加後の見込額が、「増加前の見込み額の 100 分の 200 を超え」、かつ、「増加後の見込額を基礎に算定した概算保険料の額と既に納付した概算保険料との差額が 13 万円以上」の場合	変更後の一般保険料率を基礎に算定した概算保険料の額が、「既に納付した概算保険料の額の 100 分の 200 を超え」、かつ、「その差額が 13 万円以上」の場合
増加が見込まれた日から 30 日以内 (翌日起算)	変更の日から 30 日以内 (翌日起算)
「納付書」により納付	

□ 適用事業に雇用される労働者が事業主の命により日本国の領域外にある適用事業主の支店、出張所等に転勤した場合において当該労働者に支払われる賃金は、労働保険料の算定における賃金総額に含めない。

[誤り R4年-雇8D]

⇒「賃金総額に含める。」

【POINT】

日本国の領域外にある適用事業主の海外支店等に転勤した場合であっても、要件に該当すれば雇用保険の被保険者になります。

したがって、雇用保険にかかる労働保険料の算定における賃金総額に含めることになります。

■海外転勤者の労働保険

労災保険	雇用保険
原則…労災保険の適用はない。 例外…第3種特別加入 (海外派遣者の特別加入の制度)	雇用保険の被保険者

□ 労働日の全部又はその大部分について事業所への出勤を免除され、かつ、自己の住所又は居所において勤務することを常とする者は、原則として労働保険の被保険者にならないので、当該労働者に支払われる賃金は、労働保険料の算定における賃金総額に含めない。

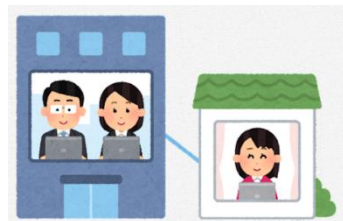
[誤り R4年-雇8E]

⇒「労働保険の被保険者になり」

⇒「含める。」

【POINT】

在宅勤務者に関する内容で、事業所勤務労働者との同一性が確認できれば、原則として被保険者となりうる。」とされています。



■労働者災害補償保険法（通達）

労働者が在宅勤務（労働者が、労働時間の全部又は一部について、自宅で情報通信機器を用いて行う勤務形態をいう。）を行う場合においても、労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法等の労働基準関係法令が適用される。

在宅勤務者に支払われる賃金も、労働の対償として事業主が労働者に支払うものであれば、労働保険料の算定における賃金総額に含めることになります。

□ 労災保険及び雇用保険に係る保険関係が成立している事業に係る被保険者は、「当該事業に係る一般保険料の額」から、「当該事業に係る一般保険料の額に相当する額に二事業率を乗じて得た額」を減じた額の2分の1の額を負担するものとする。

[誤り R2年-雇10C]

⇒ 「当該事業に係る一般保険料の額のうち雇用保険率に応ずる部分の額」から
「その額に相当する額に二事業率を乗じて得た額」

【POINT】

被保険者の保険料負担に関する内容です。

労災保険率に応ずる部分の額については、事業主が全額負担するので、2行目の「一般保険料」の記述が誤りになります。

「一般保険料」だと労災保険料も含まれている。

□ 労働保険徴収法第 10 条において政府が徴収する労働保険料として定められているものは、一般保険料、第 1 種特別加入保険料、第 2 種特別加入保険料、第 3 種特別加入保険料及び印紙保険料の計 5 種類である。

[誤り R1年-災8A]

⇒「印紙保険料及び特例納付保険料の 6 種類である。」

【POINT】

労働保険料の種類…6種類					
一般保険料	第 1 種特別加入保険料	第 2 種特別加入保険料	第 3 種特別加入保険料	印紙保険料	特例納付保険料

特別加入保険料

事業主が保険関係成立届を提出しておらず、一般保険料を徴収する権利が時効によって消滅している場合、一般保険料の額（雇用護憲率分）のうち特例対象者に係る額に相当する一定額を加算した保険料

■特例対象者

①被保険者に関する届出がされていなかったこと

②被保険者となったことの確認があった日の 2 年前より前に、被保険者の負担すべき労働保険料相当額が賃金から控除されていたことが明らかである時期があること。

□ 一般保険料の額は、原則として、賃金総額に一般保険料率を乗じて算出されるが、労災保険及び雇用保険に係る保険関係が成立している事業にあっては、労災保険率、雇用保険率及び事務経費率を加えた率がこの一般保険料率になる。

[誤り R1年-災8B]

⇒「事務経費率」というものはないので誤り。

【POINT】

一般保険料率に「事務経費率を加えた率」という規定はないので誤りです。

一般保険料率		
労災保険＋雇用保険の適用事業	労災保険のみ適用	雇用保険のみ適用
労災保険率＋雇用保険率	労災保険率	雇用保険率

■一般保険料の額は、原則、賃金総額に一般保険料率を乗じて得た額になります。

□ 労働保険徴収法第 10 条によれば、**政府は、労働保険の事業に要する費用にあてるため保険料を徴収するとされ、当該保険料とは、一般保険料、第 1 種特別加入保険料、第 2 種特別加入保険料、第 3 種特別加入保険料、印紙保険料及び特例納付保険料である。**

[正解 H20 年-雇 9B]

□ **労働保険徴収法には、労働保険の事業に要する費用にあてるため政府が徴収する保険料（労働保険料）の種類として、一般保険料、特別加入保険料、船員特別保険料、印紙保険料及び特例納付保険料が規定されている。**

[誤り H19 年-雇 9E]

⇒「船員特別保険料」を削除すれば正しい。

【POINT】
労働保険料の種類

■労働保険料

労働保険料			
一般保険料	特別加入保険料	印紙保険料	特例納付保険料
労災・雇用	労災のみ	雇用のみ	

第 1 種特別加入保険料	第 2 種特別加入保険料	第 3 種特別加入保険料
中小事業主等対象	個人タクシー、 一人親方等対象	海外派遣者対象

雇用保険に未加入とされた者に対して 2 年を超える遡及適用
が行われた場合に支払う保険料（時効以前の雇用保険料）

□ 労働保険徴収法第 2 条第 2 項の賃金に算入すべき通貨以外のもので支払われる賃金の範囲は、労働保険徴収法施行規則第 3 条により「**食事、被服及び住居の利益のほか、所轄労働基準監督署長又は所轄公共職業安定所長の定めるところによる**」とされている。

[正解 R1 年-雇 10C]

【POINT】
労働保険料の計算において、現物給付（通貨以外のもの…食事、被服（制服）、社宅の利益等々）を賃金として具体的な金額に換算して計算をします。

賃金の代わりであればなんでも良いわけではなく、所轄労働基準監督署長又は所轄公共職業安定所長の定める範囲内ということになります。

□ 1日30分未満しか働かない労働者に対しても労災保険は適用されるが、当該労働者が属する事業場に係る労災保険料は、徴収・納付の便宜を考慮して、当該労働者に支払われる賃金を算定の基礎となる賃金総額から除外して算定される。

[誤り H30年-雇9ア]

【POINT】

後半のような徴収・納付の便宜を図るような規定はないので誤りです。

□ 退職を事由として支払われる退職金であって、退職時に支払われるものについては、一般保険料の算定基礎となる賃金総額に算入しない。

[正解 H24年-災8B]

□ 労働者が在職中に、退職金相当額の全部又は一部を給与や賞与に上乗せするなど前払いされる場合は、原則として、一般保険料の算定基礎となる賃金総額に算入する。

[正解 H29年-災8A]

【POINT】

通達からの問題です。

労働者が在職中に、退職金相当額の全部又は一部を給与や賞与に上乗せする退職金前払制度は、労働の対償としての性格が明確であり、労働者の通常の生計にあてられる経常的な収入としての意義を有することから、原則、一般保険料の算定基礎となる賃金総額に算入されます。

□ 遡って昇給が決定し、個々人に対する昇給額が未決定のまま離職した場合において、離職後支払われる昇給差額については、個々人に対して昇給をすること及びその計算方法が決定しており、ただその計算の結果が離職時までにはまだ算出されていないというものであるならば、事業主としては支払義務が確定したものであるから、賃金として取り扱われる。

[正解 H29年-災8B]

【POINT】

支払義務が確定しているため、賃金として扱われます。

□ 法人の取締役であっても、法令、定款等の規定に基づいて業務執行権を有しないと認められる者で、事実上、業務執行権を有する役員等の指揮監督を受けて労働に従事し、その対償として賃金を受けている場合には労災保険が適用されるため、当該取締役が属する事業場に係る労災保険料は、当該取締役に支払われる賃金（法人の機関としての職務に対する報酬を除き、一般の労働者と同一の条件の下に支払われる賃金のみをいう。）を算定の基礎となる賃金総額に含めて算定する。

[正解 R4年-災10A]

【POINT】

「業務執行権を有しない法人の取締役」に支払われる賃金は、賃金総額に含めるので正解です。

■前半の論点…正解

⇒事実上、業務執行権を有する役員等の指揮監督を受けて労働に従事し、その対償として賃金を得ている者

⇒「労働者」として取扱われ、労災保険が適用

■後半の論点…正解

当該取締役に支払われる賃金（法人の機関としての職務に対する報酬を除き、一般の労働者と同一の条件の下に支払われる賃金のみをいう。）は、賃金総額に含まれる。

例えば、役員として銀行に融資を申し入れる等、
経営の根幹に関する職務

□ 健康保険法第 99 条の規定に基づく傷病手当金について、標準報酬の 6 割に相当する傷病手当金が支給された場合において、その傷病手当金に付加して事業主から支給される給付額は、恩恵的給付と認められる場合には、一般保険料の額の算定の基礎となる賃金総額に含めない。

[正解 R4年-災 10D]

「賃金とみなされないもの」を押さえてください。

【POINT】

賃金とみなされるもの	賃金とみなされないもの
基本的に労働基準法と同じ	①退職金、祝金、見舞金〈注1〉 ②解雇予告手当 ③休業補償費（労基法）〈注2〉 ④傷病手当金（健康保険法） ⑤福利厚生費 ⑥チップ〈注3〉 ⑦会社が全額支給する生命保険料 ⑧出張旅費・宿泊費

〈注1〉…退職金・祝金・見舞金

労働基準法	労働保険料徴収法
労働協約等で支給条件が明確な場合	
賃金に該当	賃金とみなさない

退職金等を徴収法の計算式に加えると労働保険料が増えるため、事業主が、故意に退職金等を抑制してしまうために、含めません。

〈注2〉…休業手当と休業補償費

休業手当（法 26 条）	休業補償費（法 76 条）
使用者の責に帰すべき事由による休業の場合 ⇒使用者は、休業期間中当該労働者に、その平均賃金の 100 分の 60 以上の手当を支払わなければならない。	労働者が療養のため、労働することができないために賃金を受けない場合 ⇒使用者は、労働者の療養中平均賃金の 100 分の 60 の休業補償を行わなければならない。
賃金に該当	賃金とみなさない

〈注3〉…チップ

賃金に該当する場合	賃金に該当しない場合
使用者が集めて労働者に再配分する場合	いわゆるチップ

□ 労働者が業務外の疾病又は負傷により勤務に服することができないため、事業主から支払われる手当金は、それが労働協約、就業規則等で労働者の権利として保障されている場合は、一般保険料の額の算定の基礎となる賃金総額に含めるが、単に恩恵的に見舞金として支給されている場合は当該賃金総額に含めない。

[正解 R4年-災10E]

【POINT】

「業務外の疾病又は負傷により勤務に服することができないため、事業主から支払われる手当金」ということで、「私傷病手当金」が該当します。

「私傷病手当金」に関しては、労働協約等で労働者の権利として保障されている場合は、賃金総額に含めて算定します。

一方、単なる恩恵的な災害見舞金、療養見舞金、傷病見舞金に関しては、労働協約等の有無に関わらず、賃金総額に含めません。

一時的な給付で、いちいち参入していたら業務が煩雑になります。
一方の「私傷病手当金」に関しては、生活を補填する意味合いがあるので、労働協約等の定めがあれば、「賃金総額」に算入します。

□ 労働保険徴収法における「賃金」とは、賃金、給料、手当、賞与その他名称のいかんを問わず、労働の対償として事業主が労働者に支払うもの（通貨以外のもので支払われるものであって、厚生労働省令で定める範囲外のものを除く。）であり、労働基準法第26条に定める休業手当は賃金に含まれるが、同法第20条に定めるいわゆる解雇予告手当は賃金に含まれない。

[正解 H24年-災8A]

【POINT】

賃金となるものならないもの（原則は、労働基準法と同じ）

賃金に該当	賃金に該当しない
<ul style="list-style-type: none"> ● 休業手当（労働基準法26条） ● 育児や介護休業中の賃金 ● 臨時に支払われる賃金 ● 3か月を超える期間ごとに支払われる賃金 ● 通勤手当 ● 食事、被服、住居の利益等通貨以外のも 	<ul style="list-style-type: none"> ● 休業補償（労働基準法） ● 傷病手当金（健康保険法） ● 解雇予告手当 ● 退職金、祝い金、見舞金 （労働協約等により支払いが義務づけられていても賃金に不該当）

労働基準法との相違点

□ 労働保険徴収法における「賃金」のうち、食事、被服及び住居の利益の評価に関し必要な事項は、所轄労働基準監督署長又は所轄公共職業安定所長が定めることとされている。

[誤り R5年-雇 10A]

⇒「通貨以外のもので支払われるものの評価に関し必要な事項は、厚生労働大臣が定める。」

【POINT】

賃金のうち通貨以外のもので支払われるものの評価に関し必要な事項は、厚生労働大臣が定めると規定されています。

通貨以外のもので支払われるものであっても、厚生労働省令定める「食事、被服及び住居の利益のほか、所轄労働基準監督署長又は所轄公共職業安定所長の定めるもの」については、賃金に含まれます。

□ 慶弔見舞金は、就業規則に支給に関する規定があり、その規定に基づいて支払われたものであっても労働保険料の算定基礎となる賃金総額に含めない。

[正解 H26年-災 8D]

【POINT】

■労働基準法と徴収法の相違点

労働協約、就業規則、労働契約により支払いが義務づけられているもの

⇒退職金、祝い金、慶弔見舞金等

労働基準法	労働保険徴収法
賃金に該当	賃金に該当しない

□ 労働者が賃金締切日前に死亡したため支払われていない賃金に対する保険料は、徴収しない。[誤り H29年-災 8C]

⇒「徴収する。」

【POINT】

事業主としては既に、支払義務が確定したものであるため、賃金に対する保険料は、徴収されません。

□ 労働者の退職後の生活保障や在職中の死亡保障を行うことを目的として事業主が労働者を被保険者として保険会社と生命保険等厚生保険の契約をし、会社が当該保険の保険料を全額負担した場合の当該保険料は、賃金とは認められない。

[正解 H29年-災 8D]

【POINT】

会社が全額負担する生命保険等の保険料は、賃金とは認められません。

□ 住居の利益は、住居施設等~~を無償で供与される場合~~において、住居施設が供与されない者に対して、住居の利益を受ける者との均衡を失しない定額の均衡手当が一律に支給されない場合は、当該住居の利益は賃金とならない。

[正解 H29年-災8E]

【POINT】

通貨以外のもので支払われる賃金（現物給与）に関する問題です。

例えば、本来、社宅費7万円支払うところを無償供与された場合、労働者は7万円の利益を受けることになります。（住居の利益）

ただし、社宅以外（自宅や借家等）の者に対して、住宅手当が支給されている場合と支給されない場合とでは扱いが異なります。

7万円の利益を受けているので、賃金に該当

	社宅以外（自宅や借家等）	社宅入居者
全員社宅利用		現物給与⇒賃金に該当
社宅利用者と社宅以外の者が混在する場合	住宅手当支給（利益を受けている）	現物給与⇒賃金に該当
	住宅手当なし（設問の場合）（利益を受けていない）	現物給与に該当しない。

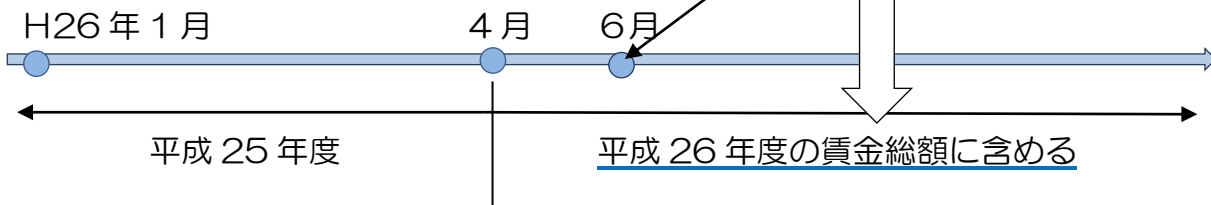
社宅入居者との均衡を図るための均衡手当（住宅手当）

□ 平成26年6月になってベースアップが同年1月に遡って行われることが決まり、労働者ごとの1月から6月までの差額及びその支給が確定して6月に現実に支払われる場合の賃金は、賃金差額の支給が確定した日の属する年度（平成26年度）の賃金総額に含める。

[正解 H26年-災8A]

【POINT】

ベースアップを1月に遡ることに決定
⇒1月から6月までの差額は、6月に支給



□ 雇用保険料その他社会保険料の労働者負担分を、事業主が、労働協約等の定めによって義務づけられて負担した場合、その負担額は賃金と解することとされており、労働保険料等の算定基礎となる賃金総額に含める。

[正解 H26年-災8C]

□ 労働基準法第76条の規定に基づく休業補償は、労働不能による賃金喪失に対する補償であり、労働の対償ではないので、労働保険料等の算定基礎となる賃金に含めない。また、休業補償の額が平均賃金の60パーセントを超えた場合についても、その超えた額を含めて労働保険料等の算定基礎となる賃金総額に含めない。

[正解 H26年-災8D]

【POINT】

賃金に該当する	賃金に該当しない
休業手当	休業補償
(労働基準法26条) 使用者の責めに帰すべき事由による休業の場合、使用者は、休業期間中当該労働者に、その平均賃金の100分の60以上の手当を支払わなければならない。	(労働基準法76条) 労働者が療養補償の規定による療養のため労働することができないために賃金を受けることができない場合に、平均賃金の100分の60を支払う。

「手当」と「補償」の違いに注意。

□ 個々の事業に対する労災保険率の適用は、事業主が同一人であって業種が異なる二以上の部門が場所的に分かれ、それぞれ独立した運営が行われている場合には、常時使用される労働者の数が最も多い部門の業種に応ずる労災保険率を適用する。

[誤り H26年-災10A]

⇒ 「それぞれの部門ごとに、その事業の種類ごとに定められた労災保険率が適用される。」

□ 平成 24 年 3 月 20 日締切り、翌月 5 日支払の月額賃金は、平成 23 年度保険料の算定基礎額となる賃金総額に含まれる。

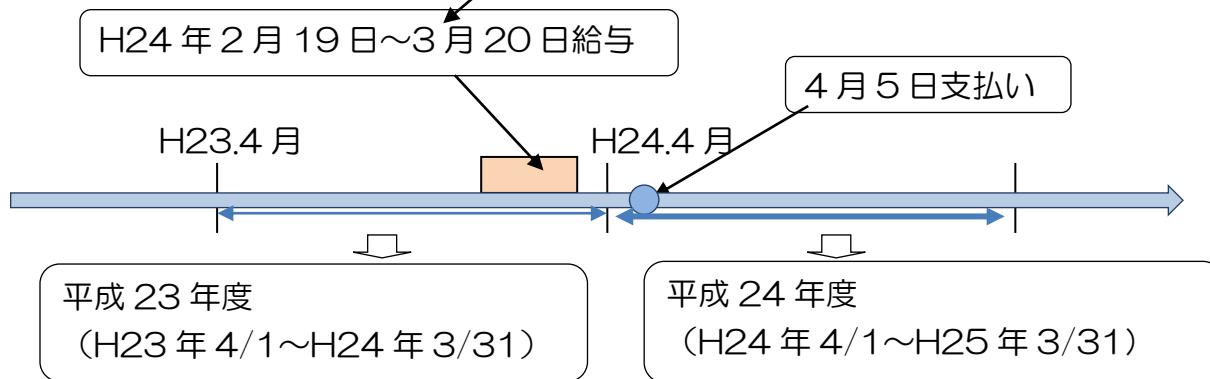
[正解 H24 年-雇 10E]

【POINT】

まず、保険年度は 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日まで。
 設問では、平成 24 年 3 月 20 日締切り、翌 4 月 5 日払いの給与を平成 23 年度（平成 23 年 4 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日）の保険料の賃金総額に含めるかどうかというのが論点です。
 要するに、保険年度をまたぐ場合の処理の仕方です。
 結論は、

【POINT】

実際には H23 年度中に支払っていませんが、支払いが確定しているので H23 年度の算定に加えます。



□ 労働保険徴収法第 39 条第 1 項に規定する事業以外の事業であっても、雇用保険法の適用を受けない者を使用する事業については、当該事業を労災保険に係る保険関係及び雇用保険に係る保険関係ごとに別個の事業とみなして一般保険料の額を算定する。

[正解 H24 年-雇 10C]

【POINT】労働保険徴収法第 39 条

- 第 1 項…都道府県及び市長村の行う事業
- 第 2 項…都道府県に準ずるもの及び市町村に準ずるものの行う事業
- 第 3 項…港湾労働法の規定により 6 大港湾において港湾運送の行為を行う事業
- 第 4 項…農林・畜産業・養蚕業又水産業（船員が雇用される事業を除く。）
- 第 5 項…建設の事業

法 39 条は、二元適用事業に関する条文になります。
 設問では、法 39 条第 1 項（都道府県及び市長村の行う事業）以外の事業も労災保険に係る保険関係及び雇用保険に係る保険関係ごとに別個の事業として扱うかが論点になりますが、港湾運送や農林、水産、建設等の事業も一般保険料の額を別個に算定する二元適用事業ということで正解になります。

□ 労働保険徴収法第39条第1項に規定する事業以外の事業（一元適用事業）の場合は、労災保険に係る保険関係と雇用保険に係る保険関係ごとに別個の事業として一般保険料の額を算定することはない。

[誤り H30年-雇8B]

⇒「別個の事業として一般保険料の額を算定する。」

□ 一般保険料の額の算定の基礎となる賃金総額とは、事業主がその事業に使用するすべての労働者に支払う賃金の総額をいうが、労働者が業務上の事由又は通勤による傷病の療養のため休業した期間及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律に定める育児休業又は介護休業をした期間について支払われた賃金は、賃金総額から除かれる。

[誤り H16年-災9E]

⇒「賃金総額から除かれることはない。」

□ 一般保険料の算定の基礎となる賃金総額とは、事業主がその事業に使用するすべての労働者に支払う賃金の総額をいうが、通貨以外のもので支われる賃金であって厚生労働省令で定めるもの及び臨時に支払われる賃金は除外される。

[誤り H17年-災9A]

⇒「除外されない。」

□ 労働保険徴収法における「賃金」は、通貨で支払われるもののみに限られず、食事、被服及び住居の利益のほか、所轄労働基準監督署長又は所轄公共職業安定所長の定めるものも含むものとされている。

[正解 H19年-雇9D]

□ 有期事業（一括有期事業を除く。）について、事業主が確定保険料として申告すべき労働保険料の額は、特別加入者がいない事業においては一般保険料の額となり、特別加入者がいる事業においては第1種又は第3種特別加入者がいることから、これらの者に係る特別加入保険料の額を一般保険料の額に加算した額となる。

[誤り H29年-雇8工]

⇒「第1種特別加入者がいることから」

【POINT】

海外派遣者が特別加入するには、国内の事業が継続事業であることが前提です。

有期事業（一括有期事業を除く。）には、海外派遣者である第3種特別加入者は存在しないので誤りです。

□ 賃金総額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額が一般保険料の算定の基礎となる。

[正解 H17年-災9B]

【POINT】

■労働保険 概算・増加概算・確定保険料申告書

⑦ 区分		算定期間 平成24年4月1日 から 平成25年3月31日 まで																											
確定 保険料 算定 内訳	⑧ 保険料・一般拠出金算定基礎額	⑨ 保険料・一般拠出金率				⑩ 確定保険料・一般拠出金額 (⑧ × ⑨)																							
	労働保険料	(イ)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	(イ)	1000分の	(イ)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
	労災保険分	(ロ)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	(ロ)	1000分の	(ロ)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
	雇用保険法 適用者分	(ハ)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	(ハ)	1000分の	(ハ)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
	高年齢 労働者分	(ニ)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	(ニ)	1000分の	(ニ)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
	保険料算定 対象者分	(ホ)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	(ホ)	1000分の	(ホ)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
	一般拠出金	(ヘ)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	(ヘ)	1000分の	(ヘ)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12

左の枠には、賃金総額を記載します。
単位が千円になっているので、自動的に千円未満の
端数は切り捨てになります。

右の枠には、保険料が記載されます。
賃金総額×保険料率＝保険料

【法 11 条 3 項】賃金総額の特例

〔出題実績〕 ○択一式 (H21) ◎選択式

H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
—	—	—	○	—	—	—	○	—	—	—	○○	○

□ 国の行う立木の伐採の事業であって、賃金総額を正確に算定することが困難なものについては、特例により算定した額を当該事業に係る賃金総額とすることが認められている。

〔誤り R5年-雇 10B〕

⇒「国の行う」を削除すれば正解。

【POINT】

賃金総額の特例に関する問題です。

「国の行う立木の伐採の事業」には、設問の特例は認められません。

「賃金総額の特例」は、下記3つ。

- ①請負による建設の事業
- ②立木の伐採の事業
- ③上記以外の林業、水産動植物の採捕・養殖の事業

□ 労災保険に係る保険関係が成立している造林の事業であって、労働保険徴収法第 11 条第 1 項、第 2 項に規定する賃金総額を正確に算定することが困難なものについては、所轄都道府県労働局長が定める素材 1 立方メートルを生産するために必要な労務費の額に、生産するすべての素材の材積を乗じて得た額を賃金総額とする。

〔誤り R4年-災 10B〕

⇒「その事業の労働者につき労働基準法に基づき厚生労働大臣が定める平均賃金に相当する額に、それぞれの労働者の使用期間の総日数を乗じて得た額の合算額を賃金総額とする。」

【POINT】

賃金総額の特例に関する問題です。

「造林の事業」は、林業の事業（立木の伐採の事業を除く。）、水産動植物の採捕・養殖の事業に該当します。

$$\text{厚生労働大臣が定める平均賃金に相当する額} \times \text{労働者の使用期間の総日数}$$

賃金総額の特例で算定する前提は、賃金総額を正確に算定することが困難な場合限定。

□ 労災保険に係る保険関係が成立している請負による建設の事業であって、労働保険徴収法第11条第1項、第2項に規定する賃金総額を正確に算定することが困難なものについては、その事業の種類に従い、請負金額に同法施行規則別表第2に掲げる労務費率を乗じて得た額を賃金総額とするが、その賃金総額の算定に当たっては、消費税等相当額を含まない請負金額を用いる。

[正解 R4年-災10C]

【POINT】

賃金総額の特例（請負による建設の事業）からの問題です。

賃金総額を正確に算定することが困難な場合の賃金総額の計算式

$$\text{賃金総額} = \text{請負金額} \times \text{労務費率}$$

請負金額に占める賃金費用の割合
(業種に応じて 17%~38%)

■ 請負金額に加算する場合、加算しない場合

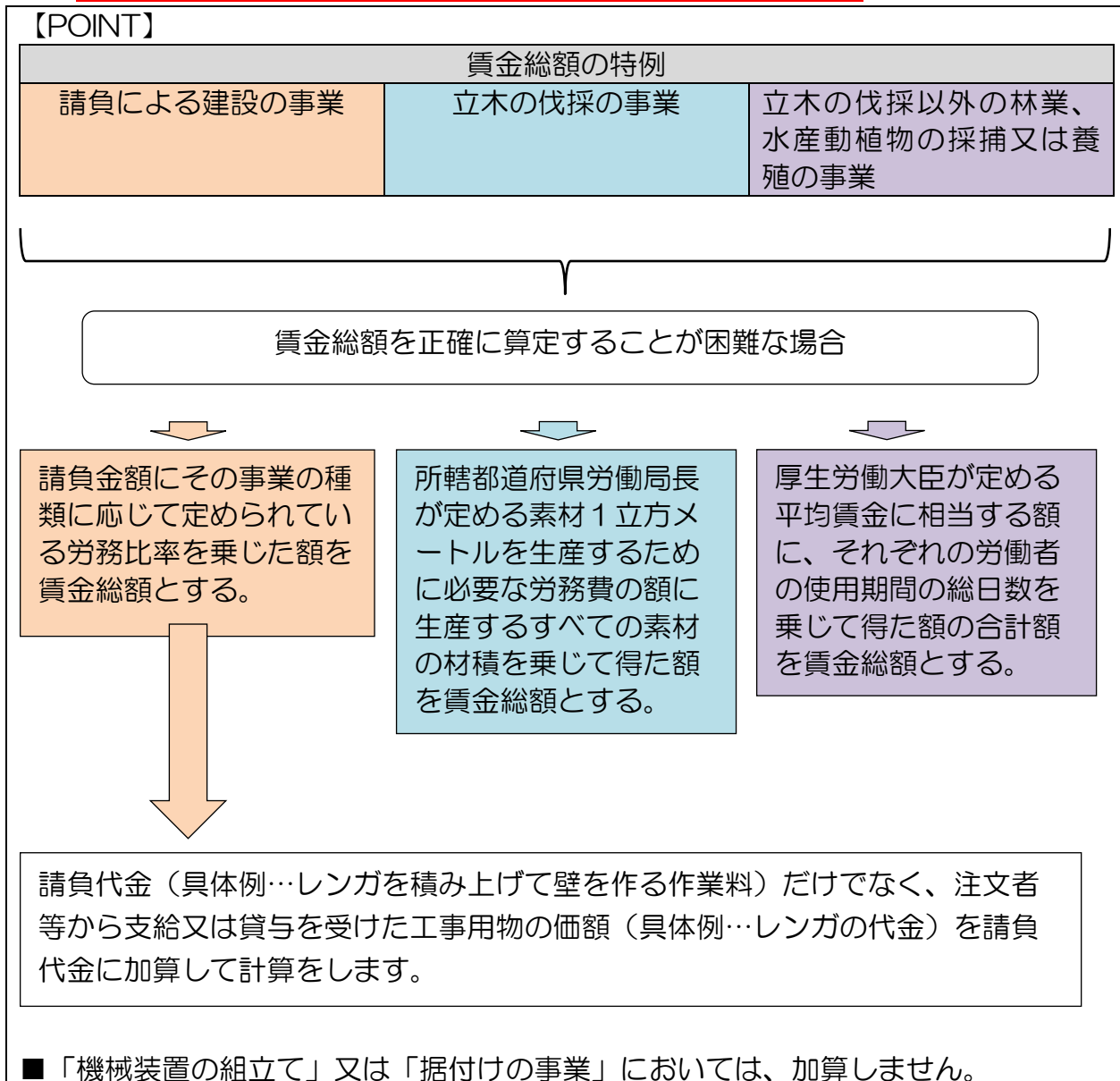
請負金額に加算する場合	請負金額に加算しない場合（除く場合）
注文者等から支給される工事用物の支給 又は貸与を受けた場合 ⇒その物の価格相当額、機械器具等の損料相当額を加算	消費税相当額

工事要物の価格等は、算入。

□ 賃金総額の特例が認められている請負による建設の事業においては、請負金額に労務費率を乗じて得た額が賃金総額となるが、ここにいう請負金額とは、いわゆる請負代金の額そのものをいい、注文者等から支給又は貸与を受けた工事用物の価額等は含まれない。

[誤り R1年-災8C]

⇒「そのものではなく、工事用物の価格等を加算したものをいう。」



□ 請負による建設の事業に係る賃金総額については、常に厚生労働省令で定めるところにより算定した額を当該事業の賃金総額とすることとしている。

[誤り H30年-雇8C]

⇒「賃金総額を正確に算定することが困難な場合に」

□ 一般保険料の額は、原則として、賃金総額に保険料率を乗じて得た額であるが、労災保険に係る保険関係が成立している数次の請負による事業であって賃金総額を正確に算定することが困難なものについては、請負金額に、事業の種類に応じ厚生労働省令で定める率(労務費率)を乗じて得た額が賃金総額とされる。

[誤り H16年-災9D]

⇒「請負による建設の事業」

□ 労災保険に係る保険関係が成立している事業のうち、業態の特殊性等の理由により賃金総額を原則どおり正確に算定することが困難な事業については、特例による賃金総額の算出が認められているが、その対象となる事業には、「請負による建設の事業」や「水産動植物の採捕又は養殖の事業」が含まれる。

[正解 H26年-災8E]

□ 労災保険に係る保険関係が成立している事業のうち請負による建設の事業であって、賃金総額を正確に算定することが困難なものについては、その事業の種類に従い、請負金額(一定の場合には、所定の計算方法による。)に労務費率を乗じて得た額を賃金総額とする。

[正解 H21年-災8E]

□ 請負による建設の事業であって賃金総額を正確に算定することが困難なものについては、その事業の種類に従い、請負金額に所定の労務費率を乗じて得た額を賃金総額とする。

[正解 H17年-災9C]

□ 立木の伐採の事業であって賃金総額を正確に算定することが困難なものについては、所轄都道府県労働局長が定める素材 1 立方メートルの生産に必要な労務費の額に、生産するすべての素材の材積を乗じて得た額を賃金総額とする。

[正解 H17年-災9D]

□ 水産動植物の採捕又は養殖の事業であって、賃金総額を正確に算定することが困難なもの一般保険料の額は、その事業の種類に従い、漁業生産額に労働保険徴収法施行規則別表第2に掲げる率を乗じて得た額に労働保険徴収法第12条の規定による一般保険料に係る保険料率を乗じて得た額である。

[誤り H21年-雇9E]

⇒「厚生労働大臣が定める平均賃金に相当する額に、それぞれの労働者の使用期間の総日数を乗じて得た額の合算額を賃金総額とし、これに一般保険料に係る保険料率を乗じて得た額である。」

□ 林業の事業（立木の伐採の事業を除く。）又は水産動植物の採捕若しくは養殖の事業であって賃金総額を正確に算定することが困難なものについては、当該事業の労働者につき労働基準法に基づき厚生労働大臣が定める平均賃金に相当する額に、それぞれの労働者の使用期間の総日数を乗じて得た額の合算額を賃金総額とする。

[正解 H17年-災9E]

[法 12 条 2 項] 労災保険料率

[出題実績] ○択一式 (H20) ◎選択式

H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
—	—	—	〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—

【POINT】

労災保険率 (令和4年度 変更なし)

事業の種類	労災保険率	
54 区分	最高	最低
	1,000 分の 88	1,000 分 2.5

[最高] …1,000 分の 88

■ 金属工業・非金属工業 (石灰石鉱業・ドロマイト工業を除く。) 又は石灰鉱業

[最低] …1,000 分の 2.5

- 計量器・光学機械・時計等製造業 (電気機械具製造業を除く)
- 通信業・放送業・新聞業又は出版業
- 金融業・保険業又は不動産業

■ その他の各種事業は、1,000 分の 3

□ 労災保険率を決定する際の事業の種類に関し、労働者派遣事業における事業の種類は、派遣労働者の派遣先での作業実態に基づき決定され、必ずしも「その他の各種事業」になるものではない。

[正解 H24 年-災 8C]

□ 労災保険率は、労働保険徴収法施行規則で定める事業の種類ごとに定められており、その最高は、1,000分の100を超えている。

[誤り H24年-災9ア]

⇒「1,000分の100を超えていない。」

【POINT】

(令和4年変更なし)

労災保険率の最高は、1,000分の88(金属鉱業、非金属鉱業又は石炭鉱業)のため誤りになります。

1,000分の88(最高)～1,000分の2.5(最低) 54区分

□ 労災保険率は、政令で定めるところにより、労働保険法の適用を受けるすべての事業の過去3年間の業務災害、複数業務要因災害及び通勤災害に係る災害率並びに二次健康診断等給付に要した費用の額、社会復帰促進等事業として行う事業の種類及び内容その他の事情を考慮して厚生労働大臣が定める。

[正解 H24年-災9エ](改題)

【POINT】

令和3年法改正により、法12条2項に、「複数業務要因災害」にかかる文言が追加されています。

□ 労災保険率は、労働保険法の適用を受けるすべての事業の過去5年間の業務災害、複数業務要因災害及び通勤災害に係る災害率並びに二次健康診断等給付に要した費用の額、社会復帰促進等事業として行う事業の種類及び内容その他の事情を考慮して厚生労働大臣が定める。

[誤り H30年-雇8E](改題)

⇒「過去3年間」

□ 労災保険率は、保険給付及び社会復帰促進等事業に要する費用の予想額に照らし、将来にわたって、労働保険の事業に係る財政の均衡を保つことができるものでなければならぬものとし、労働保険法の適用を受けるすべての事業の過去3年間の業務災害、複数業務要因災害及び通勤災害に係る災害率並びに社会復帰促進等事業の種類及び内容を考慮して定められる。

[誤り H16年-災9A](改題)

⇒「二次健康診断等給付に要した費用の額、社会復帰促進等事業の種類及び内容その他の事情を考慮して厚生労働大臣が定める。」

□ 労災保険率は、政令で定めるところにより、厚生労働省令で定める事業の種類ごとに定められるが、最も高い労災保険率が最も低い労災保険率の 25 倍を超えないような枠組みが定められている。

[誤り H16 年-災 9C]

⇒設問のような規定はないため誤り。

□ 事業主が同一人である場合には、業種が異なる二以上の部門が場所的に分かれて独立した運営が行われていても、常時使用される労働者の数が最も多い部門の業種に応ずる労災保険率が適用される。

[誤り H18 年-災 9A]

⇒「それぞれの部門ごとに、その事業の種類ごとに定められた労災保険率が適用される。」

【法 12 条 4 項他】雇用保険料率

[出題実績] ○択一式 (H22) ◎選択式

H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
—	—	—	—	—	○	—	—	—	○	—	—	○○

□ 雇用保険率は、雇用保険法の規定による保険給付及び社会復帰促進等事業に要する費用の予想額に照らし、将来にわたって、雇用保険の事業に係る財政の均衡を保つことができるものでなければならないものとされる。

[誤り R5年-雇 10C]

⇒ 「**労災保険率は**」

⇒ 「労災保険法の規定」

【POINT】

「雇用保険率」の記述ではなく、「**労災保険率**」の内容になります。

■ 労災保険率 (法 12 条 2 項)

労災保険率は、労災保険法の規定による保険給付及び社会復帰促進等事業に要する費用の予想額に照らし、将来にわたって、労災保険の事業に係る財政の均衡を保つことができるものでなければならない。

■ 雇用保険率 (法 12 条 7 項)

厚生労働大臣は、**雇用保険率の弾力的変更 (法 12 条 5 項)**の規定により雇用保険率を変更するに当たっては、被保険者の雇用及び失業の状況その他の事情を考慮し、雇用保険の事業に係る失業等給付の支給に支障が生じないようにするために必要な額の積立金を保有しつつ、雇用保険の事業に係る財政の均衡を保つことができるよう、配慮するものとする。

□ 厚生労働大臣は、労働保険徴収法第 12 条第 5 項の場合において、必要があると認めるときは、労働政策審議会の意見を聴いて、各保険年度の 1 年間単位で雇用保険率を同項に定める率の範囲内において変更することができるが、1 年間より短い期間で変更することはできない。

[誤り R5年-雇 10D]

⇒ 「1 年以内の期間を定めて変更することもできる。」

【POINT】

■ 雇用保険率の弾力変更（法 12 条 5 項）

厚生労働大臣は、毎会計年度において、労働保険特別会計の雇用勘定の積立金の額（教育訓練給付の額及び雇用継続給付の額を除く。）が、失業等給付額等（教育訓練給付の額及び雇用継続給付の額を除く。）の 2 倍に相当する額を超え、又は失業等給付額等（教育訓練給付の額及び雇用継続給付の額を除く。）に相当する額を下回った場合において、必要があると認めるときは、労働政策審議会の意見を聴いて、1 年以内の期間を定め、雇用保険率を一定の範囲内において変更することができる。

□ 一般の事業について、雇用保険率が 1,000 分の 15.5 であり、二事業率が 1,000 分の 3.5 のとき、事業主負担は 1,000 分の 9.5、被保険者負担は 1,000 分の 6 となる。

[正解 R5年-雇 10E]

【POINT】

■ 令和 5 年度の雇用保険率

（令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの雇用保険料率）

	雇用保険率	被保険者負担率	事業主負担率 (A) + (B)	(A) 失業等給付	(B) 雇用保 険 二事業
一般の事業	15.5/1,000	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000
農林水産業 清酒製造業	17.5/1,000	7/1,000	10.5/1,000	7/1,000	3.5/1,000
建設の事業	18.5/1,000	7/1,000	11.5/1,000	7/1,000	4.5/1,000

□ 厚生労働大臣は、毎会計年度において、徴収保険料額及び雇用保険に係る各種国庫負担額の合計額と失業等給付額等との差額が、労働保険徴収法第 12 条第 5 項に定める要件に該当するに至った場合、必要があると認めるときは、労働政策審議会の同意を得て、1 年以内の期間を定めて雇用保険率を一定の範囲内において変更することができる。

[誤り R2年-雇8E]

⇒「意見を聴いて」

【POINT】

雇用保険率の変更を法改正を行わずに、財政状況に応じて弾力的に変更できるようにした規定です。

失業等給付に係る雇用保険率の弾力的変更（法 12 条）

厚生労働大臣は、毎会計年度において、労働保険特別会計の雇用勘定の積立金を基に算定した額が、失業等給付額等（※）の 2 倍に相当する額を超え、又は失業等給付額等に相当する額（※）を下るに至った場合において、必要があると認めるときは、労働政策審議会の意見を聴いて、1 年以内の期間を定め、雇用保険率を一定の範囲内において変更することができる。

（※）教育訓練給付額、雇用継続給付額、育児休業給付額を除く。

「徴収保険料額及び雇用保険に係る国庫負担額の合計額」と「失業等給付額等」との差額」

つまり、収入と支出の差額

労働政策審議会は、厚生労働大臣等の諮問に応じて、労働政策に関する重要事項の調査審議を行います。（厚生労働大臣等に意見を述べる事が可能。）

厚生労働大臣が任命する 30 名の委員（公益代表委員・労働者代表委員・使用者代表委員の各 10 名）で組織。委員の任期は 2 年。

□ 一般保険料における雇用保険率について、建設の事業、清酒製造の事業及び園芸サービスの事業は、それらの事業以外の一般の事業に適用する料率とは別に料率が定められている。

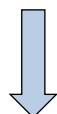
[誤り R1年-災9A]

⇒「及び園芸サービス業の事業」を除けば正解

【POINT】

■令和5年3月31日

雇用保険率		
・一般の事業	・農林水産業 ・清酒製造業	・建設の事業
15.5/1,000	17.5/1,000	18.5/1,000



（一般の事業と同じ雇用保険率（15.5/1,000）と同様の率

- ①牛馬の育成、酪農、養鶏又は養豚の事業
- ②園芸サービスの事業
- ③内水面養殖の事業

■上記、雇用保険率の3区分と雇用保険率は、しっかり覚える必要があります。

□ 建設の事業における令和4年度の雇用保険率は、令和3年度の雇用保険率と同じく、1,000分の12である。

[誤り H30年-雇8D] (改題)

⇒「と異なり、1,000分の16.5である。」

【POINT】

■雇用保険率…令和4年10月1日から令和5年3月31日

令和5年10月1日～令和6年3月31日

雇用保険率		
・一般の事業	・農林水産業 ・清酒製造業	・建設の事業
13.5/1,000	15.5/1,000	16.5/1,000

■園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用（1,000分の13.5）

□ 労働保険徴収法第 12 条第 4 項によれば、植物の栽培の事業の雇用保険率は、動物の飼育の事業の雇用保険率と同じである。

[正解 H20 年-雇 9A] (改題)

【POINT】雇用保険率

事業の種類	一般の事業	農林水産の事業 清酒製造の事業	建設の事業
保険料率	13.5/1,000	15.5/1,000	16.5/1,000



農林水産の事業うち下記は、一般の事業と同じく **13.5/1,000 分**

- 牛馬育成、酪農、養鶏、養豚の滋養
- 園芸サービスの事業
- 内水面養殖の事業
- 船員が雇用される事業

□ 雇用保険率は、労働保険徴収法第 12 条第 4 項において原則の料率が定められているが、毎会計年度において、雇用保険の財政状況に応じて一定範囲内において弾力的に変更ができる仕組みがとられ、平成 26 年度の雇用保険率は、一般の事業では、1,000 分の 15.5 とされている。

[誤り H26 年-災 10B] (改題)

⇒ 「1,000 分の 13.5 とされている。」

□ 労働保険徴収法第 12 条第 4 項によれば、物品の販売の事業の雇用保険率は、鉱業の事業の雇用保険率と同じである。

[正解 H20 年-雇 9C]

【POINT】

「物品の販売の事業」と「鉱業の事業」は、「一般の事業」に属するため、雇用保険率は同じになります。

一般の事業で 1,000 分の 13.5 になります。

□ 労働保険徴収法第 12 条第 4 項によれば、土木の事業の雇用保険率は、清酒の製造の事業の雇用保険率と同じである。

[誤り H20 年-雇 9E]

⇒「異なる。」

【POINT】

土木の事業（建設業）は、1,000 分の 16.5、清酒の製造の事業は、1,000 分の 13.5 になります。

[法 11 条の 2] 免除対象高年齢労働者（令和 2 年 4 月 1 日 法改正により廃止）

[出題実績] ○択一式（H22） ◎選択式

H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
○	○	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—

■以下、参考問題

（法改正 令和 2 年 4 月 1 日から）雇用保険料免除措置の廃止
 毎年 4 月 1 日時点で満 64 歳以上の労働者については、雇用保険料が免除されていましたが、施行日以降は免除制度が廃止。
 雇用保険の被保険者は、年齢に関係なく全員の保険料が徴収されます。

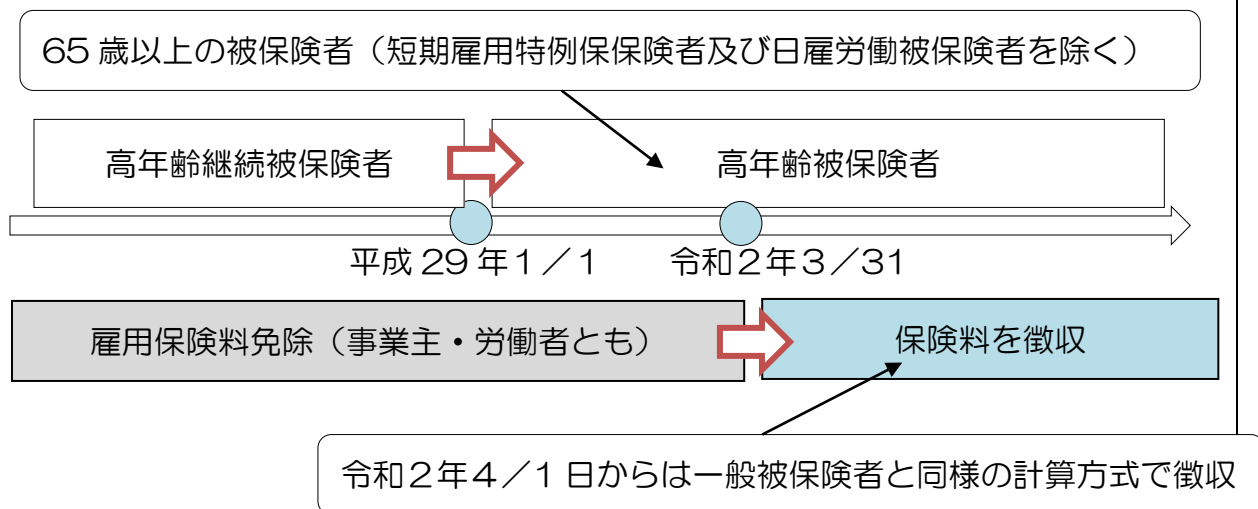
□ 事業主が負担すべき労働保険料に関して、保険年度の初日において 64 歳以上の労働者（短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。）がいる場合には、当該労働者に係る一般保険料の負担を免除されるが、当該免除の額は当該労働者に支払う賃金総額に雇用保険率を乗じて得た額である。

[誤り R2年-雇 10E]

⇒保険料免除対象者の規定は、令和 2 年に廃止。

【POINT】

令和 2 年 3 月 31 日までは、上記の規定はあったが令和 2 年 4 月 1 日以降は上記の規定は廃止になっています。



■制度の改正と保険料免除のタイムラグは、経過措置のため。

■65 歳以上の労働者が雇用保険の加入要件を満たしているにもかかわらず、未加入が発覚した場合⇒6 か月以下の懲役または 30 万円以下の罰金。

□ 令和元年度までの一般保険料の算定に関して、雇用保険に係る一般保険料の額の免除の対象となる高年齢労働者とは、保険年度の4月1日において65歳以上である労働者をいう。

[誤り H21年-雇9A] (改題)

⇒「64歳以上」

【POINT】

免除対象高年齢労働者

(令和2年4月1日施行)

64歳以上の者に対する雇用保険料の徴収免除の廃止。

下記に該当する場合には、一般保険料の額のうち雇用保険率に係る保険料額が免除

- 保険年度の初日(4月1日)において64歳以上の者
- 短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者以外の者であること
(その他)
- 事業主分と被保険者負担分が免除

□ 令和元年度までの一般保険料の算定に関して、労働保険徴収法第11条の2によれば、政府は、事業主がその事業に保険年度の初日において64歳以上の高年齢労働者を使用する場合には、その事業に係る一般保険料の額を、一般保険料の額から事業主がその事業に使用する短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者以外の高年齢労働者に支払う賃金の総額に雇用保険率を乗じて得た額を超えない額を減じた額とすることができる。

[正解 H20年-雇9D] (改題)

□ 令和元年度までの一般保険料の算定に関して、雇用保険の免除対象高年齢労働者に係る一般保険料の免除においては、当該一般保険料の額のうち雇用保険率に應ずる部分の額については、被保険者の負担のみが免除され、事業主の負担は免除されない。

[誤り H22年-雇8E] (改題)

⇒「被保険者及び事業主の負担部分のいずれも免除される。」

[法 13 条 14 条] 特別加入保険料

[出題実績] ○択一式 ◎選択式

H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
—	〇〇	—	〇	—	〇〇	—	—	—	〇	—	—	〇〇

□ 中小事業主等が行う事業に係る労災保険率が 1,000 分の 4 であり、当該中小事業主等が労災保険法第 34 条第 1 項の規定により保険給付を受けることができることとされた者である場合、当該者に係る給付基礎日額が 12,000 円のと看、令和 5 年度の保険年度 1 年間における第 1 種特別加入保険料の額は 17,520 円となる。

[正解 R5 年-災 8A]

【POINT】

■ 特別加入者の保険料

第 1 種特別加入者	第 2 種特別加入者	第 3 種特別加入者
中小事業主等の特別加入	一人親方等・特定作業従事者の特別加入	海外派遣者の特別加入
労災保険のみ対象		
その事業の労災保険料率と同率	事業又は作業の種類ごとに 1,000 分の 52 ～1,000 分の 3	一律 1,000 分の 3

設問の場合の計算式は

$$12,000 \text{ 円} \times 365 \text{ 日} \times 4 / 1,000 = 17,520 \text{ 円}$$

■ 第 1 種特別加入保険料の額

$$= \text{特別加入保険料算定基礎額の総額 (給付基礎日額} \times 365) \times \text{第 1 種特別保険料率}$$

□ 有期事業について、中小事業主等が労災保険法第 34 条第 1 項の規定により保険給付を受けることができることとされた者である場合、当該者が概算保険料として納付すべき第 1 種特別加入保険料の額は、同項の承認に係る全期間における特別加入保険料算定基礎額の総額の見込額に当該事業についての第 1 種特別加入保険料率を乗じて算定した額とされる。

[正解 R5 年-災 8B]

【POINT】

有期事業の問題になるので、事業の全期間が対象になります。

■ 設問の第 1 種特別加入保険料の額

$$\Rightarrow \text{「特別加入の承認に係る全期間における特別加入保険料算定基礎額の総額の見込額」} \\ \times \text{「当該事業についての第 1 種特別加入保険料率」}$$

□ 労災保険法第 35 条第 1 項の規定により労災保険の適用を受けることができることとされた者に係る給付基礎日額が 12,000 円である場合、当該者の事業又は作業の種類がいずれであっても令和 5 年度の保険年度 1 年間における第 2 種特別加入保険料の額が 227,760 円を超えることはない。

[正解 R5年-災8C]

【POINT】

第 2 種特別加入保険料の問題です。

■ 特別加入者の保険料

第 1 種特別加入者	第 2 種特別加入者	第 3 種特別加入者
中小事業主等の特別加入	一人親方等・特定作業従事者の特別加入	海外派遣者の特別加入
労災保険のみ対象		
その事業の労災保険料率と同率	事業又は作業の種類ごとに <u>1,000 分の 52</u> ～1,000 分の 3	一律 1,000 分の 3

■ 第 2 種特別加入保険料の額

= 特別加入保険料算定基礎額の総額（給付基礎日額×365） × 第 2 種特別保険料率

第 2 種特別保険料率が最も高いのは、林業の場合で「1,000 分の 52」になります。

計算式に当てはめると

$$12,000 \text{ 円} \times 365 \text{ 日} \times 52 / 1,000 = 227,760 \text{ 円}$$

設問の通り、令和 5 年度の保険年度 1 年間における第 2 種特別加入保険料の額が 227,760 円を超えることはないので正解です。

□ **フードデリバリーの自転車配達員が労災保険法の規定により労災保険に特別加入をすることができる者とされた場合、当該者が納付する特別加入保険料は第2種特別加入保険料である。**

[正解 R5年-災8D]

【POINT】

フードデリバリーの自転車配達員に関しては、**第2種特別加入者**に該当します。

自転車を使用して行う貨物の運送の事業

■ 特別加入者の保険料

第1種特別加入者	第2種特別加入者	第3種特別加入者
中小事業主等の特別加入	一人親方等・特定作業従事者の特別加入	海外派遣者の特別加入
労災保険のみ対象		
その事業の労災保険料率と同率	事業又は作業の種類ごとに 1,000分の52 ～1,000分の3	一律 1,000分の3

第2種特別加入の対象者

⇒労働者を使用しないで所定の事業を行うことを常態とする一人親方その他の自営業者及びその事業に従事する者（一人親方等）

□ 中小事業主等が行う事業に係る労災保険率が 1,000 分の 9 であり、当該中小事業主等に雇用される者が労災保険法第 36 条第 1 項の規定により保険給付を受けることができることとされた者である場合、当該者に係る給付基礎日額が 12,000 円 のとき、令和 5 年度の保険年度 1 年間における第 3 種特別加入保険料の額は 39,420 円となる。

[誤り R5年-災8E]

⇒ 「13,140 円となる。」

【POINT】

第 3 種特別加入者の保険料の額を算定する問題です。

前段の「中小事業主等が行う～保険給付を受けることができることとされた者である場合」には、単に労災保険率が 1,000 分の 9 の事業であることを明示しています。
⇒ 問題の正誤には直接かかりません。

後段では、「第 3 種特別加入者」ということで海外派遣者の内容であることが確認できます。

■ 第 3 種特別加入の保険料の算出

第 3 種特別加入保険料の額

= 特別加入保険料算定基礎額の総額 × 第 3 種特別保険料率

$$\text{保険料算定基礎額} = \text{給付基礎日額} \times 365$$

16 段階（3,500 円～25,000 円）のうちから特別加入者が希望する額に基づき、都道府県労働局長が決定した額が、特別加入者の給付基礎日額

給付基礎日額に 365 を乗じたものが「保険料算定基礎額」となり、これを特別加入者の 1 年間の賃金とみなして、第 3 種特別加入保険料率を乗じて保険料を算定します。

■ 設問の場合

$12,000 \text{ 円} \times 365 \text{ 日} \times 3 / 1,000 = 13,140 \text{ 円}$

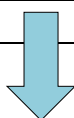
（問題文では、1,000 分の 9 の労災保険率を乗じて計算しているために誤りです。）

□ 第1種特別加入保険料率は、中小事業主等が行う事業に係る労災保険率と同一の率から、労災保険法の適用を受けるすべての事業の過去3年間の二次健康診断等給付に要した費用の額を考慮して厚生労働大臣の定める率を減じた率である。

[正解 R2年-災10A]

【POINT】

特別加入保険料率		
第1種特別加入保険料率 (中小事業主等)	第2種特別加入保険料率 (一人親方等)	第3種特別加入保険料率 (海外派遣者)
それぞれの事業の 労災保険率と同率 1,000分の88～ 1,000分の2.5	事業又は作業の種類に 応じて 1,000分の52～ 1,000分の3	一律 1,000分の3
対象は労災のみ		



「その事業の労災保険率—過去3年間の二次健康診断等給付に要した費用の額を考慮して厚生労働大臣の定める率（現座は0）」
⇒つまり、労災保険率と同じ

【POINT】

■計算式

$$\text{特別加入保険料の額} = \text{保険料算定基礎額の総額} \times \text{特別加入保険料率}$$


特別加入者には、賃金という概念がないので、保険給付の算定の基礎となる給付基礎日額は、特別加入者の希望に基づき都道府県労働局長が決定。



給付基礎日額 **16 等級** (3,500 円から 25,000 円)
家内労働者の場合は、**19 等級** (2,000 円から 25,000 円) の
給付基礎日額から特別加入者の希望に応じて決まる。

■具体例…給付基礎日額 20,000 円で決定された場合

その他の事業（労災保険率…1,000 分の3）

$20,000 \text{ 円} \times 365 = 7,300,000 \text{ 円}$

（365 を乗ずることにより年間の給与総額に換算）

特別加入保険料の額は、 $7,300,000 \text{ 円} \times 1,000 \text{ 分の} 3 = 21,900 \text{ 円}$

□ 継続事業の場合で、**保険年度の中途に第1種特別加入者でなくなった者の特別加入保険料算定基礎額は、特別加入保険料算定基礎額を12で除して得た額に、その者が当該保険年度中に第1種特別加入者とされた期間の月数を乗じて得た額とする。** **当該月数に1月未満の端数があるときはその月数を切り捨てる。**

[誤り R2年-災10B]

⇒ 「これを1月とする。」

【POINT】

特別加入保険料の算定方法に関する内容です。

特別加入保険料の額は

$$\text{保険料算定基礎額の総額} \times \text{特別加入保険料率}$$

中小企業の社長が保険年度の中で特別加入に加入や脱退した場合
(有期事業の場合は、全期間について月割)

■ 保険料算定基礎額の原則と例外

原則	例外 (月割が生じた場合)
給付基礎日額 × 365	$\frac{\text{給付基礎日額} \times 365}{12} \times \text{特別加入された期間の月数}$

1円未満切上げ

1月未満の場合は、1月に切上げる。

3,500円～25,000円 (16階級) の中から希望する額に基づき
都道府県労働局長が決定

(具体例)

給付基礎日額 10,000円 その他の各種事業 (労災保険率: 1,000分の3)

年間の特別加入の保険料	途中で脱退した場合 (10月5日に脱退)
【保険料算定基礎額】 10,000 × 365 = 3,650,000円	【保険料算定基礎額】 10,000円 × 365 ÷ 12 ÷ 304,167円 304,167円 × 7か月 = 2,129,169円
【特別加入保険料の額】 3,650,000円 × 3 / 1,000 = 10,950円	【特別加入保険料の額】 2,129,169円 × 3 / 1,000 = 6,387円

年度開始の4/1～10/5の月数は7か月

1,000円未満切捨て

■ 10/5で脱退した場合の特別加入保険料は6,387円になる。

□ 第2種特別加入保険料額は、特別加入保険料算定基礎額の総額に第2種特別加入保険料率を乗じて得た額であり、第2種特別加入者の特別加入保険料算定基礎額は第1種特別加入者のそれよりも原則として低い。

[誤り R2年-災10C]

⇒「第1種特別加入者と同じである。」

【POINT】

保険料算定基礎額（原則は、給付基礎日額×365）の算定に関しては、第1種特別加入者、第2種特別加入者、第3種特別加入者ともに計算式は同じです。（つまり、高低は生じません。）

□ 第2種特別加入保険料率は、事業又は作業の種類にかかわらず、労働保険徴収法施行規則によって同一の率に定められている。

[誤り R2年-災10D]

⇒「事業又は作業の種類に応じて、労働保険徴収法施行規則によって1,000分の52から1,000分の3において定められている。」

【POINT】

1,000分の52から1,000分の3の範囲内で18種類に分類されています。

□ 第2種特別加入保険料率は、第2種特別加入者に係る保険給付及び社会復帰促進等事業に要する費用の予想額に照らして、将来にわたり労災保険の事業に係る財政の均衡を保つことができるものとされているが、第3種特別加入保険料率はその限りではない。

[誤り R2年-災10E]

⇒「第3種特別加入保険料率も同様である。」

【POINT】

第1種特別加入保険料率	第2種特別加入保険料率	第3種特別加入保険料率
すべての事業の過去3年間の二次健康診断等給付に要した費用の額を考慮して厚生労働大臣の定める率を減じた率を乗じて得	第2種特別加入者に係る <u>保険給付及び社会復帰促進等事業に要する費用の予想額に照らし、将来にわたって、労災保険の事業に係る財政の均衡を保つことができるものでなければならない。</u> (第3種も同様)	

□ 個人事業主が労災保険法第 34 条第 1 項の規定に基づき、中小事業主等の特別加入の承認を受けた場合、当該事業主に係る当該承認を受けた保険年度の第 1 種特別加入保険料の額の算定の仕方について、正しいものは次のうちどれか。なお、事業の種類等は次のとおりである。（飲食業の労災保険率は、現在（令和 3 年）1,000 分の 3.5 ですが、H24 年の問題のままです。考え方を確認してください。）

[正解 E H24 年-災] (改題)

- 事業の種類 飲食店
- 当該事業に係る労災保険率 1,000 分の 3.5
- 中小事業主等の特別加入申請に係る承認日 平成 29 年 12 月 15 日
- 給付基礎日額 8 千円
- 特別加入保険料算定基礎額 292 万円

(A) 8 千円 \times 107 日 \times 1,000 分の 3.5

(B) 8 千円 \times 108 日 \times 1,000 分の 3.5

(C) 292 万円 \times 12 分の 1 \times 3 か月 \times 1,000 分の 3.5

(D) 292 万円 \times 12 分の 1 \times 3.5 か月 \times 1,000 分の 3.5

(E) 292 万円 \times 12 分の 1 \times 4 か月 \times 1,000 分の 3.5

【POINT】

- 8,000 円 \times 365 日 = 2,920,000 円
- 途中加入（平成 29 年 12 月 15 日）なので、保険年度末の平成 24 年 3 月 31 日までの月数は、4 か月
- 292 万円 \times 1/12 \times 4 \times 1,000 分の 3.5 という計算式になります。

■ 加入期間の月数に関して、1 月未満の場合は 1 月としてカウントします。

□ 継続事業の場合で、保険年度の中途に中小事業主等の特別加入の承認があった場合の第1種特別加入保険料の額は、当該特別加入者の給付基礎日額に当該特別加入者が当該保険年度中に特別加入者とされた期間の日数を乗じて得た額の総額に、第1種特別加入保険料率を乗じて得た額とされている。

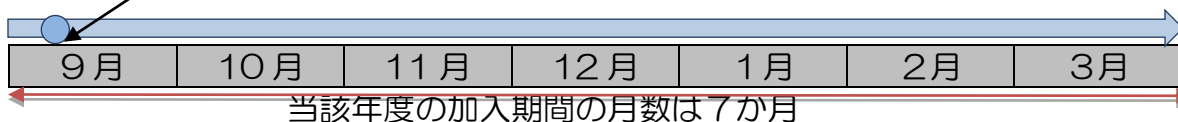
[誤り H22年-災9A]

⇒「月数を乗じて得た額の総額に」

【POINT】

$$\text{保険料算定基礎額} = \frac{\text{給付基礎日額} \times 365}{12} \times \text{加入期間の月数}$$

[具体例…9月10日に特別加入の承認があった場合 継続事業として]



[具体例] 中小企業の社長が特別加入した場合

- 事業…その他の各種事業で労災保険率「1000分の3」
- 10月10日から途中加入
- 給付基礎日額 10,000円

$$10,000 \text{円} \times 365 / 12 = 304,167 \text{円}$$

- (端数処理…1円未満の端数は、1円に切上げ)

$$304,167 \text{円} \times 6 \text{月} = 1,825,002 \text{円}$$

- (端数処理…保険料算定基礎額の1,000円未満は切捨)

$$1,825,000 \text{円} \times 3 / 1,000 = 5,475 \text{円}$$

10月10日から翌年の3月31までの特別加入保険料は5,475円になります。

□ 中小事業主等の特別加入の承認を受けた事業主は、その使用するすべての労働者に係る賃金総額及び労働者を除く当該事業主の事業に従事する者に係る報酬額の見込額に一般保険料率を乗じて算定した一般保険料を納付したときは、当該特別加入に係る第1種特別加入保険料を納付する必要はない。

[誤り H22年-災9C]

⇒設問のような規定はないため誤り。

□ **第1種特別加入保険料率**は、特別加入の承認を受けた中小事業主等が行う事業に適用される労災保険率から、労災保険法の適用を受けるすべての事業の過去3年間に発生した通勤災害に係る災害率を考慮して厚生労働大臣の定める率を減じた率とされている。

[誤り H26年-災10C]

⇒「過去3年間の二次健康診断等給付に要した費用を考慮して」

□ **第2種特別加入保険料率**は、一人親方等の特別加入者に係る事業又は作業と同種若しくは類似の事業又は作業を行う事業についての業務災害及び通勤災害に係る災害率（一定の者に関しては、当該同種若しくは類似の事業又は当該同種若しくは類似の作業を行う事業についての業務災害に係る災害率）、社会復帰促進等事業として行う事業の種類及び内容その他の事情を考慮して厚生労働大臣が定める。

[正解 H26年-災10D]

□ **第1種特別加入保険料率**は、労災保険法第33条第1号及び第2号の中小事業主等が行う事業についての労災保険率から、通勤災害に係る災害率を考慮して厚生労働大臣の定める率を減じた率である。

[誤り H15年-災9C]

⇒「労災保険法の適用を受けるすべての事業の過去3年間の二次健康診断等給付に要した費用の額を考慮して」

【POINT】

特別加入保険料率の考慮事項

■第1種特別加入保険料率

⇒該当事業の労災保険率と同一の率から労災保険法の適用を受けるすべての事業の過去3年間の二次健康診断等給付に要した費用の額を考慮して、厚生労働大臣の定める率（現在は「0」）を減じた率（労災保険率票と同じ）

⇒中小事業主等の事業に係る保険料率と同一の率

■第2種特別加入保険率

⇒同種又は類似の事業・作業についての業務災害及び通勤災害に係る災害率（通勤災害が規定されていない者は、業務災害に係る災害率）、社会復帰促進事業として行う事業の種類及び内容その他の事情を考慮して厚生労働大臣の定める率

⇒事業等の種類に応じて、1,000分の52～1,000分の3

■第3種特別加入保険料率

⇒同種又は類似の国内の事業についての業務災害及び通勤災害に係る災害率、社会復帰促進事業として行う事業の種類及び内容その他の事情を考慮して厚生労働大臣の定める率

⇒業種を問わず 1,000分の3

□ 海外派遣者の特別加入の承認により、保険給付を受けることができる海外派遣者が複数いる場合（年度途中で承認内容に変更がある場合を除く。）の第3種特別加入保険料の額は、当該特別加入者各人の特別加入に係る保険料算定基礎額の合計額に、第3種特別加入保険料率を乗じて得た額とされている。

[正解 H22年-災9E]

□ 第2種特別加入保険料率は、労災保険法第33条第3号及び第4号の一人親方等の行う事業と同種若しくは類似の事業又は同条第5号の特定作業者の従事する作業と同種若しくは類似の作業を行う事業についての業務災害及び通勤災害に係る災害率（一定の者に関しては、当該同種若しくは類似の事業又は当該同種若しくは類似の作業を行う事業についての業務災害に係る災害率）、社会復帰促進等事業として行う事業の種類及び内容その他の事情を考慮して厚生労働大臣が定める。

[正解 H15年-災9D]

【POINT】

読みにくい場合には、条文名や（ ）を除いて確認していきます。
余計な箇所を削除すると

「第2種特別加入保険料率は、一人親方等の行う事業又は特定作業者を行う事業についての業務災害及び通勤災害に係る災害率、社会復帰促進等事業として行う事業の種類及び内容その他の事情を考慮して厚生労働大臣が定める。」
ということで正しい設問になります。

□ 第3種特別加入保険料率は、労災保険法第33条第6号及び第7号の海外派遣者が従事する事業と同種又は類似の事業についての労災保険率と同じ率である。

[誤り H15年-災9E]

⇒「一律に1,000分の3と定められている。」

【POINT】

第3種特別加入保険料率は、平成27年4月1日以降1,000分の4から1,000分の3に改正されています。

□ 第3種特別加入保険料率は、海外派遣者が海外において従事している事業と同種又は類似の日本国内で行われている事業についての業務災害及び通勤災害に係る災害率、社会復帰促進等事業として行う事業の種類及び内容その他の事情を考慮して厚生労働大臣が定めるとされ、平成30年度の厚生労働大臣の定める率は、事業の種類にかかわらず一律に1,000分の5とされている。

[誤り H26年-災10E] (改題)

⇒「1,000分の3とされている。」

□ 第2種特別加入保険料率及び第3種特別加入保険料率は、それぞれ、第2種特別加入者及び第3種特別加入者に係る保険給付及び社会復帰促進等事業に要する費用の予想額に照らし、将来にわたって、労災保険の事業に係る財政の均衡を保つことができるものでなければならない。

[正解 H16年-災9B]

【法 15 条】 概算保険料

【出題実績】 ○択一式 (H20、21) ◎選択式

H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
—	—	○	—	—	—	○○	—	○○	—	○○	○○	—

□ 事業主は、政府が保険年度の中途に一般保険料率、第一種特別加入保険料率、第二種特別加入保険料率、第三種特別加入保険料率の引上げを行ったことにより、概算保険料の増加額を納付するに至ったとき、所轄都道府県労働局歳入徴収官が追加徴収すべき概算保険料の増加額等を通知した納付書によって納付することとなり、追加徴収される概算保険料に係る申告書を提出する必要はない。

【正解 R4年-雇9E】

【POINT】

納付書による納付だけで、「概算保険料申告書」を提出する必要はありません。

法改正等により、保険年度の途中で保険料率（労災保険、雇用保険）が引き上げられた際は、徴収金額の多少にかかわらず、概算保険料の追加徴収が行われます。

政府の都合によるもので、改めて事業主の負担になる「概算保険料申告書」の提出を求めるとはなりません。

□ 概算保険料を納付した事業主が、所定の納期限までに確定保険料申告書を提出しなかったとき、所轄都道府県労働局歳入徴収官は当該事業主が申告すべき正しい確定保険料の額を決定し、これを事業主に通知することとされているが、既に納付した概算保険料の額が所轄都道府県労働局歳入徴収官によって決定された確定保険料の額を超えるとき、当該事業主はその通知を受けた日の翌日から起算して 10 日以内に労働保険料還付請求書を提出することによって、その超える額の還付を請求することができる。

[正解 R4年-災8B]

【POINT】

■前半の論点

所轄都道府県労働局歳入徴収官による認定決定に関する内容

認定決定：下記2点の場合

- ①事業主が確定保険料申告書を提出しないとき（設問の場合）
- ②申告書の記載に誤りがあると認めるときは

■後半の論点

【すでに納付している概算保険料の額】 > 【確定保険料の額】

還付	充当 (次の保険年度の労働保険料に充当)
事業主が請求する場合 ①「確定保険料申告書」の提出と同時 ②確定保険料の認定決定の通知を受けた日の翌日から起算して10日以内	事業主が左記の還付をしない場合 超過額を次の保険年度の概算保険料又は未納の労働保険料、一般拠出金等に充当
「労働保険料還付請求書」を 官署支出官又は所轄資金前途官吏に提出	所轄歳入徴収官が行う。 ⇒その旨を事業主に通知

□ 概算保険料の納付は事業主による申告納付方式がとられているが、事業主が所定の期限までに概算保険料申告書を提出しないとき、又はその申告書の記載に誤りがあると認めるときは、都道府県労働局歳入徴収官が労働保険料の額を決定し、これを事業主に通知する。

[正解 R3年-災9D]

【POINT】

認定決定に関する問題です。

- ①事業主が概算保険料申告書を提出しないとき 又は
- ②申告書の記載に誤りがあると認めるとき



事業場の所在地を管轄する都道府県労働局労働保険特別会計歳入徴収官（所轄都道府県労働局歳入徴収官）が代行して行うこととなります。

□ 事業主の納付した概算保険料の額が、労働保険徴収法第15条第3項の規定により政府の決定した概算保険料の額に足りないとき、事業主はその不足額を同項の規定による通知を受けた日の翌日から起算して15日以内に納付しなければならない。

[正解 R3年-災9E]

【POINT】

設問の「政府の決定した概算保険料の額に足りないとき」ということで、認定決定に関する内容になります。

上記の場合、通知を受けた事業主は、政府の決定した労働保険料を、その通知を受けた日から15日以内（翌日起算）に「納付書」により納付する必要があります。

□ 事業主が概算保険料を納付する場合には、当該概算保険料を、その労働保険料の額その他厚生労働省令で定める事項を記載した概算保険料申告書に添えて、納入告知書に係るものを除き納付書によって納付しなければならない。

[正解 R3年-災9A]

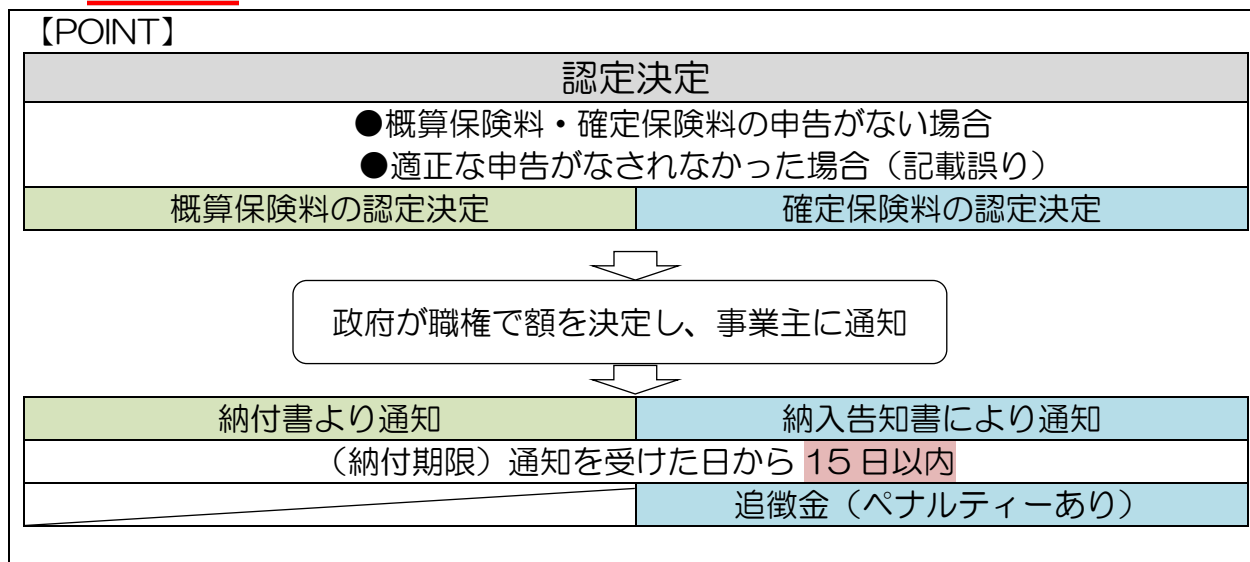
【POINT】

概算保険料は、「概算保険料申告書」に添えて、「納付書」により、申告・納付手続きを行います。

□ 事業主が提出した確定保険料申告書の記載に誤りがあり、労働保険料の額が不足していた場合、所轄都道府県労働局歳入徴収官は労働保険料の額を決定し、これを事業主に通知する。このとき事業主は、通知を受けた日の翌日から起算して ~~30~~ 日以内にその不足額を納付しなければならない。

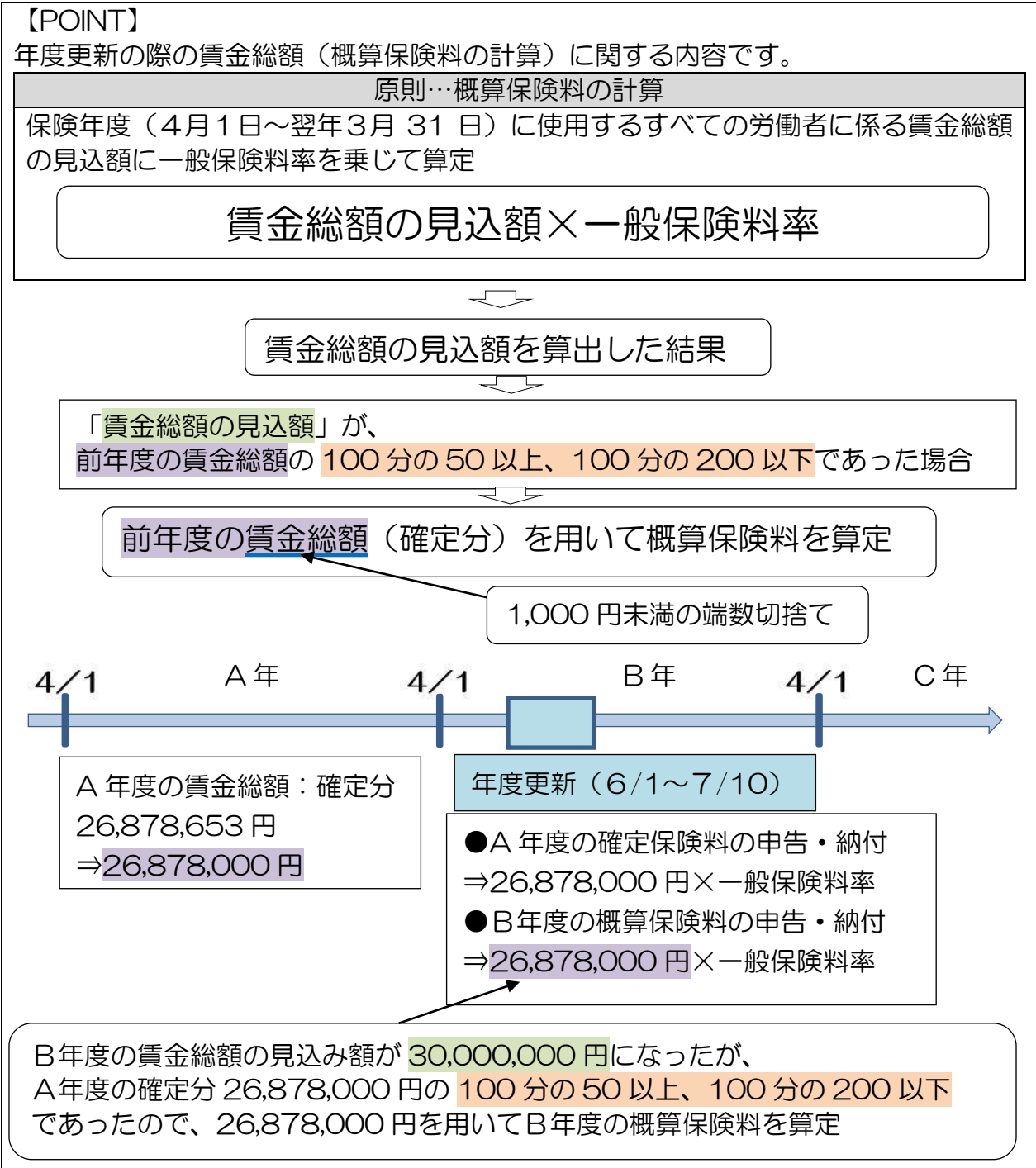
[誤り R1年-災9E]

⇒ 「15日以内」



□ 継続事業で特別加入者がいない場合の概算保険料は、その保険年度に使用するすべての労働者（保険年度の中途に保険関係が成立したものについては、当該保険関係が成立した日からその保険年度の末日までに使用するすべての労働者）に係る賃金総額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。以下本肢において同じ。）の見込額が、直前の保険年度の賃金総額の100分の50以上100分の200以下である場合は、直前の保険年度に使用したすべての労働者に係る賃金総額に当該事業についての一般保険料に係る保険料率を乗じて算定する。

[正解 R1年-災8D]



□ 継続事業（一括有期事業を含む。）について、前保険年度から保険関係が引き続く事業に係る労働保険料は保険年度の6月1日から起算して40日以内の7月10日までに納付しなければならないが、保険年度の中で保険関係が成立した事業に係る労働保険料は保険関係が成立した日の翌日から起算して50日以内に納付しなければならない。

[正解 H30年-雇9ウ]

【POINT】

前年度から引き続く事業	年度途中で保険関係成立
6月1日から起算して40日以内の7月10日まで（年度更新）	保険関係が成立した日の翌日から50日以内

□ 都道府県労働局歳入徴収官により認定決定された概算保険料の額及び確定保険料の額の通知は、納入告知書によって行われる。

[誤り H29年-雇8ウ]

⇒ 「の通知は、納付書によって行われ、」

⇒ 「確定保険料の額の通知は」

【POINT】

認定決定された概算保険料	認定決定された確定保険料の額
納付書	納入告知書

「納付書」は、
納付をする者（事業主）が記載して申告する書類

「納入告知書」は、
行政が決定し、債務者に通知するもの（送付期日、金額等記載済み）

□ 平成 29 年 4 月 1 日から 2 年間の有期事業（一括有期事業を除く。）の場合、概算保険料として納付すべき一般保険料の額は、各保険年度ごとに算定し、当該各保険年度に使用するすべての労働者に係る賃金総額の見込額の合計額に当該事業の一般保険料率を乗じて得た額となる。この場合、平成 30 年度の賃金総額の見込額については、平成 29 年度の賃金総額を使用することができる。

[誤り H29 年-雇 8 才]

⇒「その事業の全期間に使用するすべての労働者に係る賃金総額の見込額に」

【POINT】

有期事業の概算保険料の額は、その事業の全期間に使用するすべての労働者に係る賃金総額の見込額に、当該事業についての一般保険料率を乗じて算定した額で計算します。また、後半のような規定はないので誤りです。

■有期事業（一括有期事業を除く。）の場合

全期間に使用するすべての労働者に係る賃金総額の見込額 × 一般保険料率

□ 複数年にわたる建設の有期事業の事業主が納付すべき概算保険料の額は、その事業の当該保険関係に係る全期間に使用するすべての労働者に係る賃金総額（その額 1,000 円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）の見込額に、当該事業についての一般保険料率を乗じて算定した額となる。

[正解 H27 年-災 9 D]

【POINT】

有期事業の概算保険料の額は、その事業の全期間に使用するすべての労働者に係る賃金総額の見込額に、当該事業についての一般保険料率を乗じて算定した額になるので正解です。

その額に 1,000 円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。

□ **継続事業の概算保険料の申告・納付手続は**、通常、保険年度ごとに、当該保険年度に使用するすべての労働者に係る賃金総額の見込額に当該事業についての保険料率を乗じて算定した労働保険料を、概算保険料申告書に添えて、その保険年度の初日から20日以内に納付することとなる。

[誤り H18年-雇8A]

⇒「その保険年度の6月1日から40日以内に納付することとする。」

【POINT】

年度を継続している場合（年度更新）	年度の中途に成立した場合
<p>■ 6月1日から40日以内 ⇒7月10日が申告・納期限 (<u>当日起算</u>)</p>	<p>■ 保険年度の中途に保険関係が成立 ⇒保険関係が成立した日から <u>50日以内</u>（翌日起算） ■ 保険年度の中途に特別加入に係る承認があった事業の特別加入保険料 ⇒承認があった日から <u>50日以内</u> (翌日起算)</p>

● 民法140条の初日不算入の原則により、翌日起算になります。

ただし、年度更新の場合、6月1日にすでに権利が発生している（午前零時から以前に権利あり）ので、当日起算になります。

□ **事業主は**、保険年度の中途に労働保険の保険関係が成立した継続事業についてはその保険関係が成立した日から20日以内に、それ以外の継続事業については保険年度ごとにその保険年度の6月1日から40日以内に、概算保険料を納付しなければならない。

[誤り H19年-災8E]

⇒「50日以内に」

【POINT】

前半の論点が誤りになり、後半の論点は正解です。

□ 有期事業のうち、建設の事業及び立木の伐採の事業の事業主については、他の業種の有期事業の事業主とは異なり、労働保険の保険関係が成立した日から 10 日以内に、概算保険料を納付しなければならない。

[誤り H19 年-災 8 B]

⇒「他の業種の有期事業の事業主とは異なり」を削除

⇒「20 日以内に」

[法 15 条 2 項]

■有期事業に係る概算保険料の納付

有期事業については、その事業主は、労働保険料を、その労働保険料の額その他厚生労働省令で定める事項を記載した申告書に添えて、保険関係が成立した日から 20 日以内に納付しなければならない。

【POINT】

■保険関係が成立した日から 20 日以内（翌日起算）

■保険関係が成立した翌日以降に特別加入者に係る承認があった事業に係る特別加入保険料⇒承認があった日から 20 日以内（翌日起算）

□ 建設の有期事業を行う事業主は、当該事業に係る労災保険の保険関係が成立した場合には、その成立した日の翌日から起算して 20 日以内に、概算保険料を概算保険料申告書に添えて、申告・納付しなければならない。

[正解 H27 年-災 9 B]

【POINT】

有期事業の事業主は、概算保険料を、保険関係が成立した日から 20 日以内（翌日起算）に納付しなければならないので正解です。

□ 有期事業の一括とされた事業においては、概算保険料の申告・納付の期限は、継続事業（保険年度の中途に保険関係が成立した事業及び特別加入の承認があった事業を除く。）と同様に、保険年度の 6 月 1 日を起算日として 40 日以内とされている。

[正解 H23 年-災 10 B]

【POINT】

有期事業が一括された事業は、継続事業として扱われるので、継続事業と同じ流れの手続きになります。

□ **事業主は**、労働保険料を日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店をいう。以下同じ。）に納付することができるが、概算保険料申告書及び確定保険料申告書を日本銀行を経由して所轄都道府県労働局歳入徴収官に提出することはできない。

[誤り H19年-災9C]

⇒「提出することはできる。」

□ **特別加入保険料に係る概算保険料申告書は**、所轄都道府県労働局歳入徴収官に提出しなければならないところ、労働保険徴収法第21条の2第1項の承認を受けて労働保険料の納付を金融機関に委託している場合、日本銀行（本店、支店、代理店、歳入代理店をいう。以下本肢において同じ。）を経由して提出することができるが、この場合には、当該概算保険料については、日本銀行に納付することができない。

[誤り H30年-雇9エ]

⇒「納付することはできる。」

□座振替の承認を受けている場合

【POINT】

□座振替の承認を受けている場合であっても、「概算保険料申告書」を日本銀行経由で提出することはできません。

保険料の種類	<ul style="list-style-type: none"> ● 一元適用事業で労働保険事務組合に事務処理の委託をしていない事業（雇用保険に係る保険関係のみが成立している事業を除く）のもの ● 二元適用事業で労災保険に係る保険関係が成立している事業のもの ● 二元適用事業についての第1種特別加入保険料 ● 第2種特別加入保険料 ● 第3種特別加入保険料 	<ul style="list-style-type: none"> ● 一元適用事業で労働保険事務組合に事務処理の委託をしている事業のもの ● 一元適用事業で雇用保険に係る保険関係のみが成立している事業のもの（事務処理の委託をしていないもの） ● 二元適用事業で雇用保険に係る保険関係が成立している事業のもの ● 一元適用事業についての第1種特別加入保険料
経由先	<ul style="list-style-type: none"> ● 労働基準監督署長 ● 日本銀行 	<ul style="list-style-type: none"> ● 日本銀行
納付先	<ul style="list-style-type: none"> ● 所轄都道府県労働局収入官吏 ● 日本銀行 ● 所轄労働基準監督署労働保険特別会計収入官吏 	<ul style="list-style-type: none"> ● 日本銀行
申告先	所轄都道府県労働局歳入徴収官	

□ 雇用保険に係る保険関係のみが成立している事業の一般保険料については、所轄公共職業安定所は当該一般保険料の納付に関する事務を行うことはできない。

[正解 H30年-雇9才]

【POINT】

所轄公共職業安定所は、一般保険料の納付に関する事務を行うことはできないので正解です。

[法 18 条] 概算保険料の延納

[出題実績] ○択一式 (H20、21) ◎選択式

H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
○	—	○○	—	—	—	—	○○	—	○○	○	○	○○

□ 令和 4 年 4 月 1 日に労働保険の保険関係が成立して以降金融業を継続して営んでおり、労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託している事業主は、令和 5 年度の保険年度の納付すべき概算保険料の額が 10 万円であるとき、その延納の申請を行うことはできない。

[誤り R5年-雇8D]

⇒「延納の申請を行うことができる。」

【POINT】

延納の申請を行うことができるので誤りです。

労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託をしている場合は、概算保険料の額は問われません。

従って、延納の申請を行うことができます。

■ 継続事業の延納の要件…①もしくは②

①概算保険料の額が 40 万円（労災保険又は雇用保険に係る保険関係のみが成立している事業については、20 万円）以上であること

②労働保険事務の処理を労働保険事務組合に委託していること

その他

- ・ 概算保険料申告書の提出の際に、延納を申請
- ・ 保険年度の中途に保険関係が成立している事業

⇒9月 30 日までに保険関係が成立していること

仮に、労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託していなければ、延納は不可（1 括での納付）

設問の場合は、労働保険事務組合へ業務を委託しているので、概算保険料の額が 10 万円であっても延納の申請を行うことができます。

□ 令和4年5月1日から令和6年2月28日までの期間で道路工事を行う事業について、事業主が納付すべき概算保険料の額が120万円であったとき、延納の申請により第1期に納付すべき概算保険料の額は24万円とれる。

[誤り R5年-雇8E]

⇒「20万円とれる。」

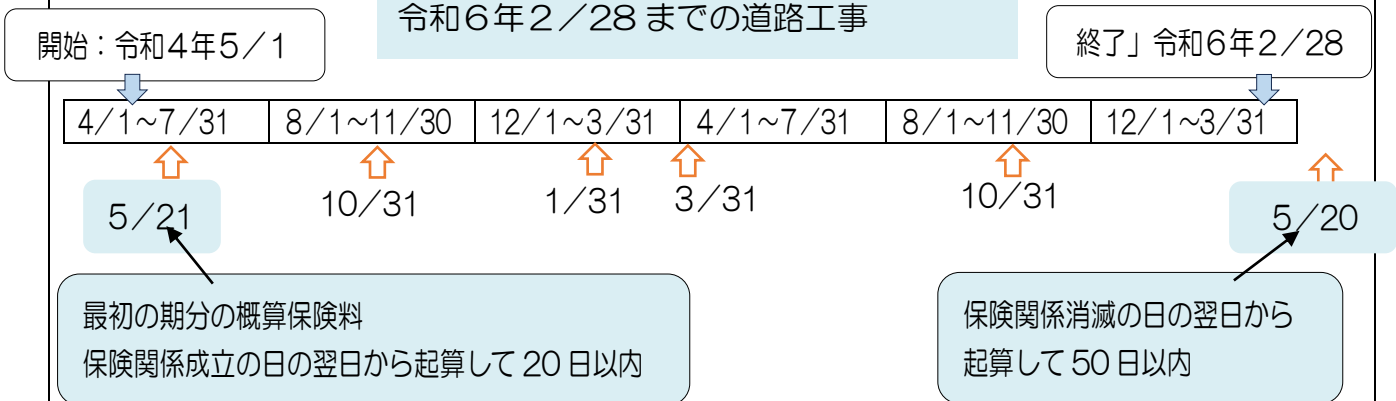
【POINT】

設問の有期事業の場合

令和4年度に3回、令和5年度に3回の合計6回の延納が認められ、それぞれの概算保険料の額は、20万円（120万円÷6回）になります。

■ 有期事業（道路工事）

事業を開始した令和4年5/21 から、令和6年2/28 までの道路工事



■ 有期事業にかかる概算保険料の延納の要件

- ① 概算保険料の額が75万円以上であること、又は、労働保険事務の処理が労働保険事務組合に委託されているもの
- ② 事業の全期間が6か月を超えていること

□ 有期事業（一括有期事業を除く。）の事業主は、概算保険料を、当該事業を開始した日の翌日から起算して 20 日以内に納付しなければならないが、当該事業の全期間が 200 日であり概算保険料の額が 80 万円の場合には、概算保険料申告書を提出する際に延納の申請をすることにより、当該概算保険料を分割納付することができる。

【正解 R3年-災9B】

【POINT】

有期事業の概算保険料の納付及び延納に関する内容です。

前半の論点…納付期限

⇒事業を開始した日（保険関係成立の日）から 20 日以内（翌日起算）

後半の論点…延納の要件

①次の（ア）又は（イ）のいずれかに該当すること

（ア）概算保険料の額が 75 万円以上であること

（イ）労働保険事務の処理を労働保険事務組合に委託していること

②事業期間が 6 か月を超えていること

□ 概算保険料について延納できる要件を満たす継続事業の事業主が、7月1日に保険関係が成立した事業について保険料の延納を希望する場合、2回に分けて納付することができ、最初の期分の納付期限は8月20日となる。

[正解 R2年-雇8A]

【POINT】

延納に関しては、下記の事項を確認する必要があります。

- ・「継続事業」なのか「有期事業」なのか？
- ・継続事業の場合「前年度から継続している事業の延納なのか」「新規に保険関係が成立した事業の延納」なのか？

設問では、保険関係が年度の途中で成立したということで3パターンが考えられます。

(労働保険事務組合に委託している場合の2期、3期は+14日)

① 4月1日から5月31日までの間に保険関係が成立した場合…延納3回

期					納期限
1期	4月	5月	6月	7月	1期…50日以内
2期	8月	9月	10月	11月	2期…10/31
3期	12月	1月	2月	3月	3期…1/31

② 6月1日から9月31日までの間に保険関係が成立した場合…延納2回

期					納期限
1期			6月	7月	1期…50日以内
2期	8月	9月	10月	11月	2期…10/31
3期	12月	1月	2月	3月	

③ 10月1日から翌年3月31日までの間に保険関係が成立した場合…延納不可

期					納期限
1期					1期…50日以内
2期			10月	11月	
3期	12月	1月	2月	3月	

設問では、7月1日に保険関係が成立したということで、②に該当し延納の回数は2回になります。

また、最初の納期限は、保険関係が成立した日（翌日起算）から50日以内なので、8月20日が最初の納期限になります。

□ 概算保険料について延納できる要件を満たす有期事業（一括有期事業を除く。）の事業主が、6月1日に保険関係が成立した事業について保険料の延納を希望する場合、11月30日までが第1期となり、最初の期分の納付期限は6月21日となる。

[正解 R2年-雇8B]

【POINT】

有期事業の延納に関する問題です。

①最初の納期限…保険関係成立日から20日以内（翌日起算）
ただし、下記の確認が必要になります。

保険関係成立日からその日の属する期の末日までの期間	
(①-A) 2か月を超える場合	(①-B) 2か月以内の場合
保険関係成立日の属する期の末日までを第1期	保険関係成立日の属する期の次の期の末日までを第1期

② 最初の期以外（第2期以降）

期間の区分				期間の区分				期間の区分			
4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
納期限…3月31日				納期限…10月31日				納期限…翌年1月31日			

■設問の6月1日に保険関係が成立した場合… (①-B) に該当

第1期								第2期			
4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
納期限…6月21日								納期限…翌年1月31日			

6月1日から7月31日まで2か月以内



次の期の末日までが第1期

■5月1日に保険関係が成立した場合… (①-A) に該当

第1期				第2期				第3期			
4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
納期限…5月21日				納期限…10月31日				納期限…翌年1月31日			

5月1日から7月31日まで2か月を超えているので、7月31日までを第1期とし、第1期の法期限は5月21日

□ 概算保険料について延納が認められている継続事業（一括有期事業を含む。）の事業主が、増加概算保険料の納付について延納を希望する場合、7月1日に保険料算定基礎額の増加が見込まれるとき、3回に分けて納付することができ、最初の期分の納付期限は7月31日となる。

[正解 R2年-雇8C]

【POINT】

増加概算保険料の延納に関する内容です。

増加概算保険料の延納が認められる場合は、当初の概算保険料の延納が認められている事業主限定です。

年度更新の際に、申告書（「労働保険 概算・増加概算・確定保険料申告書」）の延納の該当欄に延納の回数を書き込みます。

■ 増加概算保険料の納付について延納を希望する場合、最初の期分の納付期限は、保険料算定基礎額の見込額が増加した日の翌日から起算して30日以内になるので、7月31日。

第2期の納付期限は10月31日。第3期の納付期限は翌年1月31日。

（最初の納付期限以外は、もともとの延納の納付期限と同時に納付することになります。）

増加概算保険料の最初の方を次の期に含めて納付することはできません。

□ 政府は、厚生労働省令で定めるところにより、事業主の申請に基づき、その者が労働保険徴収法第 15 条の規定により納付すべき概算保険料を延納させることができるが、有期事業以外の事業にあつては、当該保険年度において 9 月 1 日以降に保険関係が成立した事業はその対象から除かれる。

[誤り R1 年-災 8E]

⇒「10 月 1 日以降に」

【POINT】

10 月 1 日以降に保険関係が成立した事業は、延納の対象から除かれるので、9 月 1 日を 10 月 1 日にすれば正解になります。

キーワードは、4 つあります。

① 納付すべき概算保険料を延納⇒概算保険料の延納の

② 有期事業以外の事業⇒つまり継続事業

③ 9 月 1 日

④ 保険関係が成立した事業

①を有期事業と押さえてしまうと回答に行き着きません。
しっかりと「継続事業」と読み取ることが重要です。

□ 概算保険料 17 万円を 3 期に分けて納付する場合、第 1 期及び第 2 期の納付額は各 56,667 円、第 3 期の納付額は 56,666 円である。

[誤り H29 年-災 10 ア]

⇒「第 1 期の納付額は 56,668 円、第 2 期及び第 3 期の納付額は各 56,666 円である。」

【POINT】

1 円未満の端数があるときは、その端数は最初の期分に加算するので誤りです。

概算保険料の延納の要件は

① 概算保険料の額が 40 万円以上

(労災、雇用保険いずれか一方の場合は、20 万円以上)

② 労働保険事務の処理を労働保険事務組合に委託している場合 (金額不問)

設問では、単に概算保険料 17 万円ということなので、労働保険事務組合に委託をしている場合が考えられます。(金額不問)

□ 継続事業（一括有期事業を含む。）の概算保険料については、平成 29 年 10 月 1 日に保険関係が成立したときは、その延納はできないので、平成 29 年 11 月 20 日までに当該概算保険料を納付しなければならない。

[正解 H29 年-災 10 ウ]

【POINT】

設問の場合、10 月 1 日に保険関係が成立しているので延納はできません。保険関係の成立日が、年度の後半（10 月 1 日から翌年の 3 月 31 日）の場合は延納が出来ません。（グレー地の部分）

1 期	4 月	5 月	6 月	7 月
2 期	8 月	9 月	10 月	11 月
3 期	12 月	1 月	2 月	3 月

□ 認定決定された概算保険料については延納をすることができるが、認定決定された増加概算保険料については延納することはできない。

[誤り H29 年-災 10 エ]

【POINT】

前半の論点は、正解です。そもそも、問題分にある「認定決定された増加概算保険料」の規定はありません。認定決定に関しては、概算保険料、確定保険料、印紙保険料の 3 つに対して行われ、増加概算保険料や追加概算保険料に対しては行われません。

ただし、「延納」に関しては、要件に該当すれば、増加概算保険料、追加概算保険料の延納は可能です。



当初の概算保険料を延納する場合に限り、その申請に基づき延納が可能

	認定決定	延納
・概算保険料	○	○
・増加概算保険料	×	○
・追加概算保険料	×	○
・確定保険料	○	×
・印紙保険料	○	×

□ 労働保険事務の処理が労働保険事務組合に委託されている事業についての事業主は、納付すべき概算保険料の額が 20 万円（労災保険に係る保険関係又は雇用保険に係る保険関係のみが成立している事業については、10 万円）以上（当該保険年度において 10 月 1 日以降に保険関係が成立したものを除く。）となる場合であれば、労働保険徴収法に定める申請をすることにより、その概算保険料を延納することができる。

[誤り H29 年-災 10 才]

⇒「概算保険料の額にかかわらず」

【POINT】

■労働保険事務組合に委託する場合と委託をしない場合

労働保険事務組合に委託する場合	労働保険事務組合に委託しない場合
概算保険料の額は不問	納付すべき概算保険料の額が 40 万円（労災保険に係る保険関係又は雇用保険に係る保険関係のみが成立している事業については、20 万円）以上

□ 概算保険料について延納が認められている継続事業（一括有期事業を含む。）の事業主が、納期限までに確定保険料申告書を提出しないことにより、所轄都道府県労働局歳入徴収官が労働保険料の額を決定し、これを事業主に通知した場合において、既に納付した概算保険料の額が、当該決定された確定保険料の額に足りないときは、その不足額を納付する際に延納の申請をすることができる。

[誤り H27 年-雇 9C]

⇒「延納の申請をすることができない。」

【POINT】

「確定保険料」「認定決定された確定保険料」ともに延納はできません。

	認定決定	延納
・概算保険料	○	○
・増加概算保険料	×	○
・追加概算保険料	×	○
・確定保険料	○	×
・印紙保険料	○	×

□ 概算保険料について延納が認められ、前保険年度より保険関係が引き続く継続事業（一括有期事業を含む。）の事業主の4月1日から7月31日までの期分の概算保険料の納期限は、労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託している場合であっても、7月10日とされている。

[正解 H27年-雇9D]

【POINT】

第1期分はともに7月10日。

労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託している場合は、第2期、第3期の納期限は14日延長されます。

□ 概算保険料について延納が認められている有期事業（一括有期事業を除く。）の事業主の4月1日から7月31日までの期分の概算保険料の納期限は、労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託している場合であっても、3月31日とされている。

[正解 H27年-雇9E]

【POINT】

労働保険事務組合に委託している事業主であっても、有期事業については、継続事業のように納期限は延長されないのが正解です。

□ 保険年度の中途に保険関係が成立した継続事業にあっては、納付すべき概算保険料が40万円以上であっても、10月31日までに最初の期分の納付ができなければ、概算保険料の納付の延納は認められない。

[誤り H16年-雇9B]

⇒ 「9月30日までに保険関係が成立し、所定の要件を満たせば延納が認められる。」

□ 労災保険に係る労働保険の保険関係及び雇用保険に係る労働保険の保険関係が保険年度の当初に共に成立している継続事業であって、納付すべき概算保険料の額が 40 万円以上のもの又は当該事業に係る労働保険事務の処理が労働保険事務組合に委託されているものについての事業主は、概算保険料の延納の申請をした場合には、その概算保険料を所定の各期に分けて納付することができる。

[正解 H19年-災8A]

【POINT】

■ 概算保険料の延納

継続事業	有期事業
概算保険料の額が 40 万円以上 （労災保険、雇用保険に係る保険関係のみ成立している場合は 20 万円以上） ただし、労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託している場合には、保険料額を問わない。 ■ 保険年度の途中で保険関係が成立の場合 ⇒ 9 月 30 日までに保険関係が成立していることが延納の条件	次のいずれかに該当する場合 ① 概算保険料の額が 75 万円以上 ② 労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託している場合 （概算保険料の金額を問わない。）

□ 所定の要件を満たす継続事業の事業主については、延納の申請をした場合には、第1期から第4期までの各期に分けて概算保険料を納付することができる。

[誤り H19年-災8C]

⇒「第1期から第3期までの各期」

【POINT】
概算保険料の延納

期				
1期	4月	5月	6月	7月
2期	8月	9月	10月	11月
3期	12月	1月	2月	3月

納期限	
7/10	
10/31	11/14
1/31	2/14

(覚え方)
概算保険料の延納と納期限は、上記のカレンダーを作成し、7月から左下に下した月の末日が納期限になります。(ただし、保険関係が成立した場合、翌日起算の50日以内)

■労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託している場合の納期限は
 第1期：労働保険事務組合に委託していない事業主と同じ
 第2期：11月14日
 第3期：翌年2月14日

□ 労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託している継続事業の事業主は、概算保険料の申告・納付につき、その額のいかんを問わず延納することができ、その場合における納期限は、第1期から第3期までの各期において、事務組合に労働保険事務の処理を委託していない事業主と比較して14日遅く設定されている。

[誤り H15年-雇9C]

⇒「第2期から第3期までの各期において」

□ 納付すべき概算保険料の額が40万円以上であり、当該保険年度の9月30日までに保険関係が成立している継続事業の事業主は、認定決定を受けたときは、認定決定された当該概算保険料の額について、延納の申請をすることができない。

[誤り H22年-災8A]

⇒「延納の申請をすることができる。」

□ 労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託している継続事業の事業主が、概算保険料の延納の申請をし、当該概算保険料を3期に分けて納付する場合には、各期分の概算保険料の納期限は、最初の期分は7月14日、第2の期分は11月14日、第3の期分は翌年2月14日となる。

[誤り H22年-災8D]

⇒「最初の期分は7月10日」

労働保険事務組合に委託している場合
⇒2期、3期は14日延長

□ 保険関係が7月1日に成立し、当該保険年度の納付すべき概算保険料の額が40万円以上である継続事業の事業主が、概算保険料の延納の申請をした場合は、当該保険関係成立の日から11月30日までの期間を最初の期とし、保険関係成立の日の翌日から起算して20日以内に最初の期分の概算保険料を納付しなければならない。

[誤り H22年-災8B]

⇒「保険関係成立の日の翌日から起算して50日以内」

【POINT】
■ 概算保険料の延納
[保険関係が7月1日に成立した場合]

7月1日に保険関係成立

保険関係成立日からその期の末日(7/31)まで2月以内なので
⇒翌期に組込み、11/30までを第1期に。

期	4月	5月	6月	7月
1期⇒✕				
2期⇒1期	8月	9月	10月	11月
3期⇒2期	12月	1月	2月	3月

納期限
7/10⇒✕
第1期⇒8/20
第2期⇒1/31

保険関係成立日の翌日から起算して50日以内

□ 6月1日に労働保険に係る保険関係が成立した事業（当該事業に係る労働保険事務の処理が労働保険事務組合に委託されているものを除く。）について、その納付すべき概算保険料が40万円以上である場合、事業主は、概算保険料申告書の提出の際に、延納申請をすることにより、当該保険料を10月31日までと、翌年1月31日までとの2回に分割して納付することができる。

[誤り H20年-災8C]

⇒「当該保険料を7月21日までと」

【POINT】

6月1日に保険関係成立

保険関係成立日からその期の末日（7/31）まで
2月以内なので
⇒翌期に組み込み、11/30までを第1期に。

期					納期限
1期⇒✕	4月	5月	6月	7月	7/10⇒✕
2期⇒1期	8月	9月	10月	11月	第1期⇒7/21
3期⇒2期	12月	1月	2月	3月	第2期⇒1/31

保険関係成立日の翌日から起算して50日以内

6月1日に保険関係が成立しているので2回に分けて延納が可能です。
最初の期は、「保険関係が成立した日の翌日から50日以内」ということで、7月21日までになります。
第2期は、設問通り翌年の1月31日になります。

■各期の期日（7/31、11/30、3/31）と納付の期日が異なるので区分して押さえることが重要です。

□ 納付すべき概算保険料の額が40万円以上である継続事業において、保険関係が6月8日に成立した場合は、その成立の日から7月31日までを最初の期として、当該納付すべき保険料の延納をすることができるが、2月10日に成立した場合は、当該年度の概算保険料は延納することができない。

[誤り H18年-雇8C]

⇒「11月30日までを」

【POINT】

■前半の論点

期				
1期⇒✕	4月	5月	6月	7月
2期⇒1期	8月	9月	10月	11月
3期⇒2期	12月	1月	2月	3月

納期限
7/10⇒✕
第1期⇒7/28
第2期⇒1/31

保険関係成立日の翌日から起算して50日以内

■後半の論点（2月10日に保険関係成立⇒概算保険料の延納は出来ません。）

期				
1期⇒✕	4月	5月	6月	7月
2期⇒✕	8月	9月	10月	11月
3期⇒✕	12月	1月	2月	3月

納期限
7/10⇒✕
10/31⇒✕
1/31⇒✕

[則 28 条] 有期事業の延納

[出題実績] ○択一式 (H20) ◎選択式

H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
—	○	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—

□ 延納できる要件を満たす有期事業（一括有期事業を除く。）の概算保険料については、平成 29 年 6 月 15 日に事業を開始し、翌年の 6 月 5 日に事業を終了する予定の場合、3 期に分けて納付することができ、その場合の第 1 期の納期限は平成 29 年 7 月 5 日となる。

[正解 H29 年-災 10 イ]

【POINT】

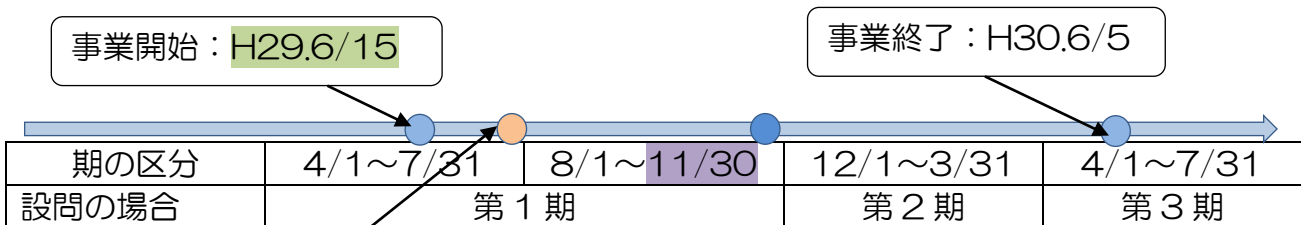
ポイントは 2 つあります。

- ポイント① 第 1 期の納期限（平成 29 年 7 月 5 日）の正誤
- ポイント② 設問の場合 3 期に分けて延納が可能かどうか

第 1 期の納期限は、有期事業の場合、保険関係成立日から **20 日以内**（翌日起算）なので、第 1 期の納期限は平成 29 年 7 月 5 日ということで正解です。

延納の回数ですが、平成 29.6/15 に保険関係が成立しているので、その期の末日 (7/31) まで 2 か月以内になるので、次の期の末日（平成 29.11/30）までを第 1 期とします。

事業の終了は、平成 30 年 6 月 5 日ということで、3 期に分けて延納が可能です。



有期事業の第 1 期…保険関係成立日からその日の属する期の末日まで
 ■ **2 か月以内** ⇒ 第 1 期は、保険関係成立日の属する期の次の期の末日（設問のケース）

■ **2 か月超** ⇒ 第 1 期は、保険関係成立日の属する期の末日

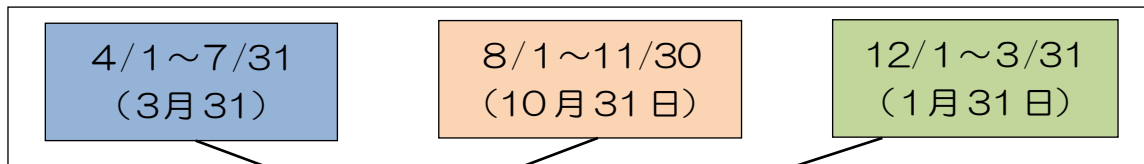
□ 工事の全期間が1年間である有期事業に係る保険関係が6月8日に成立した場合で延納の要件を満たすときの概算保険料の納期限は、最初の期分が6月28日までであり、以後、12月1日から翌年3月31日までの期分が翌年1月31日まで、その次の期分は3月31日までとなる。

[正解 H18年-雇8D]

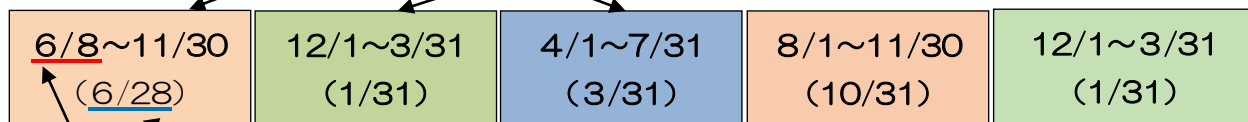
【POINT】

■有期事業の延納

下記の3つの付箋を覚えませう。



- 保険関係成立日と保険関係消滅日の納期限は異なります。
- () が納期限



最初の期分：保険関係成立日（翌日起算）の20日以内⇒6/28

6月8日に保険関係成立

上記のように付箋を順番に並べていくと、各期と各期の納期限が理解しやすくなります。（有期の最初と最後の納期限は異なります。）

■有期事業の場合、事業の全期間を通じて行われ、延納の回数に上限はない。

□ 事業の全期間が6カ月を超える有期事業については、納付すべき概算保険料の額が75万円以上でなければ労働保険料を延納することができないが、労働保険事務の処理を事務組合に委託している場合には、概算保険料の額のいかんにかかわらず延納することができる。

[正解 H17年-雇10A]

□ 有期事業について、労働保険料を延納する場合、労働保険事務の処理を事務組合に委託している事業主であっても、納付期限は事務組合に委託していない事業主と同じに設定されている。

[正解 H17年-雇10E]

□ 保険関係が7月1日に成立し、事業の全期間が6カ月を超え、また当該保険年度の納付すべき概算保険料の額が75万円以上である有期事業の事業主が、概算保険料の延納の申請をした場合は、当該保険関係成立の日から11月30日までの期間が最初の期となり、当該最初の期分の概算保険料については、7月21日が納期限となる。

[正解 H22年-災8C]

[法 16 条、則 30 条] 増加概算保険料及び増加概算保険料の延納

[出題実績] ○択一式 (H20、21) ◎選択式

H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
○	○	○○	—	—	—	○	—	—	—	○	○	—

□ 事業主は、保険年度又は事業期間の中途に、一般保険料の算定の基礎となる賃金総額の見込額が増加した場合に、労働保険徴収法施行規則に定める要件に該当するに至ったとき、既に納付した概算保険料と増加を見込んだ賃金総額の見込額に基づいて算定した概算保険料との差額（以下「増加概算保険料」という。）を納期限までに増加概算保険料に係る申告書に添えて申告・納付しなければならないが、その申告書の記載に誤りがあると認められるときは、所轄都道府県労働局歳入徴収官は正しい増加概算保険料の額を決定し、これを事業主に通知することとされている。

[誤り R4年-雇9C]

⇒ 「であっても認定決定は行われぬ。」

【POINT】

後半の論点が誤りです。

増加概算保険料については、認定決定は行われぬので誤りです。

認定決定	
概算保険料の申告書を提出しないとき (申告書未提出)	申告書の記載に誤りがあると認めるとき (申告書記載ミス)



政府は、労働保険料の額を決定し、これを事業主に通知

■増加概算保険料については、認定決定の規定なし。

□ 労働保険徴収法第 16 条の厚生労働省令で定める要件に該当するときは、既に納付した概算保険料と増加を見込んだ賃金総額の見込額に基づいて算定した概算保険料との差額（以下「増加概算保険料」という。）を、その額その他厚生労働省令で定める事項を記載した申告書に添えて納付しなければならないが、当該申告書の記載事項は増加概算保険料を除き概算保険料申告書と同一である。

〔誤り R3年-災9C〕

⇒ 「概算保険料申告書の記載事項に加えて、「保険料算定基礎額の見込額が増加した年月日」も記載しなければならない。」

【POINT】

労働者数の増加や賃金額の上昇により最初に申告した賃金総額の見込み額が一定額以上に増加した場合、「増加概算保険料」を申告納付する必要があります。

その際の「増加概算保険料申告書」の記載内容からの問題です。

■ 増加概算保険料申告書の記載事項

- 1 労働保険番号
- 2 事業主の氏名又は名称及び住所又は所在地
- 3 保険料算定基礎額の見込額が増加した年月日
- 4 増加後の保険料算定基礎額の見込額
- 5 保険料率
- 6 事業に係る労働者数
- 7 事業主が法人番号を有する場合には、当該事業主の法人番号

3の「保険料算定基礎額の見込額が増加した年月日」以外は、「概算保険料申告書」の記載内容と同じです。

申告・納付は、「納付書」により行われますが、納期限が、「賃金総額等の増加が見込まれた日から 30 日以内（翌日起算）」ということで、「保険料算定基礎額の見込額が増加した年月日」の項目が必要になります。

□ 概算保険料について延納が認められている継続事業（一括有期事業を含む。）の事業主は、増加概算保険料の納付については、増加概算保険料申告書を提出する際に延納の申請をすることにより延納することができる。

[正解 H27年-雇9A]

【POINT】

増加概算保険料の延納については、当初の概算保険料の延納をしていることが前提です。



保険関係成立時の概算保険料又は年度更新時の概算保険料

□ 継続事業の事業主は、増加概算保険料について延納を申請した場合には、増加前の概算保険料の延納をしていないときであっても、増加後の概算保険料の額が40万円を超えるときは、当該増加概算保険料を延納することができる。

[誤り H22年-災8E]

⇒ 「当初の概算保険料の延納をしていない場合には延納をすることができない。」

□ 概算保険料について、当該保険年度末又は事業終了時までの間に賃金総額の見込額が2倍を超えて増加することが見込まれる場合で、かつ、その増加額が当該概算保険料との額の差額が13万円以上である場合には、継続事業であるか有期事業であるかにかかわらず、当該賃金総額の増加が見込まれた日の翌日から起算して30日以内に申告・納付を行わなければならない。

[正解 H16年-雇9A]

【POINT】

保険年度の中途において、事業規模の拡大等により賃金総額等の見込額が当初の申告より増加した場合

100分の200(2倍)を超え

かつ、

概算保険料の額が申告済の概算保険料よりも13万円以上増加

■ 賃金総額等の増加が見込まれた日から30日以内に（翌日起算）その差額を「増加概算保険料申告書」に添えて申告・納付

□ 事業主は、保険料算定基礎額の見込額が増加し、又は減少した場合において、増加後の見込額が増加前の見込額の100分の200を超え、又は減少後の見込額が減少前の見込額の100分の50未満となる時は、その日から30日以内に、増加後又は減少後の見込額に基づく概算保険料の額と納付した概算保険料の額との差額を納付しなければならず、又は当該差額について還付の請求をすることができる。

[誤り H19年-災9B]

⇒保険料算定基礎額の見込み額が減少したことによる差額の還付請求という規定はないため誤り。

【POINT】

「賃金総額の見込み額が減少した場合の還付請求」という規定はないので誤りです。

□ 事業主は、賃金総額の見込額が増加し、増加後の見込額が増加前の見込額の1.5倍を超え、かつ、増加後の見込額に基づき算定した概算保険料の額と既に納付した概算保険料の額との差額が150,000円以上であると見込まれた場合には、その日の翌日から起算して30日以内に、増加後の見込額に基づく労働保険料の額と納付した労働保険料の額との差額を納付しなければならない。

[誤り H21年-雇9B]

⇒「100分の200」

⇒「130,000円以上」

□ 労災保険に係る保険関係のみ成立していた事業の事業主は、労災保険及び雇用保険の両保険に係る保険関係が成立する事業に該当するに至ったため、一般保険料に係る保険料率を変更した場合において、当該変更後の保険料率に基づいて算定した概算保険料の額が、既に納付した概算保険料の額の100分の200を超え、かつ、その差額が13万円以上であるときは、増加概算保険料を申告・納付しなければならない。

[正解 H23年-災8B]

□ 増加概算保険料申告書は所轄都道府県労働局歳入徴収官に提出しなければならないとされているが、一定の区分に従い、日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店をいう。）、年金事務所（日本年金機構法第29条の年金事務所をいう。）又は労働基準監督署を経由して行うことができる。

[誤り H23年-災8E]

⇒「年金事務所（日本年金機構法第29条の年金事務所をいう。）」を削除すれば、正しい。

□ 継続事業の事業主は、労働者数の増加等により、概算保険料の算定に用いる賃金総額の見込額が、既に納付した概算保険料の算定基礎とした賃金総額の見込額に比べて増加することとなり、増加概算保険料の納付の要件に該当するに至った場合は、当該賃金総額の増加が見込まれた日から30日以内に増加概算保険料の申告・納付を行わなければならないが、有期事業の事業主の場合であっても、申告・納付の期限は同じである。

[正解 H23年-災8A]

【POINT】

増加概算保険料の要件・申告・納期限等は、継続事業・有期事業共通です。

□ 継続事業における事業主は、その使用するすべての労働者に係る賃金総額の見込額が一定以上に増加した場合等増加概算保険料の納付の要件に該当した日から 30 日以内に増加概算保険料の申告・納付を行わなければならないが、有期事業である場合の納付期限は増加概算保険料の納付の要件に該当した日から 50 日以内である。

[誤り H18 年-雇 8 B]

⇒ 「30 日以内である。」

[法 17 条] 概算保険料の追加徴収

[出題実績] ○択一式 (H21) ◎選択式

H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
—	○	—	—	○	—	○	—	—	—	—	—	—

□ 政府が、保険年度の中途に、一般保険料率、第 1 種特別加入保険料率、第 2 種特別加入保険料率又は第 3 種特別加入保険料率の引上げを行ったときは、増加した保険料の額の多少にかかわらず、法律上、当該保険料の額について追加徴収が行われることとなっている。

[正解 H30 年-災9ア]

【POINT】

政府が、一般保険料率、第 1 種特別加入保険料率、第 2 種特別加入保険料率又は第 3 種特別加入保険料率の引上げを行った場合（概算保険料の追加徴収）



増加した保険料の額の多少にかかわらず、法律上、当該保険料の額について追加徴収が行われる。

□ 政府が、保険年度の中途に、一般保険料率、第 1 種特別加入保険料率、第 2 種特別加入保険料率又は第 3 種特別加入保険料率の引下げを行ったときは、法律上、引き下げられた保険料の額に相当する額の保険料の額について、未納の労働保険料その他この法律による徴収金の有無にかかわらず還付が行われることとなっている。

[誤り H30 年-災9イ]

⇒「還付が行われるという規定はない。」

【POINT】

政府は、一般保険料率、第 1 種特別加入保険料率、第 2 種特別加入保険料率又は第 3 種特別加入保険料率の引上げを行ったときは、労働保険料を追加徴収する。

■保険料率の引下げを行った際の概算保険料の還付を定めた規定はありません。

□ 追加徴収される概算保険料については、所轄都道府県労働局歳入徴収官が当該概算保険料の額の通知を行うが、その納付は納付書により行われる。

[正解 H30年-災9ウ]

【POINT】

■ 納付書と納入告知書

納付書	納入告知書
納付をする者（事業主）が金額を記載して申告する書類	行政が決定し、債務者に通知する書類（送付期日、金額等記載済み）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 認定決定された概算保険料 ・ 増加概算保険料 ・ 概算保険料の追加徴収 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認定決定された確定保険料 ・ 印紙保険料の認定決定 ・ 確定保険料、印紙保険料の追徴金

□ 追加徴収される概算保険料については、延納をすることはできない。

[誤り H30年-災9エ]

⇒ 「延納をすることができる。」

【POINT】

■ 認定決定及び延納のまとめ

	認定決定	延納
● 概算保険料	○	○
・ <u>増加概算保険料</u>	×	○
・ <u>追加概算保険料</u>	×	○
● 確定保険料	○	×
● 印紙保険料	○	×

当初の概算保険料の延納をする場合に限定

■ 「増加」と「追加」

政府は、事業主の申請に基づき、その者が概算保険料の追加徴収の規定により納付すべき労働保険料を延納させることができる。

□ 追加徴収される増加概算保険料については、事業主が増加概算保険料申告書を提出しないとき、又はその申告書の記載に誤りがあると認められるときは、所轄都道府県労働局歳入徴収官は増加概算保険料の額を決定し、これを当該事業主に通知しなければならない。

[誤り H30年-災9才]

⇒「概算保険料申告書を提出しないとき」

【POINT】
認定決定のまとめ

増加概算保険料、追加徴収は認定決定の規定なし。

概算保険料	確定保険料	印紙保険料
① 概算保険料申告書未提出 ② 概算保険料申告書記載誤り		正当な理由なく 印紙保険料の納付怠った場合
納付書	納入告知書	
追徴金：なし	追徴金 $\frac{\text{認定決定された額の不足額} \times 10}{100}$	追徴金 $\frac{\text{認定決定された印紙保険料の額} \times 25}{100}$

■増加概算保険料及び追加概算保険料共に、認定決定は行われません。

□ 概算保険料について延納が認められている継続事業（一括有期事業を含む。）の事業主が、労働保険徴収法第 17 条第 2 項の規定により概算保険料の追加徴収の通知を受けた場合、当該事業主は、その指定された納期限までに延納の申請をすることにより、追加徴収される概算保険料を延納することができる。

[正解 H27年-雇9B]

【POINT】
事業主の申請により延納が可能な保険料

- 概算保険料
- 認定決定された概算保険料
- 増加概算保険料
- 追加徴収される概算保険料（設問の場合）

□ 政府は、保険年度の中途において、一般保険料率、第 1 種特別加入保険料率、第 2 種特別加入保険料率又は第 3 種特別加入保険料率の引上げを行ったときは、労働保険料を追加徴収するものとされている。

[正解 H15年-災10A]

□ 政府は、労働保険料を追加徴収する場合には、厚生労働省令で定めるところにより、事業主に対して、期限を指定して、その納付すべき労働保険料の額を通知しなければならない。

[正解 H15年-災10B]

□ 政府は、保険年度の中途において、一般保険料率、第1種特別加入保険料率、第2種特別加入保険料率又は第3種特別加入保険料率の引下げを行った場合において、当該引下げに相当する額の労働保険料が厚生労働大臣の定める額を超える事業があるときは、その超える額に相当する金額を当該事業の事業主に還付するものとされている。

[誤り H15年-災10C]

⇒「還付するという規定はない。」

□ 労働保険徴収法第17条第1項の規定に基づき概算保険料の追加徴収が行われる場合には、所轄都道府県労働局歳入徴収官は事業主に対して追加徴収する概算保険料の額の通知を行うが、当該徴収金の納付は、納付書によって行われる。

[正解 H25年-雇9D]

【POINT】

政府は、年度途中に、一般保険料率又は第1、2、3種特別加入保険料率の引上げを行ったときは、事業主に期限を指定してその納付すべき労働保険料額を通知し労働保険料を追加徴収することができます。

①通知

⇒労働保険料を追加徴収しようとする場合、所轄都道府県労働局歳入徴収官は、事業主に通知しなければならない。

②納期限

⇒通知を発する日から起算して **30日** を経過した日

③「納付書」により、納付

④金額の多少を問わずに徴収

⑤途中一般保険料率等の引き下げがあっても返還されない。

□ 政府は、保険年度の中途において、一般保険料率の引下げを行った場合において、当該引下げに相当する額の労働保険料が厚生労働省令の定める額を超える事業があるときは、当該事業の事業主の請求に基づき、その超える額を還付することができる。

[誤り H19年-災9D]

⇒「その超える額を還付するという規定はない。」

□ 政府は、労働保険料を追加徴収する場合には、厚生労働省令で定めるところにより、事業主の申請に基づき、その者が納付すべき労働保険料を延納させることができる。

[正解 H15年-10B]

【POINT】

概算保険料の追加徴収に関しても、申請すれば延納が可能です。

□ 政府が、保険年度の中途に、第1種特別加入保険料率、第2種特別加入保険料率又は第3種特別加入保険料率の引上げを行った場合、所轄都道府県労働局歳入徴収官は、事業主に対して、保険料率の引上げによる労働保険料の増加額等を通知して、追加徴収を行うこととなるが、当該事業主は当該通知を発せられた日から起算して、50日以内に増加額を納付しなければならない。

[誤り H22年-災9B]

⇒「30日以内に」

[法 19 条] 確定保険料の申告・納付

[出題実績] ○択一式 (H21.22) ◎選択式

H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
—	—	〇〇	〇〇	—	〇〇	〇	—	〇〇	—	—	—	〇〇

□ 不動産業を継続して営んできた事業主が令和 5 年 7 月 10 日までに確定保険料申告書を提出しなかった場合、所轄都道府県労働局歳入徴収官が労働保険料の額を決定し、これを当該事業主に通知するとともに労働保険徴収法第 27 条に基づく督促が行われる。

[誤り R5年-雇8A]

⇒ 「とともに労働保険徴収法第 27 条に基づく督促が行われる」を削除すれば正解。

認定決定に関する記述

【POINT】

設問では、認定決定と同時に督促の処理が行われているので誤り。

認定決定による納期限までに納付がない場合に督促が行われます。

■ 確定保険料の認定決定

歳入徴収官は、事業主が確定保険料申告書を提出しないとき、又はその申告書の記載に誤りがあると認めるときは、労働保険料の額を決定し、これを事業主に通知する。

歳入徴収官（所轄都道府県労働局歳入徴収官）

通知を受けた事業主は、納付した労働保険料の額がその決定した労働保険料の額に足りないときはその不足額を、納付した労働保険料がないときは歳入徴収官の決定した労働保険料を、その通知を受けた日から 15 日以内（翌日起算）に納付しなければならない。

事業主が認定決定された確定保険料を所定の納期限までに納付しない場合には、歳入徴収官は、当該事業主に督促状を送付し、期限を指定して納付を督促する。

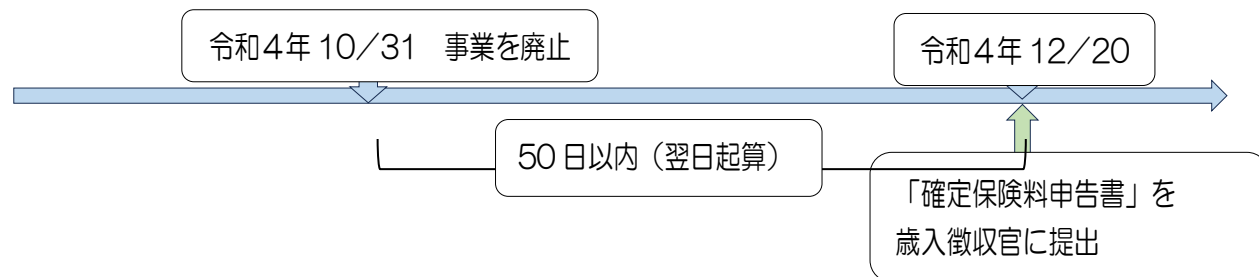
□ 小売業を継続して営んできた事業主が令和4年10月31日限りで事業を廃止した場合、確定保険料申告書を同年12月10日までに所轄都道府県労働局歳入徴収官あてに提出しなければならない。

[誤り R5年-雇8B]

⇒「12月20日までに」

【POINT】

■ 継続事業（小売業）



継続事業にかかる事業主は、保険年度ごとに、「確定保険料申告書」を、次の保険年度の6月1日から40日以内（保険年度の中途に保険関係が消滅したものについては、当該保険関係が消滅した日から50日以内（翌日起算））に提出しなければならない。

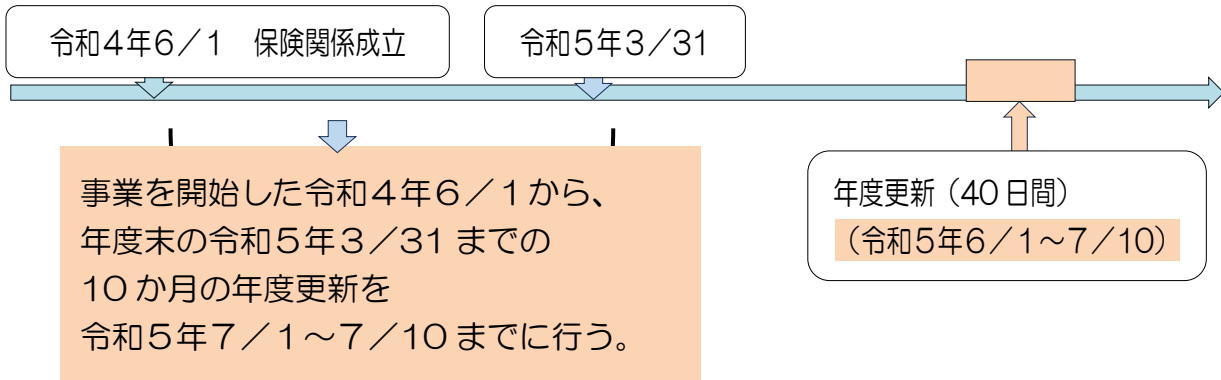
したがって、設問の場合、確定保険料申告書を同年12月20日までに歳入徴収官あてに提出することになります。

□ 令和4年6月1日に労働保険の保険関係が成立し、継続して交通運輸事業を営んできた事業主は、概算保険料の申告及び納付手続と確定保険料の申告及び納付手続とを令和5年度の保険年度において同一の用紙により一括して行うことができる。

[正解 R5年-雇8C]

【POINT】

■ 継続事業（交通運輸業）



■ 「前年度の確定保険料の申告・納付」と、「新年度の概算保険料の申告・納付」は、同一の申告書用紙により、同時に手続を行います。

様式第6号（第24条、第25条、第33条関係）（甲）（1）（表面）

労働保険 概算・増加概算・確定保険料 申告書

31759 石綿健康被害救済法 一般拠出金

標準字体 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

継続事業 (一括有期事業を含む)

提出用

年 月 日

あて先 〒

種別 32701

① 労働保険番号

② 各種区分

③ 算定期間 平成31年4月1日 から 令和2年3月31日 まで

区分	⑧ 保険料・一般拠出金算定基礎額	⑨ 保険料・一般拠出金率	⑩ 確定保険料・一般拠出金額 (⑧×⑨)
労働保険料		1000分の(イ)	千円
労災保険分		1000分の(ロ)	千円
雇用保険法適用者分		1000分の(ハ)	千円
高年齢労働者分		1000分の(ニ)	千円
保険料算定対象者分		1000分の(ホ)	千円
一般拠出金		1000分の(ヘ)	千円

（注）(注1) 石綿による健康被害の救済に関する法律第35条第1項
（注）(注2) 一般拠出金は延納できません

□ 事業主は、既に納付した概算保険料の額と確定保険料の額が同一であり過不足がないときは、確定保険料申告書を所轄都道府県労働局歳入徴収官に提出するに当たって、日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店をいう。）、年金事務所（日本年金機構法第 29 条の年金事務所をいう。）又は労働基準監督署を経由して提出できる。

[誤り R1年-災9D]

⇒日本銀行を除けば正解。

【POINT】

「概算保険料申告書」「増加概算保険料申告書」「確定保険料申告書」は、所轄都道府県労働局歳入徴収官に提出。

上記の進行署は、日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店をいう。）、年金事務所又は労働基準監督署を経由して行うことが可能ですが、

「納付すべき労働保険料がないときは、日本銀行を経由して行うことはできない。」ということ誤りです。

□ 継続事業（一括有期事業を含む。）の事業主は、保険年度の中途に労災保険法第 34 条第 1 項の承認が取り消された事業に係る第 1 種特別加入保険料に関して、当該承認が取り消された日から 50 日以内に確定保険料申告書を提出しなければならない。

[正解 R1年-災9B]

【POINT】

保険年度の中途に特別加入の承認が取り消された場合の特別加入保険料の取り扱いに関する内容です。

徴収法 19 条（確定保険料の申告・納付）

事業主は、保険年度ごとに、次に掲げる労働保険料の額その他厚生労働省令で定める事項を記載した申告書を、次の保険年度の 6 月 1 日から 40 日以内（保険年度の中途に保険関係が消滅したものについては、当該保険関係が消滅した日（保険年度の中途に労災保険法第 34 条第 1 項の承認が取り消された事業に係る第 1 種特別加入保険料及び保険年度の中途に労災保険法第 36 条第 1 項の承認が取り消された事業に係る第 3 種特別加入保険料に関しては、それぞれ当該承認が取り消された日。第 3 項において同じ。）から 50 日以内）に提出しなければならない。

通常の年度更新	特別加入の承認の取り消し
6月1日から40日以内 ⇒7月10日まで	承認が取り消された場合



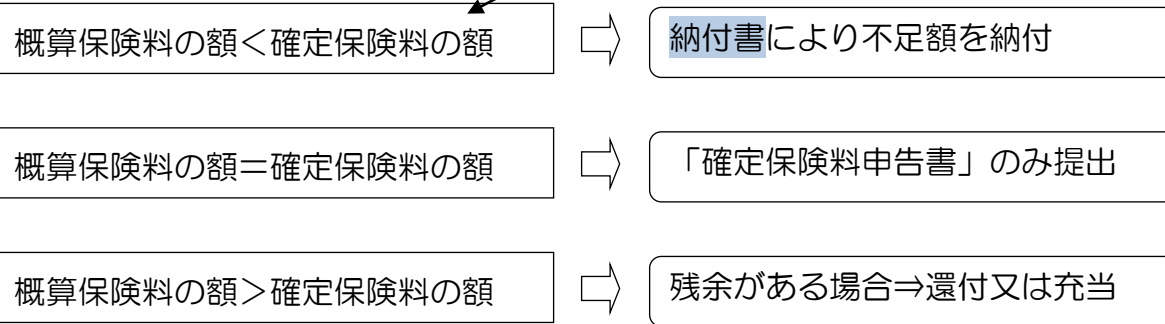
承認取り消しの日から 50 日以内に特別加入保険料に係る確定保険料申告書を提出

■承認の取消しとは、事業主の不正行為や事業の不法行為等の場合が該当します。単に、自ら特別加入を脱退する場合は、一般保険料と同様の期日で年度更新を行います。

□ 建設の有期事業を行う事業主は、当該事業に係る労災保険の保険関係が消滅した場合であって、納付した概算保険料の額が確定保険料の額として申告した額に足りないときは、当該保険関係が消滅した日から起算して 50 日以内にその不足額を、確定保険料申告書に添えて、申告・納付しなければならない。

[正解 H27 年-災9C]

【POINT】事業主は、保険関係が消滅した日から 50 日以内に「確定保険料申告書」を提出。



□ 平成 26 年 6 月 30 日に事業を廃止すれば、その年の 8 月 19 日までに確定保険料申告書を所轄都道府県労働局歳入徴収官に提出しなければならない。

[正解 H26 年-雇9ア]

【POINT】

年度途中で保険関係が消滅した場合には、消滅した日から（当日起算）50 日以内に、「確定保険料申告書」を提出しなければなりません。

設問の 6 月 30 日に事業が廃止された場合の消滅日は、翌日の 7 月 1 日で、その日から 50 日以内なので、8 月 19 日までの間になります。

□ 請負金額 50 億円、事業期間 5 年の建設の事業について成立した保険関係に係る確定保険料の申告書は、事業が終了するまでの間、保険年度ごとに、毎年、7 月 10 日までに提出しなければならない。

[誤り H26 年-雇9イ]

⇒「保険関係が消滅した日から 50 日以内に提出しなければならない。」

【POINT】

有期事業の場合は、保険関係消滅日から 50 日以内に「確定保険料申告書」を提出しなければなりません。

□ 継続事業（一括有期事業を含む。）の事業主は、納付した概算保険料の額が法所定の計算により確定した額に足りないときは、その不足額を、確定保険料申告書提出期限の翌日から40日以内に納付しなければならない。

[誤り H26年-雇9ウ]

⇒「次の保険年度の6月1日から40日以内又は保険関係が消滅した日から50日以内に納付しなければならない。」

□ 継続事業（一括有期事業を含む。）の労働保険料（印紙保険料を除く。）は、当該保険料の算定の対象となる期間が終わってから確定額で申告し、当該確定額と申告・納付済みの概算保険料額との差額（納付した概算保険料がないときは当該確定額）を納付する仕組みをとっており、この確定額で申告する労働保険料を確定保険料という。

[正解 H26年-雇9エ]

□ 一括された個々の有期事業であって保険年度の末日において終了していないものは、その保険年度の確定保険料の対象から除外し、次年度の概算保険料の対象とする。

[正解 H24年-雇10A]

□ 雇用保険に係る保険関係が成立している事業において、賃金が毎月末日締切り、翌月10日支払とされている労働者（雇用保険法に規定する「短期雇用特例被保険者」及び「日雇労働被保険者」を除く。）が平成24年1月20日に満64歳となった場合、同年2月10日及び同年3月10日に支払われた当該労働者の賃金は、平成23年度確定保険料の算定に当たり、雇用保険分の保険料算定基礎額となる賃金総額から除かれる。

[誤り H24年-雇10B]（参考問題）

⇒「賃金総額に算入される。」

【POINT】

令和2年4月1日施行により、64歳以上の者に対する雇用保険料が徴収の免除が廃止のため、参考問題です。

免除対象高年齢労働者が論点になります。

要件としては、

① 保険年度の初日（4月1日）において64歳以上であること。

② 短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者以外の者であること。

あくまで、保険年度の初日（4月1日）において64歳以上の労働者が対象です。

設問の労働者は、平成23年度の初日（平成23年4月1日）現在は、まだ63歳なので、平成23年度としては、免除対象高年齢労働者ではありません。

平成24年度の確定保険料からは、免除されます。

□ 労働保険の適用事業において、保険年度の中途に事業が廃止された場合、事業主は、保険関係が消滅した日から50日以内に確定保険料申告書を所轄都道府県労働局歳入徴収官に提出しなければならない。

[正解 H16年-雇10A]

□ 労働保険の保険関係が消滅した事業の事業主は、その消滅した事業が継続事業である場合にはその消滅した日から30日以内に、その消滅した事業が有期事業である場合にはその消滅した日から15日以内に、所定の事項を政府に届け出なければならない。

[誤り H19年-災8D]

⇒「継続事業、有期事業ともに保険関係が消滅した日から50日以内に、所定の事項（確定保険料）を申告しなければならない。」

□ 有期事業の一括とされた事業においては、保険年度の中で当該事業に係る保険関係が消滅した場合の事業の確定保険料の申告・納付の期限は、当該保険関係が消滅した日から起算して50日以内とされている。

[正解 H23年-災10C]

□ 確定保険料申告書の提出先は、所轄都道府県労働局歳入徴収官であるが、労働保険徴収法施行規則第38条第2項の各号に定める区分により、日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店をいう。以下同じ。）、年金事務所（日本年金機構法第29条の年金事務所をいう。）又は労働基準監督署を経由して提出することができる。ただし、確定保険料申告書を提出しようとする場合において、納付すべき労働保険料がないときは、日本銀行を経由して行うことはできない。

[正解 H20年-災8A]（改題）

□ 保険年度の中で保険関係が消滅した事業の事業主は、当該保険関係が消滅した日から50日以内に確定保険料申告書を提出しなければならないが、この場合、すでに事業主が納付した概算保険料の額が確定保険料の額と同額のときは、確定保険料申告書を提出する必要はない。

[誤り H20年-災8E]

⇒「確定保険料申告書を提出しなければならない。」

□ 継続事業の事業主は、労働者数の増加等により、概算保険料の算定に用いる賃金総額の見込額が、既に納付した概算保険料の算定基礎とした賃金総額の見込額に比べて増加することとなったが、増加概算保険料の納付の要件に該当するに至らなかった場合には、確定保険料の申告・納付の際に精算する必要がある。

[正解 H23年-災8D]

□ 労災保険暫定任意適用事業の事業主は、その事業を廃止した場合に、既に納付した概算保険料の額と確定保険料の額が同一で、納付すべき確定保険料がないときは、確定保険料申告書を提出する必要はないが、保険関係消滅申請書を所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。

[誤り H23年-災9C]

⇒「納付すべき確定保険料がない場合でも、確定保険料申告書を提出する必要がある、」

⇒「事業を廃止した場合の保険関係消滅申請書の提出は必要ない。」

【POINT】

強制適用事業の事業が、「事業の廃止又は終了」のいずれかに該当すれば、「法律上当然に保険関係が消滅する」ので、保険関係消滅申請書による手続きは必要ありません

□ 一元適用事業であって、労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託していない事業の事業主が、事業廃止により、労働保険料還付請求書を提出する場合は、確定保険料申告書を提出する際に、所轄公共職業安定所長に提出することによって行わなければならない。

[誤り H23年-災9E]

⇒「所轄都道府県労働局資金前渡官吏」

[則 36・37 条] 還付及び充当

[出題実績] ○択一式 (H20、21) ◎選択式

H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
—	—	—	○	—	—	—	—	○○	—	—	○○	—

□ 事業主は、労災保険及び雇用保険に係る保険関係が成立している事業が、保険年度又は事業期間の中途に、労災保険に係る保険関係のみ成立している事業に該当するに至ったため、当該事業に係る一般保険料率を変更した場合、既に納付した概算保険料の額と変更後の一般保険料率に基づき算定した概算保険料の額との差額について、保険年度又は事業期間の中途にその差額の還付を請求できない。

[正解 R4年-雇9A]

【POINT】

「労災保険及び雇用保険に係る保険関係」が成立している事業が、「労災保険に係る保険関係」のみ成立している事業に変更ということで、雇用保険の被保険者全員が退職し、残ったのがアルバイト（雇用保険の適用除外）だけになった場合が考えられます。

上記のような場合、差額の還付を請求できる規定はないので誤りになります。

還付請求ができるケースは、下記の2点になります。

■労働保険料の還付（則 36 条）

事業主が、「確定保険料申告書を提出する際に」、又は「認定決定の通知を受けた日の翌日から起算して10日以内に」、それぞれ、既に納付した概算保険料の額のうち、確定保険料の額を超える額（「超過額」）の還付を請求したときは、官署支出官又は所轄資金前渡官吏は、その超過額を還付するものとする。

□ 事業主は、政府が保険年度の中途に一般保険料率、第一種特別加入保険料率、第二種特別加入保険料率、第三種特別加入保険料率の引下げを行ったことにより、既に納付した概算保険料の額が保険料率引下げ後の概算保険料の額を超える場合は、保険年度の中途にその超える額の還付を請求できない。

[正解 R4年-雇9D]

【POINT】

保険料率の引き上げ 労働保険料の追加徴収	保険料率の引き下げ 規定なし
-------------------------	-------------------

一般保険料率等の引下げを行ったときについては、概算保険料の還付を定めた規定はありません。

□ 労災保険のいわゆるメリット制に関して、労働保険徴収法第 20 条に規定する確定保険料の特例の適用により、確定保険料の額が引き下げられた場合、その引き下げられた額と当該確定保険料の額との差額について事業主から所定の期限内に還付の請求があった場合においても、当該事業主から徴収すべき未納の労働保険料その他の徴収金（石綿による健康被害の救済に関する法律第 35 条第 1 項の規定により徴収する一般拠出金を含む。）があるときには、所轄都道府県労働局歳入徴収官は当該差額をこの未納の労働保険料等に充当するものとされている。

[誤り R4年-災9D]

⇒「に関して、還付の請求がなされれば還付される。」

【POINT】

問題の結論を要約すると下記になります。

確定保険料の特例の適用により、確定保険料の額が引き下げられ差額が生じた場合、未納の労働保険料等があった場合でも、還付の請求がなされれば還付される。

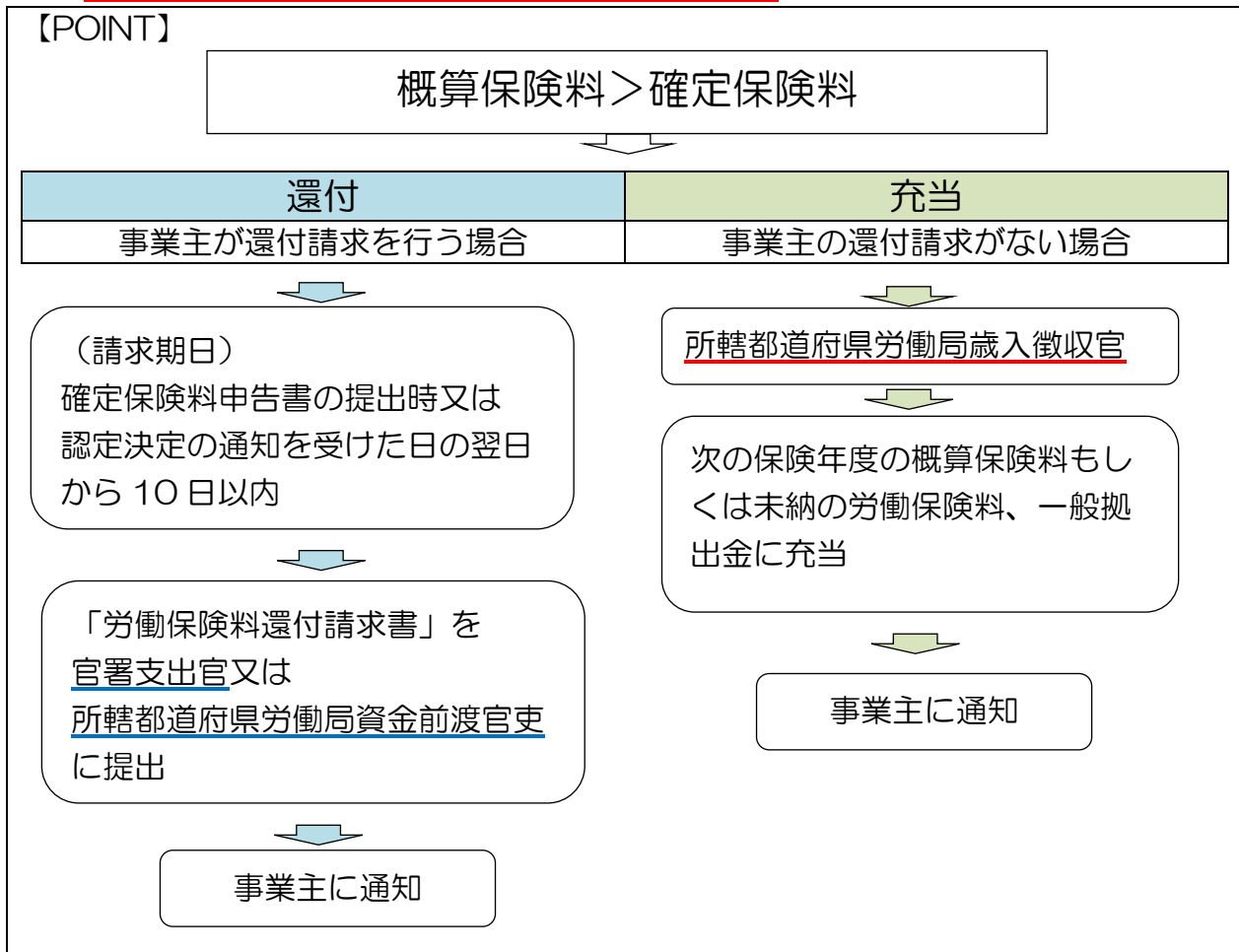
読みにくい問題ですが、結論は、「メリット制が適用された場合、未納の労働保険料等があっても、還付の請求があれば還付される。」ということで誤りになります。

当然、還付の請求がない場合には、所轄都道府県労働局歳入徴収官は、差額を次の保険年度の概算保険料若しくは未納の労働保険料その他法の規定による徴収金又は未納の一般拠出金等に充当することになります。

□ **事業主は、既に納付した概算保険料の額のうち確定保険料の額を超える額（超過額）の還付を請求できるが、その際、労働保険料還付請求書を所轄都道府県労働局歳入徴収官に提出しなければならない。**

[誤り R1年-災9C]

⇒ 「官署支出官又は所轄都道府県労働局資金前渡官吏」



□ 事業主が、納付した概算保険料の額のうち確定保険料の額を超える額（イにおいて「超過額」という。）の還付を請求したときは、国税通則法の例にはよらず、還付加算金は支払われない。

[正解 H29年-雇8ア]

【POINT】

還付に関しては、「労働保険料徴収法」により処理されます。

還付加算金とは、納め過ぎた税金に加算される額（利息のようなもの）ですが、労働保険徴収法による「還付」に関しては、このような規定はありません。

□ 事業主による超過額の還付の請求がない場合であって、当該事業主から徴収すべき次の保険年度の概算保険料その他未納の労働保険料等があるときは、所轄都道府県労働局歳入徴収官は、当該超過額を当該概算保険料等に充当することができるが、この場合、当該事業主による充当についての承認及び当該事業主への充当後の通知は要しない。

[誤り H29年-雇8イ]

⇒「当該事業主への通知は必要である。」

【POINT】

当該事業主による充当の承認は必要ありません。

□ 継続事業の事業主が納付した労働保険料の額が、確定保険料の額を超える場合において還付請求が行われないとき、 所轄都道府県労働局歳入徴収官は、法令の定めるところにより、その超える額を次の保険年度の概算保険料又は未納の労働保険料等に充当する。

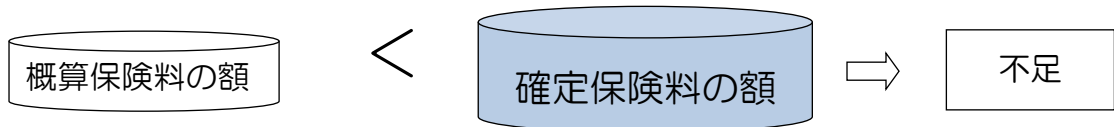
[正解 H24年-雇10D]

【POINT】

確定保険料の納付

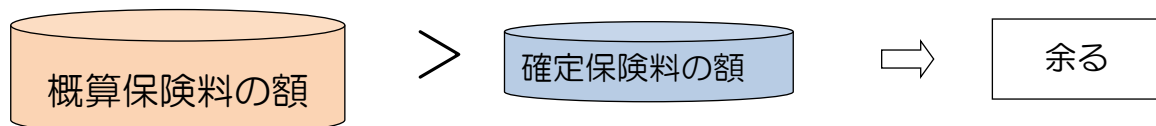
① 概算保険料の額 < 確定保険料の額 (不足が生じた場合)

⇒ 納付書により不足額を納付



② 概算保険料の額 > 確定保険料の額 (余った場合)

⇒ 超える額は、次の保険年度の労働保険料等に充当又は還付



【POINT】

充当・還付…**上記②**の場合

前提は、年度更新の際に、確定保険料に比べて概算保険料が多い場合です。

概算保険料の額 > 確定保険料の額

還付	充当の
<ul style="list-style-type: none"> ●事業主が確定保険料を申告する際 ●認定決定の通知を受けた日の翌日から起算して 10日以内に還付を請求した場合 	<ul style="list-style-type: none"> ●事業主から還付の請求がない場合

官署支出官 又は **資金前渡官吏**は、その超過額を還付

歳入徴収官が 次の保険年度の概算保険料 又は 未納の労働保険料等に充当

歳入徴収官は、充当したときは、その旨を通知しなければならない。

充当した旨を通知することにより 事業主からの二重払いを防止

- **資金前渡官吏**：所轄都道府県労働局資金前渡官吏
- **歳入徴収官**：所轄都道府県労働局歳入徴収官

還付	充当
<ul style="list-style-type: none"> ・確定保険料申告書を提出する際 又は ・認定決定の通知を受けた日の翌日から起算して 10日以内に請求 	還付の請求がない場合
所轄都道府県労働局労働保険特別資金前渡官吏が還付	都道府県労働局歳入徴収官が充当

□ 既に納付した概算保険料の額が申告した確定保険料の額を超える場合、事業主が充当の申出を行った場合は、次の保険年度の概算保険料又は未納の労働保険料その他労働保険の保険料の徴収等に関する法律（以下「徴収法」という。）の規定による徴収金に充当され、充当の申出のない場合は超過額が還付される。

[誤り H18年-雇8E]

⇒「充当され又は還付される。」

【POINT】

充当は、事業主の申出により行うものでないために誤りになります。

事業主が、還付の請求をしない場合に、歳入徴収官が充当をする流れになります。

□ 事業主が、確定保険料申告書を提出する際に、又は労働保険徴収法の規定により政府が決定した確定保険料の額の通知を受けた日の翌日から起算して10日以内に、それぞれ、すでに納付した概算保険料の額のうち、確定保険料の額を超える額（以下「超過額」という。）の還付を請求しない場合には、所轄都道府県労働局歳入徴収官は、その超過額を未納の一般拠出金にも充当することができる。

[正解 H19年-災9E]

[法 22 条] 印紙保険料他

[出題実績] ○択一式 (H20.22) ◎選択式

H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
○	—	○	○○	—	—	○○	○○	—	○○	—	—	○○

□ **日雇労働被保険者が負担すべき額を賃金から控除する場合において、労働保険徴収法施行規則第 60 条第 2 項に定める一般保険料控除計算簿を作成し、事業場ごとにこれを備えなければならないが、その形式のいかに問わないため賃金台帳をもってこれに代えることができる。**

[正解 R5年-雇9A]

【POINT】

■ 前半の論点…正解

日雇労働被保険者が負担すべき額を賃金から控除する場合、一般保険料控除計算簿を作成し、事業場ごとにこれを備えなければならない。

■ 後半の論点…正解

その形式のいかに問わないため賃金台帳をもってこれに代えることができる。

日雇労働被保険者に関しては、設問のように、一般保険料控除計算簿を作成し、事業場ごとにこれを備え付ける義務があります。

日雇労働被保険者の労働保険料は、一般保険料+印紙保険料の両方の支払いが必要になります。

(日雇は、一般労働者と比べて、「失業」が生じやすいため)

□ **事業主は、雇用保険印紙を購入しようとするときは、あらかじめ、労働保険徴収法施行規則第 42 条第 1 項に掲げる事項を記載した申請書を所轄都道府県労働局歳入徴収官に提出して、雇用保険印紙購入通帳の交付を受けなければならない。**

[誤り R5年-雇9B]

⇒「所轄公共職業安定所長」

【POINT】

「所轄都道府県労働局歳入徴収官」⇒「所轄公共職業安定所長」にすれば正解。

事業主は、雇用保険印紙を購入しようとするときは、あらかじめ、「雇用保険印紙購入通帳交付申請書」を所轄公共職業安定所長に提出して、「雇用保険印紙購入通帳」の交付を受ける流れになります。

□ 印紙保険料納付計器を厚生労働大臣の承認を受けて設置した事業主は、使用した日雇労働被保険者に賃金を支払う都度、その使用した日の被保険者手帳における該当日欄に納付印をその使用した日数に相当する回数だけ押した後、納付すべき印紙保険料の額に相当する金額を所轄都道府県労働局歳入徴収官に納付しなければならない。

[誤り R5年-雇9C]

⇒「あらかじめ当該印紙保険料納付計器を設置した事業場の所在地を管轄する都道府県労働局収入官吏に納付しなければならない。」

【POINT】

■ 前半の論点…正解

使用した日雇労働被保険者に賃金を支払う都度、その使用した日の被保険者手帳における該当日欄に納付印をその使用した日数に相当する回数だけ押す。

■ 後半の論点…誤り

当該印紙保険料納付計器により表示することができる印紙保険料の額に相当する金額の総額を、あらかじめ当該印紙保険料納付計器を設置した事業場の所在地を管轄する都道府県労働局収入官吏に納付しなければならない。

後半に関しては、「所轄都道府県労働局歳入徴収官」⇒「所轄都道府県労働局収入官吏」

□ 事業主は、雇用保険印紙が変更されたときは、その変更された日から1年間、雇用保険印紙を販売する日本郵便株式会社の営業所に雇用保険印紙購入通帳を提出し、その保有する雇用保険印紙の買戻しを申し出ることができる。

[誤り R5年-雇9D]

⇒「その変更された日から6月間」

【POINT】

雇用保険印紙の買戻しに関する問題です。

事業主は、下記の場合に、雇用保険印紙を販売する日本郵便株式会社の営業所又は郵便局に「雇用保険印紙購入通帳」を提出し、その保有する雇用保険印紙の買戻しを申し出ることができる。

- ①雇用保険に係る保険関係が消滅したとき。
- ②日雇労働被保険者を使用しなくなったとき（保有する雇用保険印紙の等級に相当する賃金日額の日雇労働被保険者を使用しなくなったときを含む。）。
- ③雇用保険印紙が変更されたとき
⇒買戻しの期間は、雇用保険印紙が変更された日から6月間

□ 日雇労働被保険者を使用する事業主が、正当な理由がないと認められるにもかかわらず、雇用保険印紙を日雇労働被保険者手帳に貼付することを故意に怠り、1,000円以上の額の印紙保険料を納付しなかった場合、労働保険徴収法第46条の罰則が適用され、6月以下の懲役又は所轄都道府県労働局歳入徴収官が認定決定した印紙保険料及び追徴金の額を含む罰金に処せられる。

[誤り R5年-雇9E]

⇒ 「1,000円以上の額の」を削除

⇒ 「30万円以下の罰金」

【POINT】

2か所誤りがあります。

①法46条の罰則は、1,000円以上の額に限定されていないので誤り。

②後段のような罰則ではなく、「30万円以下の罰金」になります。

■ 徴収法で1,000円の規定がある箇所（追徴金）

確定保険料	印紙保険料
納付すべき額が1,000円未満の時	

□ 日雇労働被保険者は、労働保険徴収法第31条第1項の規定によるその者の負担すべき額のほか、印紙保険料の額が176円の場合は88円を負担するものとする。

[正解 R2年-雇10D]

【POINT】

当該事業に係る一般保険料の額のうち雇用保険率に應ずる部分の額

法31条1項

日雇労働被保険者は、労働保険徴収法第31条第1項の規定によるその者の負担すべき額のほか、印紙保険料の額が176円の場合は88円を負担するものとする。



$$\text{一般保険料の額のうち雇用保険率に應ずる保険料} + \text{印紙保険料の額の} 1/2$$

したがって、一般保険料の被保険者負担分のほか、印紙保険料の額が176円の場合は88円を負担することになります。

□ 印紙保険料の納付は、日雇労働被保険者手帳へ雇用保険印紙を貼付して消印又は納付印の押印によって行うため、事業主は、日雇労働被保険者を使用する場合には、その者の日雇労働被保険者手帳を提出させなければならない、使用期間が終了するまで返還してはならない。

[誤り R2年-雇9C]

⇒「その者から請求があったときは、これを返還しなければならない。」

【POINT】

■ 印紙保険料の納付（法 26 条）

事業主は、日雇労働被保険者を使用する場合には、その者の「日雇労働被保険者手帳」を提出させなければならない。その提出を受けた「日雇労働被保険者手帳」は、その者から請求があったときは、これを返還しなければならない。

「返還してはならない。」という規定はありません。

□ 事業主は、日雇労働被保険者手帳に貼付した雇用保険印紙の消印に使用すべき認印の印影をあらかじめ所轄公共職業安定所長に届け出なければならない。

[正解 R2年-雇9D]

【POINT】

日雇労働被保険者の雇用保険料は、「日雇労働被保険者手帳に添付された雇用保険印紙に消印を押すことにより徴収されます。

雇用保険印紙への消印は、あらかじめ、公共職業安定所長に認印の印影を届け出る必要があります。



□ 雇用保険印紙購入通帳の有効期間の満了後引き続き雇用保険印紙を購入しようとする事業主は、当該雇用保険印紙購入通帳の有効期間が満了する日の翌日の 1 月前から当該期間が満了する日までの間に、当該雇用保険印紙購入通帳を添えて雇用保険印紙購入通帳更新申請書を所轄公共職業安定所長に提出して、有効期間の更新を受けなければならない。

[正解 R2年-雇9E]

【POINT】

雇用保険印紙購入通帳には、有効期間が決められています。

公布の日の属する保険年度限定

上記の有効期間を更新する規定に関して、規則 42 条において規定されています。

■雇用保険印紙購入通帳の有効期間の更新（徴収法規則 42 条）

雇用保険印紙購入通帳の有効期間の更新を受けようとする事業主は、当該雇用保険印紙購入通帳の有効期間が満了する日の翌日の 1 月前から当該期間が満了する日までの間に、当該雇用保険印紙購入通帳を添えて、一定の事項を記載した申請書を所轄公共職業安定所長に提出して、新たに雇用保険印紙購入通帳の交付を受けなければならない。

有効期間が満了する日とは、3月31日。

その翌日（4月1日）の1月前から当該機関が満了する日までの間とは、
⇒毎年3月1日から3月31日の間に更新の手続きを行います。

□ 賃金の日額が、11,300 円以上である日雇労働被保険者に係る印紙保険料の額は、その労働者に支払う賃金の日額に 1.5% を乗じて得た額である。

[誤り H30年-雇8A]

⇒「176 円である。」

【POINT】

印紙保険料の額

印紙等級	賃金日額	印紙保険料
第1級	11,300 円以上	176 円
第2級	8,200 円以上 ～11,300 円未満	146 円
第3級	8,200 円未満	96 円



事業主負担	被保険者負担
88 円	88 円
73 円	73 円
48 円	48 円

■印紙保険料は、事業主と被保険者が 2分の1 ずつ負担

■日雇労働被保険者 1 人につき、1 日当たりの金額

□ 請負事業の一括の規定により元請負人が事業主とされる場合は、当該事業に係る労働者のうち下請負人が使用する日雇労働被保険者に係る印紙保険料についても、当該元請負人が納付しなければならない。

〔誤り H28年-雇9A〕

⇒「当該下請負人が納付しなければならない。」

【POINT】

請負事業の一括により元請負人が事業主とされる場合でも、雇用保険の保険関係は一括されないため、下請負人が使用する日雇労働被保険者に係る印紙保険料について、下請負人が、印紙保険料を納付しなければならないので誤りです。

□ 事業主は、被保険者が負担すべき労働保険料相当額を被保険者に支払う賃金から控除できるが、日雇労働被保険者の賃金から控除できるのは、当該日雇労働被保険者が負担すべき一般保険料の額に限られており、印紙保険料に係る額については部分的にも控除してはならない。

[誤り R1年-雇10A]

⇒「及び印紙保険料に係る額について控除される。」

【POINT】

■則60条（賃金からの控除）

①事業主は、被保険者に賃金を支払う都度、当該賃金に應ずる法第31条第3項の規定によって計算された被保険者の負担すべき一般保険料の額に相当する額（日雇労働被保険者にあつては、当該額及び印紙保険料の額の2分の1の額に相当する額）を当該賃金から控除することができる。

②前項の場合において、事業主は、一般保険料控除計算簿を作成し、事業場ごとにこれを備えなければならない。

（具体例）賃金日額9,000円の日雇労働者を雇用した建設事業の場合

	賃金日額	印紙保険料	事業主負担分	労働者負担分
第1級	11,300円以上	176円	88円	88円
第2級	8,200円～11,300円未満	146円	73円	73円
第3級	8,200円未満	96円	48円	48円

■雇用保険率

	雇用保険率	事業主負担分		被保険者負担分
		二事業分	失業等給付分	
一般の事業	13.5/1,000	3.5/1,000	5/1,000	5/1,000
農林水産業 清酒製造業	15.5/1,000	3.5/1,000	6/1,000	6/1,000
建設の事業	16.5/1,000	4.5/1,000	6/1,000	6/1,000

（ア）雇用保険印紙保険料

73円…146円（第2級）×1/2（労働者負担分）

（イ）一般保険料（被保険者負担分）

36円…9,000円×6/1,000（建設事業：労働者負担分）

事業主は、労働者から127円（（ア）73円+（イ）54円）を徴収

□ **事業主は、その使用する日雇労働被保険者については、印紙保険料を納付しなければならないが、一般保険料を負担する義務はない。**

[誤り H28年-雇9B]

⇒「合せて、一般保険料を負担する義務がある。」

【POINT】

事業主には、下記を負担する義務があります。

一般保険料の事業主負担分

+

印紙保険料の額の2分の1の額

日雇労働被保険者の納付分

一般保険料の被保険者負担分

+

印紙保険料の額の2分の1の額

□ **雇用保険印紙購入通帳の交付を受けている事業主は、印紙保険料納付状況報告書により、毎月における雇用保険印紙の受払状況を翌月末日までに、所轄公共職業安定所長を経由して、所轄都道府県労働局歳入徴収官に報告しなければならないが、日雇労働被保険者を一人も使用せず雇用保険印紙の受払いのない月に関しても、報告する義務がある。**

[正解 H28年-雇9C]

【POINT】

雇用保険印紙の受払いのない月に関しても報告する義務があるので正解です。

□ **日雇労働被保険者を使用している事業主が、雇用保険印紙を譲り渡し、又は譲り受けた場合は、当該事業主に罰則規定の適用がある。**

[誤り H27年-雇8B]

⇒「罰則規定の適用がない。」

【POINT】

則 14 条で、雇用保険印紙の譲渡又は譲受を禁止していますが、罰則の規定はありません。

ただし、法 23 条2項の雇用保険印紙の添付及び消印をしなかった場合には、**6月以下の懲役又は 30万円以下の罰金に処せられます。**

□ 日雇労働被保険者を使用している事業主が、印紙保険料納付状況報告書によって、毎月におけるその雇用保険印紙の受払状況を翌月末日までに所轄都道府県労働局歳入徴収官に報告をしなかった場合には、当該事業主に罰則規定の適用がある。

[正解 H27年-雇8C]

【POINT】

印紙保険料の「納付状況の報告」の違反には、6月以下の懲役又は 30万円以下の罰金に処せられます。

□ 日雇労働被保険者に係る印紙保険料の納付については、請負事業の一括により元請負人が事業主とされる場合、当該元請負人が、その使用する日雇労働被保険者及び下請負人が使用する日雇労働被保険者に係る印紙保険料を納付しなければならない。

[誤り H24年雇-9A]

⇒「その使用する労働者以外の日雇労働被保険者に係る印紙保険料については、当該日雇労働被保険者を使用する下請負人が行う。」

【POINT】

請負事業の一括が行われた場合、下請負人が使用する日雇労働被保険者に係る印紙保険料は、その使用する下請負人が納付します。

□ 印紙保険料の納付は、日雇労働被保険者に交付された日雇労働被保険者手帳に雇用保険印紙をはり、これに消印して行い、又は、あらかじめ所轄都道府県労働局歳入徴収官の承認を受けて、納入告知書に当該印紙保険料額を添えて直接金融機関に納付することによって行うことができる。

[誤り H24年-雇9B]

⇒後半の規定はないため誤り。前半の論点は正しい。

□ 雇用保険印紙購入通帳の交付を受けている事業主は、毎月における雇用保険印紙の受払状況を印紙保険料納付状況報告書（様式第 15 号）によって、所轄都道府県労働局歳入徴収官に報告しなければならないが、日雇労働被保険者を一人も使用せず、印紙の受払いのない月の分に関しては、何ら報告する義務はない。

[誤り H24 年-雇9E]

⇒「報告する義務はある。」

【POINT】

手帳方式	計器方式
「印紙保険料納付状況報告書」	「印紙保険料納付計器使用状況報告書」
納期限：翌月末日	
提出先：所轄都道府県労働局歳入徴収官	

■雇用保険印紙と納付計器を併用して印紙保険料を納付する場合には、「印紙保険料納付状況報告書」＋「印紙保険料納付計器使用状況報告書」を提出する必要があります。（両方の方法を利用する事業主の場合）

■日雇労働被保険者を一人も使用せず、印紙の受払いのない月の分に関しても報告する義務は生じます。

□ 雇用保険印紙購入通帳の交付を受けている事業主は、印紙保険料納付状況報告書によって、毎月における雇用保険印紙の受払状況を翌月末日までに、所轄都道府県労働局歳入徴収官に報告しなければならない。

[正解 H20 年-雇8A]

□ 事業主は、日雇労働被保険者を使用した場合には、印紙保険料の納付に関する帳簿を備えて、毎月におけるその納付状況を記載し、かつ、翌月末日までにその納付状況を都道府県労働局歳入徴収官に報告することになっているが、その帳簿を備えておかず、帳簿に記載せず、又は報告をしなかった等の場合には、6月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処するものとされている。

[正解 H15 年-雇 10D]

□ 事業主は、日雇労働被保険者を使用した場合は、その者に賃金を支払うつど、その者に支払う賃金の日額が、11,300 円以上のときは 176 円、8,200 円以上 11,300 円未満のときは 146 円、8,200 円未満のときは 96 円の雇用保険印紙を日雇労働被保険者手帳の該当日欄に貼付し、また、割印の枠の上に消印を行うことによって、印紙保険料を納付しなければならない。

[正解 H18 年-雇9C]

【POINT】

■ 印紙保険料の額

賃金日額	等級	印紙保険料の額
11,300 円以上	第 1 級	176 円
11,300 円未満~8,200 円未満	第 2 級	146 円
8,200 円未満	第 3 級	96 円

□ 事業主は、日雇労働被保険者を使用する場合には、その者の所持する日雇労働被保険者手帳を提出させなければならない、また、日雇労働被保険者も、事業主に使用されたときは、そのつどその所持する日雇労働被保険者手帳を事業主に提出しなければならない。

[正解 H18 年-雇9D]

□ 賃金の日額が 11,300 円以上である日雇労働被保険者に係る印紙保険料の額は、その労働者に支払う賃金の日額に雇用保険率を乗じて得た額である。

[誤り H21 年-雇9D]

⇒ 「1 日当たり 176 円である。」

□ 雇用保険印紙購入通帳は、その交付の日から 1 年間に限り、その効力を有する。

[誤り H20 年-雇8B]

⇒ 「その交付の日の属する保険年度に限り有効である。」

□ 事業主は、雇用保険印紙を購入しようとするときは、あらかじめ、雇用保険印紙の購入申込書を所轄公共職業安定所長に提出して、雇用保険印紙購入通帳の交付を受けなければならない。

[誤り H23年-雇9B]

⇒「雇用保険印紙購入通帳交付申請書」

【POINT】

雇用保険印紙の購入申込ではなく、雇用保険印紙購入通帳の交付を受けるための申請書を提出します。

□ 事業主は、雇用保険印紙を購入しようとするときは、雇用保険印紙購入通帳の雇用保険印紙購入申込書に必要事項を記入し、総務大臣が厚生労働大臣に協議して雇用保険印紙を販売するものとして定める郵便事業株式会社の営業所又は郵便局に提出しなければならない。 [誤り H15年-雇10A]

⇒「日本郵便株式会社の営業所（郵便の業務を行うものに限る。）に提出しなければならない。」

□ 雇用保険に係る保険関係が消滅したとき、日雇労働被保険者を使用しなくなったとき又は保有する雇用保険印紙の等級に相当する賃金日額の日雇労働被保険者を使用しなくなったときは、事業主は、その保有する雇用保険印紙の買戻しを申し出ることができるが、その際には、雇用保険印紙購入通帳にその事由に該当することについてあらかじめ所轄公共職業安定所長の確認を受けなければならない。

[正解 H15年-雇10B]

【POINT】

■雇用保険印紙の買戻し…3パターン

余った雇用保険印紙や変更になった雇用保険印紙を、買戻し（簡単に言うと返品）できる規定です。

雇用保険の保険関係消滅	日雇労働被保険者の使用終了	雇用保険印紙の変更
事業主の要因		国の都合
所轄公共職業安定所長の確認必要		確認不要
期限；なし		期限：6カ月

□ 事業主は、あらかじめ雇用保険印紙購入通帳交付申請書を所轄公共職業安定所長に提出して、雇用保険印紙購入通帳の交付を受けることにより、公共職業安定所にて雇用保険印紙を購入することができる。

[誤り H18年-雇9A]

⇒「雇用保険印紙を販売する日本郵便株式会社の営業所（郵便の業務を行うものに限る）で購入することができる。」

□ 事業主は、雇用保険に係る保険関係が消滅したとき、日雇労働被保険者を使用しなくなったとき（保有する雇用保険印紙の等級に相当する賃金日額の日雇労働被保険者を使用しなくなったときを含む。）、又は雇用保険印紙が変更されたときのいずれかに該当する場合においては、その保有する雇用保険印紙の買戻しを申し出ることができるが、雇用保険印紙が変更された場合の買戻しの期間は、雇用保険印紙が変更された日から6か月間である。

[正解 H18年-雇9B]

□ 事業主は原則雇用保険印紙を譲り渡し、又は譲り受けてはならないとされているが、譲り渡す事業主と譲り受ける事業主が同じ公共職業安定所から雇用保険印紙購入通帳の交付を受けていた場合であって、当該公共職業安定所長の許可を受けた場合に限り、雇用保険印紙を譲り渡し、又は譲り受けることができる。

[誤り H16年-雇10E]

⇒後半の論点はないため誤り。

【法 26 条】 特例納付保険料

【出題実績】 ○択一式 ◎選択式

H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
—	—	—	—	—	—	〇〇	—	—	—	〇〇	—	—

【POINT】

■特例納付保険料とは

雇用保険に係る「**保険関係成立届**」を提出している会社



事業主が雇用保険の被保険者資格取得届の手続き漏れがあった場合

2 年の時効にかかってしまうが、労働者（雇用保険の被保険者）に不利益が生じないように、賃金台帳等で確認が取れば、2 年前の日より前の取得日で被保険者の確認が可能。（つまり、遡って本来の入社日から取得が可能）

雇用保険に係る「**保険関係成立届**」を提出していない事業主 ⇒ **対象事業主**



事業主が雇用保険料を控除しているにもかかわらず、必要な**保険関係成立届**をせず、保険料を納付していない場合、保険料の徴収時効である 2 年を経過しても、特例で保険料を納付することにより、労働者（雇用保険の被保険者）に不利益が生じないようにした制度。

本来、2 年経過した時点で保険料の徴収権は消滅するが、納付することを可能とした保険料を「**特例納付保険料**」と称します。

□ 雇用保険の被保険者となる労働者を雇い入れ、労働者の賃金から雇用保険料負担額を控除していたにもかかわらず、労働保険徴収法第4条の2第1項の届出を行っていなかった事業主は、納付する義務を履行していない一般保険料のうち徴収する権利が時効によって既に消滅しているものについても、特例納付保険料として納付する義務を負う。

[誤り R3年-雇8A]

⇒「納付することができる。」

【POINT】

事業主が、所轄労働基準監督署長又は所轄公共職業安定所長に「保険関係成立届」を提出していない場合の扱いに関する内容です。

例えば、会社を設立した場合の手続き

労働保険		社会保険
労災保険	雇用保険	年金事務所
<ul style="list-style-type: none"> ・保険関係成立届 ・概算保険料申告書 	<ul style="list-style-type: none"> ・適用事業所設置届 ・被保険者資格取得届 	<ul style="list-style-type: none"> ・新規適用届 ・被保険者資格取得届 ・被扶養者（異動）届 等
提出先 ⇒労働基準監督署	提出先 ⇒公共職業安定所	提出先 ⇒年金事務所
提出期限 ⇒事業を開始した日から 10 日以内（翌日起算）		提出期限 ⇒5日以内

■「雇用保険被保険者資格取得届」に関して、通常の取得に関する提出期限は、その月の翌月 10 日まで

■労働保険（労災保険及び雇用保険）の事業を開始した際の届出は、先に労働基準監督署で労災保険の手続き（保険関係成立届）を行い、その後公共職業安定所で雇用保険の手続き（適用事業所設置届）を行います。

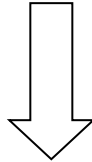
（公共職業安定所への添付書類として、労働基準監督署に提出した「保険関係成立届」の写しが必要になります。）

【POINT】

設問では、労働者を雇用していた事業主が、保険関係成立の届出等を行っていなかった場合に関する内容です。

原則	特例
2年前まで遡ることが可能 ⇒2年前より以前は、時効により取得できない。	一定の条件があれば、「被保険者資格の確認を行う日の2年前の日よりも前の時期」からの取得が可能

労働者に不利益が生じるので救済する措置



■業務取扱要領

被保険者資格の確認を行う日の2年前の日よりも前の時期に、賃金から雇用保険料を控除されていたことが確認された場合には、事業主が届出を行わなかったことにより所定給付日数が短くなる等の不利益が生じないようにするため、保険料の天引きがあったことが確認できる最も古い時期まで被保険者期間や所定給付日数を決定する算定基礎期間等に算入することができることとされていることから、確認を行う日の2年前の日よりも前の日を取得日として被保険者資格の確認を行うことができる。



■業務取扱要領

当該労働者を雇用していた事業主が、必要な保険関係成立の届出を行っていなかった場合には、事業主が保険料を納付していないにもかかわらず失業等給付が支給されることとなるため、当該事業主は、保険料の徴収時効である2年経過後においても、保険料が納付できることとされており、雇用保険制度の健全な運営を確保する観点からも、厚生労働大臣（安定所）は、当該事業主に対して、保険料の納付勧奨を行わなければならないこととされている（徴収法第26条）とされている。

特例納付保険料（2年前より前の保険料）納付する場合
⇒「特例納付保険料の基本額」×100分の10を加算

□ 特例納付保険料の納付額は、労働保険徴収法第 26 条第 1 項に規定する厚生労働省令で定めるところにより算定した特例納付保険料の基本額に、当該特例納付保険料の基本額に 100 分の 10 を乗じて得た同法第 21 条第 1 項の追徴金の額を加算して求めるものとされている。

[誤り R3年-雇8B]

⇒「額を加算して求める者とする。」

【POINT】

特例納付保険料の基本額に加算する額は、「特例納付保険料の基本額に 100 分の 10 を乗じて得た額」になります。

■追徴金は、確定保険料・印紙保険料が認定決定された場合に、徴収されます。

確定保険料	印紙保険料
追徴金の額 ＝納付すべき額×100分の10	追徴金の額 ＝納付すべき額×100分の25
歳入徴収官は、通知を発する日から起算して 30 日を経過した日（31 日目）を納期限と定め「納入告知書」により通知し、事業主は、「納入告知書」により納付。	

□ 政府は、事業主から、特例納付保険料の納付をその預金口座又は貯金口座のある金融機関に委託して行うことを希望する旨の申出があった場合には、その納付が确实と認められ、かつ、その申出を承認することが労働保険料の徴収上有利と認められるときに限り、その申出を承認することができる。

[誤り R3年-雇8C]

⇒「口座振替の取り扱いはなされない。」

【POINT】

特例納付保険料の納付については、口座振替の取り扱いはなされないので誤りです。

事業主は、送付された「納入告知書」により、指定された納付期限内に、特例納付保険料を納付します。

□ 労働保険徴収法第 26 条第 2 項の規定により厚生労働大臣から特例納付保険料の納付の勧奨を受けた事業主が、特例納付保険料を納付する旨を、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に対して書面により申し出た場合、同法第 27 条の督促及び滞納処分の規定並びに同法第 28 条の延滞金の規定の適用を受ける。

[正解 R3年-雇8D]

【POINT】

設問の通り、特例納付保険料について、申出をした場合、督促・滞納処分・延滞金の規定が適用されます。

□ 特例納付保険料の納付等に関して、所轄都道府県労働局歳入徴収官は、労働保険徴収法第 26 条第 4 項の規定に基づき、特例納付保険料を徴収しようとする場合には、通知を発する日から起算して 30 日を経過した日をその納期限と定め、事業主に、労働保険料の増加額及びその算定の基礎となる事項並びに納期限を通知しなければならない。

[誤り R3年-雇8E]

⇒「特例納付保険料の額」

【POINT】

所轄都道府県労働局歳入徴収官は、特例納付保険料を徴収しようとする場合
⇒通知を発する日から起算して 30 日を経過した日その納期限と定め「納入告知書」により、事業主に、下記の事項を通知する必要があります。

- ①特例納付保険料の額
- ②納期限

□ 特例納付保険料の対象となる事業主は、特例対象者を雇用していた事業主で、雇用保険に係る保険関係が成立していたにもかかわらず、労働保険徴収法第 4 条の 2 第 1 項の規定による届出をしていなかった者である。

[正解 H27年-雇10A]

雇用保険遡及適用の特例を受けた人

【POINT】

「特例納付保険料の対象となる事業主」とは、雇用保険に係る保険関係が成立していたにもかかわらず、届出（保険関係の成立の届出等）をしていなかった事業主（対象事業主）。

□ 雇用保険法第7条の規定による被保険者自らに関する届出がされていなかった事実を知っていた者については、特例対象者から除かれている。

[正解 H27年-雇10B]

【POINT】

特例対象者の要件

次に掲げる要件のいすれにも該当する者（①に規定する事実を知っていた者を除く）

- ① その者に係る「被保険者に関する届出」の規定による届出がされていなかったこと。
- ② 被保険者となったことの確認があった日の2年前の日より前に徴収法の規定により被保険者の負担すべき額に相当する額がその者に支払われた賃金から控除されていたことが明らかである時期があること。

□ 特例納付保険料は、その基本額のほか、その額に100分の10を乗じて得た額を加算したものとされている。

[正解 H27年-雇10C]

【POINT】

特例納付保険料は、本来すべきことを怠ったペナルティ的な意味合いで「特例納付保険料の基本額に100分の10を乗じて得た額」が加算されます。

基本額（期間の平均賃金×期間の直近の雇用保険率×期間月数）＋加算額（10%）

□ 厚生労働大臣による特例納付保険料の納付の勧奨を受けた事業主から当該保険料を納付する旨の申出があった場合には、都道府県労働局歳入徴収官が、通知を発する日から起算して30日を経過した日をその納期限とする納入告知書により、当該事業主に対し、決定された特例納付保険料の額を通知する。

[正解 H27年-雇10D]

【POINT】

厚生労働大臣は、対象事業主に対して特例納付保険料の納付を勧奨しなければならない。



勧奨を受けた事業主は、特例納付保険料を納付する旨を書面で申し出ることができる。



所轄都道府県労働局歳入徴収官は通知を発する日から30日を経過した日を納入期限として納入告知書によって通知



日本銀行または都道府県労働局収入官吏に対して特例納付保険料を納付

□ 特例納付保険料の基本額は、当該特例対象者に係る被保険者の負担すべき額に相当する額がその者に支払われた賃金から控除されていたことが明らかである時期のすべての月に係る賃金が明らかである場合には、各月それぞれの賃金の額に各月それぞれに適用される雇用保険率を乗じて得た額の合計額とされている。

[誤り H27年-雇10E]

⇒ 「賃金から控除されていたことが明らかである時期のすべての月の賃金の合計額を、当該月数で除した額に、当該賃金から控除されていたことが明らかである時期の直近の日の雇用保険率及び当該最も古い日から当該直近の日までの期間に係る月数を乗じて得た額とされている。」

【POINT】

設問の場合、「各月それぞれの賃金の額に各月それぞれに適用される雇用保険率を乗じて得た額の合計額」ということで、本来の計算式になりますが、煩雑になるために、賃金の平均額に雇用保険率と月数を乗じることにより簡略化して計算します。

⇒ (賃金の合計額 / 当該月数) × 雇用保険率 × 所定の月数

[法 21 条 2] 口座振替

[出題実績] ○択一式 ◎選択式

H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
—	—	—	〇〇	—	—	〇	—	—	〇	—	〇	—

□ 事業主は、概算保険料及び確定保険料の納付を口座振替によって行うことを希望する場合、労働保険徴収法施行規則に定める事項を記載した書面を所轄都道府県労働局歳入徴収官に提出することによって、その申出を行わなければならない。

[正解 R2年-雇9A]

【POINT】

労働保険徴収法施行規則に定める事項を記載した書面



事業主の氏名又は名称及び住所又は所在地、預金口座又は貯金口座の番号及び名義人、預金又は貯金の種別並びに納付書を送付する金融機関及び店舗の名称を記載した書面

□ 都道府県労働局歳入徴収官から労働保険料の納付に必要な納付書の送付を受けた金融機関が口座振替による納付を行うとき、当該納付書が金融機関に到達した日から 2 取引日を経過した最初の取引日までに納付された場合には、その納付の日が納期限後であるときにおいても、その納付は、納期限においてなされたものとみなされる。

[正解 R2年-雇9B]

【POINT】

□ 口座振替による納期限の特例に関する内容です。

□ 口座振替の場合、事務処理上の手続きに余裕をもたせるために「2 取引を経過した最初の取引日」までに納付された場合は、納期限後であっても納期限において納付したものとみなします。

□ 口座振替により納付することができる労働保険料は、納付書により行われる概算保険料（延納する場合を除く。）と確定保険料である。

[誤り H30年-災10A]

⇒ 「（延納する場合を含む。）」

【POINT】 口座振替が可能な納付の範囲

- ① 概算保険料（延納含む）
- ② 確定保険料の労働保険料又は不足額
- ③ アスベスト救済法による一般拠出金

□ 労働保険料の納付を口座振替により金融機関に委託して行っている社会保険適用事業所（厚生年金保険又は健康保険法による健康保険の適用事業所）の事業主は、労働保険徴収法第19条第3項の規定により納付すべき労働保険料がある場合、有期事業以外の事業についての一般保険料に係る確定保険料申告書を提出するとき、年金事務所を経由して所轄都道府県労働局歳入徴収官に提出することができる。

[誤り R4年-災8E]

⇒「年金事務所を経由して提出できない。」

【POINT】

労働保険料の申告・納付先に関する問題です。経由に関しては、3パターンあります。（設問の場合は、②に該当）

「申告書」の提出のみで、申告金額がゼロであれば日本銀行を経由する意味がない。

■日本銀行

経由可能	経由不可
原則、右記以外	① 納付すべき保険料がない場合 ② 口座振替による概算確定保険料申告書

口座振替は金融機関で行うもので、年金事務所に提出されても困る。

■年金事務所…②

経由可能	経由不可
原則、右記以外	口座振替による申告書の場合

労働保険事務組合の立場がなくなる。

■労働基準監督署長…③

経由可能	経由不可
原則、右記以外	① 一元適用事業で労働保険事務組合に事務処理を委託している場合 ② 二元適用事業の雇用保険についての一般保険料

雇用保険なので、労働基準監督署長は、馴染まない。

□ **口座振替による労働保険料の納付が承認された事業主は、概算保険料申告書及び確定保険料申告書を所轄都道府県労働局歳入徴収官に提出するが、この場合には労働基準監督署を経由して提出することはできない。**

[誤り H30年-災10B]

⇒ 「提出することはできる。」

□ **労働保険徴収法第16条の規定による増加概算保険料の納付については、口座振替による納付の対象となる。**

[誤り H30年-災10C]

⇒ 「納付の対象とならない。」

【POINT】

増加概算保険料の納付は、**口座振替の対象とならないので誤りです。**

□ **労働保険料の口座振替の承認は、労働保険料の納付が確実と認められれば、法律上、必ず行われることとなっている。**

[誤り H30年-災10D]

⇒ 「確実と認められ、かつ、その申出を承認することが労働保険料の徴収上有利と認められるときに限り、その申出を承認することができる。」

【POINT】

■ 口座振替による納付

事業主から**口座振替による納付を希望する旨の申出があった場合**



政府は、

- **納付が確実と認められる場合** **かつ**
- **その申出を承認することが徴収法上有利と求められる場合**



所轄歳入徴収官は、この申出を承認することができる。

□ **労働保険料の追徴金の納付については、口座振替による納付の対象とならない。**

[正解 H30年-災10E]

□ 労働保険徴収法第 21 条の 2 の規定に基づく口座振替による納付の承認を受けている建設の事業を行う事業主が、建設の有期事業で、納期限までに確定保険料申告書を提出しないことにより、所轄都道府県労働局歳入徴収官が労働保険料の額を決定し、これを事業主に通知した場合において、**既に納付した概算保険料の額が当該決定された確定保険料の額に足りないときは**、その不足額を口座振替により納付することができる。

[誤り H27 年-災9E]

⇒「口座振替により納付することができない。」

【POINT】

問題の前提は、「**認定決定された労働保険料**は、口座振替により納付することができない。」になります。

問題文を分解すると

口座振替による納付の承認を受けている建設の事業を行う事業主が、建設の有期事業で、納期限までに確定保険料申告書を提出しないことにより、所轄都道府県労働局歳入徴収官が労働保険料の額を決定

この箇所、「**認定決定された労働保険料**」が判明

これを事業主に通知した場合において、既に納付した概算保険料の額が当該決定された確定保険料の額に足りないときは、その不足額を口座振替により納付することができる。

□ 労働保険徴収法第 16 条の規定による**増加概算保険料の納付については**、口座振替による納付の対象とならない。

[正解 H24 年-雇8A]

【POINT】

□ 口座振替の対象にならないもの

- 認定決定された労働保険料
- 増加概算保険料
- 追加徴収に係る概算保険料
- 印紙保険料
- 特例納付保険料
- 追徴金

□ **いわゆる認定決定された概算保険料の納付については**、口座振替による納付の対象とならない。

[正解 H24 年-雇8B]

□ 確定保険料の額から既に納付した概算保険料の額を控除した不足額の納付については、口座振替による納付の対象とならない。

[誤り H24年-雇8C]

⇒「対象となる。」

□ 労働保険徴収法第21条の規定による追徴金の納付については、口座振替による納付の対象とならない。

[正解 H24年-雇8D]

□ 労働保険徴収法第18条の規定により延納する場合における概算保険料の納付については、口座振替による納付の対象となる。

[正解 H24年-雇8E]

□ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第21条の2第1項の規定による申出を行い、所轄都道府県労働局歳入徴収官の承認を受けて、口座振替による労働保険料の納付を行う事業主については、所轄都道府県労働局歳入徴収官が指定する日までに納付すれば、その納付は、納期限においてされたものとみなされる。

[誤り H15年-雇8A]

⇒「金融機関に到達した日から2取引日（金融機関の休日以外の日）を経過した最初の取引日までに納付すれば、」

【POINT】

所轄都道府県労働局歳入徴収官により送付された納付書が、金融機関に到達した日から2取引日（金融機関の休日以外の日）を経過した最初の取引日（災害等やむを得ない理由によりその日までに納付することができないと所轄都道府県労働局歳入徴収官が認める場合には、その承認する日）までに納付すれば、その納付は、納期限においてされたものとみなされるので誤りになります。

[法 15 条 3 項・法 19 条 4 項・法 25 条 1 項] 印紙保険料の認定決定

[出題実績] ○択一式 (H20.21.22) ◎選択式

H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
—	〇〇	〇	〇〇	〇〇	—	—	〇〇	—	—	—	—	—

□ 事業主は、正当な理由がないと認められるにもかかわらず、印紙保険料の納付を怠ったときは、認定決定された印紙保険料の額（その額に 1,000 円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる）の 100 分の 10 に相当する追徴金を徴収される。

[誤り H28 年-雇 9D]

⇒ 「100 分の 25」

【POINT】

所轄都道府県労働局歳入徴収官は、認定決定された印紙保険料の額（その額に 1,000 円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。）の 100 分の 25 に相当する額の追徴金を徴収します。

□ 印紙保険料を所轄都道府県労働局歳入徴収官が認定決定したときは、納付すべき印紙保険料については、日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店をいう。）に納付することはできず、所轄都道府県労働局収入官吏に現金で納付しなければならない。

[誤り H28 年-雇 9E]

⇒ 「又は、所轄都道府県労働局収入官吏に現金で納付しなければならない。」

【POINT】

印紙保険料を所轄都道府県労働局歳入徴収官が認定決定した場合、下記に現金で納付。

日本銀行

又は

所轄都道府県労働局収入官吏

□ 所轄都道府県労働局歳入徴収官は、事業主が確定保険料申告書を提出しないとき、又はその申告書の記載に誤りがあると認めるときは、労働保険料の額を決定し、これを事業主に通知するが、この通知を受けた事業主は、納付した労働保険料の額がその決定した労働保険料の額に足りないときはその不足額を、納付した労働保険料がないときは所轄都道府県労働局歳入徴収官の決定した労働保険料を、その通知を受けた日の翌日から起算して15日以内に納付しなければならない。

[正解 H26年-雇9才]

【POINT】

設問は、

- ① 申告書を提出しないとき
- ② 申告書の記載に誤りがあるとき

ということで、認定決定の内容になります。

認定決定は、通知を受けた日（翌日起算）から15日以内になります。

□ 事業主が所定の期限までに概算保険料申告書を提出しなかったことにより、所轄都道府県労働局歳入徴収官が行う認定決定の通知は、納入告知書によって行われる。

[誤り H25年-雇9A]

⇒「納付書」

【POINT】

認定決定とは、下記に該当したときに、政府が労働保険料の額を決定することです。

- 概算保険料や確定保険料を申告しないとき
- 申告はしたけど、記載内容に誤りがあるとき
- 印紙保険料の納付を怠ったとき

つまり、「未申告や計算間違いがあれば、政府が代わりに計算をする。」ということです。

□ 事業主が所定の納期限までに確定保険料申告書を提出しなかったことにより、所轄都道府県労働局歳入徴収官が行う認定決定の通知は、納入告知書によって行われる。

[正解 H25年-雇9B]

【POINT】

政府からの通知書は頻出です。「納付書」と「納入告知書」があります。
概算保険料に関しては「納付書」で
確定された保険料がらみは「納入告知書」になります。



(納入告知書で通知するもの)

- 認定決定に係る確定保険料・追徴金
- 認定決定に係る印紙保険料・追徴金

□ 労働保険徴収法第21条第1項の規定に基づき追徴金の徴収が行われる場合に、所轄都道府県労働局歳入徴収官が行う追徴金の額等の通知は、納入告知書によって行われる。

[正解 H25年-雇9E]

□ 事業主が印紙保険料の納付を怠ったことにより、所轄都道府県労働局歳入徴収官が行う認定決定の通知は、納入告知書によって行われる。

[正解 H25年-雇9C]

□ 事業主が日雇労働被保険者に対し日雇労働被保険者手帳の提出を求めないために、日雇労働被保険者がこれを提出せず、雇用保険印紙の貼付がなされなかった場合、当該事業主は追徴金を徴収されることはないが、罰則規定を適用されることがある。

[誤り H24年-雇9C]

⇒「追徴金を徴収され」

【POINT】

「事業主が日雇労働被保険者に対し日雇労働被保険者手帳の提出を求めないため」とあり、正当な理由に該当しないため追徴金は徴収されます。

□ 事業主が印紙保険料の納付を怠った場合には、所轄都道府県労働局歳入徴収官は、その納付すべき印紙保険料の額を決定し、これを事業主に通知することとされており、この場合、当該事業主は、現金により、日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店をいう。）又は所轄都道府県労働局収入官吏に、その納付すべき印紙保険料を納付しなければならない。

[正解 H24年-雇9D]

【POINT】

印紙保険料の認定決定に関する設問です。

ポイントは

- 所轄都道府県労働局歳入徴収官が納入告知書で通知
- 現金で、日本銀行、所轄都道府県労働局収入官吏に納付（雇用保険印紙で納付することはできません。）

□ 政府は、事業主が所定の期限までに確定保険料申告書を提出しないとき又は所定の期限までに提出した確定保険料申告書の記載に誤りがあると認めるときは、確定保険料の額を決定できるが、所定の期限までに提出した概算保険料申告書の記載に誤りがあると認めるときは、事業主に対して、期限を指定して、概算保険料の修正申告を求めなければならない。

[誤り H19年-雇10A]

⇒「記載に誤りがあると認めるときでも、政府が概算保険料の額を決定する。」

【POINT】

前半の論点はその通りです。

後半の論点に関して、一度提出した申告書の修正申告という制度はないため誤り。

□ 政府は、事業主が概算保険料申告書を所定の期限までに提出しないとき、又は概算保険料申告書の記載に誤りがあると認めるときは、当該労働保険料の額を決定し、これを事業主に通知することとなるが、事業主は、その通知を受けた日から30日以内に納入告知書により納付しなければならない。

[誤り H20年-災8B]

⇒「15日以内に納付書により」

【POINT】

■ 概算保険料・確定保険料の認定決定

概算保険料の認定決定	確定保険料の認定決定
所轄都道府県労働局歳入徴収官が通知	
納付書	納入告知書

□ 増加概算保険料の納付の要件に該当するに至っている場合であって、事業主が増加概算保険料申告書を提出しないとき、又はその申告書の記載に誤りがあると認められるときは、所轄都道府県労働局歳入徴収官は増加概算保険料の額を決定し、これを当該事業主に通知しなければならない。

[誤り H23年-災8C]

⇒「認定決定は行われぬ。」

【POINT】

増加概算保険料に関する認定決定の制度はないので誤りになります。

□ 事業主が印紙保険料の納付を怠った場合に、所轄都道府県労働局歳入徴収官は、その納付すべき印紙保険料の額を決定し、これを事業主に通知することとされており、その納付は原則として現金により納付することとなっているが、雇用保険印紙によっても行うことができる。

[誤り H16年-雇9E]

⇒「雇用保険印紙によっても行うことはできない。」

□ 所定の納期限までに概算保険料申告書を提出しなかった事業主が、所轄都道府県労働局歳入徴収官より納付すべき概算保険料の通知を受けたときは、当該事業主は、その通知された保険料額に100分の10を乗じて得た額の追徴金を加えて、通知を受けた日の翌日から起算して15日以内に納付しなければならない。

[誤り H16年-雇9C]

⇒「その通知された保険料額に100分の10を乗じて得た額の追徴金を加えて」を削除すれば正しい。

【POINT】

認定決定に係る概算保険料に追徴金は課されないので誤りになります。
概算保険料絡みの設問に「追徴金」「延滞金」という用語がくれば要注意です。

□ 追徴金とは、納付すべき保険料額を不当に納付しない場合に課する懲罰的金銭をいい、いわゆる認定決定に係る概算保険料若しくは確定保険料又はその不足額を納付しなければならない場合に徴収するものである。

[誤り H15年-雇8E]

⇒「いわゆる認定決定に係る概算保険料若しくは」を削除すれば正しい。

□ 事業主が、追徴金について、督促状による納付の督促を受けたにもかかわらず、督促状に指定する期限までに当該追徴金を納付しないときは、当該追徴金の額につき延滞金が徴収されることがあるが、国税滞納処分の例によって処分されることはない。

[誤り H22年-雇10E]

⇒「延滞金が徴収されることはないが」

⇒「ある。」

【POINT】

■ 追徴金は、認定決定された確定保険料や印紙保険料にかかるペナルティ的のものです。

■ 延滞金は、督促状の指定期限までに納付しない場合の遅延金利です。

延滞金に関しては、労働保険料（認定決定された確定保険料、印紙保険料）に対して課せられるので、設問の追徴金には延滞金が課せられません。

また、労働保険料等々を納めないときには、差し押さえ等の国税滞納処分の例により処分されることもあります。

□ 事業主が認定決定された確定保険料又はその不足額を納付しなければならない場合（天災その他やむを得ない理由により、認定決定を受けた等一定の場合を除く。）に、その納付すべき額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）に100分の10を乗じて得た額の追徴金が課せられるが、この追徴金に係る割合は、印紙保険料の納付を怠った場合の追徴金に係る割合に比して低い割合とされている。

[正解 H22年-雇10D]

【POINT】

■ 追徴金

確定保険料の認定決定に係る納付	印紙保険料に係る納付
納付すべき額×10/100	納付すべき額×25/100
納付すべき額が1,000円未満の端数があるとき⇒端数切り捨て	

□ 事業主が正当な理由なく印紙保険料の納付を怠ったときは、所轄都道府県労働局歳入徴収官は、その納付すべき印紙保険料の額を決定し、これを事業主に通知するとともに、所定の額の追徴金を徴収する。ただし、納付を怠った印紙保険料の額が 1,000 円未満であるときは、この限りでない。

[正解 H22 年-雇 10C]

【POINT】

■ 追徴金が徴収されない場合

確定保険料に係る追徴金	印紙保険料に係る追徴金
● 労働保険料又はその不足額が 1,000 円未満	● 納付を怠った印紙保険料の額が 1,000 円未満
● 天災その他やむを得ない理由がある場合	● 納付を怠ったことに正当な理由がある場合

□ 所定の期限までに確定保険料申告書を提出しなかった事業主が、政府が決定した労働保険料の額の通知を受けたときは、当該事業主は、その納付すべき保険料額又は不足額（その額に 1,000 円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）に 100 分の 25 を乗じて得た額の追徴金を加えて納付しなければならない。

[誤り H19 年-雇 10B]

⇒ 「100 分の 10」

□ 事業主が、正当な理由がないと認められるにもかかわらず、印紙保険料の納付を怠った場合において、追徴金の額を算定するに当たっては、政府によって決定された印紙保険料の額（その額に 1,000 円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）に 100 分の 25 を乗ずることとされている。

[誤り H19 年-雇 10C]

⇒ 「1,000 円未満の端数」

□ 事業主が、正当な理由がないと認められるにもかかわらず、印紙保険料の納付を怠った場合において、追徴金の額を算定するにあたり、政府によって決定された印紙保険料の額に乗すべき率は 100 分の 25 とされており、印紙保険料以外の労働保険料の場合よりも高くなっている。

[正解 H15 年-雇 10E]

□ 日雇労働被保険者が事業主の督促にもかかわらず、日雇労働被保険者手帳の提出を拒んだことによって雇用保険印紙を貼付できなかった場合は、印紙保険料の納付を怠ったとしても、正当な理由があったとして、その件に係る追徴金は徴収されない。

[正解 H18年-雇9E]

【POINT】

印紙保険料の追徴金が徴収されないケースです。

- ①天災地変等により雇用保険印紙の購入ができない場合
- ②日雇労働被保険者が日雇労働被保険者手帳を忘れたとか、添付する機会がないような場合
- ③日雇労働被保険者が日雇労働被保険者手帳の提出を拒否した場合（設問のケース）

[法 27 条] 督促

[出題実績] ○択一式 ◎選択

H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
—	○	—	—	○	—	—	—	—	—	—	○	—

[法 27 条]

労働保険料その他徴収法の規定による徴収金を納付しない者があるときは、政府は、期限を指定して督促しなければならない。

□ 政府は、労働保険料その他労働保険徴収法の規定による徴収金を納付しない事業主に対して、同法第 27 条に基づく督促を行ったにもかかわらず、督促を受けた当該事業主がその指定の期限までに労働保険料その他同法の規定による徴収金を納付しないとき、同法に別段の定めがある場合を除き、**政府は、当該事業主の財産を差し押さえ、その財産を強制的に換価し、その代金をもって滞納に係る労働保険料等に充当する措置を取り得る。**

[正解 R4年-雇10E]

【POINT】

■督促及び滞納処分（法 27 条 3 項）

①労働保険料その他この法律の規定による徴収金を納付しない者があるときは、政府は、期限を指定して督促しなければならない。

②前項の規定によって督促するときは、政府は、納付義務者に対して**督促状**を発する。
この場合において、**督促状**により指定すべき期限は、督促状を発する日から起算して 10 日以上経過した日でなければならない。

③第一項の規定による督促を受けた者が、その指定の期限までに、労働保険料その他この法律の規定による徴収金を納付しないときは、政府は、国税滞納処分の例によって、これを処分する。



納税者が税を任意に完納しない場合に租税債権の強制的実現を図る手続で、差し押え、換価、配当等の総称

■国税徴収法

国税徴収法において、滞納処分とは、納税者が税を任意に完納しない場合に租税債権の強制的実現を図る手続であり、差し押え、交付要求（参加差し押えを含む）、換価、配当等を総称している。

□ 労働保険徴収法第 27 条第 1 項は、「労働保険料その他この法律の規定による徴収金を納付しない者があるときは、政府は、期限を指定して督促しなければならない。」と定めているが、この納付しない場合の具体的な例には、保険年度の 6 月 1 日を起算日として 40 日以内又は保険関係成立の日の翌日を起算日とし 50 日以内に（延納する場合には各々定められた納期限までに）納付すべき概算保険料の完納がない場合がある。

[正解 R1年-雇8A]

【POINT】

政府が督促するケースは

① 7 月 10 日までに概算保険料・確定保険料の申告納付をしない場合（年度更新）

② 保険関係成立後（保険関係成立の日の翌日を起算日とし 50 日以内）に概算保険料の完納がない場合

□ 労働保険徴収法第 27 条第 3 項に定める「労働保険料その他この法律の規定による徴収金」には、法定納期限までに納付すべき概算保険料、法定納期限までに納付すべき確定保険料及びその確定不足額等のほか、追徴金や認定決定に係る確定保険料及び確定不足額も含まれる。

[正解 R1年-雇8B]

【POINT】

労働保険料その他この法律の規定による徴収金には、追徴金や認定決定に係る確定保険料及び確定不足額も含まれるので正解です。

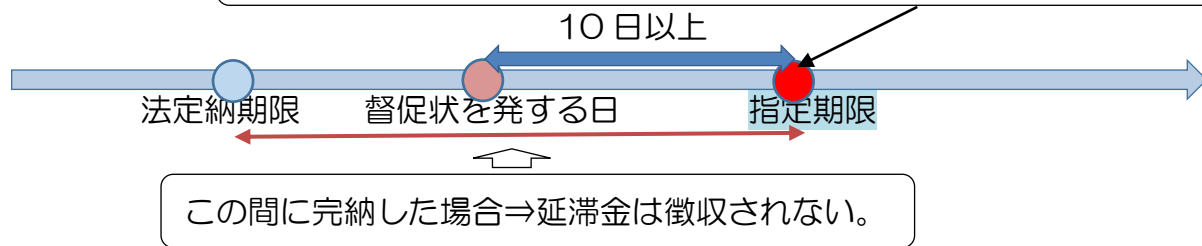
□ 労働保険徴収法第 27 条第 2 項により政府が発する督促状で指定すべき期限は、「督促状を発する日から起算して 10 日以上経過した日でなければならない。」とされているが、督促状に記載した指定期限経過後に督促状が交付され、又は公示送達されたとしても、その督促は無効であり、これに基づいて行った滞納処分は違法となる。

[正解 R1 年-雇 8C]

【POINT】

■ 法定納期限内に納付をしなかった場合

指定期限：督促状を発する日から起算して 10 日以上経過した日



「督促状」に記載すべき期限は、「督促状発行日から 10 日以上経過した日（翌日起算なので 11 日目）」と規定されています。

例えば、保険料を滞納した事業主に対して 10 月 1 日に督促状を発行する場合、最短でも 10 月 11 日を指定期限とすることが可能です。

設問では、督促状に記載した指定期限（例えば、10 月 11 日）を経過した後に督促状を交付…というように脈略がない内容になっており、当然無効になります。

□ 延滞金は、労働保険料の額が 1,000 円未満であるとき又は延滞金の額が 100 円未満であるときは、徴収されない。

[正解 R1 年-雇 8D]

【POINT】

延滞金が徴収されない場合

- ①督促状に指定した期限までに労働保険料その他この法律の規定による徴収金を完納したとき。
- ②納付義務者の住所又は居所がわからないため、公示送達の方法によって督促したとき。
- ③延滞金の額が 100 円未満であるとき。
- ④労働保険料について滞納処分の執行を停止し、又は猶予したとき。
- ⑤労働保険料を納付しないことについてやむを得ない理由があると認められるとき。

天災事変等不可抗力により止む無く滞納したと認められるような場合

□ 政府は、労働保険料の督促をしたときは、労働保険料の額につき年 14.6% の割合で、督促状で指定した期限の翌日からその完納又は財産差押えの日の前日までの期間の日数により計算した延金を徴収する。

[誤り R1年-雇8E]

⇒「納期限の翌日から」

【POINT】

■法 28 条（延滞金）

政府は、労働保険料の納付を督促したときは、労働保険料の額に、納期限の翌日からその完納又は財産差押えの日の前日までの期間の日数に応じ、年 14.6 パーセント（当該納期限の翌日から 2 月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント）の割合を乗じて計算した延滞金を徴収する。ただし、労働保険料の額が 1,000 円未満であるときは、延滞金を徴収しない。

□ 労働保険料を納付しない事業主があるときは、政府は、督促状により督促状を発する日から起算して 7 日以上経過した日を期限と指定して督促しなければならない。

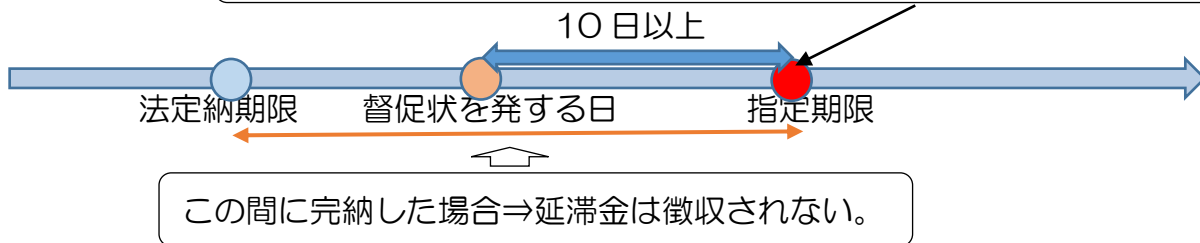
[誤り H17年-雇9D]

⇒「10 日以上経過した日」

【POINT】

■督促状の送付

指定期限：督促状を発する日から起算して 10 日以上経過した日



□ 事業主が概算保険料の申告書を提出しないときは、所轄都道府県労働局歳入徴収官が認定決定をするが、当該事業主が認定決定された概算保険料を所定の納期限までに納付しない場合には、所轄都道府県労働局歳入徴収官は、当該事業主に督促状を送付し、期限を指定して納付を督促する。

[正解 H22年-雇10A]

□ 労働保険料を滞納する事業主に対する所轄都道府県労働局歳入徴収官の督促は、納付義務者に督促状を送付することによって行われるが、督促状の法的効果として、

- ① 指定期日までに督促にかかる労働保険料を完納しないときは滞納処分をなすべき旨を予告する効力を有し、滞納処分の前提要件となるものであること
- ② 時効中断の効力を有すること
- ③ 延滞金徴収の前提要件となること が挙げられる。

[正解 H25年-雇10C]

□ 労働保険料を納付しない事業主があるときは、政府は期限を指定して督促しなければならないが、督促状に記載された指定期限を過ぎた後に督促状が交付された場合であっても、
交付の日から10日経過した日以後は、滞納処分を行うことができる。

[誤り H17年-雇9D]

⇒ 「督促は無効であり、滞納処分を行うことはできない。」

[法 29 条] 滞納処分等

[出題実績] ○択一式 (H21) ◎選択式

H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
—	—	—	—	○	—	—	—	○	—	—	—	—

□ 労働保険料その他労働保険徴収法の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとされているが、徴収金について差押えをしている場合は、国税の交付要求があったとしても、当該差押えに係る徴収金に優先して国税に配当しなくてもよい。

[誤り H29年-雇9B]

⇒「国税の交付要求あれば、当該差押えに係る徴収金に優先して国税に配当しなければならない。」

【POINT】
労働保険料徴収法により、先に差押をしている場合であっても、優先順位は、国税、地方税になるので、国税、地方税に配当する必要があります。

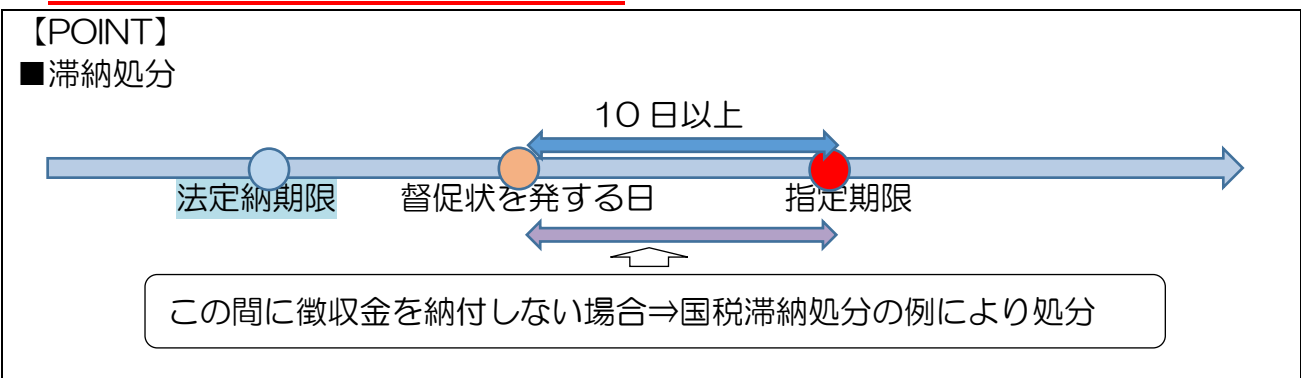
□ 労働保険料その他の労働保険徴収法の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとされている。

[正解 H25年-雇10D]

□ 政府は、未納の労働保険料について、納期限までに納付しない事業主に対し、期限を指定して当該労働保険料の納付を督促した場合において、当該事業主がその指定期限までに未納の労働保険料を納付しないときは、国税滞納処分の例によって、処分することができるとされており、その権限は各都道府県税事務所に委任されている。

[誤り H19年-雇10D]

「各都道府県税事務所に委任されていない。」



□ 労働保険料その他徴収法の規定による徴収金の先取特権の順位は、不動産の保存及び工事の先取特権に劣後するが、国税、地方税及び厚生年金保険料と同順位である。

[誤り H16年-雇8E]

⇒「国税、地方税に次ぎ、厚生年金保険料とは同順位である。」

□ 労働保険料その他労働保険徴収法の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税の先取特権の順位に劣後するが、地方税及び厚生年金保険の保険料その他厚生年金保険法の規定による徴収金とは同順位である。

[誤り H19年-災10D]

⇒「国税、地方税の先取特権の順位に劣後するが、厚生年金保険の保険料その他厚生年金保険法の規定による徴収金と同順位である。」

[法 28 条] 延滞金

[出題実績] ○択一式 (H21.22) ◎選択式

H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
—	○	—	—	○	○○	—	—	○○	—	—	○	—

[法 28 条] 政府は、労働保険料の納付を督促したときは、労働保険料の額に、納期限の翌日からその完納又は財産差し押えの日の前日までの期間の日数に応じ、年 14.6% (当該納期限の翌日から 2 月を経過する日までの期間については、年 7.3%) の割合を乗じて計算した延滞金を徴収する。

【POINT】

■延滞金の発生の流れ

- 法定納期限に納付しなかった

●督促状の送付

指定期限：督促状を発する日から起算して 10 日以上経過した日

この間に完納した場合⇒延滞金は徴収されない。

- 督促状記載の指定期限までに完納しない場合⇒延滞金が発生

法定納期限の翌日からその完納又は財産差し押えの日の前日までの日数により延滞金算定

□ 事業主が労働保険料その他労働保険徴収法の規定による徴収金を法定納期限までに納付せず督促状が発せられた場合でも、当該事業主が督促状に指定された期限までに当該徴収金を完納したときは、延滞金は徴収されない。

[正解 H29年-雇9A]

【POINT】

指定期限までに完納しているので、延滞金は徴収されません。

「完納」（100%納付した場合）した場合であり、単なる「納付」であれば、誤りです。（1部納付では、残りの部分に延滞金が課せられます。

延滞金が徴収されないケース

- ①督促状に指定した期限までに労働保険料その他徴収金を完納したとき
- ②納付義務者の住所又は居所がわからないため、公示送達の方法によって督促したとき
- ③延滞金の額が100円未満であるとき
- ④労働保険料について滞納処分の執行を停止し、又は猶予したとき
- ⑤労働保険料を納付しないことについてやむを得ない理由があると認められるとき

□ 認定決定された確定保険料に対しては追徴金が徴収されるが、滞納した場合には、この追徴金を含めた額に対して延滞金が徴収される。

[誤り H29年-雇9C]

⇒「追徴金に対して延滞金が徴収されることはない。」

【POINT】

追徴金や延滞金は、そもそも労働保険料には該当しないので、これらについて延滞金が課されることはありません。

□ 事業主が、所定の期限までに概算保険料申告書を提出しなかったことにより、所轄都道府県労働局歳入徴収官より納付すべき労働保険料の額の通知を受けたときは、当該事業主は、通知された労働保険料の額及び当該保険料の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）に100分の10を乗じて得た額の追徴金を納付しなければならない。

[誤り H26年-雇10A]

⇒「追徴金を納付する必要はない。」

□ 事業主が、提出した確定保険料申告書に記載の誤りがあり、所轄都道府県労働局歳入徴収官より納付すべき労働保険料の額の通知を受けたときは、当該事業主は、納付した概算保険料の額が、当該通知を受けた額に足りないときは、その不足額（その額に 1,000 円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）に 100 分の 10 を乗じて得た額の追徴金を納付しなければならない。ただし、法令の不知、営業の不振等やむを得ない理由による場合は、追徴金を徴収しないこととされている。

[誤り H26 年-雇 10B]

【POINT】

ただし書き以降が誤り。

天災その他やむを得ない理由がある場合には、追徴金を徴収しないこととしています。設問のように法令の不知、営業の不振等の場合には、天災その他やむを得ない理由がある場合には該当しません。

□ 所轄都道府県労働局歳入徴収官は、追徴金を納期限までに納付しない事業主に対し、期限を指定して当該追徴金の納付を督促するが、当該事業主は、その指定した期限までに納付しない場合には、未納の追徴金の額につき、所定の割合に応じて計算した延滞金を納付しなければならない。

[誤り H26 年-雇 10C]

⇒追徴金に、延滞金が課せられることはないので後半の論点が誤りです。

□ 事業主が、印紙保険料の納付を怠ったことについて正当な理由がないと認められる場合には、所轄都道府県労働局歳入徴収官は調査を行い、印紙保険料の額を決定し、これを事業主に通知することとされているが、当該事業主は、当該決定された印紙保険料の額（その額に 1,000 円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）に 100 分の 10 を乗じて得た額の追徴金を納付しなければならない。

[誤り H26 年-雇 10D]

⇒「100 分の 25」

□ 事業主が、行政庁の職員による実地調査等によって印紙保険料の納付を怠っていることが判明し、正当な理由によって納付することができなかつたことが認められた場合には、所轄都道府県労働局歳入徴収官は調査を行い、印紙保険料の額を決定し、調査決定の上納入告知書を発することとされているが、当該決定された印紙保険料の納期限は、調査決定をした日から 20 日以内の休日でない日とされている。

[正解 H26 年-雇 10E]

□ 所轄都道府県労働局歳入徴収官は、労働保険料その他労働保険徴収法の規定による徴収金を納付しない事業主に対して、期限を指定して督促を行うが、指定された期限までに納付しない事業主からは、指定した期限の翌日から完納の前日までの日数に応じ、所定の割合を乗じて計算した延滞金を徴収する。

[誤り H25年-雇10B]

⇒「法定の納期限の翌日から」

□ 政府は、労働保険料を納付しない者にその納付を督促したときは、原則として、労働保険料の額につき所定の割合で、納期限の翌日からその完納又は財産差押えの日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収する。

[正解 H15年-雇10E]

□ 延滞金の計算において、滞納している労働保険料の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨て、また、計算した延滞金の額に100円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。

[正解 H15年-雇8D]

【POINT】

■端数処理

労働保険料の額	延滞金の額
1,000円未満切り捨て	100円未満切り捨て

□ 延滞金は、督促状により指定する期限の翌日から労働保険料の完納又は財産差押えの日の前日までの日数により計算される。

[誤り H17年-雇9A]

⇒「納期限の翌日」

【POINT】

「納期限の翌日」は、「本来の納期限」とも称されます。

延滞金の計算は、本来の納期限の翌日から完納又は財産差し押えの前日までの期間で計算されます。

政府は、本来の納期限に労働保険料を滞納している納付義務者に督促状を送付します。

本来の納期限は過ぎていたので、改めて期限が督促状に記載されているわけで、その指定日は、督促状を発する日から起算して10日以上経過した日になります。いきなり督促状が来て明日払えというのも酷なので、準備期間として10日以上余裕を付与しています。

督促状の指定期限で完納したときは、延滞金は目をつぶってあげるといことです。

督促状の指定期限までに納付しない場合は、本来の納期限の翌日から完納又は財産差しえの前日までの期間で計算された延滞金も払う必要がでてきます。

本試験では、

- ・「本来の納期限から～」
- ・「督促状の指定期限の翌日から～」
- ・「労働保険料の完納又は財産差し押えの日まで」等々をさわってくるので注意が必要です。

■「〇〇の翌日から××の前日までの期間」をしっかりと押さえてください。

□ 政府は、労働保険料を納付しない者にその納付を督促したときは、所定の要件に該当する場合を除き、労働保険料の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）につき所定の割合で、納期限の翌日からその完納又は財産差押えの日の前日までの日数により計算した延滞金（その額に100円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）を徴収する。

[正解 H19年-雇10E]

□ 事業主が労働保険料を所定の納期限までに納付せず、政府から督促を受けた場合、督促状に指定された期限までに当該労働保険料を完納したときは、所定の納期限の翌日から完納の日の前日までの日数により計算された額の延滞金が徴収される。

[誤り H20年-雇8D]

⇒「延滞金は徴収されない。」

【POINT】

■延滞金が徴収されない場合

- ①督促状に指定した期限までに労働保険料等の徴収金を完納したとき
- ②労働保険料の額が1,000円未満であるとき
- ③延滞金の額が100円未満であるとき
- ④公示送達の方法により督促をしたとき
- ⑤労働保険料について滞納処分の執行を停止し、又は猶予したとき
- ⑥労働保険料を納付しないことについてやむを得ない理由があるとき

□ 事業主が所定の納期限までに確定保険料申告書を提出したが、当該事業主が法令の改正を知らなかったことによりその申告書の記載に誤りが生じていると認められるとき、所轄都道府県労働局歳入徴収官が正しい確定保険料の額を決定し、その不足額が 1,000 円以上である場合には、労働保険徴収法第 21 条に規定する追徴金が徴収される。

[正解 R4年-災8D]

【POINT】

■前半の論点

確定保険料の認定決定に関する内容です。

確定保険料の認定決定	
事業主が「確定保険料申告書」未提出	「確定保険料申告書」に記載誤り
↓	↓
事業主は、政府の決定した確定保険料を納付	事業主は、不足額を納付

■概算保険料の認定決定と確定保険料の認定決定の相違

概算保険料の認定決定	確定保険料の認定決定
「納付書」により通知	「納入告知書」により通知
納付期限は、通知を受けた日から 15 日以内	
追徴金（ペナルティー）なし	追徴金 納付すべき労働保険料の額×10/100

・増加概算保険料には、認定決定なし。

労働保険料又はその不足額が 1,000 円未満の場合は、追徴金はなし。

■追徴金（21 条）

①政府は、事業主が認定決定された確定保険料又はその不足額を納付しなければならない場合には、その納付すべき額（その額に 1,000 円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。）に 100 分の 10 を乗じて得た額の追徴金を徴収する。ただし、事業主が天災その他やむを得ない理由により、認定決定された確定保険料又はその不足額を納付しなくなつた場合は、この限りでない。

②認定決定された確定保険料又はその不足額が 1,000 円未満であるときは、追徴金を徴収しない。

□ 政府が労働保険料及び追徴金を納付しない者に対して期限を指定して督促した場合に、当該者が指定された納期限までに労働保険料及び追徴金を納付しないときは、当該労働保険料及び追徴金の額につき所定の割合で延滞金を徴収することとなるが、当該労働保険料及び追徴金の額が千円未満のとき又は労働保険料及び追徴金を納付しないことについてやむを得ない理由があると認められるときは、延滞金を徴収しない。

[誤り H16年-雇9D]

⇒追徴金を除けば正しい設問になります。

【POINT】

追徴金はペナルティーであり、労働保険料ではないので延滞金はかかりません。ペナルティーにまで延滞金をかけることはありません。

設問の論点は2つあります。

前半は「追徴金には延滞金がつくのかどうか」

後半は「延滞金を徴収しないケース」です。

本試験では、時間がありません。

設問の3行目に「当該労働保険料及び追徴金の額につき所定の割合で延滞金を徴収することとなるが」という箇所です。明らかに誤りなので、4行目以後は読む必要はありません。

□ 事業の不振又は金融事情等の経済的事由によって労働保険料を滞納している場合は、労働保険料を納付しないことについてやむを得ない理由があると認められ、延滞金は徴収されない。

[誤り H17年-雇9C]

⇒「やむを得ない理由には該当しない。」

□ 納付義務者の住所又は居所がわからず、公示送達の方法による督促を行った場合には、所定の期限までに徴収金の完納がなくても延滞金は徴収しない。

[正解 H17年-雇9E]

□ 延滞金は、労働保険料の額につき所定の割合で計算されるが、延滞金の額が千円未満であるときは延滞金は徴収されない。

[誤り H17年-雇9A]

⇒「100円未満」

□ 労働保険料を納付しない者に対して、令和年3年度中に、所轄都道府県労働局歳入徴収官が督促したときは、労働保険料の額に、納期限の翌日からその完納又は財産差押えの日までの期間の日数に応じ、年 14.6%（当該納期限の翌日から 2 月を経過する日までの期間については、年 7.3%）を乗じて計算した延滞金が徴収される。

[誤り H29 年-雇 9E] (改題)

⇒「その完納又は財産差押えの日の前日まで」

【POINT】

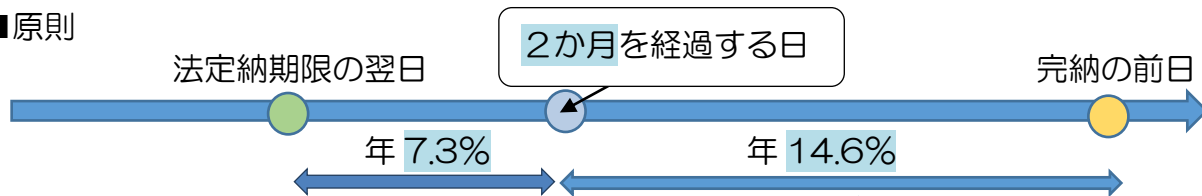
延滞金の計算期間は、頻出です。

「納期限の翌日からその完納又は財産差押えの日の前日まで」の期間の日数により計算します。

後半の論点は、延滞金に係る割合に関する内容です。

低金利の時代に合わせて、延滞金にかかる割合には軽減措置が取られています。

■原則



■当分の間

1.4% (特例基準割合) + 1%
= 2.4%

1.4% (特例基準割合) + 7.3%
= 8.7%



比較：徴収割合は、現在の低金利の状況に合わせ、低い率で設定

(令和5年の特例基準割合は、年 1.4%)

特例基準割合…1 月 1 日～12 月 31 日 (年度ではない)

□ 所轄都道府県労働局歳入徴収官は、事業主に督促状を送付したときは、当該督促状に指定した期限までに督促に係る労働保険料その他労働保険徴収法の規定による徴収金を完納したとき等一定の場合を除き、当該督促に係る労働保険料の額に納期限の翌日からその完納又は財産差押えの日の前日までの期間の日数に応じ、原則として当該納期限の翌日から2か月を経過する日までの期間については年7.3%、その後の期間については年14.6%の割合を乗じて計算した延滞金を徴収する。(例外…軽減措置)

[正解 H22年-雇10B]

【法 12 条 3 項他】 労災保険のメリット制

[出題実績] ○択一式 (H20) ◎選択式

H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
—	—	—	〇〇	〇〇	—	—	〇〇	—	〇	—	〇〇	—

□ **労災保険の適用事業場のすべての事業主は、労働保険の確定保険料の申告に併せて一般拠出金（石綿による健康被害の救済に関する法律第 35 条第 1 項の規定により徴収する一般拠出金をいう。以下同じ。）を申告・納付することとなり、一般拠出金の額の算定に当たって用いる料率は、労災保険のいわゆるメリット制の対象事業場であってもメリット料率（割増・割引）の適用はない。**

[正解 R4年-災8A]

【POINT】

メリット制は、業務災害の発生率の多少に応じて、
⇒「**労災保険率**」又は「**確定保険料の額**」を上下させることにより事業主の業務災害防止の意欲を喚起する仕組みになります。

「率」と「額」であることに注意

一般拠出金とは、「石綿（アスベスト）による健康障害の救済に関する法律」により、石綿健康被害者の救済費用に充てるために事業主のみに負担が生じます。

一般拠出金の料率は、労災保険適用事業の**全事業主が対象**で、確定保険料の申告・納付の際に合わせて行います。

一般拠出金の料率は、**全業種一律で 1,000 分の 0.02**（令和 4 年現在）

合わせて、一般拠出金（石綿の救済費用）は、労働保険料ではないことにも注意してください。

したがって、メリット制の対象ではありません。

□ 労災保険のいわゆるメリット制に関して、継続事業の一括（一括されている継続事業の一括を含む。）を行った場合には、労働保険徴収法第 12 条第 3 項に規定する労災保険のいわゆるメリット制に関して、労災保険に係る保険関係の成立期間は、一括の認可の時期に関係なく、当該指定事業の労災保険に係る保険関係成立の日から起算し、当該指定事業以外の事業に係る一括前の保険料及び一括前の災害に係る給付は当該指定事業のいわゆるメリット収支率の算定基礎に算入しない。

[正解 R4年-災9A]

【POINT】

読みにくい問題の場合は、末尾を確認します。

問題の論点は、「当該指定事業以外の事業に係る一括前の保険料及び一括前の災害に係る給付は当該指定事業のいわゆるメリット収支率の算定基礎に算入しない。」

メリット制の収支率の計算に、一括前の保険料や災害に係る給付を含めるのかどうか、ポイントになります。

結論は、「指定事業以外の事業に係る一括前の保険料及び給付は、指定事業のメリット収支率の算定基礎に算入しない。」ということで正解です。

いずれにしても、指定された事業以外の事業についての保険関係は消滅します。

□ 労災保険のいわゆるメリット制に関して、労働保険徴収法第 20 条第 1 項に規定する確定保険料の特例は、第一種特別加入保険料に係る確定保険料の額及び第二種特別加入保険料に係る確定保険料の額について準用するものとされている。

[誤り R4年-災9E]

⇒「第一種特別加入保険料に係る確定保険料の額については準用され、第二種特別加入保険料に係る確定保険料の額について準用しないものとされている。」

【POINT】

一人親方等である第二種特別加入者を対象としたメリット制は、適用されないので誤りになります。

一人親方等は、事業規模等からみてメリット制に馴染みません。

■メリット制の適用事業の要件（①～③のいずれかに該当すること）連続する3保険年度中の各保険年度において

①100人以上の労働者を使用する事業

②20人以上100人未満の労働者を使用する事業であって災害度係数が0.4以上であるもの

③一括有期事業にあっては、連続する3保険年度中の各保険年度において確定保険料の額が40万円以上である事業

□ 継続事業のメリット制においては、個々の事業の災害率の高低等に応じ、事業の種類ごとに定められた労災保険率を一定の範囲内で引き上げ又は引き下げた率を労災保険率とするが、雇用保険率についてはそのような引上げや引下げは行われない。

【正解 R2年-災9A】

【POINT】

メリット制の趣旨は、自主的な労働災害防止を促進するための制度。従って、雇用保険率についての引上げや引下げは行われません。

□ 継続事業において、労災保険率をメリット制によって引き上げ又は引き下げた率は、当該事業についての基準日の属する保険年度の次の次の保険年度の労災保険率となる。

【正解 R2年-災9B】

【POINT】

基準日の属する保険年度の「次の次の保険年度」の労災保険率になるので正解です。



メリット制の適用

①連続する3保険年度中の最後の保険年度に属する3月31日（基準日）において労災保険に係る保険関係が成立して3年以上経過していること（事業の継続要件）

②連続する3保険年度の間における収支率が100分の85を超え、又は100分の75以下であること（収支率の要件）

□ 継続事業において、メリット収支率の算定基礎に、労災保険特別支給金支給規則の規定による特別支給金で業務災害に係るものは含める。

[正解 R2年-災9C]

【POINT】

業務災害に係る額のみで計算します。

■メリット収支率

$$= (\text{保険給付の額} + \text{特別支給金の額}) / (\text{保険料の額} \times \text{第1種調整率})$$

■保険給付の額 + 特別支給金の額に含まないもの（分子のみ）

- ・ 遺族補償一時金
- ・ 障害補償年金差額一時金
- ・ 特定疾病にかかった者に係る保険給付
- ・ 第3種特別加入者に対する保険給付
(上記に係る特別支給金は含まない。)

■収支率の算定に含めないもの（分母及び分子）

- ① 通勤災害に係る保険給付の額及び特別支給金の額
- ② 二次健康診断等給付に係る保険給付の額
- ③ 第3種特別加入者に係る保険給付の額及び特別支給金の額（設問の場合）
- ④ 特定疾病に係る保険給付の額及び特別支給金の額
- ⑤ 障害補償年金差額一時金、遺族補償一時金（遺族補償年金失権後支給されるもの）に係る保険給付の額及び特別支給金の額

(令和3年法改正)

■複数事業労働者のメリット収支率の算定に関しては、災害発生事業場における賃金額をもとに算定した額に相当する額のみを算入する。(通達)

□ 継続事業において、令和元年7月1日に労災保険に係る保険関係が成立した事業のメリット収支率は、令和元年度から令和3年度までの3保険年度の収支率で算定される。

[誤り R2年-災9D]

⇒「令和2年度から令和4年度までの」

次の次の保険年度から適用

【POINT】

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和5年度
-------	-------	-------	-------	-------	-------

※保険年度：4月1日～翌年3月31日

継続事業（一括有期事業を含む。）に係るいわゆるメリット制は、連続する3保険年度中の各保険年度においてその適用を受けることができる事業で、当該連続する3保険年度中の最後の保険年度に属する3月31日（基準日）において労災保険に係る保険関係が成立した後3年以上経過したものについての当該連続する3保険年度の間におけるメリット収支率を基礎とする。

連続する3保険年度中の各保険年度において、下記のいずれかに該当すること

- （ア）100人以上の労働者を使用していること
- （イ）20人以上100人未満の労働者を使用する事業 + 災害度係数0.4以上
- （ウ）一括有期事業にあつては、連続する3保険年度中の各保険年度において、確定保険料の額が40万円以上あること

□ 継続事業の一括を行った場合には、労働保険徴収法第 12 条第 3 項に規定する労働保険に係る保険関係の成立期間は、一括の認可の時期に関係なく、一の事業として指定された事業の労働保険に係る保険関係成立の日から起算し、指定された事業以外の事業については保険関係が消滅するので、これに係る一括前の保険料及び一括前の災害に係る給付は、指定事業のメリット収支率の算定基礎に算入しない。

[正解 R2年-災9E]

【POINT】

問題の論点は、継続事業の一括が行われた場合、指定された事業以外の事業の一括前の保険料及び一括前の災害に係る給付を指定事業のメリット収支率の算定基礎に算入するかどうかになります。

結論は、指定された事業以外の事業については保険関係が消滅するので、指定事業のメリット収支率の算定基礎には算入しません。

□ 継続事業（一括有期事業を含む。）に係るいわゆるメリット制の適用を受けることができる事業は、連続する 3 保険年度中の各保険年度において、少なくとも次のいずれかに該当する事業であることが必要である。

- ① 100 人以上の労働者を使用する事業
- ② 20 人以上 100 人未満の労働者を使用する事業であって所定の要件を満たすもの
- ③ 規模が、建設の事業及び立木の伐採の事業について当該保険年度の確定保険料の額が 40 万円以上であるもの

[正解 H24 年-災 9 イ]

【POINT】

■ 継続事業のメリット制

連続する 3 保険年度

A 年度	B 年度	C 年度	D 年度	E 年度
------	------	------	------	------

この 3 保険年度の合計の収支率が 100 分の 85 を超え、又は 100 分の 75 以下の場合

メリット制適用

業務災害に係る率を 100 分の 40 の範囲内で調整（上下）

↑

■ 一定の要件に該当する事業

- ① 連続する 3 保険年度中の最後の保険年度の 3 月 31 日（基準日）において、労災保険に係る保険関係成立後 3 年以上経過していること
- ② 連続する 3 保険年度中の各保険年度において、下記のいずれかに該当すること
 - （ア）100 人以上の労働者を使用していること
 - （イ）20 人以上 100 人未満の労働者を使用する事業 + 災害度係数 0.4 以上
 - （ウ）一括有期事業にあっては、連続する 3 保険年度中の各保険年度において、確定保険料の額が 40 万円以上あること

□ 継続事業（一括有期事業を含む。）に係るいわゆるメリット制は、連続する 3 保険年度中の各保険年度においてその適用を受けることができる事業であって、当該連続する 3 保険年度中の最後の保険年度の 3 月 31 日において労災保険に係る保険関係の成立後 3 年以上経過したものについて、その連続する 3 保険年度の間におけるいわゆるメリット収支率を基礎として運用される。

[正解 H24 年-災 9 ウ]

□ いわゆるメリット収支率を算定する基礎となる保険給付の額には、特定の業務に長期間従事することにより発生する疾病であって厚生労働省令で定めるものにかかった者に係る保険給付の額は含まれないものであり、この厚生労働省令で定める疾病にかかった者には、鉱業の事業における著しい騒音を発生する場所における業務による難聴等の耳の疾患（いわゆる騒音性難聴）にかかった者が含まれる。

[誤り H24年-災9才]

⇒「建設の事業」

□ メリット制が適用される事業の要件である(1)100人以上の労働者を使用する事業及び(2)20人以上100人未満の労働者を使用する事業であって所定の要件を満たすものの労働者には、第1種特別加入者も含まれる。

[正解 H28年-災10A]

【POINT】

第1種特別加入者に関しては、その事業に使用される労働者とみなされるので、メリット制適用の要件について、労働者数に第1種特別加入者も含まれます。

□ メリット制とは、一定期間における業務災害に関する給付の額と業務災害に係る保険料の額の収支の割合（収支率）に応じて、有期事業を含め一定の範囲内で労災保険率を上下させる制度である。

[誤り H28年-災10B]

⇒「有期事業を除き」

【POINT】

一括有期事業を含む。

■メリット制の種類

継続事業のメリット制	有期事業のメリット制
労災保険料率を上下することにより将来の保険料を調整	確定保険料の額を上下することにより調整

□ **メリット収支率を算定する基礎となる保険給付の額には、第3種特別加入者に係る保険給付の額は含まれない。**

[正解 H28年-災10C]

【POINT】

■ 収支率とは

$$\text{収支率} = \frac{\text{（保険給付の額＋特別支給金の額）} \cdots \text{（A）}}{\text{保険料の額} \times \text{第1種調整率}}$$

収支率の分母（保険料の額×第1種調整率）は、政府から見ると**収入**。
分子（保険給付の額＋特別支給金の額）は、政府から見て**支出**になります。
つまり、連続する3保険年度でこの支出と収入のバランスを見てメリット制を判断していきます。

支出に入れないものとして、①の通勤災害や③の第3種特別加入者に関しては、事業主の目の届かないことなので、算定に含めていません。（収支率を多少甘くしています。）
また、⑤に関しては、失権差額ということで、最後の給付部分なのでこれも省いています。

【POINT】

収支率の算定に**含めないもの**…（A）に含まない。

- ① 通勤災害に係る保険給付の額及び特別支給金の額
- ② 二次健康診断等給付に係る保険給付の額
- ③ 第3種特別加入者に係る保険給付の額及び特別支給金の額（設問の場合）
- ④ **特定疾病**に係る保険給付の額及び特別支給金の額
- ⑤ 障害補償年金差額一時金、遺族補償一時金（遺族補償年金失権後支給されるもの）に係る保険給付の額及び特別支給金の額

特定の業務に長期間に渡り従事することにより発生した疾病

- ・ 建設労働者のじん肺
- ・ 騒音性難聴
- ・ 石綿にさらされる業務により肺がん等

□ 継続事業（建設の事業及び立木の伐採の事業以外の事業に限る。）に係るメリット制においては、所定の要件を満たす中小企業事業主については、その申告により、メリット制が適用される際のメリット増減幅が、最大 40%から 45%に拡大される。

[正解 H28 年-災 10D]

【POINT】

設問にあるように「所定の要件を満たす中小企業事業主」に対しては、申告により、特例メリット制が適用。

⇒メリット増減幅が、最大 40%から 45%に拡大

労働者の安全又は衛生を確保するための措置を講じた場合
(その他の要件あり)

□ メリット収支率を算定する基礎となる保険給付の額には、特定の業務に長期間従事することにより発症する一定の疾病にかかった者に係る保険給付の額は含まれないが、この疾病には鉱業の事業における粉じんを飛散する場所における業務によるじん肺症が含まれる。

[誤り H28 年-災 10E]

⇒「建設の事業における」

□ 平成 22 年度から同 24 年度までの連続する 3 保険年度の各保険年度における確定保険料の額が 100 万円以上であった有期事業の一括の適用を受けている建設の事業には、その 3 保険年度におけるメリット収支率により算出された労災保険率が平成 25 年度の保険料に適用される。

[誤り H25 年-災 10B]

⇒「平成 26 年度の」

【POINT】

メリット制が適用されるのは、平成 24 年度から起算して次の次の保険年度、すなわち平成 26 年度からになります。

□ メリット収支率を算定する基礎となる保険給付の額には、特定の業務に長期間従事することによって発生する疾病であって労働保険徴収法施行規則で定めるものにかかった者に係る保険給付の額は除くこととされているが、同規則で定める疾病には、建設の事業、石綿にさらされる業務による肺がんが含まれる。

[正解 H25 年-災 10D]

□ 継続事業に対する労働保険徴収法第 12 条による労災保険率は、メリット制適用要件に該当する事業のいわゆるメリット収支率が 100%を超え、又は 75%以下である場合に、厚生労働大臣は一定の範囲内で、当該事業のメリット制適用年度における労災保険率を引き上げ又は引き下げることができる。

[誤り H25 年-災 10E]

⇒「メリット収支率が 85%を超え」

【POINT】

■ 継続事業のメリット制の要件

① 連続する 3 保険年度中の各保険年度

(ア) 100 人以上の労働者を使用する事業

(イ) 20 人以上 100 人未満の労働者を使用する事業で、災害度係数が 0.4 以上であるもの

(ウ) 一括有期事業（要件に該当する建設の事業及び立木の伐採の事業）の場合は、確定保険料の額が 40 万円以上

② 連続する 3 保険年度中の最後の保険年度に属する 3 月 31 日（基準日）に、労災保険に係る保険関係が成立した後 3 年以上経過していること

③ 連続する 3 保険年度の間における労災保険率から非業務災害率を減じた率を 100 分の 40 の範囲内で省令で定める率だけ引き上げ又は引き下げた率に非業務災害率を加えた率を、基準日の属する保険年度の次の次の保険年度の労災保険率とする。

【継続事業のメリット制】

事業のメリット制

連続する 3 保険年度

A 年度	B 年度	C 年度	D 年度	E 年度
------	------	------	------	------



この 3 保険年度の合計の収支率が 100 分の 85 を超え、又は 100 分の 75 以下の場合

メリット制適用

業務災害に係る率を 100 分の 40 の範囲内で調整（上下）

□ 特別支給金規則に定める特別支給金は、業務災害に係るものであっても全て、メリット収支率の算出においてその計算に含めない。

[誤り H25 年-災 10A]

⇒「一部の特別支給金を除いて収支率の算出においてその計算に含める。」

□ メリット収支率を算定する基礎となる保険給付及び給付金の額には、社会復帰促進等事業として支給される特別支給金の額（通勤災害に係るものを除いたすべての額）も含まれる。

[誤り H18年-災10C]

⇒「（通勤災害に係るものや遺族特別一時金、障害特別年金差額一時金等に係るものを除いたすべての額を除く）」

□ 休業補償給付が支給された場合のメリット収支率の計算における保険給付の額の算定は、休業補償給付のうち当該負傷又は疾病に関する療養の開始後、2年を経過する日前に支給すべき事由の生じたものの額を合計した額により行われる。

[誤り H25年-災10C]

⇒「3年を経過する日前に」

□ メリット収支率を算定する基礎となる保険給付の額には、特定の業務に長期間従事することにより発生する疾病であって、厚生労働省令で定めるものにかかった者に係る保険給付の額は、含まれない。

[正解 H18年-災10E]

□ メリット収支率を算定する基礎となる保険給付の額には、特別加入している海外派遣者に係る保険給付の額は、含まれない。

[正解 H18年-災10D]

□ 継続事業（一括有期事業を含む。）に係るいわゆるメリット制の適用を受けることができる事業は、連続する3保険年度中の各保険年度において、少なくとも次のいずれかに該当する事業であることが必要である。

(1) 100人以上の労働者を使用する事業

(2) 20人以上100人未満の労働者を使用する事業であって所定の要件を満たすもの

(3) 建設の事業及び立木の伐採の事業であって当該年度の確定保険料の額が40万円以上であるもの

[正解 H24年-災9イ]

□ **メリット制**は、その適用を受けることができる事業であって、連続する3保険年度の最後の保険年度の末日において保険関係の成立後3年以上経過したものについて、その連続する3保険年度の間におけるいわゆるメリット収支率を基礎として運用される。

[正解 H18年-災10B]

[法 12 条の 2] 労災保険の特例（特例メリット制）

[出題実績] ○択一式 ◎選択式

H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—

□ 継続事業のメリット制が適用され、所定の数以下の労働者を使用する事業の事業主が、労働保険徴収法第 12 条の 2 に規定するメリット制の特例の適用を受けようとする場合は、連続する 3 保険年度中のいずれかの保険年度において、労働者の安全又は衛生を確保するための所定の措置を講じ、かつ、所定の期間内に当該措置が講じられたことを明らかにすることができる書類を添えて、労災保険率特例適用申告書を提出していることが必要である。

[正解 H22 年-災 10E]

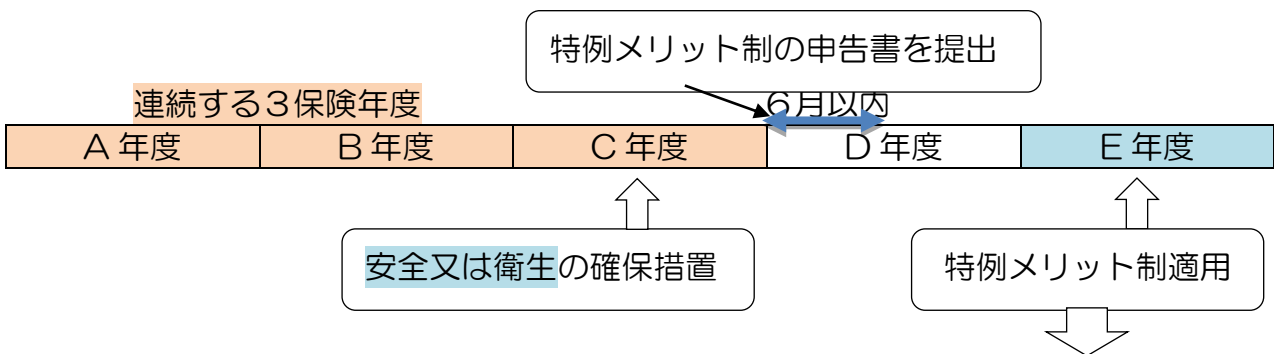
【POINT】

■特例メリット制

(目的)

一定規模の労働者を使用する中小事業主を対象に、労働者の安全又は衛生を確保するための特別の措置を講じた場合に、事業主の申告により適用される制度。

■C 年度で安全又は衛生の確保措置を講じた場合



【特例メリット制の効果】
 その事業に係る労災保険率から非業務災害率を減じた率を 100 分の 45 の範囲内で上下した率に非業務災害率を加えた率を労災保険率として適用

通勤災害および二次健康診断等給付等にかかる費用等に係る保険料率 (1,000 分の 0.6 全業種一律の料率)
 「非」業務とあるように、業務の影響を直接受けず、事業主の労災防止の努力及ばない通勤災害等は、計算から控除します。

【POINT】

■特例メリット制の要件

- ① 継続事業のメリット制が適用される事業で、建設の事業及び立木の伐採の事業以外の事業であること
- ② 規模要件
 - ・金融業、保険業、不動産業、小売業…使用労働者数常時 50 人以下
 - ・卸売業、サービス業…使用労働者数常時 100 人以下
 - ・その他の事業…使用労働者数常時 300 人以下
- ③ 連続する3保険年度中のいずれかの保険年度に、労働者の安全又は衛生を確保するための措置を講じること
- ④ ③の措置を講じた保険年度のいずれかの保険年度の次の保険年度の初日から6月以内に「労災保険率特例適用申告書」を厚生労働大臣に提出
- ⑤ 労災保険率から非業務災害率を減じた 100 分の 45 の範囲内で引き上げ又は引き下げ

[法 20 条] 有期事業のメリット制

[出題実績] ○択一式 ◎選択式

H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
—	〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	〇〇	—

□ 労災保険のいわゆるメリット制に関して、**有期事業の一括の適用を受けている建築物の解体の事業であって、その事業の当該保険年度の確定保険料の額が 40 万円未満のとき、その事業の請負金額（消費税等相当額を除く。）が 1 億 1,000 万円以上であれば、労災保険のいわゆるメリット制の適用対象となる場合がある。**

[誤り R4年-災9B]

⇒「連続する3保険年度中の各保険年度において 40 万円以上のときは」

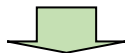
【POINT】

メリット制に関しては、「一括有期事業」なのか、「有期事業」なのか、確認する必要があります。

設問の場合は、「有期事業の一括（一括有期事業）」ということを念頭に、正誤の判断をする必要があります。

■継続事業（一括有期事業を含む。）に係るいわゆるメリット制の要件

- ①連続する 3 保険年度中の各保険年度においてその適用を受けることができる事業で、当該連続する 3 保険年度中の最後の保険年度に属する 3 月 31 日（基準日）において労災保険に係る保険関係が成立した後 3 年以上経過したもの
- ②連続する 3 保険年度中の各保険年度において、下記のいずれかに該当すること
 - （ア）100 人以上の労働者を使用していること
 - （イ）20 人以上 100 人未満の労働者を使用する事業 + 災害度係数 0.4 以上
 - （ウ）一括有期事業にあっては、**連続する 3 保険年度中の各保険年度において、確定保険料の額が 40 万円以上あること**



継続事業・一括有期事業のメリット制	有期事業のメリット制
連続する 3 保険年度中の各保険年度において、確定保険料の額が 40 万円以上	<ul style="list-style-type: none"> ●建設の事業 ⇒確定保険料の額が 40 万円以上又は請負金額が 1 億 1,000 万円以上 ●立木の伐採の事業 ⇒確定保険料の額が 40 万円以上又は素材の生産量が 1,000 立方メートル以上

□ 労災保険のいわゆるメリット制に関して、有期事業の一括の適用を受けていない立木の伐採の有期事業であって、その事業の素材の見込生産量が 1,000 立方メートル以上のとき、労災保険のいわゆるメリット制の適用対象となるものとされている。

[誤り R4年-災9C]

⇒「**素材の生産量**」

【POINT】

設問の場合、有期事業のうち、一括の適用を受けていない立木の伐採の事業のメリット制に関する内容です。

■有期事業のメリット制の要件

建設の事業	立木の伐採の事業
確定保険料の額が 40 万円以上	
請負金額が 1 億 1,000 万円以上	素材の生産量が 1,000 立方メートル以上

メリット制に関しては、事業が終了した後のことになるので、「見込み」という表現は使いません。

■立木の伐採の事業に関して、有期事業のメリット制に関しては、「**素材の生産量**」。
有期事業の一括の要件では、「**素材の見込み生産量**」になります。

有期事業の一括に関しては、事業を始める前になるので「見込み」になります。

■メリット制のポイント

業務災害の発生が多い事業	業務災害の発生が少ない事業
労災保険率又は労災保険料を引き上げる	労災保険率又は労災保険料を引き下げる

■労災保険率や労災保険料の上下

継続事業・一括有期事業	有期事業
労災保険率の上下	労災保険料の上下

「**率**」と「**料**」の違いに注意

□ 労働保険徴収法第7条の規定により有期事業の一括の適用を受けている建設の事業の場合において、メリット制の適用を受けるためには、当該保険年度の請負金額の総額が1億2000万円以上であることが必要である。

[誤り H22年-災10B]

⇒「当該該保険年度の請負金額の総額が1億1,000万円以上であるか又は確定保険料の額が40万円以上であることが必要である。」

【POINT】

■有期事業のメリット制の要件

- ① 有期事業に係る保険関係が成立している建設の事業又は立木の伐採の事業
- ② 確定保険料の額が40万円以上又は
 - ・建設の事業…請負金額が1億1,000万円以上
 - ・立木の伐採の事業…素材の生産量が1,000立方メートル以上
- ③ 事業終了後3か月経過した日前又は9か月経過した日前における収支率が100分の85を超え、又は100分の75以下であること

[有期事業のメリット制]

■有期事業である「建設の事業」又は「立木の伐採」の事業であって、下記のいずれかに該当する場合

建設の事業	立木の伐採の事業
確定保険料の額が40万円以上 又は 請負金額が1億1,000万円以上	確定保険料の額が40万円以上 又は 素材の生産量が1,000立方メートル以上

■収支率が100分の85を超え、又は100分の75以下であること。

保険給付の額+特別支給金の額

$$\text{収支率} = \frac{\text{保険給付の額} + \text{特別支給金の額}}{\text{保険料の額} \times \text{第1種調整率} \text{ 又は } \text{第2種調整率}}$$

● 収支率の算定期間

- ・事業が終了した日から3か月を経過した日以前の期間⇒第1種調整率を使う
- ・事業が終了した日から9か月を経過した日以前の期間⇒第2種調整率を使う

□ 労働保険徴収法第 20 条に規定する有期事業のメリット制の適用により、確定保険料の額を引き上げた場合には、所轄都道府県労働局歳入徴収官は、当該引き上げられた確定保険料の額と当該事業主が既に申告・納付した確定保険料の額との差額を徴収するものとし、通知を発する日から起算して 30 日を経過した日を納期限と定め、当該納期限、納付すべき当該差額及びその算定の基礎となる事項を事業主に通知しなければならない。

[正解 H22 年-災 10C]

【POINT】

■ 差額徴収

【差額徴収】…確定保険料の額の引き上げ
都道府県労働局歳入徴収官が通知を発する日から起算して 30 日を経過した日を納期限とし納入告知書により通知

【還付・充当】…確定保険料の額の引き下げ
都道府県労働局歳入徴収官から通知を受けた日の翌日から起算して 10 日以内に請求

- 資金前渡官吏が還付
- 請求ない時⇒歳入徴収官が充当

□ 労働保険徴収法第 20 条に規定する有期事業のメリット制の適用により、確定保険料の額を引き下げた場合には、所轄都道府県労働局歳入徴収官は、当該引き下げられた確定保険料の額を事業主に通知するが、この場合、当該事業主が既に申告・納付した確定保険料の額と当該引き下げられた額との差額の還付を受けるためには、当該通知を受けた日の翌日から起算して 10 日以内に、官署支出官又は所轄都道府県労働局資金前渡官吏に労働保険料還付請求書を提出する必要がある。

[正解 H22 年-災 10D] (改題)

[法 33 条他] 労働保険事務組合

[出題実績] ○択一式 (H20.21.22) ◎選択式

H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
—	—	○	—	○	—	—	○	○	—	○○	—	—

[法 33 条]

中小企業等協同組合法第 3 条の事業協同組合又は協同組合連合会その他の事業主の団体又はその連合団体は、団体の構成員又は連合団体を構成する団体の構成員である事業主その他厚生労働省令で定める事業主（厚生労働省令で定める数を超える数の労働者を使用する事業主を除く。）の委託を受けて、これらの者が行うべき労働保険料の納付その他の労働保険に関する事項（印紙保険料に関する事項を除く。以下「労働保険事務」という。）を処理することができる。

□ **労働保険事務組合は**、雇用保険に係る保険関係が成立している事業にあっては、**労働保険事務の処理の委託をしている事業主ごとに雇用保険被保険者関係届出事務等処理簿を事務所に備えておかなければならない。**

[正解 R3年-雇9A]

【POINT】

労働保険事務組合帳簿の備付けに関する問題です。

労働保険事務組合は、その処理する労働保険事務に関する事項を記載した次の帳簿を事務所に備えておかなければならない。

- ①「労働保険事務等処理委託事業主名簿」
- ②「労働保険料等徴収及び納付簿」
- ③「雇用保険被保険者関係届出事務等処理簿」

■帳簿の保存期間

①「労働保険事務等処理委託事業主名簿」	完結の日から 3 年間
②「労働保険料等徴収及び納付簿」	
③「雇用保険被保険者関係届出事務等処理簿」	完結の日から 4 年間

□ 労働保険徴収法第33条第1項に規定する事業主の団体の構成員又はその連合団体を構成する団体の構成員である事業主以外の事業主であっても、労働保険事務の処理を委託することが必要であると認められる事業主は、労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託することができる。

[正解 R3年-雇9B]

【POINT】

労働保険事務組合に委託することが可能な事業主の範囲は、下記になります。

- ① 団体の構成員である事業主
- ② 連合団体を構成する団体の構成員である事業主
- ③ ①及び②以外の事業主

都道府県労働局長が地域の実情を勘案して判断

- ・ 委託しなければ労働保険への加入が困難な場合
- ・ 委託することにより当該事業における負担が軽減されると認められる場合

□ 保険給付に関する請求書等の事務手続及びその代行、雇用保険二事業に係る事務手続及びその代行、印紙保険料に関する事項などは、事業主が労働保険事務組合に処理を委託できる労働保険事務の範囲に含まれない。

[正解 R3年-雇9C]

【POINT】

■ 委託できない労働保険事務

- ① 印紙保険料に関する事項
- ② 労災保険の保険給付及び特別支給金に関する請求書等に係る事務手続及びその代行
- ③ 雇用保険の保険給付に関する請求書等に係る事務手続及びその代行
- ④ 雇用保険二事業に係る事務手続及びその代行

■ 労働保険事務組合が処理できる労働保険事務

- ① 概算保険料、確定保険料及び一般拠出金などの申告及び納付
- ② 保険関係成立届、任意加入の申請、雇用保険の事務所設置届の提出等
- ③ 労災保険の特別加入の申請等
- ④ 雇用保険の被保険者に関する届出等
- ⑤ その他労働保険についての申請、届出、報告等

試験対策としては、「委託できない労働保険事務」を覚えてください。

□ 労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託している事業場の所在地を管轄する行政庁が、当該労働保険事務組合の主たる事務所の所在地を管轄する行政庁と異なる場合、当該事業場についての一般保険料の徴収は、労働保険事務組合の主たる事務所の所在地の都道府県労働局歳入徴収官が行う。

[正解 R3年-雇9D]

【POINT】

事務の管轄（則1条の3項）に関する問題です。

労働保険関係事務のうち、次の労働保険料及びこれに係る徴収金の徴収に関する事務は、事業場の所在地を管轄する都道府県労働局労働保険特別会計歳入徴収官が行う。

例えば、東京都内に労働保険事務組合がある場合で、労働保険事務の処理を委託しているA事業場の所在地が神奈川県の場合

⇒A事業場の徴収金に関する事務は、労働保険事務組合の主たる事務所である東京都の「労働局労働保険特別会計歳入徴収官」が行います。

□ 労働保険事務組合は、労働保険事務の処理の委託があったときは、委託を受けた日の翌日から起算して14日以内に、労働保険徴収法施行規則第64条に定める事項を記載した届書を、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出しなければならない。

[誤り R3年-雇9E]

⇒「遅滞なく」

【POINT】

労働保険事務組合は、労働保険事務の処理の委託があったときは、「遅滞なく」、「労働保険事務等処理委託届」を、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出する必要があります。

□ **労働保険事務組合は**、労災保険に係る保険関係が成立している二元適用事業の事業主から労働保険事務の処理に係る委託があったときは、労働保険徴収法施行規則第 64 条に掲げられている事項を記載した届書を、所轄労働基準監督署長又は所轄公共職業安定所長を経由して都道府県労働局長に提出しなければならない。

[誤り R1年-雇9B]

⇒所轄公共職業安定所長を経由してすることはできない。

【POINT】

二元適用事業とは、労災保険及び雇用保険に係る保険事務を別個の2つの事業として二元的に処理する事業のことを称します。

設問の押さえ方として、「労災保険に係る二元適用事業」ということでハローワークからすれば、業務外ということで経由することはできません。

■労働保険徴収法施行規則第 64 条（委託等の届出）

労働保険事務組合は、労働保険事務の処理の委託があったときは、遅滞なく、労働保険事務等処理委託届（様式第一号）を、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出しなければならない。

□ **労働保険事務組合は**、定款に記載された事項に変更を生じた場合には、その変更があった日の翌日から起算して 14 日以内に、その旨を記載した届書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

[誤り R1年-雇9C]

⇒「都道府県労働局長に」

【POINT】

「厚生労働大臣」ではなく、「都道府県労働局長」にすれば正解です。

労働保険事務組合は、認可申請書や定款に記載された事項に変更が生じた場合

14 日以内

主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出

□ 労働保険事務組合の認可を受けようとする事業主の団体又はその連合団体は、事業主の団体の場合は法人でなければならないが、その連合団体の場合は代表者の定めがあれば法人でなくともよい。

[誤り H29年-雇10C]

⇒「法人でなくとも構わない」

⇒「法人でない団体又は連合団体の場合には、代表者の定めがないものは、労働保険事務組合の認可を受けることができない。」

【POINT】

事業主の団体又はその連合団体は、法人でなくとも、労働保険事務組合の認可を受けることが可能です。

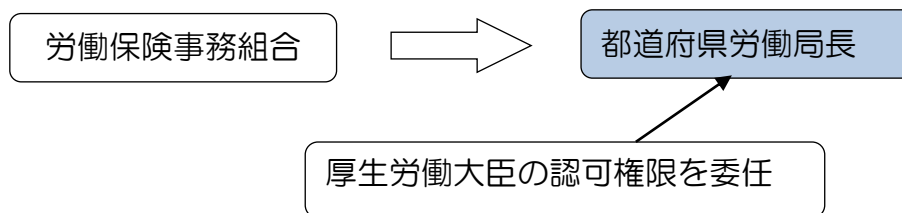
ただし、法人でない団体又は連合団体の場合には、代表者の定めが必要になります。

□ 労働保険事務組合の認可及び認可の取消しに関する権限を行使し、並びに業務廃止の届出の提出先となっているのは、厚生労働大臣の委任を受けた所轄都道府県労働局長である。

[正解 H28年-雇8D]

【POINT】

■労働保険事務組合の認可、認可の取消し、業務廃止の届出



□ 労働保険事務等処理委託届は、労働保険事務組合が労災保険に係る保険関係が成立している事業のうち二元適用事業又は労災保険の特別加入に係る一人親方等の団体のみの委託を受けて労働保険事務を処理する場合には、当該事務組合の主たる事務所の所在地を管轄する公共職業安定所長を経由して、当該事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出しなければならない。

[誤り H25年-災9E]

⇒「労働基準監督署長を経由して」

□ 法人でない団体については、団体の事業内容、構成員の範囲、その他団体の組織、運営方法等から団体性が明確でない場合であっても、都道府県労働局長の判断により事務組合としての認可を受けることができる。

[誤り H15年-雇9A]

⇒「団体性が明確であれば」

□ 事業主の団体又はその連合団体が労働保険事務の処理の業務を行おうとするときは、90日前までに、労働保険事務組合認可申請書を所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。

[誤り H16年-災10B]

⇒「90日前までに」を削除すれば正しい。

【POINT】

労働保険事務組合認可申請書に関しては、特に提出期限は規定されていません。

労働保険事務組合手続

⇒すべて主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長

■認可を受けようとする場合

「労働保険事務組合認可申請書」を提出⇒期限はなし

■変更が生じた場合

「その旨を記載した届書」⇒変更日の翌日から起算して14日以内

■業務を廃止する場合

「労働保険事務組合業務廃止届」⇒60日前

□ 労働保険事務組合は、労働保険事務の処理の業務を廃止しようとするときは、60日前までに、届書を所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。

[正解 H16年-災10D]

□ 労働保険事務組合は、労働保険事務の処理の業務を廃止しようとするときは、60日前までに、その旨の届書を、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出しなければならない。

[正解 H20年-雇10E]

□ 労働保険事務組合が、労働保険事務の処理に係る業務を廃止しようとするときは、60日前までに、労働保険事務等処理委託解除届を当該労働保険事務組合の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出することによって行わなければならない。

[誤り H23年-災9D]

⇒「労働保険事務組合業務廃止届を」

□ 厚生労働大臣の認可を受けて、労働保険事務組合になることができる主体は、事業主の団体又はその連合団体（法人でない団体又は連合団体であって代表者の定めがないものを除く。）に限られている。

[正解 H19年-雇8C]

□ 労働保険事務組合は、労働保険事務組合認可申請書に添付された定款の記載に変更を生じた場合には、その変更があった日の翌日から起算して14日以内に、その旨を記載した届書をその主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出しなければならない。

[正解 H20年-雇10A]

□ 労働保険事務組合の認可を受けたときは法人でなかった団体が、その後法人となった場合であって、引き続き事務組合としての業務を行おうとするときは、認可を受けた事務組合についての業務を廃止する旨の届を提出するとともに、あらためて認可申請をしなければならない。

[正解 H15年-雇9E]

□ 事務組合の認可の取消事由には、徴収法等の労働保険関係法令の規定に違反したときのほか、その行うべき労働保険事務の処理を怠り、又はその処理が著しく不当であると認められる場合も含まれる。

[正解 H18年-雇10E]

【POINT】

■労働保険事務組合の認可取り消し

下記のいずれかに該当したときに厚生労働大臣は労働保険事務組合の認可を取り消すことができる。

- 労働保険関係法令の規定違反したとき
- 労働保険事務の処理を怠ったとき・処理が著しく不当であるとき

□ 労働保険事務組合は、労働保険事務の処理の委託があったときは、遅滞なく、労働保険事務等処理委託届を所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。

[正解 H16年-災10E]

【POINT】

■ 委託等の届出

⇒ 遅滞なく、主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出

事務処理の委託があった場合 「労働保険事務等処理委託届」	事務処理の委託解除があった場合 「労働保険事務処理委託解除届」
---------------------------------	------------------------------------

□ 労働保険事務組合は、労働保険事務の処理の委託の解除があったときは、遅滞なく、労働保険事務等処理委託解除届をその主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出しなければならない。

[正解 H20年-雇10B]

【則 62 条】 委託事業主の範囲

[出題実績] ○択一式 (H20、21) ◎選択式

H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
○	—	—	—	—	—	—	—	○○	—	—	—	—

□ **金融業を主たる事業とする事業主であり、常時使用する労働者が 50 人を超える場合、労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託することはできない。**

[正解 R1年-雇9A]

【POINT】

■委託事業主の範囲

金融業・保険業・不動産業・小売業	卸売業・サービス業	その他の業種
常時 50 人以下	常時 100 人以下	常時 300 人以下

□ **労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託することができる事業主は、当該労働保険事務組合の主たる事務所が所在する都道府県に主たる事務所をもつ事業の事業主に限られる。**

[誤り H29年-雇10A]

⇒「限らない。」

【POINT】

■令和2年法改正

改正前	改正後
労働保険事務組合に隣接する都道府県に主たる事務所をもつ事業の事業主限定。 隣接する都道府県に主たる事務所をもつ事業の事業主が全委託事業主の 20%以内も徹廃。	労働保険事務を委託できる事業主の主たる事務所の所在地に制限なし

□ **事務組合に労働保険事務の処理を委託することができる事業主は、事務組合の主たる事務所が所在する都道府県に主たる事務所を有するものに限られる。**

[誤り H15年-雇9B]

⇒「限らない。」

□ 労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託することができる事業主は、継続事業（一括有期事業を含む。）のみを行っている事業主に限られる。

[誤り H29年-雇10B]

⇒「に限られない。」

【POINT】

所定の要件を満たした場合は、継続事業、有期事業の別を問わず、労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託することが可能です。

□ 労働保険事務組合は、業種を問わず、常時100人以下の労働者を使用する事業主の委託を受けて、当該事業主が行うべき労働保険料の納付その他の労働保険に関する事項（印紙保険料に関する事項を除く。以下「労働保険事務」という。）を処理することができる。

[誤り H19年-雇8A]

⇒「一定規模以下の」

□ 事業主は、事業の期間が予定される事業（有期事業）については、労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託することはできない。

[誤り H19年-雇8B]

⇒「委託することはできる。」

□ 常時300人以下の労働者を使用する建設の事業の事業主は、事業の期間が予定される有期事業（一括有期事業を除く。）については、労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託することはできない。

[誤り H21年-災8C]

⇒「委託することはできる。」

□ 事務組合に委託をすることが可能な事業主は、事務組合としての認可を受けた事業主団体又はその連合団体の構成員に限られ、これらの団体又は連合団体の構成員以外の者は含まれない。

[誤り H18年-雇10B]

⇒「以外にも委託することはできる。」

□ 事業主の団体又はその連合団体（法人でない団体又は連合団体であって代表者の定めがないものを除く。以下同じ。）は、厚生労働大臣の認可を受けた場合には、団体の構成員若しくは連合団体を構成する団体の構成員である事業主又はそれ以外の事業主であって厚生労働省令で定める数を超えない数の労働者を使用するものの委託を受けて労働保険事務を処理することができる。

[正解 H16年-災10A]

【POINT】

■委託事業主の範囲

- ①団体の構成員若しくは連合団体を構成する団体の構成員である事業主
- ②①以外の事業主で労働保険事務の処理を委託することが必要であると認められる事業主

■上記①、②+「規模要件」

金融業・保険業・不動産業・小売業	卸売業・サービス業	その他の業種
常時 50 人以下	常時 100 人以下	常時 300 人以下

[法 33 条 1 項] 労働保険事務組合 委託業務の範囲

[出題実績] ○択一式 (H20、21) ◎選択式

H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
—	—	〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

□ 労働保険事務組合の主たる事務所が所在する都道府県に主たる事務所を持つ事業の事業主のほか、他の都道府県に主たる事務所を持つ事業の事業主についても、当該労働保険事務組合に労働保険事務を委託することができる。

[正解 R5年-災9A]

【POINT】

■労働保険事務組合の認可基準

- ①法人でない団体等の場合は、その代表者が決められていること。
- ②定款や規約等により団体性が明確であること。
- ③定款等において、団体等の構成員等の委託を受けて労働保険事務の処理を行うことができる旨を定めていること。
- ④労働保険事務の委託を予定している事業主の数が 30 以上あること。
- ⑤労働保険事務組合としての認可を受ける前に、当該団体等の本来の事業目的に係る運営実績が 2 年以上あること。
- ⑥相当の財産を有し、労働保険料の納付等の責任を負うことができるものであること。
- ⑦労働保険事務を確実に行う能力の有る者を配置しており、当該事務を適切に処理できる体制が確立されていること。
- ⑧団体等の役員及び認可後の事務組合で予定する事務の総括者が、社会的信用を有し、その業務に深い関心と理解があること。等々

■令和元年改正により下記項目は廃止

・労働保険事務組合の主たる事務所が所在する都道府県に隣接する都道府県に主たる事務所が所在する事業の事業主が、全委託事業主の 20%以内である場合には、労働保険事務組合として労働保険事務を行うことができる。

■令和2年4月1日

労働保険事務組合の主たる事務所が所在する都道府県に、主たる事務所を持つ事業の事業主のほか、他の都道府県の事業の事業主についても、労働保険事務組合に労働保険事務を委託できることが可能になった。

□ 労働保険事務組合の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長は、必要があると認めるときは、当該労働保険事務組合に対し、当該労働保険事務組合が労働保険事務の処理の委託を受けることができる事業の行われる地域について必要な指示をすることができる。

[正解 R5年-災9B]

【POINT】

設問の通り正解です。

■ 委託事業主の範囲（則 62 条 3 項）

労働保険事務組合の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長は、必要があると認めるときは、当該労働保険事務組合に対し、当該労働保険事務組合が労働保険事務の処理の委託を受けることができる事業の行われる地域について必要な指示をすることができる。

□ 労働保険事務組合は労働保険徴収法第 33 条第 2 項に規定する厚生労働大臣の認可を受けることによって全く新しい団体が設立されるわけではなく、既存の事業主の団体等がその事業の一環として、事業主が処理すべき労働保険事務を代理して処理するものである。

[正解 R5年-災9C]

【POINT】

労働保険事務組合は、委託事業主の「労働保険料の申告・納付」、「各種届等」を委託事業主に代わって、まとめて行政対して行います。

例えば、商店街には、イベントや集客等々を取りまとめる商店組合や連合会のような組織があります。

各商店が、組合費を支払い運営しているイメージです。

それぞれの商店は、労働者を雇い入れると労働保険の加入、労働保険料の申告・納付等の手続きが必要になります。

そのような労働保険に関する行政への手続きや申告・納付をそれぞれの商店に代行する組織が労働保険事務組合になります。

■ 労働保険事務組合へ委託するメリット

- 事業主自身の事務処理の軽減。
- 保険料（金額に関わらず）を年 3 回に分けて納付可能。
- 事業主および家族従事者も労災保険に特別加入可能。

□ 労働保険事務組合事務処理規約に規定する期限までに、確定保険料申告書を作成するための事実を事業主が報告したにもかかわらず、労働保険事務組合が労働保険徴収法の定める申告期限までに確定保険料申告書を提出しなかったため、所轄都道府県労働局歳入徴収官が確定保険料の額を認定決定し、追徴金を徴収することとした場合、当該事業主が当該追徴金を納付するための金銭を当該労働保険事務組合に交付しなかったときは、当該労働保険事務組合は政府に対して当該追徴金の納付責任を負うことはない。

[誤り R5年-災9D]

⇒「追徴金の納付責任を負うことはある。」

【POINT】

時系列で確認します。

①確定保険料申告書を作成するための事実を事業主が報告

⇒賃金総額等の資料を事務組合に報告

②事務組合は、申告期限までに「確定保険料申告書」を未提出

③歳入徴収官が認定決定

「確定保険料の認定決定」「印紙保険料の認定決定」が行われたときは、ペナルティーとして「追徴金」徴収されます。

■ 労働保険事務組合の責任（法 35 条）

①労働保険事務組合への委託に基づき、事業主が労働保険関係法令の規定による労働保険料その他の徴収金の納付のため、金銭を労働保険事務組合に交付したときは、その金額の限度で、労働保険事務組合は、政府に対して当該徴収金の納付の責めに任ずるものとする。

②労働保険関係法令の規定により政府が追徴金又は延滞金を徴収する場合において、その徴収について労働保険事務組合の責めに帰すべき理由があるときは、その限度で、労働保険事務組合は、政府に対して当該徴収金の納付の責めに任ずるものとする。

設問のように、事業主が追徴金を労働保険事務組合に交付しなかったとしても、労働保険事務組合が納付する責任を負うので、労働保険事務組合は、政府に対して、徴収金の納付の責めに任ずるものとしています。

□ **清掃業を主たる事業とする事業主は**、その使用する労働者数が臨時に増加し一時的に300人を超えることとなった場合でも、常態として300人以下であれば労働保険事務の処理を労働保険事務組合に委託することができる。

[正解 R5年-災9E]

【POINT】

■労働保険事務組合に委託する事業主の範囲

金融業・保険業 不動産業・小売業	卸売り・サービス業	左記以外のその他の事業
常時使用する労働者数 50人以下	常時使用する労働者数 100人以下	常時使用する労働者数 300人以下

清掃業は、上記のうち「その他の事業」ということで、常時使用する労働者数は300人以下になります。

労働保険事務組合事務処理手引により、臨時に労働者を雇用する等で、一時的に使用する労働者数が50以上、100人以上、300人以上になった場合でも、常時（常態として）50人、100人、300人以下であれば、該当します。

□ **労働保険事務組合は**、団体の構成員又は連合団体を構成する団体の構成員である事業主その他厚生労働省令で定める事業主（厚生労働省令で定める数を超える数の労働者を使用する事業主を除く。）の委託を受けて、労災保険の保険給付に関する請求の事務を行うことができる。

[誤り R1年-雇9D]

⇒「行うことができない。」

【POINT】

労働保険事務の委託可能な事務の範囲は規定されています。

- ①概算保険料、確定保険料の申告、納付に関する事務
- ②保険関係成立届、任意加入の申請、雇用保険の事務所設置届出の提出等
- ③労災保険の特別加入の申請等
- ④雇用保険の被保険者に関する届出等の事務
- ⑤その他労働保険についての申請、届出、報告等に関する事務

試験対策上「委託できない労働保険事務」を押さえていきます。

- 印紙保険料に関する事務
- 雇用保険の給付に関する請求書等に係る事務
- 雇用保険二事業に係る事務（雇用安定事業等）

□ 事務組合は、事業主の委託を受けて、事業主が行うべき労働保険料の納付その他の労働保険に関する事項を処理することができるが、この事項には印紙保険料に関する事項も含まれる。

[誤り H18年-雇10C]

⇒「印紙保険料に関する事項は含まれない。」

【POINT】

労働保険事務組合に委託できない業務の範囲

- 印紙保険料に関する事項
- 労災保険の保険給付・特別支給金に関する請求等の事務手続
- 雇用保険の保険給付に関する請求書等の事務手続
- 雇用保険二事業に係る事務手続

□ 事務組合に委託された労働保険事務については、原則として、当該事務組合の主たる事務所の所在地を管轄する行政庁を所轄行政庁としているが、この場合の行政庁に労働基準監督署は含まれない。

[誤り H18年-雇10A]

⇒「含まれている。」

□ 厚生労働大臣の認可を受けて、労働保険事務組合となった団体は、労働保険事務を専業で行わなければならない。

[誤り H19年-雇8D]

⇒「行わなければならないという規定はない。」

□ 労働保険事務組合は、事業主の委託を受けて、労働保険料（印紙保険料を除く。）の納付に関する事務を処理することができるが、雇用保険の被保険者の資格取得及び喪失の届出に関する事務を処理することはできない。

[誤り H19年-雇8E]

⇒「処理することはできる。」

□ 労働保険徴収法第 33 条第 1 項の規定により、事業主が労働保険事務組合に委託して処理させることができると定められている労働保険事務として、次の記述のうち、誤っているものはどれか。

[誤り B H23 年-雇 8]

(A) 雇用保険被保険者資格取得届を所轄公共職業安定所長に提出する事務 (○)

(B) 印紙保険料納付状況報告書を所轄都道府県労働局歳入徴収官に提出する事務 (×)

(C) 雇用保険の適用事業所の設置の届書を所轄公共職業安定所長に提出する事務 (○)

(D) 労災保険の任意加入申請書を所轄都道府県労働局長に提出する事務 (○)

(E) 労災保険の中小事業主等の特別加入申請書を所轄都道府県労働局長に提出する事務 (○)

[法 34 条] 労働保険事務組合に対する通知等

[出題実績] ○択一式 (H20) ◎選択式

H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
—	—	—	—	〇〇	—	—	—	〇	—	—	—	—

□ 労働保険事務組合の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長は、労働保険事務組合の認可の取消しがあったときには、その旨を、当該労働保険事務組合に係る委託事業主に対し通知しなければならない。

[正解 H29年-雇10D]

【POINT】

設問の通り通知することが必要です。

□ 公共職業安定所長が雇用保険法第 9 条第 1 項の規定による労働者が被保険者となったこと又は被保険者でなくなったことの確認をしたときの、委託事業主に対してする通知が、労働保険事務組合に対してなされたときは、当該通知は当該委託事業主に対してなされたものとみなされる。

[正解 H25年-雇8B]

□ 労働保険徴収法第 19 条第 4 項の規定により委託事業主に対してする認定決定の通知が労働保険事務組合に対してなされた場合、その通知の効果については、当該労働保険事務組合と当該委託事業主との間の委託契約の内容によっては当該委託事業主に及ばないことがある。

[誤り H25年-雇8D]

⇒「委託契約内容のいかんにかかわらず、当該委託事業主に及び。」

□ 事務組合に労働保険事務の処理を委託した事業主が労働保険料を納付しない場合、政府は、その事務組合に対して督促をすることができ、当該督促は当該委託事業主に対して行われたものとみなされる。

[正解 H17年-雇10D]

□ 政府は、事務組合に労働保険事務の処理を委託した事業主に対してすべき労働保険料の納入の告知等を、その事務組合に対してすることができるが、この場合、事務組合と委託事業主との間の委託契約の内容によっては、その告知等の効果が委託事業主に及ばないことがある。

[誤り H18年-雇10D]

⇒ 「内容のいかんにかかわらず、委託事業主に対してしたものとみなされ、法律上当然その告知等の効果が委託事業主に及ぶ。」

[法 35 条] 労働保険事務組合の責任等

[出題実績] ○択一式 (H22) ◎選択式

H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
—	—	—	—	〇〇	—	—	—	〇	—	—	—	—

□ 労働保険事務組合が、委託を受けている事業主から交付された追徴金を督促状の指定期限までに納付しなかったために発生した延滞金について、政府は当該労働保険事務組合と当該事業主の両者に対して同時に当該延滞金に関する処分を行うこととなっている。

[誤り R1年-雇9E]

⇒追徴金に延滞金はかからないのであやまり。また、後半のような規定なし。

【POINT】

■前半の論点…追徴金に延滞金が課せられることはないので誤り。

■後半の論点…「両者同時に処分する。」という規定はないので誤り。

政府は、労働保険事務組合が納付すべき徴収金については、当該労働保険事務組合に対して滞納処分をしてもなお徴収すべき残余がある場合に限り、その残余の額を当該事業主から徴収することができる。

政府は、まず事務組合に対して処分をして、残余があれば事業主を処分します。

□ 労働保険事務組合は、概算保険料の納期限が到来しているにもかかわらず、委託事業主が概算保険料の納付のための金銭を労働保険事務組合に交付しない場合、当該概算保険料を立て替えて納付しなければならない。

[誤り H25年-雇8A]

⇒「立て替えて納付する義務はない。」

□ 労働保険料の納付義務者である委託事業主に係る督促状を労働保険事務組合が受けたが、当該労働保険事務組合が当該委託事業主に対して督促があった旨の通知をしないため、当該委託事業主が督促状の指定期限までに納付できず、延滞金を徴収される場合、当該委託事業主のみが延滞金の納付の責任を負う。

[誤り H25年-雇8C]

⇒「その限度で労働保険事務組合も延滞金の納付の義務を負う。」

□ **政府は**、委託事業主に使用されている者又は使用されていた者が、雇用保険の失業等給付を不正に受給した場合に、それが労働保険事務組合の虚偽の届出、報告又は証明によるものであっても、当該委託事業主に対し、不正に受給した者と当該委託事業主が連帯して、失業等給付の返還又は納付を命ぜられた金額の納付をすることを命ずることとなり、当該労働保険事務組合に対してはその返還等を命ずることはできない。

[誤り H25年-雇8E]

⇒「場合、当該労働保険事務組合に対し、不正に受給した者と連帯して、失業等給付の返還又は納付を命ぜられた金額の納付をすることを命ずることができる。」

□ 事務組合に委託する事業主が、労働保険料その他の徴収金を納付するため、金銭を事務組合に交付したときは、その金額の限度で、**事務組合は**、政府に対して当該徴収金の納付責任がある。

[正解 H17年-雇10B]

□ **委託事業主が労働保険料その他の徴収金の納付のため金銭を労働保険事務組合に交付したときは**、当該委託事業主は当該徴収金を納付したものとみなされるので、当該労働保険事務組合が交付を受けた当該徴収金について滞納があり滞納処分をしてもなお徴収すべき残余がある場合においても、当該委託事業主は、当該徴収金に係る残余の額を徴収されることはない。

[誤り H29年-雇10E]

⇒「当該徴収金に係る残余の額を徴収されることはある。」

【POINT】

労働保険事務組合は、少なくとも **30 以上**（労働保険事務組合の設立要件）の会社から年度更新の際に労働保険料を集めて（徴収して）、行政へ申告・納付します。

仮に、労働保険事務組合が各会社から預かった労働保険料を滞納してしまい、滞納処分（例えば、差し押さえ）を受けた場合に、徴収金の総額に満たない場合（**残余がある**）には、その**残余**の部分について、委託事業主にも責任が生ずるという規定です。

□ 事務組合の責めに帰すべき事由によって生じた労働保険料の延滞金については、当該事務組合に対して国税滞納処分の例によって処分してもなお徴収すべき残余がある場合であっても、**政府は**、その残余の額を当該事務組合に事務処理を委託している事業主から徴収することができない。

[誤り H17年-雇10C]

⇒「徴収することができる。」

□ 事業主が、労働保険事務の処理を委託した労働保険事務組合に労働保険料等の納付のため金銭を交付したときは、その金額の限度で、労働保険事務組合は、政府に対して当該労働保険料等の納付の責めに任ずる。

[正解 H16年-災10C]

□ 労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託している事業主が、当該事務組合に対して確定保険料申告書を作成するための賃金等の報告をせず、その結果、当該事務組合が申告納期までに確定保険料申告書を提出できなかったため、政府が確定保険料額を認定決定し、追徴金を徴収する場合、当該事務組合は、その責めに帰すべき理由がないにもかかわらず、その追徴金につき政府に対して納付の責めに任ずるものである。

[誤り H15年-雇9D]

⇒ 「その責めに帰すべき理由がないので、その追徴金につき政府に対して納付の責めはない。」

□ 労働保険事務組合は、労働保険事務等処理委託事業主名簿と労働保険料等徴収及び納付簿を事務所に備えておかなければならないが、雇用保険被保険者関係届出事務等処理簿は備える必要はない。

[誤り H20年-雇10C]

⇒ 「備えておかなければならない。」

【POINT】

■ 帳簿の保存期間…徴収法は3年と4年

「労働保険事務等処理委託事業主名簿」
「労働保険料等徴収及び納付簿」

■ 書類の保存

労働基準法 労災法	徴収法	雇用保険法	健康保険法 厚生年金保険法
3年間	3年間 4年間	2年間 4年間	2年間

「雇用保険被保険者関係届出事務等処理簿」

「被保険者に関する書類」

〔整備法 23 条〕労働保険事務組合の報奨金制度

〔出題実績〕 ○択一式 (H22) ◎選択式

H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

□ 労働保険事務組合は、報奨金の交付を受けようとするときは、9月15日までに所定の事項を記載した申請書を、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出しなければならない。

〔誤り H20 年-雇 10D〕

⇒ 「10月15日までに」

【POINT】

報奨金の交付の申請時期に関して、平成 25 年 5 月 17 日施行で 10月15日に改正になっています。

□ 労働保険事務組合が、政府から、労働保険料に係る報奨金の交付を受けるには、前年度の労働保険料（当該労働保険料に係る追徴金を含み延滞金を除く。）について、国税滞納処分の例による処分を受けたことがないことがその要件とされている。

〔誤り H30 年-雇 10A〕

⇒ 「(当該労働保険料に係る追徴金を含み延滞金を含む。)」

□ 労働保険事務組合は、その納付すべき労働保険料を完納していた場合に限り、政府から、労働保険料に係る報奨金の交付を受けることができる。

〔誤り H30 年-雇 10B〕

⇒ 「前年度の労働保険料であって、その確定保険料の額の合計額の 100 分の 95 以上の額が納付されていた場合に」

□ 労働保険料に係る報奨金の交付要件である労働保険事務組合が委託を受けて労働保険料を納付する事業主とは、常時 15 人以下の労働者を使用する事業の事業主のことをいうが、この「常時 15 人」か否かの判断は、事業主単位ではなく、事業単位（一括された事業については、一括後の事業単位）で行う。

[正解 H30 年-雇 10C]

事業主単位ではなく、事業単位

【POINT】

■ 報奨金交付の要件

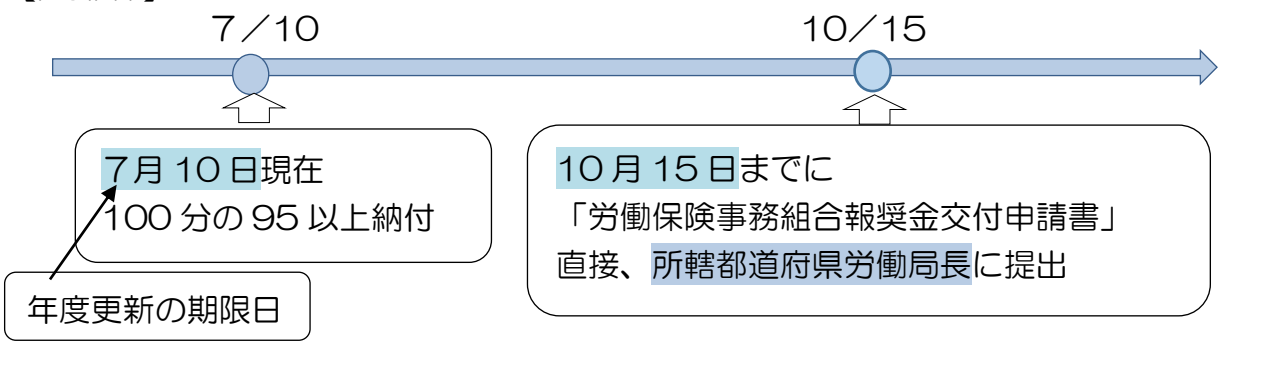
- (1) 7月10日において、前年度の労働保険料（当該労働保険料に係る追徴金及び延滞金を含む。）であって、常時15人以下の労働者を使用する事業の事業主の委託に係るものにつき、その確定保険料の額（追徴金又は延滞金を納付すべき場合には、確定保険料の額と当該追徴金又は延滞金の額との合計額）の合計額の100分の95以上の額が納付されていること。
- (2) 前年度の労働保険料等について、国税滞納処分の例による処分を受けたことがないこと。
- (3) 偽りその他不正の行為により、前年度の労働保険料等の徴収を免れ、又はその還付を受けたことがないこと。

□ 労働保険料に係る報奨金の交付を受けようとする労働保険事務組合は、労働保険事務組合報奨金交付申請書を、所轄公共職業安定所長に提出しなければならない。

[誤り H30 年-雇 10D]

⇒ 「所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。」

【POINT】



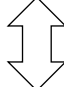
□ 労働保険料に係る報奨金の額は、現在、労働保険事務組合ごとに、2千万円以下の額とされている。

[誤り H30年-雇10E]

⇒ 「1,000万円又は所定の額のいずれか低い額以内とされている。」

【POINT】

(1) 前年度の労働保険料の額 \times $\frac{2}{100}$ + 厚生労働省令で定める額

低い額 

(2) 1,000万円

【費用の負担】

[出題実績] ○択一式 (H21) ◎選択式

H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
—	〇〇	—	—	〇	—	—	—	—	—	—	—	—

□ **事業主は、雇用保険の被保険者が負担すべき労働保険料相当額を被保険者の賃金から控除することが認められているが、この控除は、被保険者に賃金を支払う都度、当該賃金に**応ずる額についてのみ行うことができるものとされているので、例えば、月給制で毎月賃金を支払う場合に、1年間分の被保険者負担保険料額全額をまとめて控除することはできない。

[正解 H25年-雇10D]

□ **雇用保険の日雇労働被保険者は、印紙保険料の額の2分の1の額を負担しなければならないが、当該日雇労働被保険者に係る一般保険料を負担する必要はない。**

[誤り H22年-雇8A]

⇒ 「合わせて、当該被保険者に雇用保険率に応ずる部分の額から、その額に二事業率を乗じて得た額を減じた額の2分の1の額を負担する必要がある。」

□ **労災保険及び雇用保険に係る保険関係が成立している場合であって、免除対象高年齢労働者を使用しない事業については、雇用保険の被保険者は、一般保険料の額のうち雇用保険率に応ずる部分の額から、その額に二事業率を乗じて得た額を減じた額の2分の1を負担することとされている。**

[正解 H22年-雇8B]

【POINT】

■ 保険料の負担

① 労災保険に係る保険料 ⇒ 全額事業主が負担

② 雇用保険に係る一般保険料

- 被保険者負担分 ⇒ 賃金総額 × (雇用保険率 - 二事業率) × 1/2
- 事業主負担分 ⇒ 賃金総額 × (雇用保険率 - 二事業率) × 1/2 + (賃金総額 × 二事業率)

③ 雇用保険に係る印紙保険料 ⇒ 事業主と日雇労働日被保険者が折半負担

□ 一般保険料の額のうち労災保険率に応ずる部分の額については、事業主及び労働者が2分の1ずつを負担することとされている。

[誤り H22年-雇8C]

⇒「事業主が全額負担する。」

□ 海外派遣者の特別加入に係る第3種特別加入保険料については、当該海外派遣者と派遣元の事業主とで当該第3種特別加入保険料の額の2分の1ずつを負担することとされている。[誤り H22年-雇8D]

⇒「全額事業主が負担する。」

□ 事業主は、労働保険徴収法の規定に基づき、一般保険料の額のうち被保険者の負担すべき額に相当する額を当該被保険者に支払う賃金から控除する場合には、文書により、その控除額を労災保険率に応ずる部分の額と雇用保険率に応ずる部分の額とに分けて当該被保険者に知らせなければならない。

[誤り H19年-災10E]

⇒「雇用保険率に応ずる部分の額を被保険者に知らせなければならない。」

【POINT】

労災保険率に応ずる額は、事業主が全額負担するので、知らせる必要はありません。

□ 被保険者が一般保険料を負担するときには、事業主は、被保険者に支払うべき賃金から一般保険料に相当する額を控除することができるが、賃金が週払いである場合において、事業主は、1回分の支払賃金から1か月分に相当する被保険者負担保険料額をまとめて控除することができる。

[誤り H16年-雇8C]

⇒「まとめて控除することはできない。」

【POINT】

賃金から控除できるのは、被保険者に賃金を支払う都度その賃金に応ずる額についてのみ可能なので、設問のようにまとめて控除することはできません。

□ 被保険者が一般保険料を負担する場合に、事業主が被保険者に支払うべき賃金から一般保険料に相当する額を控除したときは、事業主は、労働保険料控除に関する計算書を作成して当該控除額を当該被保険者に知らせなければならない、口頭の通知のみで済ませることはできない。

[正解 H16年-雇8D]

【POINT】

一般的には給与明細書等（労働保険料[雇用保険料]控除に関する欄を設けている明細書）を労働者に交付すれば足りません。

[法 37 条] 不服申し立て 平成 28 年 4 月 法改正により削除

[出題実績] ○択一式 (H22) ◎選択式

H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
—	—	—	—	〇〇	—	—	〇〇	—	〇	—	—	—

[平成 28 年 法改正]
 徴収法から不服申し立てに関する規定はすべて削除され、徴収法に関する処分に不服がある場合は、行政不服審査法に基づいて審査請求をすることになります。

□ **労働保険徴収法の規定による処分に不服がある者は、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であり、かつ、処分があった日の翌日から起算して 1 年以内であれば、厚生労働大臣に審査請求をすることができる。**ただし、**当該期間を超えた場合はいかなる場合も審査請求できない。**

[誤り R2年-雇 10B]
 ⇒ 「正当な理由があるときは、この限りでない。」

【POINT】
 前半の論点は正解で、ただし書き以降が誤りになります。
 労働保険徴収法に関しては、労働者災害補償保険法や雇用保険法のような機関（労働者災害補償保険審査官⇒労働保険審査会又は雇用保険審査官⇒労働保険審査会）を設けていないので、一般法による行政不服審査法に基づく不服申し立てになります。
 ただし、審査請求に関しては、「正当な理由があるとき」は、期間を超えて審査請求できる場合があるので誤りになります。

□ **平成 28 年度の概算保険料に係る認定決定に不服のある事業主は、当該認定決定について、その処分庁である都道府県労働局歳入徴収官に対し、異議申し立てを行うことができる。**

[誤り H28年-災 9A]
 ⇒ 「厚生労働大臣に対して審査請求を行うことができる。」

【POINT】
 ■平成 28 年 4 月 1 日法改正

(徴収法)
 処分庁である都道府県労働局歳入徴収官に異議申立て

(行政不服審査法)
 厚生労働大臣に対して審査請求

□ 平成 28 年度の概算保険料に係る認定決定に不服のある事業主は、当該認定決定について、その処分に係る都道府県労働局に置かれる労働者災害補償保険審査官に対し、審査請求を行うことができる。

[誤り H28 年-災 9B] (行政不服審査法)

⇒「厚生労働大臣に対して審査請求を行うことができる。」

□ 平成 28 年度の概算保険料に係る認定決定に不服のある事業主は、当該認定決定について、厚生労働大臣に対し、再審査請求を行うことができる。

[誤り H28 年-災 9C]

⇒「審査請求を行うことができる。」

□ 平成 28 年度の概算保険料に係る認定決定に不服のある事業主は、当該認定決定について、直ちにその取消しの訴えを提起することができる。

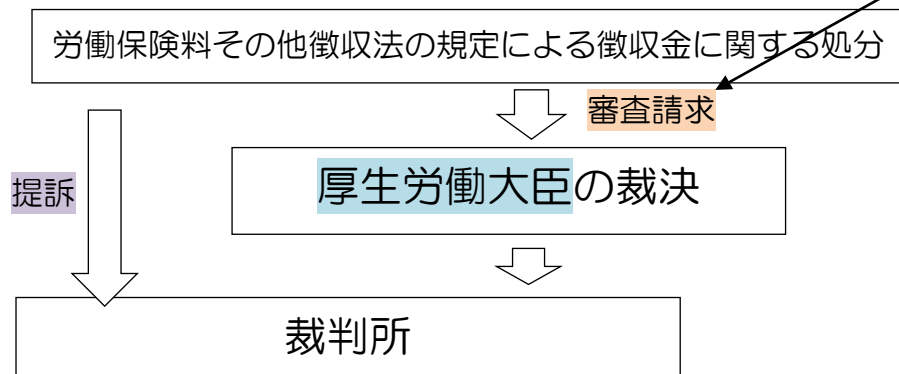
[正解 H28 年-災 9D]

【POINT】

■ 不服申立て

労働保険料その他徴収法の規定による徴収金に関する処分に不服がある者は、行政不服審査法に基づき、厚生労働大臣に審査請求をすることができます。

審査請求は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月を経過したときはすることができない。また、処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときはすることができない。



(改正前)

訴訟に関して、不服申立てを経なければ提訴できないとする定め（不服申立前置）の規定

(改正後)

上記の規定も削除されたため、審査請求を経ずに、直ちにその取消しの訴えを提起することが可能に。

□ 平成 28 年度の概算保険料に係る認定決定に不服のある事業主は、当該認定決定について、取消しの訴えを提起する場合を除いて、代理人によらず自ら不服の申立てを行わなければならない。

[誤り H28 年-災 9E]

⇒「代理人によって行うこともできる。」

【POINT】

事業主は、当該認定決定について、代理人により不服の申立て（審査請求）を行うことができるので誤りです。

□ 労働保険徴収法第 19 条第 6 項の規定による納付済概算保険料の額が確定保険料の額を超える場合の充当の決定の処分について不服があるときは、当該決定処分の処分庁たる都道府県労働局歳入徴収官に対して異議を申し立てをすることができる。

[誤り H25 年-災 8A]（法改正 H28 年 4 月 1 日施行）

⇒「厚生労働大臣に対して審査請求をすることができる。」

【POINT】

行政不服審査法の改正により

従来の異議申し立て（都道府県労働局歳入徴収官に対して異議申し立て）の規定が削除され徴収法に関する不服に関しては、行政不服審査法に基づき、厚生労働大臣に審査請求する流れになります。

□ 労働保険徴収法第 28 条第 1 項の規定による延滞金の徴収の決定の処分について不服があるときは、当該決定処分の処分庁たる都道府県労働局歳入徴収官に対して異議申し立てをすることができる。

[誤り H25 年-災 8B]

⇒「厚生労働大臣に対して審査請求をすることができる。」

□ 労働保険徴収法第 15 条第 3 項の規定による概算保険料の額の認定決定の処分について不服があるときは、当該決定処分の処分庁たる都道府県労働局歳入徴収官に対して異議申し立てをすることができる。、その決定に不服があるときは、厚生労働大臣に対して審査請求をすることができる。

[誤り H25 年-災 8D（改正前は正解）]（法改正）

⇒異議申し立ての個所を削除すれば正解です。

□ 労働保険徴収法第 19 条第 4 項の規定による確定保険料の額の認定決定の処分について不服があるときは、当該決定処分の処分庁たる都道府県労働局歳入徴収官に対して審査請求をすることができ、その裁決に不服があるときは、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができる。

[誤り H25 年-災 8E] (法改正)

⇒ 「審査請求をすることができる。」

【POINT】

不服申立てについて、「異議申立て」の規定があったが廃止。
法改正により「審査請求」に一元化されています。

□ 労働保険徴収法第 25 条第 1 項の規定による印紙保険料の額の認定決定の処分について不服があるときは、当該決定処分の処分庁たる都道府県労働局歳入徴収官に対して審査請求をすることができる。

[誤り H25 年-災 8C]

⇒ 「厚生労働大臣」

□ 追徴金の徴収の決定について不服があるときは、当該決定をした都道府県労働局歳入徴収官に対し、異議申立てをすることができる。

[誤り H15 年-雇 8C]

⇒ 「厚生労働大臣に対して審査請求をすることができる。」

□ 事業主が所定の期限までに確定保険料申告書を提出せず、政府が確定保険料の額を決定したとき、当該決定処分について不服申立てを行う場合には、厚生労働大臣に対する異議申立てをしなければならない。

[誤り H20 年-災 9A]

⇒ 「に対して審査請求をすることができる。」

□ 追徴金の徴収の決定処分について不服申立てを行う場合には、当該決定処分の処分庁たる都道府県労働局歳入徴収官に対する異議申立てをすることはできない。

[正解 H20 年-災 9E]

⇒ 「厚生労働大臣に対して審査請求をすることができる。」

□ 延滞金の徴収の決定処分について不服申立てを行う場合には、当該決定処分の処分庁たる都道府県労働局歳入徴収官に対する異議申立てをすることができる。

[誤り H20年-災9C]

⇒「厚生労働大臣に対して、審査請求をすることができる。」

□ 追徴金の徴収の決定処分の取消しに関する訴訟は、いかなる場合においても、当該決定処分についての審査請求に対する厚生労働大臣の裁決を経た後でなければ、提起することができない。

[誤り H20年-災9B]

⇒「厚生労働大臣の裁決を経ないで、処分の取り消しの訴えを提起することができる。」

□ 事業主が所定の期限までに提出した確定保険料申告書の記載に誤りがあり、政府が確定保険料の額を決定したとき、当該決定処分の取消しに関する訴訟は、当該決定処分についての異議申立てに対する都道府県労働局歳入徴収官の決定を経た後であれば、提起することができる。

[誤り H20年-災9D] (法改正)

⇒「審査請求に対する厚生労働大臣の裁決を経ずに提起することができる。」

[法 41 条他] 雑則

[出題実績] ○択一式 (H21) ◎選択式

H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
—	〇〇	〇〇	—	〇〇	—	〇〇	〇〇	—	〇	—	—	—

□ 労働保険料その他労働保険徴収法の規定による徴収金を納付しない者に対して政府が行う督促は時効の更新の効力を生ずるが、政府が行う徴収金の徴収の告知は時効の更新の効力を生じない。

[誤り R2年-雇 10A]

⇒ 「も時効の更新の効力を生ずる。」

【POINT】

事業者からの徴収金の納付及び政府からの徴収の告知や督促に関しても時効の更新の効力が生じます。

■時効 (法 41 条)

①労働保険料その他この法律の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利は、これらを行行使することができる時から 2 年を経過したときは、時効によって消滅する。

②政府が行う労働保険料その他この法律の規定による徴収金の徴収の告知又は督促は、時効の更新の効力を生ずる。

民法の改正により、「時効の中断」から「時効の更新」に変更
 具体的には、裁判上の請求（訴えの提起）や強制執行・競売により、時効が最初からスタートします。

□ 労働保険料その他労働保険徴収法の規定による徴収金を徴収する権利は、国税通則法第72条第1項の規定により、5年を経過したときは時効によって消滅する。

[誤り H28年-雇10A]

⇒「これらを行使することができる時から2年」

【POINT】

労働保険料その他この法律の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利は、これらを行使することができる時から2年を経過したときは、時効によって消滅するので正解です。

(令和2年法改正)

「2年」⇒「これらを行使することができる時から2年」に文言が改正。

□ 労働保険料の納付義務者の住所及び居所が不明な場合は、公示送達（都道府県労働局の掲示場に掲示すること。）の方法により、督促を行うことになるが、公示送達の場合は、掲示を始めた日から起算して7日を経過した日、すなわち掲示日を含めて8日目にその送達の効力が生じるところ、その末日が休日に該当したときは延期される。

[誤り H29年-雇9D]

⇒「延期されない。」

【POINT】

労働保険料その他法の規定による徴収金に関する公示送達は、当該都道府県労働局の掲示場に掲示することにより行われます。

また、公示送達の効力は、下記の通り8日目になります。

「掲示を始めた日から起算して7日を経過した日、すなわち公示を始めた日を含めて8日目（末日（8日目）が休日に該当しても延期されない。）

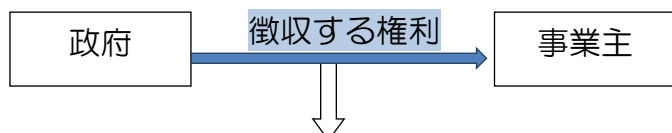
例えば、11月1日に掲示した場合は、11月8日に効力が発生します。

□ 時効で消滅している労働保険料その他労働保険徴収法の規定による徴収金について、納付義務者がその時効による利益を放棄して納付する意思を示したときは、政府はその徴収権を行使できる。

[誤り H28年-雇10B]

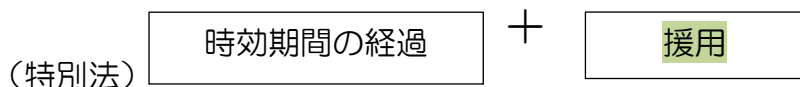
⇒「政府はその徴収権を行使できない。」

【POINT】



この権利を 2 年間、政府が行使できなければ、徴収権は時効により消

(民法) 時効による権利の取得・消滅は、時間が経過しただけでは確定せず、援用(時効が成立したことを主張)が条件



(特別法) 時効期間が経過したら、援用しなくても時効が完成します。

設問は、時効完成後に事業主から納付の意思表示をしても権利を行使できないこととなります。

- 援用が不要 (事業主が、2 年間経過して時効が成立したことを主張することが不要)
- 時効の利益の放棄をしても、徴収権が行使できない。

設問の場合の時効の利益とは、事業主の保険料債務が消滅すること。

時効の利益の放棄とは、保険料の支払いが時効により成立した後、事業主が、保険料を支払う(時効の利益の放棄)意思を示すこと

労働保険料徴収法では、事業主が時効の利益の放棄をしても、政府は徴収権を行使できない。

□ 労働保険料その他労働保険徴収法の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利は、5年を経過したときは、時効によって消滅する。

[誤り H23年-雇10B] (令和2年 法改正)

⇒ 「これらを行使することができる時から2年」

□ 政府が労働保険料その他の労働保険徴収法の規定による徴収金を徴収する権利は、これらを行使することができる時から2年を経過したときは、時効によって消滅するとされているが、この時効には援用は要せず、また、その利益を放棄することができないとされているので、時効成立後に納付義務者がその時効による利益を放棄して徴収金を納付する意思を有しても、政府はその徴収権を行使できない。

[正解 H25年-雇10A]

□ 政府が行う労働保険料その他労働保険徴収法の規定による徴収金の徴収の告知は、時効中断の効力を生ずるので、納入告知書に指定された納期限の翌日から、新たな時効が進行することとなる。

[正解 H28年-雇10C] (改正前)

【POINT】

■改正前

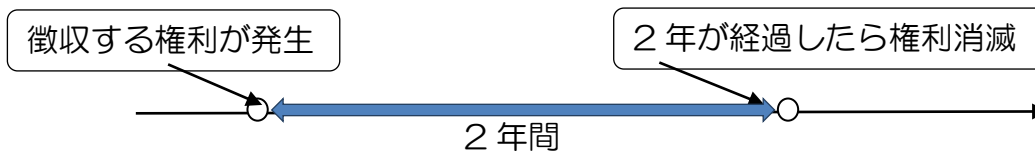
政府が行う労働保険料その他労働保険徴収法の規定による徴収金の徴収の告知は、時効中断の効力を生ずるので、納入告知書に指定された納期限の翌日から、新たな時効が進行することとなる。



■改正後（令和2年法改正）

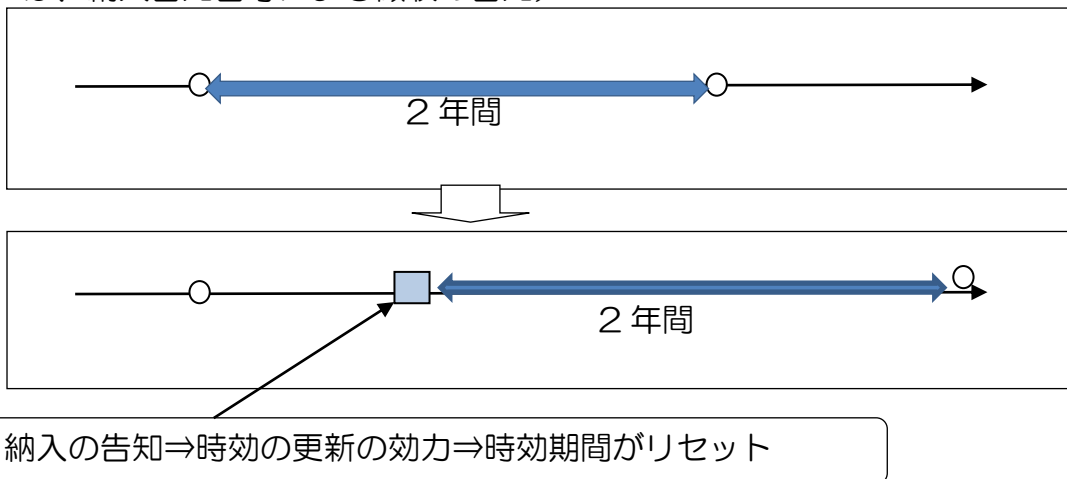
政府が行う労働保険料その他労働保険徴収法の規定による徴収金の徴収の告知は、時効の更新の効力を生ずるので、納入告知書に指定された納期限の翌日から、新たな時効が進行することとなる。

■時効の更新の効力がなければ、2年間で時効が完成



■時効の更新の効力があれば、時効期間の進行が中断（それまで進行してきた時効期間はリセット）

具体的には、納入告知書等による徴収の告知



■新たな時効の起算日は

- 徴収の告知…「納入告知書に指定された納期限の翌日」
- 督促…「督促状の指定期限の翌日」

□ 労働保険徴収法第 15 条第 3 項の規定により概算保険料の額を決定した場合に都道府県労働局歳入徴収官が行う通知には、時効中断の効力はない。

[誤り H23 年-雇 10A]

「時効更新の効力がある。」

【POINT】

労働保険徴収法第 15 条第 3 項とは「概算保険料の認定決定」のことを指します。引き続き読むと「概算保険料の額を決定した場合」とあるので、「労働保険徴収法第 15 条第 3 項の規定により」＝「概算保険料の額を決定した場合」＝「概算保険料の認定決定」と推測がつくと思います。

設問の論点は、「労働保険料の徴収金の徴収の告知又は督促は、時効更新の効力がある。」ということで誤りになります。

□ 厚生労働大臣、都道府県労働局長、労働基準監督署長又は公共職業安定所長が労働保険徴収法の施行のため必要があると認めるときに、その職員に行わせる検査の対象となる帳簿書類は、労働保険徴収法及び労働保険徴収法施行規則の規定による帳簿書類に限られず、賃金台帳、労働者名簿等も含む。

[正解 H28 年-雇 10E]

□ 行政庁は、厚生労働省令で定めるところにより、労働保険の保険関係が成立している事業主又は労働保険事務組合に対して、労働保険徴収法の施行に関して出頭を命ずることができるが、過去に労働保険事務組合であった団体に対しては命ずることができない。

[誤り R1 年-雇 10D]

⇒「命ずることができる。」

【POINT】

行政庁は、厚生労働省令で定めるところにより、保険関係が成立し、若しくは成立していた事業の事業主又は労働保険事務組合若しくは労働保険事務組合であった団体に対して、この法律の施行に関し必要な報告、文書の提出又は出頭を命ずることができる。

過去に労働保険の保険関係が成立していた事業主や労働保険事務組合であった団体に対しても、報告、文書の提出、出頭命令が可能です。

□ 行政庁は、徴収法の施行のため必要があると認めるときは、当該職員に、保険関係が成立していた事業の事業主の事務所に立ち入り、関係者に対して質問させ、又は徴収法及び同法施行規則の規定による帳簿書類のみならずその他必要と認められるいっさいの帳簿書類の検査をさせることができる。

[正解 H16年-雇10C]

□ 行政庁の職員が、確定保険料の申告内容に疑いがある事業主に対して立入検査を行う際に、当該事業主が立入検査を拒み、これを妨害した場合、30万円以下の罰金刑に処せられるが懲役刑に処せられることはない。

[誤り R1年-雇10B]

⇒「6月以下の懲役又は30万円以下の罰金の懲役に処せられる。」

【POINT】

徴収法の罰則は、罰則の規定に該当した場合、「6月以下の懲役又は30万円以下の罰金」で処せられます。(罰則の内容は1つだけ)

□ 雇用保険暫定任意適用事業の事業主が、当該事業に使用される労働者が労働保険徴収法附則第2条第1項の規定による雇用保険の保険関係の成立を希望したことを理由として、労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをした場合には、当該事業主に罰則規定の適用がある。

[正解 H27年-雇8D]

【POINT】

事業主は、労働者が保険関係の成立を希望したことを理由として、労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならず、違反したときは、6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金となります。

□ 事業主が、労働保険徴収法第42条の規定による命令に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は文書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした文書を提出した場合には罰則規定が適用されるが、労働保険事務組合については、同様の場合であっても罰則規定は適用されない。

[誤り H23年-雇10C]

⇒「適用される。」

【POINT】

徴収法の罰則に該当すれば、「6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金」になる。

□ 雇用保険暫定任意適用事業の事業主は、その使用する労働者が徴収法附則第 2 条第 1 項の規定による保険関係の成立を希望したことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならず、これに違反した事業主は、6 か月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処するものとされる。

[正解 H16 年-雇 10D]

□ 労働保険事務組合が、労働保険徴収法第 36 条及び同法施行規則第 68 条で定めるところにより、その処理する労働保険料等徴収及び納付簿を備えておかない場合には、その違反行為をした当該労働保険事務組合の代表者又は代理人、使用人その他の従業者に罰則規定の適用がある。

[正解 H27 年-雇 8A]

【POINT】

労働保険事務組合の「帳簿の備付け」等の違反行為をした場合には、その違反行為をした労働保険事務組合の代表者又は代理人、使用人その他の従業者に対して、6 月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処します。

■徴収法の罰則、罰金は下記のみ

事業主	労働保険事務組合
6か月以下の懲役又は 30万円以下の罰金	

□ 法人でない労働保険事務組合であっても、当該労働保険事務組合の代表者又は代理人、使用人その他の従業者が、当該労働保険事務組合の業務に関して、労働保険徴収法第 46 条又は第 47 条に規定する違反行為をしたときには、その行為者を罰するほか、当該労働保険事務組合に対しても、罰則規定の適用がある。

[正解 H27 年-雇 8E]

【POINT】

「その行為者を罰するほか、当該労働保険事務組合に対しても罰則規定の適用がある。」ということで、両罰規定になります。

従業員がした罰に関して会社や個人事業主も同様に罪を問われる。

□ 事業主は、労働保険徴収法施行規則第73条第1項の代理人を選任し、又は解任したときは、代理人選任・解任届を所轄労働基準監督署長又は所轄公共職業安定所長に提出しなければならない。

[正解 H25年-災9E]

□ 雇用保険暫定任意適用事業の事業主が、当該事業に使用される労働者の2分の1以上が希望する場合において、その希望に反して雇用保険の加入の申請をしなかった場合、当該事業主には罰則規定が適用される。

[正解 H23年-雇10E]

□ 事業主若しくは事業主であった者又は労働保険事務組合若しくは労働保険事務組合であった団体は、労働保険徴収法又は労働保険徴収法施行規則の規定による書類をその完結の日から3年間（雇用保険被保険者関係届出事務等処理簿にあっては、4年間）保存しなければならない。

[正解 H28年-雇10D]

□ 事業主若しくは事業主であった者又は労働保険事務組合若しくは労働保険事務組合であった団体は、労働保険徴収法又は労働保険徴収法施行規則による書類を、その完結の日から5年間保存しなければならない。

[誤り H23年-雇10C]

⇒「3年間（雇用保険被保険者関係届出事務等処理簿は4年間）」

□ 日雇労働被保険者を使用した場合に事業主が備え付けておく印紙保険料の納付に関する帳簿：保存期間3年

[正解 H22年-雇9A]

□ 雇用保険の被保険者に支払う賃金からその者の負担すべき一般保険料の額に相当する額を控除する場合に、当該控除額を記載した帳簿で、事業主が備え付けておく一般保険料控除計算簿：保存期間3年

[正解 H22年-雇9B]

□ 労働保険事務組合が備え付けておく労働保険料等徴収及び納付簿：保存期間 3 年
[正解 H22 年-雇 9C]

□ 概算・確定保険料申告書の事業主控：保存期間 4 年
[誤り H22 年-雇 9D]
⇒ 「保存期間 3 年」

□ 労働保険事務組合が備え付けておく雇用保険被保険者関係届出事務等処理簿：保存期間 4 年
[正解 H22 年-雇 9E]

□ 事業主は、あらかじめ代理人を選任した場合であっても、労働保険徴収法施行規則によって事業主が行わなければならない事項については、その代理人に行わせることができない。
[誤り R1 年-雇 10E]
⇒ 「できる。」

【POINT】

「事業主は、あらかじめ代理人を選任した場合には、この省令によって事業主が行わなければならない事項を、その代理人に行なわせることができる。」ということで正解です。

□ 事業主は、あらかじめ代理人を選任した場合には、労働保険徴収法施行規則によって事業主が行わなければならない事項を、その代理人に行わせることができるが、事業主は、代理人を選任したときは、所定の事項を記載した届書により、その旨を所轄労働基準監督署長又は所轄公共職業安定所長に届け出なければならない。
[正解 H19 年-災 10B]

【計算問題】

【出題実績】 ○択一式（H22） ◎選択式

H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○○	—	—

注意：保険料率等は、出題当時になっています。

□ 本問においては、保険料の滞納はないものとし、また、一般保険料以外の対象となる者はいないものとする。

保険関係成立年月日：令和元年 7 月 10 日
 事業の種類：食料品製造業
 令和 2 年度及び 3 年度の労災保険率：1000 分の 6
 令和 2 年度及び 3 年度の雇用保険率：1000 分の 9
 令和元年度の確定賃金総額：4,000 万円
 令和 2 年度に支払いが見込まれていた賃金総額：7,400 万円
 令和 2 年度の確定賃金総額：7,600 万円
 令和 3 年度に支払いが見込まれる賃金総額 3,600 万円

■上記の数字を表にしたもの

	令和元年	令和2年度	令和3年度
概算	—	7,400 円	3,600 円
確定	4,000 万円	7,600 円	—
労災保険率	6 / 1,000	6 / 1,000	6 / 1,000
雇用保険率	9 / 1,000	9 / 1,000	9 / 1,000

□ 令和元年度の概算保険料を納付するに当たって概算保険料の延納を申請した。当該年度の保険料は 3 期に分けて納付することが認められ、第 1 期分の保険料の納付期日は保険関係成立の日の翌日から起算して 50 日以内の令和元年 8 月 29 日までとされた。

【誤り R3年-雇 10A】

⇒「2期」

【POINT】

継続事業の保険関係成立が年度途中の場合の延納回数は、下記になります。

4 / 1 ~ 5 / 31	6 / 1 ~ 9 / 30	10 / 1 ~ 3 / 31
↓	↓	↓
3期	2期	1期（延納なし）

問題文では、保険関係成立年月日が、令和元年 7 月 10 日なので、3期ではなく、2期に分けて延納が可能です。

後半の論点

⇒第 1 期分の保険料の納付期日は保険関係成立の日の翌日から起算して 50 日以内なので、令和元年 8 月 29 日で正しい内容です。

□ 令和2年度における賃金総額はその年度当初には7,400万円が見込まれていたため、当該年度の概算保険料については、下記の算式により算定し、111万円とされた。

$$7,400 \text{ 万円} \times 1000 \text{ 分の } 15 = 111 \text{ 万円}$$

[誤り R3年-雇10B]

$$\Rightarrow 4,000 \text{ 万円} \times 1,000 \text{ 分の } 15 = 60 \text{ 万円}$$

【POINT】

継続事業の概算保険料

原則	特例
その保険年度に使用するすべての労働者に係る賃金総額の見込額	ただし、原則の金額が、「直前の保険年度の賃金総額の <u>100 分の 50 以上 100 分の 200 以下</u> である場合」



前保険年度の賃金総額（確定分）を使用して計算

	令和元年	令和2年度	令和3年度
概算	—	7,400 円	3,600 円
確定	4,000 万円	7,600 円	—
労災保険率	6 / 1,000	6 / 1,000	6 / 1,000
雇用保険率	9 / 1,000	9 / 1,000	9 / 1,000

設問の場合、令和2年度の概算保険料の7,400万円は、令和元年度の4,000万円の「100分の50以上100分の200以下」に該当するので、特例を使用します。

従って、令和2年度の概算保険料の金額は、
4,000万円 × 1000分の15 = 60万円になります。

□ 令和3年度の概算保険料については、賃金総額の見込額を3,600万円と算定し、延納を申請した。また、令和2年度の確定保険料の額は同年度の概算保険料の額を上回った。この場合、第1期分の保険料は下記の算式により算定した額とされた。

$$3,600 \text{ 万円} \times 1000 \text{ 分の } 15 \div 3 = 18 \text{ 万円} \dots \textcircled{1}$$

$$(\text{令和2年度の確定保険料}) - (\text{令和2年度の概算保険料}) \dots \textcircled{2}$$

$$\text{第1期分の保険料} = \textcircled{1} + \textcircled{2}$$

[正解 R3年-雇10C]

【POINT】

	令和元年	令和2年度	令和3年度
概算	—	7,400円	3,600円
確定	4,000万円	7,600円	—
労災保険率	6 / 1,000	6 / 1,000	6 / 1,000
雇用保険率	9 / 1,000	9 / 1,000	9 / 1,000

令和3年度の概算保険料が「100分の50以上100分の200以下」に該当しないので「7,600万円」を採用せず「3,600万円」で算定します。

□ 令和3年度に支払いを見込んでいた賃金総額が3,600万円から6,000万円に増加した場合、増加後の賃金総額の見込額に基づき算定した概算保険料の額と既に納付した概算保険料の額との差額を増加概算保険料として納付しなければならない。

[誤り R3年-雇10D]

⇒ 「増加概算保険料の要件に該当しないので、納付する必要はない。」

【POINT】

増加概算保険料の要件は、「増加後の保険料算定基礎額の見込額が増加前の保険料算定基礎額の見込額の100分の200を超え」、かつ、「増加後の保険料算定基礎額の見込額に基づき算定した概算保険料の額と既に納付した概算保険料の額との差額が13万円以上」になります。

「3,600万円⇒6,000万円」は、「100分の200を超え」の要件を満たしていないので、増加概算保険料の納付は必要ありません。

7,200万円を超えて増加した場合に、増加概算保険料の要件に該当します。

□ 令和3年度の概算保険料の納付について延納を申請し、定められた納期限に従って保険料を納付後、政府が、申告書の記載に誤りがあったとして概算保険料の額を決定し、事業主に対し、納付した概算保険料の額が政府の決定した額に足りないと令和3年8月16日に通知した場合、事業主はこの不足額を納付しなければならないが、この不足額については、その額にかかわらず、延納を申請することができない。

[誤り R3年-雇10E]

⇒「延納を申請することができる。」

【POINT】

認定決定された概算保険料についても、延納の申請をすることができるので誤りです。

□ 甲会社の事業内容、雇用保険被保険者数等は、以下のとおりである。甲会社の平成30年度分の概算保険料の雇用保険分の額は600,000円である。

[正解 H17年雇 改題]

①事業内容 **建設業**

②雇用保険に係る労働保険関係の成立日 平成13年4月1日

③雇用保険被保険者数 7名（短期雇用特例者及び日雇労働被保険者はいない）

④雇用保険被保険者の令和2年度当初の年齢

35歳の者 2名、40歳の者 2名、59歳の者 1名、

60歳の者 1名、65歳の者 1名

⑤賃金総額の見込み額 5000万円（このうち上記60歳の者に係る賃金額 600万円、65歳の者に係る賃金額 400万円）

【POINT】

（令和3年度の雇用保険率）

一般の事業で9/1000

農林水産・清酒製造の事業で11/1000

建設の事業で12/1000である。

したがって、5,000万円 × $12/1000$ = 600,000円 となる。

令和2年法改正により、高年齢労働者の保険料免除の規定は、廃止。

計算問題は、実務でも必ず必要になります。合わせて、前提条件になる数字（今回の設問では、建設の事業の雇用保険率）はしっかり頭に入れて置く必要があります。

今回の計算問題は、概算保険料の雇用保険分の算出です。

□ A会社の事業内容、労働者数等は、以下のとおりである。A会社の令和2年度分の確定保険料の労災保険分の額は、90,600円である。[正解 B H20年災] (改題)

- (1) 事業内容 小売業
- (2) 保険関係の成立年月日 平成元年2月26日
- (3) 労災保険率 1000分の3
- (4) 一般拠出金率 1000分の0.02
- (5) 労働者数 15名
(このうち令和2年4月1日において満64歳以上の者は2名である。)
- (6) 令和2年度に支払われた賃金総額 30,000,400円
(このうち上記64歳以上の者2名に支払われた賃金総額は500万円である。)

【POINT】
労働保険料の労災保険分には、一般拠出金は含めません。

誤り	正解
$30,000,000 \text{円} \times (3/1,000 + 0.02/1,000)$ =90,600円	$30,000,000 \text{円} \times 3/1,000$ =90,000円

□ 以下の派遣労働者に係る平成 29 年度分の労働保険料（確定保険料分）について、派遣元事業主及び当該派遣労働者に係る労働者派遣の役務の提供を受ける者（以下「派遣先事業主」という。）が納付するものとして、正しいものはどれか。なお、賃金総額及び派遣元事業主、派遣先事業主の事業内容等は、以下のとおりである。また、派遣元事業主は、下記派遣先にのみ労働者を派遣するものである。

[正解 E H21 年雇-10] (改題)

派遣労働者	平成 28 年度において、派遣元事業主が雇用した満 60 歳以下の労働者であり、雇用保険の一般被保険者である。 派遣労働者の総数は 30 名である。
賃金総額	平成 28 年度において、上記派遣労働者に支払われた賃金総額は、1 億円である。

	派遣元事業主	派遣先事業主
事業内容	その他の各種事業 (労働者派遣事業)	自動車製造業
(参考) 保険率	保険率 (労災保険率) ・輸送用機械器具製造業 (船舶製造又は修理業を除く。) 1,000 分の 4 ・その他の各種事業 1,000 分の 3 (雇用保険率) ・一般の事業 1,000 分の 11	

	派遣元事業主	派遣先事業主
A	なし	1 億円× (1,000 分の 4 + 1,000 分の 11)
B	1 億円×1,000 分の 11	1 億円×1,000 分の 4
C	1 億円×1,000 分の 11	1 億円×1,000 分の 4
D	1 億円× (1,000 分の 3 + 1,000 分の 11)	なし
E	1 億円× (1,000 分の 4 + 1,000 分の 11)	なし

【POINT】派遣に関しては、派遣元の事業が労災保険、雇用保険の適用事業になり、一般保険料は派遣元の労働保険の保険関係に基づき徴収されます。
 ただし、派遣に関する労災保険率は、派遣先での作業実態に応じ決定されるので、設問の場合は、派遣先である自動車製造業ということで労災保険率は 1,000 分の 4 を使います。
 したがって、(E) の 1 億円× (1,000 分の 4 + 1,000 分の 11) が正解になります。